

昭和三十八年十二月

### 四日市市議会会議録目次

才一号（十二月十三日）

ページ

会議録署名議員の指名について……………一六

会期の決定について……………一七

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算その他について

議案説明……………一七

予算外義務負担契約その他について

議案説明……………二九

昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について

議案説明・質疑・決算特別委員会設置・付託……………三〇

才二号（十二月十六日）

一般質問

野崎貞芳君 計量法の運用についてその他……………五一

北村与市君

公害問題のその後の経過と処置についてその他……………五九

日比義平君

行政機構の改革について……………	七八
早川和一君	
市有地財産の管理について……………	八一
伊藤太郎君	
下水道施設についてその他……………	八五
橋詰興隆君	
中小企業振興対策について……………	九一
前川辰男君	
交通安全都市宣言についてその他……………	一〇二
坂上長十郎君	
市長の市政に対するビジョンについてその他……………	一一〇
オ三号(十二月十七日)	
一般質問	
坂上長十郎君(続)	
市長の市政に対するビジョンについてその他……………	一三七
大島武雄君	
公害問題についてその他……………	一七六
喜多野等君	
労働会館の建設についてその他……………	二〇〇
訓覇也男君	
行政機構とその運営についてその他……………	二〇二
昭和三十八年度四日市市歳入歳出オ七回追加更正予算その他について	
質疑：委員会付託……………	二一八
予算外義務負担契約その他について	
質疑：委員会付託……………	二四四
工事請負契約の締結について	
議案説明：質疑：委員会付託……………	二四四
オ四号(十二月二十三日)	
昭和三十八年度四日市市歳入歳出オ七回追加更正予算その他について	
委員長報告：質疑、討論、議決……………	二六五
予算外義務負担契約その他について	
委員長報告：質疑、討論、議決……………	二九四
工事請負契約の締結について	
議案説明：質疑、討論、議決……………	二九六
菰野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について……………	二九八
陳情書審査結果報告その他について……………	

採否決定

二九九

昭和三十八年十二月十三日

四日市市議會議定例會會議錄(第一号)

四日市市議會

○出席議員(三十六名)

昭和三十一年四月四日市市議會議事速記録 才一號  
○昭和三十一年十二月十三日(金曜日)午後二時四分開會

坂	宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	綿	北	伊	米
上	崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	田
長	春	愛	太	政	辰	野	久	妙	祐	安	与	宗	好	
十						等	雄	子	勇	一	吉	市	一	兼
郎	吉	次	郎	一	男	君	君	君	君	君	君	君	君	速
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	記

○議案説明のため出席した者(四十四名)

厚	産	税	総	収	助	市
生	業	務	務	入		
部	部	部	部	役	役	長
長	長	長	長			
村	市	園	林	川	庄	平
木	川	浦	崎	司	田	
喜	善	和	義	祐	良	佐
代	己	男	男	一	一	矩
次	雄	君	君	君	君	君
君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(三名)

波	味	酒
部	岡	井
権	一	昌
太郎	郎	一
君	君	君

増	山	訓	谷
山	本	蜀	口
英	栄	也	専
一	一	男	九
君	君	君	君

永	橋	服	笠	高	山	早	加	前	大	須	伊	矢	荒	日	野	中	田
田	詰	部	田	橋	中	川	藤	川	島	藤	藤	田	木	比	崎	島	村
利	興	昌	七	伊	忠	和	定	宗	武	総	泰	繁	武	義	貞	忠	末
一	隆	弘	衝	祐	一	一	男	雄	雄	太郎	一	郎	治	平	芳	勝	松
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

清掃才二課長	社会福祉事務所長	保險課長	民生課長	事業課長	耕地課長	農林課長	商工課長	徵集課長	稅務課長	市民課長	總務課長	會計課長	人事課長	開發局開發部長	建設部長	土木部長	衛生部長
荒木	西川	川口	村山	森	奧	芝田	三輪	新山	平山	喜田	天野	小林	佐々木	鬼頭	白峰	城井	中山
三郎	敏郎	崑	了	市郎	仁人	敬太郎	喜代司	篤	清三	喜重郎	正春	清	晃精	鉄郎	久駿	義夫	英郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

土木課長	都市計画課長	監理課長	開發局企画室長	開發局開發室長
杉本	長谷川	杉本	阿南	六田
義広	正逸	治芳	輝彦	猶裕
君	君	君	君	君

消防課長	總務課長
竹内	黒田
鉄雄	八二郎
君	君

市立病院事務長	副事務長
松野	田中
憲亮	正一郎
君	君

水道局長	技術部長	總務課長	業務課長	工業課長	擴張課長
岩野	山本	滝	小林	加藤	美濃部
見齋	文雄	伝之助	正	弘	博美
君	君	君	君	君	君

教 育 長 山 本 軍 一 君  
 總 務 課 長 小 林 義 喜 君  
 学 校 教 育 課 長 伊 藤 正 男 君  
 社 会 教 育 課 長 西 尾 勇 君

○市議会议務局（五名）

事 務 局 長 菊 地 英 也 君  
 議 事 係 長 川 原 田 裕 君  
 調 査 係 長 小 坂 靖 君  
 主 事 坂 倉 紀 久 君  
 主 事 佐 藤 正 俊 君

○議事日程 才一 号

- 昭和三十八年十二月十三日（金）午後二時開会  
 才一 会議録署名議員の指名について  
 才二 会期の決定について  
 才三 議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算……議案説明

- 才四 議案才一四〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算……議案説明  
 才五 議案才一四一号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算……  
 才六 議案才一四二号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算……  
 才七 議案才一四三号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算……  
 才八 議案才一四四号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出才一回追加更正予算……  
 才九 議案才一四五号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算……  
 才一〇 議案才一四六号 起債について……  
 才一一 議案才一四七号 起債条件更正について……  
 才一二 議案才一四八号 起債について……  
 才一三 議案才一四九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……  
 才一四 議案才一五〇号 四日市市営魚市場特別会計条例の制定について……

才一五	議案才一五一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	議案説明
才一六	議案才一五二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃
才一七	議案才一五三号	市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認につい て……………	〃
才一八	議案才一五四号	四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について……………	〃
才一九	議案才一五五号	消防用施設の取得について……………	〃
才二〇	議案才一五六号	市有地の交換について……………	〃
才二一	議案才一五七号	予算外義務負担契約について……………	〃
才二二	議案才一五八号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二三	議案才一五九号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二四	議案才一六〇号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二五	議案才一六一号	市道路線認定について……………	〃
才二六	議案才一三八号	昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会 計等歳入歳出決算認定について……………	議案説明……………質疑……………決算特別委員会設置……………付託

○本日の会議に付した事件  
才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三	議案才一三九号	昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算
才四	議案才一四〇号	昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算
才五	議案才一四一号	昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算
才六	議案才一四二号	昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算
才七	議案才一四三号	昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算
才八	議案才一四四号	昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算
才九	議案才一四五号	昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
才一〇	議案才一四六号	起債について
才一一	議案才一四七号	起債条件更正について
才一二	議案才一四八号	起債について
才一三	議案才一四九号	四日市市委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
才一四	議案才一五〇号	四日市市営魚市場特別会計条例の制定について
才一五	議案才一五一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について
才一六	議案才一五二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について
才一七	議案才一五三号	市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認について
才一八	議案才一五四号	四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について
才一九	議案才一五五号	消防用施設の取得について

才二〇 議案才一五六号 市有地の交換について  
才二一 議案才一五七号 予算外義務負担契約について  
才二二 議案才一五八号 工事請負契約の締結について  
才二三 議案才一五九号 工事請負契約の締結について  
才二四 議案才一六〇号 工事請負契約の締結について  
才二五 議案才一六一号 市道路線認定について  
才二六 議案才一三八号 昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計等歳入歳出決算認定について

○議長（田村末松君） ただいまから昭和三十八年十二月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十四名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才一号によりとり進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

なお、二宮助役、財務課長、下水道課長、港湾課長及び教育委員長は、公務のため欠席いたしましたから御了承をお願いいたします。

○議長（田村末松君） ただいまより、会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、志積議員、鈴木愛次議員にお願いすることにいたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より十二月二十三日までの十一日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって会期は、十一日間と決定いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三、議案才百三十九号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算ないし日程才二十、議案才百五十六号市有地の交換についての十八件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について、御説明を申し上げます。

議案才百三十九号は、昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算でありまして、今回の追加更正のもの、国庫補助等の決定しました土木災害復旧工事費、久保田追分線のうち三滝川に架設する新三滝橋の架設事業費並びに町・小生線等にかかる都市計画街路築造工事費、久保田追分線のうち三滝川に架設する新三滝橋の架設事業費並びに国直轄事業四日市港改修費負担金、県公共事業の都市計画事業費負担金及び四日市港改修費負担金、先般行ないました衆議院議員選挙費、機械金属工業団地造成に対する補助金等やむをえないものの追加更正をいたしましたほか、遠洋漁業基地に設置されております魚市場の魚舎建設に対して今回起債が決定したことによりその建設費を計上すると

ともに、これを一般会計と区分するため、特別会計の設置等をお願いしたものでありまして、その追加総額は、三億六千六百一十一万一千五百七十円となり、これを含めると予算総額は、三十七億七千三百一十二万八千六百四十円となるのであります。

以下、歳出からその主な概要について御説明申し上げます。

市役所費におきましては、老朽化した乗用自動車一台の買替費及び都市埋携その他渉外関係による交際費不足分の追加等のほか、今回市営魚市場費を特別会計として組みかえ処理したことによる職員二名分の給与等の更正減額及びかねてから進めております事務改善について、種々検討の結果最近事務機械等についても比較的<sup>概</sup>低廉で能率的なものが作成せられるに至ったこと、その進め方についても段階的に効果を検討しながら行なうことがよりの確であること等の判断をえましたので、これに伴なう機械購入費の更正減額等をお願いするものであります。

土木費におきましては、県工業用水道用地と関連して築造してまいりました久保田・追分線について、三滝川に架設する新三滝橋架設事業費及びこんごの路線に架設を予定しております新海蔵橋及び新山の一色橋取り付け道路の用地買収費、過設の全員協議会において御説明申し上げました中央通り北側歩道の舗装工事費並びに今回国庫補助の決定いたしました過年度災害復旧工事費等の追加をお願いしております。財源といたしましては、新三滝橋架設工事費につきましては県企業庁からの弁償金六百万円、災害復旧工事費に対しましては補助及び起債の追加分を歳入に計上いたしました。

都市計画費は、街路費におきましては今回千才町・小生線及び子酉・八王子線の街路築造費並びに浜一色一の縄線街路舗装工事費の本年度の国庫補助割当が決定いたしましたので、これに伴なう事業費の更正減額と、新たに子酉・八王子線の国鉄貨車引込線踏み切りが狭いため拡巾に要する工事委託金を計上いたしましたほか、議案才百五十

六号をもってお願いしております千才町・小生線の道路敷取得のため、同道路敷を市有地と交換するための交換差金を計上いたしました。なお、この財源といたしましては、子酉・八王子線拡巾工事につきましては約三分の二の額を三菱化成株式会社からの負担金として歳入に計上しております。

その他公園費におきましては、さきに寄贈を受けました諏訪噴水の維持費と、都市計画事業費負担金におきましては、昭和三十八年度県公共事業の都市改造事業費負担金をお願いしたものであります。

港湾費におきましては、磯津漁港局部改良工事費及び三十七年災害磯津漁港災害復旧工事費の国庫補助決定に伴なう事業費の更正をお願いしたものでありまして、いずれも既決予算の範囲内において事業費の内容変更を行なうものであります。

また港湾事業費負担金は、四日市港にかかる昭和三十八年度国直轄事業及び県公共事業に対する市負担金をお願いしたものであります。財源といたしましては、直轄事業に対しましては約六〇％、<sup>県</sup>今共事業負担金に対しましては約四〇％の起債を歳入に計上いたしました。

教育費におきましては、校舎建設費では過設市議会全員協議会で御説明申し上げました高花平小学校建設費並びに今回国庫補助の見直しをえしました富洲原中学校屋内体育館の建設費をお願いしたものであります。高花平小学校は、鉄筋コンクリート二階建延べ二百七十三坪で普通教室八教室、富洲原中学校屋内体育館は、鉄筋作り平屋建て二百三十六坪を新築するものであります。

また、富田中学校及び海蔵小学校校舎の改築は、明年度の事業として行なう予定でありますので、本年度はその準備を行なうため旧校舎の移築費並びに地耐力調査費、設計委託料等を計上いたしました。なお、財源といたしましては、国庫補助金と起債を歳入に計上しております。

公民館費におきましては、同和教育等の諸経費と、北部公民館前の国道一号线舗装改修に伴う必要となつてまいりました歩道横断通路の工事委託金をお願いしました。

同和教育関係費につきましては、同額を国庫委託金として歳入に計上しております。

その他今回新しく水沢地区に教職員住宅を設置するための予算をお願いいたしました。水沢地区は、市の中心部から相当の遠隔地にあるため、教員の配置等につきましても種々困難な問題があり、教育上思わしくない結果の生ずることも予想されますので、今回同地区に最終計画といたしましては、教員の教職員住宅を建設いたしたく本年等は差し当り二戸の建設をお願いしたものであります。

なお、この住宅は県から若干の補助金が交付されますが、別案予算外義務負担契約により御審議をお願いしておりますように、市として公立学校共済組合の資金により委託事業として建設し、市が賃借するものであります。賃借料が建築資金相当額に達したとき、市に所有権の譲渡が行なわれるものであります。

従つて歳入には、同組合からの工事委託金を計上しております。

社会及び労働施設費は、公営住宅費におきましては公営住宅修繕料の不足分、失業対策費におきましては臨時就労事業の廃止及び就労者欠員の補充等による就労人員の増加並びに賃金改定に伴う労務賃金の追加等を計上いたしましたほか、養護施設費など、主として施設関係では若干のやむをえない経費をお願いしております。

なお、財源といたしましては、補助失対事業費につきましては、三分の二の国庫補助金を歳入に計上いたしました。保険衛生費中体育施設費の追加は、市営プール三カ所の水道料の不足でありまして、オリンピック選手強化練習のため使用時間を延長して利用の便をはかったことと、眼病予防のため換水浄化の回数を増加したことなどのため、料金に不足を生じたので追加をお願いするものであります。

環境衛生費におきましては、今回国が公共用水域の水質の保全に関する法律に基づき、四日市海域の水質基準を設定するため、その基礎的実態調査を行なうことになったことに伴ない、これを推進するため、県及び関係市町村におきまして四日市海域水質基準設定協議会が設置されましたので、これに対する本市の負担金をお願いしたものであります。

し尿処理費では、さきに新正地区国道沿いに投入槽を設置し、パイプにより処理場へ圧送処理する計画で予算をお願いしておりましたが、その後種々検討の結果、処理場の隣接地に投入槽を設けるほうが能率的であるとの結論をえましたので、今回これに必要な工事費をお願いし、既決予算を更正いたしたいと存じます。

なお、この工事は県の鹿化川改修工事とも関連しますので、本年度と来年度にわたつて行なうため、今回は地耐力調査、貯溜槽、基礎工事、才一仮受槽、投入施設上屋等の工事費並びに国鉄に対して関西線横断パイプ布設工事の委託を行なうたいと存じます。

都市下水路費におきましては、排水場運転囑託員の時間外勤務手当、日直手当、下水路維持作業のための臨時人夫賃不足分、本年の長雨及び雨池排水場稼働により不足を生じた排水場ポンプ運転のための電力及び油脂不足分並びに東富田地内国道一号线の改修に関連して同国道に布設されております下水管の改修に要する経費等をお願いしたものであります。

産業経済費中農業委員会費につきましては、農業計画樹立の基礎資料として昭和三十五年度及び三十六年度の両年度にわたつて整備しました農家台帳の再補正に要する経費と、農業基幹労働力の確保をはかる目的で設置されました農業労働力調整協議会運営費並びに戦後の農地改革により農地を売り渡した地主の実態を調査するための調査費等を計上いたしました。

なお、これらの事業は財源といたしまして、農家台帳の再補正費及び農業労働力調整協議会運営費につきましては二分の一の県補助金、農地等被買収者実態調査費につきましては全額県委託金を歳入に計上いたしました。

農業振興費では、本年度実施の農業構造改善事業に付帯事務費として補助金が交付されることになったこと及び保地区外五つの養蚕農業協同組合が実施いたしました桑い縮病防除事業につきましては二分の一の県補助金と同じく二分の一の養蚕農業協同組合寄付金等を歳入に計上いたしました。

畜産奨励費の追加は、県農業協同組合及び高角酪農組合が、酪農経営の合理化のため表作から飼料作物への転換助長のため行なう飼料調整共同施設設置事業に対する補助金と、三重県特産肉協会の分担金をお願いしたものであります。

遠洋漁業基地費は、今回同基地に設置しております魚市場の魚舎建設に対して起債が認められましたので、これを機会に、事業の性格上一般会計と区分して経理することが適当でありますので一月から特別会計として運営することとし、一般会計から外して特別会計を設置いたしました。

耕地事業費につきましては、市営土地改良事業に対する国の割当事業費変更に伴なう減額更正、県単独土地改良事業費の割当決定に伴なう追加、神前地内において行なう水道局委託による水路工事費、全市域にわたる市単独土地改良事業費の追加等のほか、耕地災害復旧費におきまして菰野町を事業主体とする水井頭首工事に対する本市負担金等をお願いしたものであります。

なお、この財源といたしましては、県単独土地改良事業費につきましては三〇%の県補助金と四九%の地元負担金水道局委託工事費につきましては、全額を歳入に計上いたしました。

商工業奨励費におきましては、かめてから八郷地区広水地内に機械金属工業団地の造成を推進してまいりましたが

すでに用地造成に着手し、工場建物の建設も近く着手する段階になりましたので、団地造成工事のうち、道路、排水路等公共的な性格をもつ費用を対象として補助金を交付いたしたく、本年度分として五百万円の前算をお願いした次第であります。

なお、この団地造成につきましては、公共的な道路、排水路、用水路及び護岸等の工事費は二千八百余万円となりますが、本年度以降数年間にわたりこれを限度として補助を行ないたいと存じます。

その他、この項につきましては、中小企業金融対策として中小企業振興資金貸付金及び三重県信用保証協会への出損金等の追加を計上いたしました。

開発調査費のうち開発費では、北勢地盤沈下調査会負担金の更正減額、四玖国道期成同盟会分担金、南四日市駅開業祝賀式経費分担金等の追加をお願いしたものであり、指定統計調査費は、県委託金の決定に伴ない経費の追加更正を行なったものであります。

選挙費は、さる十一月二十一日執行されました衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要した諸経費を計上したものでありまして、財源といたしましては、国庫負担金約二百八十九万円を歳入に計上いたしました。

公債費の更正減額は、特別会計魚市場費設置に伴なう償還金及びその利子分を更正するものであります。

諸支出金におきましては、所得額の確定により当初見込みより増加いたしました市税過納返還金及び還付加算金、広報臨時号の増刊及び町自治会増設等に伴なう広報費の不足分、住居表示整備事業につきましては、当初は街区表示板を広告等を含めた寄付により作成する予定でありましたが、事業の性質上適当ではありませんので、当初の予定を変更したため必要となつてまいりました街区表示板の購入費、予算外義務負担として行なう南部丘陵地開発資金の借入れに伴なう利子補償金等をお願いいたしましたほか、かねてから市内の農家を対象として四日市有線放送農業協同

組合が設立され、昭和三十七年十二月以来設備工事が進められておりましたが、本年十二月末をもって完成せられる見込みでありますので、種々検討の結果、農業地域の振興を目的として総額三千万円の補助金を交付いたしたいと存じますが、補助金の交付は教年度をもって支出いたしたく、今回は本年度分として五百万円を計上いたしました。

なお、そのほかかねてから懸案となっております海星中、高等学校体育館の建設につきましても、教年間にわたり千五百万円の補助金を交付いたしたく、今回は本年度分として三百万円を計上いたしました。

繰出金は、一月より特別会計として設置いたします特別会計魚市場費に対する繰出金を計上したものであります。次に、歳入につきましては、歳出の各費目で御説明申し上げました特定財源のほか、市税増収分等をもって収支の均衡をはかりました。

次に、議案才百四十号は、昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算案であります。

市立病院につきましては、過般行なわれました地方公営企業法の一部改正により明年度から同法中の財務関係規定が適用になりますので、これに要する印刷費等の諸経費と病院利用者の増加に伴なう薬品費等原材料費の追加等を願したものであります。財源といたしましては、主として使用料収入増収分をもって収支の均衡をはかりました。

議案才百四十一号は、昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算案であります。

本予算は、人事異動により職員の給与関係経費に異動を生じたので、その追加更正をお願いするものであります。なお、この不足額は、予備費の更正減額をもって賄うものであります。

議案才百四十二号は、昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算案であります

本予算案は、国民健康保険法の改正によりまして、本年十月から従来五割の療養給付率が世帯主のみ七割に引き上げられましたのと、医療費の地域差撤廃に伴なう追加をお願いしたものであります。財源といたしましては、保険料国庫負担金、特別調整交付金、前年度繰越金等をもって収支の均衡をはかりました。

議案才百四十三号は、四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算案であります。業務費におきましては、職員の時間外勤務手当不足分、高花平処理場の管理に伴なう特殊勤務手当及び日直手当の追加及び軽自動車購入費等を計上したものであります。

また、築造費におきましては、南部丘陵地の開発に伴ない県の委託事業として行なう南部丘陵地住宅地開発に伴なう下水道処理場建設用地買収費等をお願いしたものであります。

財源といたしましては、使用料及び県委託金等をもって収支の均衡をはかりました。議案才百四十四号は、昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算案であります。

本予算案は、別案特別会計設置条例をもって御審議をお願いしておりますものであります。一般会計予算の説明におきましても触れましたように、今回遠洋漁業基地に設置せられた魚市場に魚舎を増設することに伴ない、事業の性格上、一般会計と区分して経理することが適当でありますので、今回新しく特別会計を設置しようとするものであります。

本予算は、一般会計から従来の遠洋漁業基地費を移すとともに、魚舎建設費等の追加をお願いしたものであります。魚市場には従来から魚舎が一棟ありますが、狭いいため漁獲物の水揚げ作業等に種々困難を生じておりましたので、増設を計画しておりましたところ、今回同魚舎の建設に対して六百万円の起債が認められましたので、その建設費をお願いするとともに、水産物取り扱い高の増加による報償金不足分の追加をお願いしたものであります。

なお、建設いたしました魚舎は、鉄骨作り平屋建て五百四十平方メートルのものであります。

議案才百四十五号は、昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算案でありまして、収益的収入及び支出五百七十七万八千二百四十円と資本的収入及び支出四百四十五万四千三百二十円の追加更正をお願いするものであります。

この主な内容を申し上げますと、収益的収入の追加は水道料金の増収二百八十六万八千二百四十円、神前小学校等の受託給水工事の増収二百三十万四千円、采女町清水地内で隣接する鈴鹿市から給水を受ける受益者の工事負担金と水道料金四十七万一千円等、計五百七十七万八千二百四十円であります。

収益的支出は、朝明川水質汚染対策関係費用三百五十七万九千二百八十円、配水管の修繕及び改良工事費並びに配水管の布設工事費五百十二万四千円、神前小学校等の受託給水工事費二百三十万四千円、北部サービステーション資材倉庫の移築費三十五万四千円、采女町清水地内で鈴鹿市から給水を受けることに伴う工事負担金及び水道料金四十七万一千円等、計一千八百八十二万九千二百八十円の増額に対し動力費から五百九十万四千円、予備費から十五万一千四百円を減額充用いたしますので、差し引き五百七十七万八千二百四十円の増額であります。資本的収入は、東坂部山の平地区配水管布設に伴う地元負担金七十二万五千九百四十円の追加でありまして、資本的支出に対して不足します三百七十二万九千二百三十円は、前年度の繰り越し損益勘定留保資金から補てんすることといたしました。

資本的支出は、東坂部山の平地区等の配水管布設工事費二百六十三万四千三百二十円、起債の前借等拡張工事資金の一時借り入れに伴う利息百十二万四千円、倉庫新築費三十万四千円の増額と、水道拡張費の節の料目の組みかえ、すなわち材料費で一千四百万四千円、補償費で百六十万四千円計一千五百六十万四千円の増額と工事請負費で六百七十万四千円、施設購入費で八百九十万四千円、計一千五百六十万四千円の減額で、差し引き四百四十五万四千三百二十円の増額であります。

議案才百四十六号、才百四十七号及び才百四十八号は、いずれも予算に関連した起債の別案であります。

次に、議案才百四十九号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、さる才四十四回国会において提案可決されました衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法により、選挙執行経費の基準が改正され選挙長等の費用弁償についても引き上げられましたので、これに従い改正しようとするものであります。

議案才百五十号は、四日市市営魚市場特別会計条例の制定案でありまして、議案才百三十九号で御説明申し上げましたとおり、予算に関連して特別会計の条例を制定するものであります。

議案才百五十一号は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴ない、<sup>本</sup>本市健康保険の保険料について所要の改正をしようとするものでありまして、その内容といたしましては、「国庫補助金の交付率が引き上げられましたので、保険料の賦課総額の限度を「百分の八十」から「百分の七十五以内」に引き下げたこと。」と「賦課期日後に保険料の増減理由が生じた場合における保険料月割額の算定方法を、理由ごとに定めたこと。」並びに「低所得被保険者の保険料を政令による額だけ減額したこと。」等でございます。

議案才百五十二号は、本市簡易水道のうち、小林及び鹿間の簡易水道の水道料金の改正をお願いするものであります。

小林簡易水道の料金は、現在定額制であります。給水関係者の要望により従量制に改正しようとするものであります。また鹿間簡易水道の料金につきましては、現在の定額料金一月二百二十円、二百四十円、二百六十円の三段階をそれぞれ二十円ずつ値上げし、一月約三千円の増収をはかりポンプ番手当を日額百円から二百円に増額した費用に充当しようとするものであり、別に大口使用者に対しましては料金を適正にするため従量制を新設したものでありまして、そのほか用語の改正をはかったものであります。

次に、議案才百五十三号は日本板硝子株式会社により埋め立てられた四日市市千才町同社四日市工場地先の公有水面埋立地四二〇・一八九平方メートルを市の区域として確認していただくため地方自治法才九条の五に基づき提案申し上げるものであります。

議案才百五十四号は、高花平住宅団地造成の進行に伴ない、当該地区の児童数は増加しつつあり、四郷小学校高花分校の収容能力では明年度において不正常授業が起こることが必至となりましたので、これを解消するため従来の分校を廃止して独立の小学校を設立しようとするものであります。

議案才百五十五号は、戦時中才二海軍燃料廠山の手官舎及び工員住宅地域の消防用水利施設として使用していたものを、このたび山の手国有住宅の払い下げが決定している実情から東海財務局津財部四日市出張所より同施設についても、この際処分したいと申し出があり、東海財務局と市が立会のもとに現地の測量等を実施のうえ、本市消防用施設として無償で譲り受けようとするものであります。

議案才百五十六号は、市有地の交換について御審議をお願いするものであります。

本市が昭和三十三年度に施工いたしました都市計画街路千才町・小生線築造の際に、その道路用地の一部六百六十六坪二合五勺を買収するにつきまして、同土地の所有者株式会社久保村木材工業所取締役社長久保村清高氏と、市が同氏に貸し付け中の市有地、元廃道敷等七百八十九坪六合二勺と交換するという了解に基づき同道路用地の提供を受けましたので、今回その了解事項に基づき同社と土地の交換を行なおうとするものであります。

なお、この処置といたしまして、本市が同社から道路用地として譲渡を受ける購入価格は七百三十九万五千円、市が同社に売却する土地の価格は七百四万九千六百六十二円でありますので、この交換差金三十四万五千三百三十八円につきましては、都市計画費において支出をお願いしております。

どうかよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（田村末松君） 議事日程に従い、本件に対する審議は留保いたします。  
暫時、休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

午後三時十五分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才二十一、議案才百五十七号予算外義務負担契約についてないし日程才二十五、議案才百六十一号市道路線認定についての五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才百五十七号は、予算外義務負担契約案でありまして、教員配当等を含めた学校経営の諸条件の均等適正化をはかり、市内の交通至便な地域との格差を少なくする一策として、市内で最も地域差のある水沢地区に公立学校共済組合の委託事業として予算額二百四十万円で教員住宅を建設し、賃借期間二十五年、賃借料年額三十万円以内の賃借契約を締結しようとするものであり、賃借契約期間満了後は当該建物及び敷地を無償で譲り受けようとするものであります。

議案才百五十八号は、磯津漁港B護岸災害復旧工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、請負金額八百三十五万円をもって市内塩浜、株式会社河北組に落札いたしましたので請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百五十九号は、四日市市中部地内才二工区水管渠工事の請負契約でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額五百十八万円をもって四日市市米町一番八号、岡田工業株式会社に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百六十号は、日永廻理場築造工事の請負契約でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額五千四百五十万円をもって名古屋市中区広小路通り二、インフィルコ株式会社名古屋事務所に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百六十一号は、現在すでに市道として認定されているもののほか、いまだ農道等未認定のものがございまして、その後の調査のできたものを認定いたしたいと存じ、提案申し上げたもので、市道の所在はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりでございます。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に対する審議は、留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十六、議案才百三十八号昭和三十七年度四日市市歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程にいたしました昭和三十七年度一般会計並びに各特別会計及び桜財産区に対する歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入決算額は三十五億四千五百一十一万三千九百二十八円となっておりますが、このうち市税収入は十七億九千三百五十四万七千三百七十三円五〇・五九％、市税以外の収入は十七億五千五百五十六万六千五百五十五円四角・四一％になっております。

これを予算現額に比較いたしますと、市税収入において三千二百八十六万三千三百七十三円四角の増収を見ましたが市税以外の収入において一億五千八百九十七万三千五百七十五円四角の減収をみたので差し引き一億二千六百一十一万二千二百円の減収となっております。

市税収入の増収になりました主な原因といたしましては、昭和三十六年度後半における金融引き締め政策により一部その影響を受け税収の伸びは停滞したのでありますが、幸い市民各位の納税に対する御協力により増収となったのでございます。

次に、市税以外の収入において減収になった主なものの理由について申し上げます。

公営企業及び財産収入の土地売り払い代金において一億八千八百三十三万六千九百九十円の減は、旧市立四日市病院敷地代の売却契約が整わなかったため、その不足分は財政援助寄付金のうちから一般寄付金収入として補てんいたしました。

国庫支出金の二千六百七十三万六千三百五十五円四角の減は、生活保護費負担金二千三百三十二万八百十四円、これは当初の予定人員に比し措置人員が少なかったためであります。他に義務教育諸学校施設費負担金百七十六万三千七百円の事業繰り越しに伴うものであります。

市債一億四千九百万円の減は、税務署施設建設資金七千万円、義務教育施設整備事業資金三百万円及び四日市港改修費負担資金五千万円の事業繰り越しに伴うもので、保健衛生債二千五百万円の減については、南部清掃センタ

建設事業が継続事業となっているためでございます。

以上のほかに、一般土木農業災害復旧費負担金五十三万二千七百四十円、一般農業土木災害復旧費立替金四百二十一万八千二百五十円、並びに共同浴場建設工事費補助金百九万四円が事業繰り越しとなっております。

次に、歳出決算額は三十三億二千六万六千三百九十九円となっておりますが、これを予算現額に比較いたしますと三億五千百六十六万三千四百九十一円が一応不用額になっております。しかし、この不用額のうちには税務署施設建設（交換）工事費七千万円、四日市港改修費負担金五千九百七十九万一千円、街廓測量委託料七十万円、小学校・公民館・図書館工事費等三千九百九十万二千二百円、共同浴場建設工事費二百七十四万四円、屎尿処理施設費五百万円、耕地災害復旧費五百八十四万五千円、航空写真図作成委託料百八十三万三千三百円、教職員厚生施設費補助金三百九十六万七千三百七十円、その他百八十五万四円、合計一億九千六百六十二万八千八百七十円の事業繰越額が含まれておりますから、これを差し引きいたしますと一億五千九百五十三万四千六百二十一円が純不用額でございます。この純不用額を生じました主なる理由といたしましては、消費的経費の極力節減をはかったこと、及び生活扶助費において予定の支出を要しなかったこと、耕地事業の国庫割当の遅れに伴ない立替金還付を翌年度に行なったこと、他会計への繰出金において予定の支出を要しなかったこと、利子の支出を要しなかった結果等によるものでございます。

以上申し上げました歳入決算額から歳出決算額を差し引きいたしました二億二千五百五万三千二百八十九円が歳入歳出差し引き残金として昭和三十八年度へ繰り越されているのでありますが、このうち前にも申し述べました翌年度事業繰越額一億九千六百六十二万八千八百七十円と、その特定財源繰越額一億三千六百六十四万六千九百九十円との差額であるいわゆる事業繰越財源充当額六千二百四十四万八千四百と、本年度の支出負担とすべきであった土木事業負担金二千三百六十五万四千六百九十円、都市計画事業負担金五千六百七十万四円、港湾事業負担金一千九百四十万四円、土地改良

事業補助金四百四十一万一千百円、計一億四百六十六万五千七百九十円と災害救助資金収入の翌年度積立金十二万四千八百九十二円とが含まれておりますので、これらの合計一億六千四百三十一万四千八百六十二円を差し引きしました残額六千七百七十三万八千四百二十七円が一般会計における実質上の剰余金となるのでございます。

次に特別会計は、市立四日市病院費のほか七会計でございますが、桜財産区を合せて歳入決算額総計は十五億一千七百三十一万七千七百七十九円、また、歳出決算額総計は十四億六千八百三十二万二千六十六円となっております。歳入歳出差し引きいたしました総額において四千八百九十九万五千百十三円となります。

なお、会計別に歳計剰余金の内訳を申しますと、市立四日市病院費は五百八十二万五千九百九十円、市立印刷所費は四百六十八万二千四百四十三万四円、公益質屋費は四十八万四千八百五十五円、競輪事業費は一千八百一十一万九千七百三十四円、国民健康保険費は一千九百五十二万二千五百七十四円、と畜場食肉市場費は二十六万一千九百五十八円、公共下水道費は四万六千五百六十円、桜財産区は五万一千九百三十三円となり、これらはいずれも昭和三十八年度の当該会計に繰り越されております。

以上申し述べました一般会計、特別会計及び桜財産区の総決算額は、歳入が五十億六千二百四十三万一千七百七十四円、歳出が四十七億八千八百三十八万二千七百五十四円となりまして、差し引き二億七千四百四十八万四千四百二十二円の歳計剰余金をえまして本年度の決算を無事終了いたしました。

なお、つけ加えて申し上げますと、特別会計工場誘致費につきましては、歳入歳出差し引き残金なしとなっておりますが、これは昭和三十六年度からの赤字繰越額が二千二百万円ありまして、本年度において繰入金の収入が一千一百万円ありましたので、差し引き一千百万円は一時運用金をもって経理いたしておりますから、実質上は赤字でございますが、先に申し述べました一般会計において実質上の剰余金六千七百七十三万八千四百二十七円ありますので、このう

ちから赤字を差し引きいたしましたとしても、なおかつ一般会計は四千九百七十三万八千四百二十七円の余裕金を有しているという結果にあいなったのでございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、昭和三十七年度決算の概要を申し述べました。

どうかよろしく御審議のうえ、御認定を賜りますようお願いいたします。

以上十二月定例議会に提出いたした諸議案について、提案の主旨等について御説明申し上げます。

年末何かと御多端の折、長期間にわたり多岐の案件について御審議をわずらわしますことはまことに恐縮に存じますが、光輝ある市政達成のため、よろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後三時五十四分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に対し御質疑がありましたら、御発言願います。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま市長から昭和三十七年度の決算報告をしていただきましたが、私はよく了解もでき、別に異議はございませんのですが、私の見解が非常に間違っているかもわかりませんが、果してそういう地方自治体としての市財政の行き方が間違っておらぬのであることなれば、参考までにわれわれ議員にも一つ聞かせていただきたい。というのはこの報告の中に予算外義務が出ていない。黒字が五千万ばかり出ておる、こういうことな

んでございますが、予算外義務を整理してみると黒字となって出てこんはずなんでございますが、こういうことも報告ができたなれば付録としてでも、一般会計はこういうふうだけれども予算外義務ではこういう決算になっておるんだということを知らせていただけたなれば、こんこのわれわれの市財政のにらみ方も多少変わってくるのではないかとこういう意見を持っておりますので、かく質問を申し上げますが、しかし、それが帳簿上そういうことはできないのだ、あくまで予算外義務は予算外義務でふたをしたようなかっこうでいくのだということなれば私はそこまで研究しておりませんので、一つお聞かせを願いたいとは申し上げますが、以上の意見を持っておりますので、一つ御見解と意見を聞かせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。御質問の御趣旨が、私の了解しておる状態がこうでございますということをお願いしてから、お答えしたいと思います。

ただいまのお尋ねによりますと、予算外義務とおっしゃいましたが、予算外義務負担という形で学校建築、あるいは漁業補償等が行なわれておる、そういったものが決算の上ではっきり予算外義務負担がこういうようになっておるから、結論的には赤字といえますか、借金がこれだけ残るのだというような形で報告すべきではないかという御質問だ、というふうに解釈してお答えしてよろしゅうございますか。（山中忠一君「はい、そうです」と呼ぶ）

それにつきましては、御承知のように自治体の会計制度によりますと、そのほかに起債というような形で、いわゆる公式ルート上の借金という形でも起債が皆さん御承知のように相当額ございます。予算外義務負担もわれわれから考えますと、これは解釈の仕方によりましては突な関連の仕方でも申し上げておそれ入りますけれども、今回、追加議案

として皆さんのお手元にお届けし、先ほど市長も御説明いたしました教員住宅の建築という問題が、予算外義務負担という形でお願しておる、これは、たまたま借り入れ先が公立学校共済組合でございまして、いわゆる市に対する公共団体に対する資金の貸し付けという形じやなくて、住宅並びに土地をお貸しすると、こういう形で事実は年利六歩ほどの計算で、元利償還を二十五カ年間にわたって、いわゆる賃借料という形式でお返しする。返し終ったときにはじめて市の所有に帰すると、こういう形でございます。これも予算外義務負担ではございませうけれども、一種の起債でございます。でございますので、こういった決算のときに、内面的には起債がいくら残っておって、起債の未償還分がいくらある。予算外義務負担の将来償還分がいくらあるというものと、実際の歳計剰余金、純粋な剰余金と考えた場合には、借金がこれだけ残っておるやないかというような形での決算報告は、いたさないのが通例でございます。

でございますので、いつも議会のつど、あるいは資料をもって皆さんのお手元にすでに予算外義務負担の問題にして、起債の問題にして正確な資料をお届けしてございますので、三十八年度の最終における予算外義務負担の未償還分、それから起債の未償還分というものは、数字的にははっきりおわかりいただけるものと思っております。

でございますので、三十七年度の時点におきましても、同様のことで御解釈いただければけっこうかと存じます。それで、決算の状態からいいましたら、計画して償還し、計画して返還するという起債並びに予算外義務負担の弁済金は歳出の一部に入っておりますので、そういう状態での年次年度の決算を御承認いただく、これが建て前でございますから、どうぞよろしく御了解いただきたいと思えます。(「了承」と呼ぶものあり)

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 先ほど市長より説明のありました決算について、御質問を申し上げます。

市長の説明によりますと、昭和三十七年度の事業繰り越しが一億九千百万円とありましたが、市長は予算案を上程されまして議会に説明される場合には、緊急やむをえない経費を計上したといつも御説明になっております。ところが、一年たった今日、一億九千万、二億に近い金が残っていると、こういう膨大な金がなせ余っているのか、その点を一つ御説明願いたいと思えます。

〔総務部長(林義男君)登壇〕

○総務部長(林義男君) お答えいたします。

この問題は、いつも議会において御指摘いただき、あるいは御指導いただいておりますが、昭和三十七年度の実態につきましては、市長の説明によりましても概略を申し上げておりますので、おわかりいただけるかと思えます。それは、私、非常に個人的な発言をいたしておそれ入りますけれども、各回の議会におきましていわゆる追加計上するというような性格のものは、あいなるべくは九月くらいまでに終りたい、十二月というような時点、あるいは三月というような時点におきまして追加計上するというようなことは、どうしても避けていきたいということに申し上げておりますので、皆さん御了承いただいております。ところが、昨年などは一例をあげますと港湾負担金のうちの国の直轄事業資金の分担金等におきましては、従来、直接市町村に割り当てがございましたので、県にそういった起債を割り当てて、そうして負担するというような状態でございますが、昨年度から、しかも二月も過ぎ三月に入りましたから直轄事業債については、市町村に直接割り当てるとなりましたことになりまして、御承知のように市長の専決によりまして五千数百万円の負担金を計上させていただいた。その中には、起債が約七〇%入っておるといふような状態でございます。そういうものも、この繰越金の中に入っております。

でございますから、御質問の御趣旨は、そういう一億数千万円、二億に近いような事業繰り越しがなされるような

いわゆる形で行政運営をされるのは困るやないか、繰り越しのないような、その年次に計上した予算、あるいは計画した事業は次年度に繰り越さねばならないような形でなくって、事業を完結していくべきやないかという御趣旨でお尋ねいただいておりますことは十分承知しておりますので、いつも申し上げておりますように、そういうことのないような配慮はしていきたい。三十七年度につきましては、市長の説明にございましたように、学校建築の問題、その他いま申し上げましたような具体的な問題、これは皆さんのお手元の決算の報告書で見てくださいましたら、その付記のところに事業繰り越しとしましてはつきり各費目ごとに上げております。たとえば港湾費は五千九百七十九万一千四の事業繰り越しをいたしておる。それから、教育費は三千九百九十万二千二百四の事業繰り越しをいたしております。そういうふうに上げておりますので、その内容並びに付け加えました事業執行の報告書と読み合せていただきます。したら、はつきり皆さんの御了解がえられると、こういうように確信しております。

どうか、よろしくお願いいたします。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 市長の説明を見ましてもわかりますし、ことしの六月の本会議におきましても市長はあらゆるものを実践していくと、このように発言された記憶しておりますが、これを見ますと事業の翌年度繰り越しが相当あるわけですが、なぜ事業の繰り越しがされたか、その原因について市長にお尋ねいたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま総務部長からお答え申し上げたようなふうに、御了解くださいたいと思っておりますが御承知のとおり予算を組みましても、こちらの理由ばかりでものごとが進まない場合がございます。相手方の理由によりましたり、いたすことがございます。また、かりにそういう場合にございまして、支払いは次にもつていかな

きやならぬ場合も起っております。そのつどつど、その場合場合によりましてみんな違っておるのでございます。ですから、その一つ一つの場合を申し上げるということになります。それについては、どうか係のものからまた別の一つ一つ詳細にお聞きになって、お取り調べをお願いしたいと、こう存じます。

○大島武雄君 いま市長からの説明がありましたが、それぞれの繰り越された係の方から聞いてくれということでありますので、繰り越されたところの関係の方々にその理由を御説明願いたいと思っております。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 今の大島議員のお尋ねによりますと、非常に、おそらく二日くらいかかるんやないかと思っております。皆さんが、それぞれ関係者がお答えするとなりますと、二日くらいかかると思っておりますので、私から代りまして概略をお答えしたいと思います。

具体的に申し上げますと、決算書の八ページ市役所費、七千万円とまず最初に上っておりますが、これは市長の説明にございますとおり税務署の建設資金でございます。これは皆さんが過去数回の協議会その他で十分御了承をいただいております財務当局との接渉その他が遅れまして、そうしてやっと最近になりました所定の場所に事業を開始しまして、おそらく本年度も一部事業を繰り越しいたしまして、来年の七月あるいは八月に完成するというような性格のものでございます。

それから、その次に都市計画費の事業繰り越し七十万円とございます。これは、区画整理費の七十万円でございます。それは、それは見ていただきますと十三ページでございますが、委託料でございます。委託料は、区画整理の設計を委託する委託先がはつきりいたさなかつたということで、予算に計上しておりますんですけども、本年度に繰り越しまして、本年度、新しく委託して設計さしておる、そういうような実情でございます。

でございますので、一般論として申し上げますと、計画いたしました事業が一つにはいろんな計画の手違い、あるいは国との関係、県との関係というようなことから着工あるいは着手の時期が遅延して、どうしてもその年次内に年度内に完成いたさなかつた形のを繰り越すというのがほとんどでございます。

その次には、せっかく計画いたしましたしても、諸種の事情から時間をかけてでも新しく計画をしなくてはならない、あるいは設計を変更しなくてはならない、あるいは着手するような事前の諸準備が何かのつごうで、たとえば用地買収が一人の人がごねておつたためにできなかったと、ほとんど九九％はできておるけれども、一％ができなかったから、それを完結するために三カ月間かかったんだ、そういうことで事業が繰り越されるというようなものもござい

ます。それからもう一つは、いろんなことを考えて、十分検討して予算は計上しておりますけれども、日進月歩の時代でございますので、今回の追加の説明の中にも市長がそういうようなことを御説明申し上げておることも御了承いただけると思いますが、いろいろ研究しておりますと、だんだんその当時一番いいと考えておつた一千万円の機械よりも、三百万円の機械でその一千万円の機能を果すような機械が新しくできてきたというように、どっちかいいますと事業を繰り越して処理したほうが市のためにも、将来のためにも得であるというような場合がござい

ます。そういうために繰り越していくということもござい

ますので、いちいちこれは、この決算書を御覧いただきましたら、各係が説明しなくてもわかるようになっておりますし、それからこの予算執行の実績報告書は、そのページに合せて説明がついてありまして、いま私が申し上げているような内容は、一々詳細に説明がしてございます。そういう意味で、こういう資料をお届けしているの

でございますから、ここで二時間も三時間も、あるいは二日もかかってお答えするのはどうかと思ひまして、御了承願えたらそういうことで御検討いただきたい。

市長が申し上げておりますのは、それでもなおかつわからない問題がございましたら、その事実を指摘されましてその係にお尋ねいただきたい、こういう考え方でございます。どうぞよろしく。(大島武雄君「了解」と呼ぶ)

○議長(田村末松君) 他に御質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶものあり)

おはかりいたします。本案については、各常任委員会から三名づつ、計十二名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査をすることにいたしましたと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よつて本案については、十二人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうゑ、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後四時十七分休憩

午後四時十八分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。決算特別委員の選任については、委員会条例才五条の規定により前川辰男議員、前川宗雄議員、須藤議員、坂上議員、伊藤太郎議員、訓覇議員、橋詰議員、野崎議員、谷口議員、山中議員、喜多野議員、永田議員以上十二人を選任したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、ただいまの十二人の諸君を、決算特別委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長については、本日散会后、直ちに委員会を開いて互選していただくようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る十六日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和三十八年十二月十六日

四日市市議会定例会会議録(第二号)

四日市市議会

昭和二十八年四月廿四日市市議會定例会議事速記錄 第二号

○昭和二十八年十二月十六日(月曜日)午前十時五分開議

○出席議員(三十七名)

宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	井	田
春	愛	太	政	辰	久	妙		祐	安	与	宗	昌	好	
吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記



總務課長	技術部長	水道局長	副 市立病院事務長	消防課長	開發局開發室長	開發局企画室長	監理課長	港灣課長	下水道課長	都市計画課長	土木課長	清掃才二課長	社会福祉事務所長
滝	山	岩	田	竹	六	阿	杉	上	天	長	杉	荒	西
	本	野	中	内	田	南	本	杉	野	谷	本	木	川
伝之助	文雄	見齋	正一郎	鉄雄	猶裕	輝彦	治芳		助春	正逸	義広	三郎	敏郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

保險課長	民生課長	事業課長	耕地課長	農林課長	商工課長	徵收課長	稅務課長	市民課長	財務課長	總務課長	會計課長	人事課長	開發局開發部長	建設部長	土木部長	衛生部長	厚生部長
川	村	森	奧	芝	三	新	平	喜	伊	天	小	佐	鬼	白	城	中	村
口	山		村	田	輪	山	井	田	藤	野	林	木	頭	峰	井	山	木
		市	仁	敬	喜	清	喜	涼	正		晃	鉄	久	義	英	喜	
嵩	了	郎	人	太郎	代司	篤	重	一郎	春	清	精	郎	駿	夫	郎	次	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

業 務 課 長 小 林 正 君  
 工 務 課 長 加 藤 弘 君  
 拓 張 課 長 美 濃 部 博 美 君

教 育 委 員 長 杉 浦 西 太 郎 君  
 教 育 長 山 本 軍 一 君  
 総 務 課 長 小 林 義 喜 君  
 学 校 教 育 課 長 伊 藤 正 男 君  
 社 会 教 育 課 長 西 尾 勇 君

○市議会議事務局（五名）

事 務 局 長 菊 地 英 也 君  
 議 事 係 長 川 原 田 裕 君  
 調 査 係 長 小 坂 靖 君  
 主 事 坂 倉 紀 久 君  
 主 事 佐 藤 正 俊 君

○議事日程 才二号

昭和三十八年十二月十六日（月曜日）午前十時開議  
 才一 一般質問

○本日の会議に付した事件  
 才一 一般質問

○議長（田村末松君） ただいまから、本日の会議を開きます。  
 出席議員は、三十二名であります。

本日の議事は、一般質問をお願いするのであります。十二名の方から通告がまいっておりますので、本日は午後五時ごろで打ち切り散会いたしたいと思います。  
 なお、議事説明者中、教育委員長は遅刻いたしますから、御了承を願います。

○議長（田村末松君） それでは、日程才一、一般質問を行ないます。  
 野崎議員。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 質問の才一点として、計量法の運用についてお尋ねをいたします。  
 商品を通正な量目で販売するということは、商店においてももちろん大切なことであります。これが直ちに個々の商店の信用を向上させ、かつその信用を継続させる重要な要素であることは論をまたないところであります。市の物

品販売業者育成政策の中にも当然重点的にその指導方策が組み込まれていかなければならないものであると思います。立場をかえて消費者の側からいえば、物価の上昇に伴って、とくに生鮮食品のような毎日その購入を必要とするものでは、かりに百グラムのうちに多少の誤差があるとしても、年間ではその誤差が相当な金額となって、家計に影響することなしといえないだろうと考えるものであります。ところで、そうした物品販売業者の所有する計量器の検査は、現在、年間一回程度、県の権限において市がそれに協力する形で実施されているようではありますが、この程度の検査では私は少ないのではないかと考えるものであります。とくに、生物をはかるはかり等においてはすぐに狂いの生ずることは常識であり、さらに検査の回数をふやして、つねに正確な計量器をもって商品の販売に従事するよう指導する必要があると考えられます。私の調べてみたところによりますと、計量法に定めるところによって、人口十万以上の都市は特定市の指定を受けることによって、市の権限において必要と考えられるところの計量器の検査を実施できることになっております。現在、昭和三十八年度予算には、わずか十七万円程度がこれについての予算として計上されておりますが、この程度の予算では実際にはむずかしいのではないかと。来年度以降この面の予算を大巾に拡充して、計量法の特定市の指定を受け、専門職員を動員して、少なくとも年間三回ないし四回は計量器の検査を実施する必要がありますと思うのであります。これによって四日市の商店が販売商品の量目が絶対に正確であるという信用を、単に市内の消費者のみならず、広く県下の全消費者に植えつけることができれば、四日市全体として契にはかりしれない大きな利益であると考えます。商店街の近代的な改装等の指導に力を入れてもらうこともけっこうであります。こうした地味な正しい、きわめて実質的な商店の経営指導にも十分適正な措置をとってもらいたいというのが私の質問の趣旨であります。昭和三十九年度予算の編成にあたり、理事者はこの面についてどのような方策を準備をしておられますか、計画があればその計画を明らかにしていただきたいと思っております。

次に、北部地区の上水道汚染及びこれに伴う市上水道設備の根本的な施策についてお尋ねいたします。

北部地区の大矢知水源から給水されている富洲原、富田、大矢知の上水汚染は、当局が緊急処置を大英断をもってやり遂げられ、本年に関する限り心配なくなったと聞いており、地元民を代表し、当局の苦勞に深く敬意を表するものであります。ところが、私ら同僚議員五名は、去る十一月二十日、昨年を引き続きことしも同じ原因でこの地区の上水が汚染されたということは明らかに市の上水道設備の不備による原因か、市の責任である上水道の早急なる設備の改善を必要とするということと、市の責任であることを明らかにするために汚染地区の給水世帯に対する水道料金の減免等、適当な補償をするよう市長に申し出をいたしました。しかるに、その後、経過をながめてみるのに、水道全体の根本的な設備改善の計画は別として、水道料金の減免と、市が責任をとって市民に誠意を示すための措置がとられたように聞いておりません。これが、もし上水道の経営が民間の経営、営利会社がやっておるのであったらどうでしょうか。当然、市もその責任を追及してなんらかの処置をとらしたろうと思えます。同じことで、市が経営する上水道であるから、あるいは公営企業会計のワケがあるから、また全国的に最低に近い水道料金であるからなどという理由をもってその責任のがれをされることはできないと思うのであります。

この水道問題に関する質問の才二として、私が理事者にたたしておきたことは、水道料金の減免を実行する意思があるかないかということでありました。実行する意思があればいつになるか。実行する意思がないとすれば、どういう理由でやりえないか、市民の納得のいく説明を求めておきたいのであります。

次に、この問題に関する質問の才二として、来年度以降絶対にこんどのような問題を起こさないように、四日市の上水道施設の根本的な改善は、どのように計画され実行されるのかということでありました。これについて具体的な計画の発表を求めるとでございます。

まず理事者の答弁、商工課長のほうからお願ひしたいと思ひます。

〔商工課長（三輪喜代司君）登壇〕

○商工課長（三輪喜代司君） 御質問の才一点についてお答えいたします。

御質問の要旨は、適正量目によって物品を販売するようにさらにいっそう強力な指導を行なえ、それについてはどのような考え方をもっているかということだろうと思ひます。それにつきましては、御指摘のとおり適正量目による販売の必要というものは、いまさらここでとやかく申し上げる必要のない問題であります。現況といたしまして予算が十七万円、非常に軽少だということでありますが、私たち担当者いたしましたしましては、現在の市の制度下におきましては十七万円で十二分に検査ができる、このように確信をいたしまして査定を受け、おはかりをしておるわけでございます。本年の七月から八月へかけまして定期検査をいたしました件数は七千八百九十五件、このうち不良と指摘されたものが五百五十四件、パーセントとして三・二%であります。さらに計量法百五十四条による立ち入り検査を昨年十二月、これは毎年十二月を期して県に御協力をしてやっておるわけでございます。これによりまして、二日間でもやりましたのですが、四百五十七件立ち入り検査を行ないました。このうち不良が相当出ましまして百八十四件、四〇%でございますが、の中には、計量方法の不適正というのがございます。たとえば、食料品店でよくございませうように、肉を買う場合、肉四百グラムといったときに包装紙も入れてはかっている、というのも指摘されております。それから、定期検査に出さなかつた計量器、そういうのも不良というところになっております。そういうことで、あんがい多くの不適正な量目販売というものが摘発されておるわけでございますが、この点につきましては御指摘のとおり私たちがいたしましても来年あるいはさ来年でできる限り早急に計量法による特定市の許可をえまして、市の市長権限においてやりたい、現在では知事の権限でないと検査並びに立ち入り検査ができませんので、これはやはり県

と連絡をとらないとできないのが現況でございます。三重県は御承知のように非常に長い県でございます、その中で特定市として指定を受けているのはまだ一市もございません。津市が、聞くところによりますと近く特定市の指定を受けるべく職員の講習を行なうように聞いておりますが、私のほうはさいわい現在、有資格者もおりますので、なんとか早く特定市の資格をとりまして、できうれば毎月一回あるいは二月に一回程度抜き打ちの立ち入り検査等をいたしました、そういう面からの指導を厳格に行なっていくような制度化をお願いしたい、このように思っておるのでございますので、どうぞ、よろしく。

〔水道局長（岩野見齋君）登壇〕

○水道局長（岩野見齋君） ただいま御質問になりました水道料金の減免の意思の有無、そのことについてお答え申し上げます。

十一月の初旬から中旬にかけて富洲原、富田、大矢知地区の水道が汚染しましたことは、まことに申しわけないことと思っております。ただ、この水道料金の減免という問題につきましては、水道の汚染を直ちに損害賠償に結びつけるということには、少し私は疑問があると考えております。公営企業の本質といたしまして、減免が最も利用者に対する忠実な措置であるかどうか、この点をもう少し検討してみたいと考えております。宮利会社ではございませんので、この減免の問題は、むしろどうしたら需要者の皆様に少しでも御満足していただけるかどうかということを決済するにあるのだと考えております。ただ、特定の地区の方々には御迷惑をかけたことありますから、水道当局といたしましては、なんらかの形において利用者の皆様には誠意をお示ししなければならぬと考えておりますが、直ちに減免に結びつけるかどうか、こういったことにつきましてはもう少し検討させていただきたいと考えております。

なお、こんごういった問題が起らないためにどういう措置をとるか、このことにつきましては技術部長から御

説明申し上げます。

〔水道局技術部長（山本文雄君）登壇〕

○水道局技術部長（山本文雄君）　まず最初に、技術部長といたしまして、このたび二回にわたりまして北部の富田、富洲、約三万七千人の方々に、とくにひどいときは十日間くらいでございましたが、ずっと尾を引いてもおりますので、水質の問題でたいへん御迷惑をかけたということにつきまして、その原因が澱粉工場にあるにいたしましたも、私としては深くおわびをいたしたいと、こう思っております。

、それでは、二度あることは三度ある、ということばもございしますので、来年はどうなるのだという御心配ももっともでございますので、私たちといたしましては三度これを繰り返すということは絶対にないということを覚悟いたしておりますが、さいわい昨年の三月に県と協定書を結ばれました工業用水の臨時水源の中村水源がございしますが、これから水を持ってまいります、その期間そういうふうなことが再度起こる状態にもしなった場合には、そこから水をもってくる、こういう考え方もっております。本年のあの時期ではだいたい所要水量が日量七千トン程度でございましたが、来年になりますとまた水量もふえてまいると思えます。さいわいこれから、中村水源から持ってまいります水量につきましては、協定書によりまして来年度は一万五千トン水がとれることになっておりますので、その分は十分カバーできるものだというふうに考えております。これに要します工費でございしますが、才二期の拡張事業も逐次進んでまいります、市の中央部あるいは南部のそれぞれの所要水量と合せまして、北部の開発につきまして、御承知のように才二期の拡張事業をやっておりますが、これが逐次進展してまいります、来年度から全面的に朝明水源系の開発にとりかかることになっております。従いまして、この中村水源から計画されたパイプの太さによりまして十分水をもてることができ、こういうふうな考え方を持っております。実は本年もそういうことが起こる

やもしれないということ、中村水源から水を持つてくることも一時考えたわけでございますけれども、中央部の給水量の激増と南部のそれに匹敵するような水量の増加、そういったものもございましたので、年次計画に基づきまして中央部あるいは南部の開発を優先的に行なったわけであります。

なお、これらの水が中央部に来たものを、さらにそういう期間、北部のほうに水を一時的にでも送ることももちろん考慮に入れたわけでございますけれども、なんと申ししても一応限られた一つの予算もございすし、相当努力いたしまして、起債の面につきましても画期的に上昇したワタを中央からいただきまして逐次進めておるわけでございますが、この間のパイプを二期の技術的な計画のもとに、幹線の網を張るといたしまして、相当太いパイプでございしますので、現在ございます旧東海道の二百五十ミリのパイプではどうい間に合いません。従いまして、このパイプを布設いたしますと、だいたい八千円ぐらいかかります。そのようなこともございましたので、澱粉工場のほうに沈澱池を設けることによりまして約四〇万ないし五〇万の処理の効果が上ることと期待いたしましたわけでございます。いずれにいたしましても、来年度におきましては先ほど申しましたように、この中村水源から水を持つてきて、二度とこういう御迷惑を市民の皆様におかけしないように努力していきたいと思えます。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君　質問の才一点の計量法の運用については、ただいま商工課長から私の考え、かつ期待していたとおりの御答弁をいただきました。意を強くした次才であります。ところで、ただいま商工課長の説明がそのまま市長の政策として実行に移されるものかどうか、この点について市長の所信を承わりたいと思えます。

水道の減免の有無ということでございますが、いろいろと富田、富洲原で説明会をもたれて、内容をよく把握していただいております。いわゆる市民の声を声として聞いていただいておりますというふうに私は思っております。それで、こ

んごそういったことを起こさないとわれれますが、去年もありことしもあったんだ、そして、ことしには九月に理事者に去年のようなことがないということ、富洲原のほうは文書をもって申し入れをしておったにもかかわらずあったということでございますので、その点をもう一度くどいようでございますが、じやこの八千万円の予算でもってやられる計画は、来年度のいわゆる澱粉の時期にはこれが終るのかどうかということをお伺いしたいのであります。

〔市長〔平田佐矩君〕登壇〕

○市長〔平田佐矩君〕 ただいまの計量の問題でございますが、これは、御承知のとおりただいまのところは県がやっていたのでございますが、仕事としましてはいろいろ担当させていただいておる、これを市のほうに移管になるというようなことになりましたれば、これはもう理想どおりやれると思えます。ただいまのところといたしましては、よく県と打ち合せいたしましたして、できる限り御趣旨に沿うような方針で進めていきたいと思えますが、さい前担当の者から御容弁申し上げますように、一応の処理いたしましたは大した支障はないんじゃないかと思っております。しかし、御指摘の点もございしますので、できる範囲、県との連絡の問題につきましては早く処理していきたいというふうに考えさせていただいております。

〔水道局技術部長〔山本文雄君〕登壇〕

○水道局技術部長〔山本文雄君〕 再度の御質問にお答え申し上げます。

先ほど私が八千万と申ししたのは、市の中央部から北部にもってまいりますパイプについてのことでございまして、来年度につきましては先ほど申しましたように中村水源から水を持ってまいります。これの距離がたいたい三千三百メートルくらいございまして、パイプが計画では六百ミリになっております。従いまして、これにつきましては、

だいたいパイプの布設代だけが六千万円程度かかる予定でございます。この点につきまして少しでも安く上るようということ、いま管の種類を検討しておりますので、昨年度におきましては朝明水源の開発を手がけますので、この分を織り込みまして、中村水源の分を約六千万円でパイプを布設してもっていききたい、こういう考え方を持っております。

○議長〔田村末松君〕 よろしいか、野崎議員。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 才一点の計量法は、さいわいに市のほうにもそういう資格者があるということでございますので、ぜひ特定市に指定されて、より市民のために御指導あらんことを要望いたします。

次に、水道のことでございますけれども、まだ私もあまりすっきりと了解する点まで達しません、あとで訓諭議員のほうでこの問題も出ておるので、それをお聞きした上で私の考え方をまとめさしてもらおうというふうにしたいと思えます。どうも、ありがとうございます。

○議長〔田村末松君〕 北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 去る六月の定例会で私は公害問題についてどのように処置をされるか、あるいは衛生都市四日市をどのように市長としては公害問題を避けて市民の幸福がはかれるかという問題でいろいろ御質問申し上げ、九月の定例会では早すぎると思えますので、この問題についてはだまっておったわけでありす。しかし、もう半年ほど経過いたしましたので、そろそろお尋ねをしてもいいんではなからうかと考えまして、次のことをお尋ね申し上げます。全国的に四日市は公害問題で有名になりました。もっといいことで四日市は有名になってほしかったと思ふん

であります。どうもテレビにあるいはニュースに新聞にすべて四日市は公害のシンボルのようなことで取り上げられておりまして、まことに残念ではございますが、しかし、だからといってこれを放っておくわけにいきませんので、これまで市がどういふ物心両面で公害問題に対して熱意を示されたかということについてお尋ねをいたしたい。

才二点はこんごの見通しですが、いや調査団がどうのとかいふんなことでやっておられるようでございますが、肝心の市民のほんとうの声を市長はお聞きになったように聞いておりますが、調査団にしてもすべてあまりそういうことには耳を傾けてないじゃないか、通りいっぺんではないか。だから、どれほど市民がこれに対して戦々恐々としてるかということがまだまだはっきりわかっていない。ただ、公害という一つの四日市に現われたこの問題を国全体としても何かしらこれを一つの現象として見ておるような、そういうことでは私はこの問題は解決できない。やはり公害を受けているのは四日市の市民であるので、四日市市としてどのようにこんご対処するかということを深く検討される必要がある。もちろんバトルロールもやっておられるようでございますが、その効果がどのようにあったかというところ、そのこともお知らせ願いたい。こういうような問題で市長は市民の住みよい幸福な都市を作りうるのかどうか。また安心して作業に携わることのできる市民が、こんご安心して暮せるようにできるのかどうか、こういう点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、この前も出しました交通問題でございますが、先に三十三才の若い奥さんがなくなりました。さらには続いて小学校の児童が二人重軽傷を負うという事件が同じ踏み切りの場所で起きています。またまた、最近、三日前に私のところの従業員が二カ月の重傷で、ただいま骨折で入院をいたしております。これは、たしかにけがをしたとか命を失なった方が不注意であったということ、強くいえば何かそういうことになりそうな事件でもあるように思えますが、御覧のとおりの一号线というもののラッシュは、これは東京にも負けないほどの現象だと私は思う

んです。時間によってはほとんどもう横切れないというような状態が現在あるわけです。これを、なんとか対策を立てていただきますと、私は社会問題になるのではないかと。ほちほちPTAあるいは婦人会の方々がこの四日市の役所に押しかけてくることになりやしないかというふうに考えるのでございます。私のところでは、このさい総務の方々にはいろいろごやかいかいになり鉄打ちをしていただくとか旗を置いていただくとか、いろいろな骨を折っていただきましたことに対して、この席上で感謝の意を表したいと思えます。ただ、そういうことをやっていたかきまされども、相手が動く殺人鬼でございますので、なかなか簡単にとまってくれないのであります。そのために手を上げるとか旗をもつてもやはりこんどは大きなトラックとかダンプとかいのは何か町会のほうでいろいろ話し合ったのかとまってくれるようであります。そのとまっすき間にカブとかオートバイが間から飛び出てくるのです。これはもう弾丸のようになって走って出てくるわけです。とまっすき間でやれうれしやと思っると、その間から一発くらってしまっただけというのが、この前の二カ月の重傷をした人のケースなんです。こういっただけで、おちおち道路も横切れない。さらに、学校帰りの子供が無事でたまたまという顔を見るまで安心できないというのが、その近辺の奥さん方の心境でございます。そこで、約一カ月ほど前から毎日学校がひける時刻になりますと、三時間交代であの踏み切りのところで二名ずつ立っておられるわけでありまして、雨の日も風の日も。とにかく皆が帰ってくるまで立っておるのであります。これにはもうたいへん困っておられる。しかし、困っているということではこの問題は解決できないし、自分の子供はかわいいし、一命とられたらたいへんだということでは皆交代であそこ立っておるの、あそこ立っておるわけでありまして、これに対してどのようにひとつこんご考えていただけるのか。寒くとも自分の子がかわいいのだから立っておきなさいといっておられるのか、そうではなくてなんとかしましょうという考えが

あるのか、そういう点について私はお聞きしたいのです。

ここで、参考に申し上げますと、何か私の聞いた話では、国道一号線は陸橋はできないのだ、法令でできないのだとかいろんなことをいっておられますが、三十八年の十一月七日、朝日新聞にはっきり出ておりますので、これは名古屋の瑞穂区の松原氏自動車業、鉄製で高さ二十メートル、巾二メートル、高さ四・五メートル、手すりが一・五メートル、こういう一つの陸橋が国道一号線に二つ目としてできておるといふことでございます。そうすれば四日市を通っている国道一号線に陸橋をつけていけないということはないと思うので、これは陳情の仕方なり、あるいはここから出ておられる代議士のようなえらい方もみえるのですから、そんなものはイチコロにできるのじやないかというように考えるのです。そういうことについて四日市はもっと熱意をもって市民の幸福を願うならばやっていたらいいのかどうか。もちろん経費も相当かかるでございましょう、また地元負担というような問題も出てくるでしょう。しかし、要は人命ほど尊いものはないのでありまして、人命を才一に考えるとすれば、私はそういう金銭の問題を超越してひとつその方向に進んでいただきたい、こう考えるわけです。そういうことは可能であるのかどうか。じや、不可能であるならば、どういう対策をしていただいて、私たちが安心して子供を送り迎えすることができるのか。また、従業員があそこを危険なくして渡れるのかどうか、これは無理かもわかりませんが、そういうことについて御当局のお考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

さらに、会社としては移動ボックスを作る用意があるとうことを私のところに行ってまいりましたので、この点について、移動ボックスというのは、三時間もあそこに立っていなければなりませんので、奥さん方があその中に入って雨をよける、寒さをよけるというようなことで、ボックスは会社が幾らでも鉄骨というかパイプのようなものを作ってきちっとするが、置かしてもらうことができるのか、道路交通法に違反するのか、そういう場所があるか、こう

いうことについてひとつ御意見を承わりたい。

要するに、公書にしろ交通にしろいまや四日市は悪名を天下にさらしておるといふように私は考える。こういうふうなことを一つ一つ片づけることによって六月の定例会で市長がいわれましたあの三つの原則、そういうことがほんとうに実行され、将来四日市が平和な、そしてりっぱな都市としてすくすくと伸びる要素になるのではないかと思ひます。こういう点ももっと、議会なら議会の席上だけとなく答弁しておけばなんとかあとはなるだろうということではなくて、ここで責任をもって答弁をし、それをいっただけ以上は実行して、いわゆる公書問題は六カ月たっておりますので、この間の経緯を話していただくと同時に、将来の見通しなりそういうものを市長のお話を願ひたい。交通問題につきましては、いま申し上げましたような陸橋というふうなものができるのか。できないとすればどういふような方法がいいのか。総務の方々は一生懸命になってやっていたのだ。感謝はしとるのですが、それでもまだ安心はできない。もちろん注意はいたしております。しかしながらこれがどうしてもまだ安心ができない。あるいはそういう意味でボックスのようなものを作って、奥さん方が毎日あそこに立とうという熱意を持っておられるということについてできるのかできないのか、こういう点についてひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

〔衛生部長(中山英郎君)登壇〕

○衛生部長(中山英郎君) お尋ねの才一問についてお答え申し上げます。

六月以降の公害に対する経過をまず申し上げます。

六月の時点におきましては長雨とともにくに新生コンビナートと申しますか、午起地区に起きたばい煙それから悪臭、騒音といった、連続しておきた現象下において俄然大気汚染の問題が注目されるようになった状況でございます。その時点におきまして、六月にも報告したと思ひますが、市長は自ら直接各工場の事業主体の東京なり本社の

経営のトップクラスに対して公害の善処方を要請されました。石油コンビナートの会社及び電力会社を全部網羅しております。そういう市長直接の要請行動と、それからその後、現地におきましてはとくに石油コンビナートの会社の工場長に御参集願いまして、市長自ら、本社でこういうふう頼んできたから現地においても早急に対策を立ててほしいという強い要求をされました。その後、世論、市民感情の反映と申しますか、そういうことによって推進されまして、午起地区あるいは塩浜地区がいちばん公害の発生する地区でございますが、市民と工場の直接交渉もございまして、その間私ども事務当局の連中はあるいは県の保健所と一諸に、あるいは単独にというふうな説明及び調査ということを繰り返しております。と同時に、中央につきましてはその間、通産、厚生あるいは科学技術庁という方面の方々の往来が頻繁になってきておりまして、と同時に、先ほど北村議員もいわれましたように報道陣も相当テレビ雑誌、ラジオで四日市の公害の起きておる現状のPRがされております。従いまして、ようやく八月ごろの時点におきまして中央でも国としての現状方策があるというような意向に変わってまいりました。それで、まず八月一日からは先ほど指摘されましたが公害パトロール・カーの運用ということを急拠実施いたしました。これは、その当時は隔離診療車の公害車を県の衛生部の各地診療所へ回しましたが、保健所の人間一名、市の衛生課の人間が一名、九月いっぱいまでは土曜日、日曜日なしの活動をいたしました。現在は診療車は県単独費で十月に新車にかえられております。十月以降は日曜は遊でおります。しかし、要請があれば夜も出ていくという状況が続いております。そういう状況とともに、広範田なガスの調査ということで、気象条件になんらかの影響があるということを学者から指摘されましたので、八月下旬に小牧自衛航空隊の援助をえまして温度だけの測量をだいたい地上三百メートルから千五百メートル程度の温度の測量を週二回、航空自衛隊の小牧から明野航空隊へまいます定期便を利用した温度の測量を実施し、それがために、垂坂山に地上観測用の気象観測所を一カ所設けております。そういうふうな状態でまいり、九月に至

りまして具体的に国の援助方策の下相談がありました。その下相談の結果現われたものが、先般来ました四日市地区における大気汚染の特別調査団、こういう構想で県か市が受ける感があるかというふうな打診がありまして、当初の中央の方針では学者あるいは学識経験者、行政団体を一括した一つの調査団で行きたいということが示されまして、県・市ともそういうことをやっていけば非常にありがたいということで賛意を表しておりましたが、その後十月に至りまして、国のほうで科学技術庁、通産省、厚生省の中央における会議の結果、そういう総合的のものでなくして、むしろ四日市における問題は、われわれが地元からの要請といたしましては、どうしても行政上の一定ルールを守るために法的な根拠があるということを主張しておりましたので、四日市ではこの九月の一日から京阪神地区それから京浜地区、北九州というふうな今年の九月一日からばい煙等の法律の完全実施がされておるのでございまして、四日市市といたしましては地域指定を早くしてくれということを要請しておりますので、これにこたえまして才一次指定程度の排出基準では四日市は救われぬということをわれわれは強く要請しておったわけでございますが、それにございまして、国をまじえた直接の調査団という構成を学者だけのグループにしたほうが権威がありました。排出生産がでけるといような中央の決定に基づきまして、四日市地区大気汚染特別調査会というものができたのでございます。九月の時点と十月の時点におきましては、そういうふうな父ほうにあったということをここに報告申し上げます。

それで、この特別調査会につきましては、新聞その他報道で詳細に報道されておりますが、誤解があるといけませんので、このさい少し内容について触れておきたいと存じます。この四日市地区大気汚染特別調査会というものは、法令に基づくところの行政委員会あるいは付属機関ではございません。通産省の企業局内部における一つの特別な委員会という性格を帯びた法的の裏づけはそういうふうになっております。しかし、これにつきましては、閣議決定に

基づきまして、国の予算といたしましては科学技術庁の特別調整費というものから裏づけするというふうにされた裏づけのある委員会で、任意的の組織とは申せ一応そういうふうな国の裏づけがあり、また閣議決定に基づく調査会で、しかも委員は通産、厚生両大臣の任命の形式をとった準行政委員会の性格を帯びた委員会でございます。それで、この特別調査会は、才一の目的といたしましては四日市地区及び名古屋地区を才二次指定地域に予定しておりますが、指定を前提といたしまして硫黄化合物を発生原因とする大気汚染の状況と人体に及ぼす影響とを調査して、まず才一にこの四日市地区の特性であるところの排出基準を才一次指定の場合にこだわらず、どういう基準を設けたならば適正かということをや一主眼点とした調査団でございます。従いまして、広い意味の公害対策については、示唆をすることはあってもこの調査会においては結論は出さない、こういう調査会の性格でございます。それで、念のために委員のメンバーを申し上げますと、会長が元工業技術院院長である黒川真武氏、それから東大教授の石油工学の權威である安藤新午氏、それから横浜大学教授の安全工学の担当である北川敏三氏、気象研究所の応用電気室の部長である伊藤暉自工学博士、それから厚生省の外局である厚生衛生院の労働衛生学部の部長鈴木武夫氏とそれから東大教授の火力担当の内田秀雄博士、それからあととは市の対策委員会にお願いしています三重大学の吉田教授、明大の竹内教授、名古屋大学の水野教授、この九氏が通産、厚生両大臣名によって調査会を委託されたメンバーでございます。そのほか専門委員といたしまして工業技術院の技術開発官の金森氏、それから資源技術試験所才三部長の雨宮登三氏、それから厚生衛生院の労働研究環境室長大喜多敏一氏、それから大気汚染防止工業会副会長の春日進、この四氏が専門委員として委員の手助けをする、こういうメンバーでございます。それで、あとは委員会の発言権はございませんが、連絡あるいは経理といったことを担当するというところで幹事といたしまして通産省の産業公害課長の加藤庄市氏、それから厚生省の環境衛生課長の翁久次郎氏、それから地元といたしまして三重県の公害対策室長の松島氏、それと市

といたしましては私というものがメンバーとして構成されておったのでございます。それから、先般、十月の下旬にまいるということで報道されましたが、総選挙がありましたので十一月この二十五日に一行は津へまいり、続いて翌日から四日市へ来て調査をされました。その調査場所につきましても行動につきましても逐一新聞に報道されておりますが、念のために申し上げますと、視察いたしました工場は三菱化成、昭和四日市石油、石原産業、大陽石油、中部電力四日市火力、万古焼の笹井製陶、以上でございます。それから参考人の意見聴取がございまして、住民側といたしましては市会議員の伊藤太郎氏、塩浜地区の連合自治会長をしてみえる今村嘉一郎氏、それから総連合会の会長であります久保村清高氏、それから橋北地区の連合会の会長をしてみえる八木巳稔氏、それから工場側の参考人として中部電力の火力部長の吉田正一氏、それから昭和四日市石油の研究部長の清水益郎氏、それから大陽石油の製造部長の小林慧氏、それから石原産業の才二管理課長の山村敏夫氏の四名から意見聴取がされました。それで、こういうような構成で、またそういうような工場を見たり、また参考人の意見を聞いたりされたのでございますが、この一応の才一回目の来四の目的は、すでに県・市で集めましたデータあるいは通産省で熟管理工場の統計あるいは衛生災害補償のデータを中央で集めたもの全部を総洗いにはおるけれども、さらに直接委員が現地においてそのいままで入手していたデータと、それから突撃に触れるのだ、こういうことでございましたので、全工場を網羅するとかあるいはこまかい事情の聴取というのは、日程の関係上、これだけの教授をだいたい五日間確詰にしたわけでございますが、これが精いっぱいということ、実情に触れてみるということでございます。従いまして、実質的の討議は今回はずいぶん、実はしあさっての十九日に東京におきまして才二回の委員会の実質討議の才一回目の会議がございまして、そういうふうな段階で調査会はずんどうるわけでございます。それが最近起きました調査会の行動でございます。その後、それから調査会と離れまして最近の動向といたしましては、悪臭の問題につきましては気象の関係上、市内一般

については減少しております。ただ、磯津方面におきまして先般も煮干が灰をかぶったというようなことで持ち込まれましたが、その資料の収集の方法その他については申しますか、浜の砂を一緒に採取したりした結果、どこかの煙かということが検出されなかった事例がございましたが、市民の苦情をいたしましては、一軒の加工業者さんから申し出がありました。そのほかは大したケースは現在起きておりませんが、いも澱粉のほうは先に水道局から話をされたとおりでございます。それで、将来どうなるんだというようなことでございますが、事務的に私どもの手元あるいはいろんなことで現在わかっていることをあと少し申し上げたいと思います。その基幹となるべきものも、実は国の予算も現在予算要求が出されとって査定が終わってないのではありません。これはわかっていない、確定してないということでございますが、確定率公算大という点から見るといって観点から、このくらいのはやれるのだ、やれそうだけということだけを申し上げたいと思います。まず通産省関係におきましては、工場立ち入り検査ができるような検査の車、いまベトロールカーをやっておりますが、あの程度のものでなくして、だいたい車百五十万程度、備品を二百六十万積んだものを三分の一在庫補助で、千葉県と愛知県と三重県に一つずつ配るといようなことが予定されております。それから厚生省関係におきましては、ばい煙等の影響調査、これは調査班を編成しまして、四日市と大阪を予定しております。これにつきましては医師班の編成あるいはX光線の編成、こまかいいろいろな臨床整備員、あるいはそういう編成がございますが、要点といたしましては、個別訪問をやったり面接したり、発生時点の調査をやるような計画がございます。だいたい時期は、予算確定いたしますならば六月ごろに派遣をしたいということが厚生省から連絡がございました。

それから、国立公害研究所の設置計画を厚生省でもっておられるようでございますが、これにつきましては操作と申しますか、いろんなことでどこにするということは明示されておりません。これにつきましては、先般も知事は県知事の名前で四日市へ置くべきだというような要請書を、これはすでに六月ごろに出されておりますが、本所をどこに置くか、あるいは場合によっては支所的なものを置く計画がございます。要求は五億五千万円になっております。これは査定がすんでませんから、規模はまだ未定だ、しかし国立の公害研究所をどこかに設けるといことが明らかに構想としてございますので、われわれとしてはトップバッターである四日市地区にもってきてほしいという意思を表示し、また運動の展開を要すると考えております。

それから、その他モニタリングの整備、これは一定の機械を置きまして、構想としては一カ所に測定器械として五百万円あるいは六百万円程度の自動測定磁器記録を持つような設備で県に一カ所設けたい。この場合には四日市に一カ所設けるべきであるということにしたい。これは一件にだいたい九百三十万円の三分の一補助という予定でございます。だいたいいま申し上げたことがほぼ確定でございます。予算の規模査定によりまして調査団の編成だとかあるいは車の程度を落とすとかいうことが、国庫予算の議決後にきまるわけでございますが、そういうことをやるということにつきましては、ほゞ確定のように聞いております。これがだいたい中央における動きでございますが、これに対応いたしまして、地元である市あるいは県の態勢というものは、いままで続けておりましたばい煙、降下ばい煙の量の測定あるいはSO<sub>2</sub>の測定ということは従前どおり続けていきたいと考えておりますが、その内容につきましては、いま事務的段階で国のほうの示唆によりましてきめのこまかいことを要すべきだということでございますので、実はこの十九日に上京したい、県・市と上京しますので、打ち合せてまいりたいというふうなことで、いまこの席上で来年度といたしましてどうこうやるということちょっと申し上げにくいと思っておりますが、いずれにいたしましても、そういう国の動きにさいわい特別調査団の派遣から、あるいは本省の政策から国が動き出した状況でございますので、この機を失せず国を力を利用することによって対処していきたい、現在こういうふうにご考えております。

項目だけ並べまして非常にお聞き苦しいと思いますが、現在予定されておる状況を説明して一応終了します。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時三十四分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） ただいま御質問の才二の問題ですが、交通の問題につきましてはわれわれも非常に心配しておる状況になっております。これは一四日市だけの問題ではないと思いますが、とくに国道一号线、国のいちばん背骨に当たります道路が市中を通過しております四日市といたしましては、その問題がとくに深刻な問題になっております。とくに、先ほどの御質問の趣旨より考えまして、この市の南部につきましては名四国道が工事の途中でございますので、とくにひどい状況を呈しておると存じております。この問題につきましては、いろいろ当局も考えていますが、ずばりの問題解決策は非常に困難な問題だと思っております。国におきましては道路網の整備という点を五カ年計画、本年度より新五カ年計画を立てられまして、非常に意欲的な道路政策を打ち立てられておりますが、この地方におきましては名四国道、名阪国道という大きな問題がクローズアップされております。この問題が解決つきますと、非常に交通状況には寄与いたしますが、さりとて現在の一号线が全く解決されるということにはならないとわれわれも存じております。

このさい名四国道について若干御説明させていただきますと、御承知のように本年の、ちようど一年ほど前に名四国道が約三十キロほど開通いたしました。四日市は相生通りでとまっております。これの延長につきましては、県の行なっております都市改造と並行して計画されておるわけでございますが、この都市改造は三十九年度末にだいたいの障害家屋が全部撤去と申しますか、解決される見通しでございますので、四十年より街路の構築にかけられる予定でございます。その都市改造から以南、曙町方面あるいは塩浜方面にかけましては、その駅裏の都市改造の進行と見合せて仕事を計画されておるわけでございますが、われわれ国道事務所のほうに非常にお願いをしておるわけでございますが、その都市改造の以前に調査のできうるところ、あるいはやりやすいところから逐次かかっていただきたいということ、われわれは来年度において塩浜から曙町付近にかけての、主として農耕地を対象とした用地買収が行なわれるんじゃないかという期待をしております。そういったしまして、駅東の都市改造と時期を同じくして完成をさせていただきたいというふうにお願いをし、だいたいそういう希望が持てるかと考えております。そういったと、四十二年ごろには名四国道が延長いたしまして、合成ゴムの南側道路で追分の道路で二十三号線と一号线で連絡できると、こういうふうにご考えており、また希望しておる次方でございます。

また、名阪国道につきましては、昭和四十一年まで四十年途中で大阪から関まで完成されるように聞いておりますが、その後引き続き続いてやっていたくじやなしに、それに並行して四日市地区あるいは関・名古屋間を解決をさせていただきたい、こういうふうにご考えておりますが、この点につきましては、本年度中に路線の決定をみる予定でございますが、その上で強力な要望を展開したいと考えております。こういう大きな道路が解決をいたしますと、遠距離の通過交通に対しましては非常なプラスになります。何を申しましたも国道一号线は局部的と申しますか、北勢地区の重要な産業的な性格は変わりませんので、交通量としては依然として相当なものがあると思っております。そう

いう状況でございまして、いろいろ道路計画はありますし、進められつつありますが、交通問題については、抜本的な解決はこんごもできないと、こういうふうに考えております。従って、先ほどのお説にありましたように、立体的に上か下を通していただくという考え方は当然必要でございまして、これに對しましては国のほうも、先ほど御説明もありましたが、こんご十分考えようということになっております。

なお、御質問の中に国道一号线には橋はかけられないのだというお話がございましたが、私たちはそういうふうには考えておりませんので、いろいろその状況に應じて支障がなければかけるといふふうに考えております。また、国のほうにおきましてもそういう横断歩道なり横断地下道に對して補助金を出す制度もございしますが、現在のところ法律的にはございしますが、予算措置はされておらない、こういうことでございまして、仕事を進める上においてはむずかしいのでございしますが、一つの目安といたしましてはオリンピックを目標ということでございしますが、東京を中心にした道路関係の投資が多いんでございしますが、これが山を越しましたので、なんと申しますか、見返りと申しますか、二、三年地方に迷惑をかけておるといふことから、来年度くらいから地方的な道路が取り上げられる状況になつてきはせんだらうか、こういうふうにご考えております。新聞等で拝見いたしましたも、来年度の予算におきましては用地費、補償費等はあまり高くない地方の道路に投資するのだということをお新聞で拝見しておりますが、そういうことは当然でございしますが、非常に期待しておる次でございします。

なお、御質問のボックスの問題でございしますが、これにつきましては、いろいろ設置する場所の条件によると思ひますが、この点につきましては、具体案についてわれわれも十分御要望に沿うように警察の取り締り当局あるいは管理者の國のほうの運営事務所あるいは名古屋の地建の担当等につきましては、われわれ十分御趣旨に沿うように取りはからわしていただきたい。これも可能性は、いかなしいということになしに、状況を見て判断されるんじゃないかと

考えております。そういうことでございまして、現在、抜本的な策としては自動車交通の進み方からみましてございませんが、逐次國のほうも力を入れておりますから、こんごをわれわれとしても期待をしておる次でございします。

#### 〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 公書の問題について当事者のほうからいろいろ長い説明があったわけですが、それはたしかにけっこうな話なんです、私はそういうことを聞きしているのではない。で、議長のほうでああいう長い答弁があった場合にはひとつ適当に、私が質問いたしました趣旨に基づいてごく要をえた答弁でけっこうでございますので、いろいろの学者の名前やなんかたくさん出されましたが、もしお聞きしたいのなら、私が行ってどういう人ですかと聞きまますので、ここではそういう長い答弁をしないように。もしそういうことであつたら議長のほうでうまくはからっていただきたいと思ひます。ただ、いま当事者のほうから詳しい説明をされたので、わかつたようなわからぬようなことだったので、ただ、私は市のほうで厚生省なりそういうところこういう重大な問題を疎情に行つておられないということなんです。だから、どういうような熱意をもってやられたのか、そういうことをお聞きしたわけなんです。他方面から行つたら厚生大臣がそれは初めて聞いたことで、なぜ四日市がそういうことの疎情に見えないか私は不思議でした、というようにことをいわれたということを聞いたから、私は市にそういう熱意がないのではないかとこのことで、そういうことはどういうことであつたのかということをお尋ねしたので、それだからこそこんごの、もしそういう熱意がないとするならば、こんごの対策において、学者がいろいろと空気の汚染の状態とか科学的に調査はされるでしょうけれども、そういうようなことでは、市が積極的に乗り出しておらないという形の上からくる結果というものに私は希望が持てないので、どうですかということをお聞き、あまつさえ市長にこういうような問題については当初私が御質問申し上げたあくる日でしたかその次でしたかに市民の声を聞く機会をつくられて一生懸命やられ

たわけですから、そういうような市長として、こんこの公害問題に対する見通しはこういうように持っておる、だから心配してくれるなというふうなおこぼをこの議場で聞きたかったわけです。それを聞かす必要がなければよろしゅうございますが、もし聞かそうという気があればひとつお願いいたしたいと思えます。

それから、交通問題ということにつきまして、いま土木部長のほうから名四国道の開通による緩和ということ、これも相当長い時日を要する問題でございましょうし、すぐというわけにいかないのですが、ご一、二年のうちには国道一号線の自動車の量というものを見ましたときに、これはどういふふうの状態じゃないということは万人が認めているわけです。さらに、私が申し上げましたのは、かりに大きなトラックなんかとまっても、親切にとまってくれたのが仇になって、とまってくれたからやれうれしやというので通っていくと、向うからオートバイが来てやられる。四人死んだり重軽傷を負った魔の踏み切りでございしますが、これは皆すべてオートバイなんです。四つ輪は全然そういう事故を起こしておりません。だから、当局に対して、市長のお名前でもけっこうですが、オートバイの取り締り、いわゆる近くでは鈴鹿サーキットなんかがあつて盛んに競技が行なわれる。そのときなんか自動車道はほとんど渡れない状況になります、ああいうような興味あるものを見ると、若い者はやたらに鉄カブトみたいなのをかぶってビュービュー飛ばしたくなる。いかい嗜好で飛んでおりますが、ああいうのが盛んに国道を走っているのです。そういうようなことに対する取り締りが私は非常に当局はぬるいと思うのです。たまたま三十五キロで制限されておるものがたまたま三十八か四十ひよこつと出したためにひっかかって罰金取られているほうが多いのであつて、そういう脅威的なスピードをもってやるいわゆるカミナリ族というものはあまりつかまっておらないといったようなことが、ひいては市民に対するこういういろいろな事故になって現われてきていると思う。こういうようなことについては、ひとつ市としても道路の対策ということもこれは必要でございましょうが、警察当局にも十分その事故の原

因になるところのオートバイとかそういうものに対する注意、勧告あるいはそれに対する取り締りを十分にしようという警告を発していただきたいと思えます。さらには、同僚議員からも交通安全都市宣言の問題も出ようとおるさ中でございますので、この交通緩和の問題につきましては、市当局はひとつとくに力を入れていただきたいと思えます。

さらに、こまかい点、あるいは陸橋という問題については私の誤解があつたようでございますが、国道一号線に陸橋がつけられるとするならば、至急そういうものに対する御努力を願いたいし、ボツクスの問題等は小さい問題でございまして、これは担当の方と十分ひとつ打ち合せてやりたいと思えます。

時間もございませんので、以上、御要望なり、あるいは市長が公書の問題、交通の問題についてひとつ北村に納得のいくように自分の腹をきかしてやろうという誠意があれば聞かしていただきたいと思えます。

以上で打ち切りしたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 公害問題、交通問題について市長に熱意があれば答弁をしろ、こういうことでございますが、もちろん非常な熱意をもってやらしていただいておりますが、非常に問題が大きゅうございます。ただ、ここでちよつと御説明申し上げておきたいと思えますのは、厚生大臣が地元から何もいうてきやせんやないか、というふうな御談話、この間新聞にもそういうことが出ておりました。私は非常に意外に感ずるものでございますが、すでに四日市が独自の立場で公害問題に取り組んでおるといふこと、県に交渉をして県のほうでもっていただいた。さらに県・市の協力機関としての合同機関を発足せしめておる、また御当局に向つてはつど四日市は特殊な場合であるから早く手を打っていただくような勸考をしていただきたい、こう申しておるのでございますが、これには一つ誤

解がございまして、ばい煙禁止法と何かひっかかっているような感じがいたします。これは御当局におかれても少しその点に御理解がなかったかと思うんですが、いつも御意見を承わりにいきますと、各省におかれましてそれぞれなんといえますかお立場というものがありませんし、はなはだ遺憾に存じておったのでございしますが、どちらにいたしましてわれわれは身近かにこの問題を感じておるものでありますからして、法的に処理していただくという立場をとっていただきたいということが一つと、そういうものは待っておれないから、四日市に対しては特別な効き目のある手を打っていただきたい、こういうことを申しておるのであります。それで、効き目のある手というのは、対策とばかりいってありませんが、市の毅然たる態度といえますか、基本的な考えとしては、発生する元を押えないかぬ、いくら騒いでみても元を押えないかぬ、元を押えるにいついやらもろんそのことが起こるのは会社でございしますから、会社自体がやったらいいのでございしますが、それには限度があり経費がありどうしても複雑な問題がありますので、私といたしましてはこの問題について全国に注意を受けております。ひとつどういふことをやるだろうかということについて、おそらく私は日本中から注意をあげていようと思っております。これは私は政府に向けて発生源というものを押えないかぬが、その源を押えるのには政府がもう少し真剣になつて、こういう過渡的の処置としての、法が成立してからのことはいいいが、過渡的の処置としてはやはり発生源を押えるために事業そのものも御負担を願いたいですが、国においても相当な手助けをしてやらなきや国家の産業の見地からいうてもだめじやないか。そういうあぶりだけを市民が食わなきならぬことは困るから、思い切って一挙両得であるところの、国のほうから援助をするような施策を打て、というのが四日市の主張であり市長の主張であります。それはとりもなおさず事業界としてたえられるようなきわめて低廉な資金を供給してやるとか、あるいはある点まで補助を

みてやるのかいうような手をお打ちなさい、ただ何かなしに騒いでいて、法律がなかったためにこういうようなことができたというの、これは一つの国の大きな責任じやないかということが市長のいい方なんでしょうが、はたしてそういうふうな国におきまして、なるほどそうだ、それじやひとつ国において特別処置を構じようということろまでまいりますかどうか。これは実際問題としてじっくり考えてやれることをやらさなきやいかぬ、こういうのが市長の今日の心境でございします。それまでに打つべき手が多々あるだろうと思ひますが、これは県と相談いたしました、法的なことにつきましてはやらしていただきたい、御指摘のことにつきましてはやらしていただきたい、こう考えております。

それから、交通の問題でございしますが、これはいまるる申し述べておられますようなふうにはやはり将来の交通網の分布していく状態というものがおよそわかっておりますし、実は一号国道線につきましては、すでに建設大臣が来てみずから人ごろしの道路をもっているようなことはとろいじやないかといひ、これを改善する事業のところへもっていこうということもございしますが、四日市、桑名間で六十億円かかる。それには地方が四分の一持たなきやならぬ、少なくとも四分の一持たなきやならぬということになると十五億持たなきやならぬ。その十五億は当然県が持つべきであるけれども、つこうによつちや市も奮発したらどうだろう、そうしてこの問題の根本的な緩和をはかりたいということを市長は主張しておるんでございすけれども、その地元、県・市というものの十五億の金の出ばがない。県のほうでかりに十五億負担したとしたならば、県の土木部経費というものはほとんど全部それに使ってしまったわけばならぬ、それはようせんと、県がようせぬものを市が国道に金を出すことはできぬじやないかというのが前議長さんの御意見でございします。いかにいふこともな御意見でございしますが、せつかくやりかけようと思つたこともできない。それでも市がやるだけの力があればいいんですが、そうはいきません。そこでこれは行き詰りになって、それ

ならば仕方ないから、部分的にやれることだけでもひとつやろうじやないかということになりました。現在、富田地区の一本松付近が幾分拡充をしてくれるというような、きわめてこそくなことでございますけれども、部分的にもそういうことが行なわれておるといふことでございます。

なお、橋あるいは地下道をこしらえるという問題につきましても、これは一カ所やりますというところ、たくさん場所がございますのではなはだ市もいろいろの面におきまして経費の負担が非常なことになろうと思っておりますので、慎重に考えさせていただいておるといふようなことでございますが、ただ、市民の方々、とくに学校の子供さんあたりが毎日々々道路を横切るといふようなことについて非常な御心配をかけておることは、市長といたしましても恐縮に存じておるのでございますが、しばらくの間皆さんの御善意によりまして、最初できるだけはひとつつけていただきたいというふうにも考えておりますが、なお、向後の移推を見まして、できる限りなんらかの方法によりましてこれを緩和させるような努力をさせていただきたい、こういうふうにも考えております。

○議長(田村末松君) 日比議員。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 行政機構の改革について市長に質問いたします。

事業費の増大に対処するために、出張所の統合あるいは縮小等々を含む行政機構の改革を断行される御意思があるかどうかという問題でございます。最近、過去二回にわたりまして機構改革らしきものが行なわれたわけでございますけれども、いかんせん市民の十分な満足をえられるような思い切った改革が行なわれず今日に至っておりますように考えるわけでございます。極言いたしますならば、支所という看板を出張所という看板に塗りかえたにすぎぬというところでございます。もちろん、それにはそれなりの理由があったと思えます。けれども、要するにお互いに勇気に

欠けておったのではなからうか、かように私は考えるわけでございます。つねに必要なことは、市民の要望をできるだけたくさん実現させるというために、事業費の増大についてあらゆる機会に積極的に努力をするというのが、これお互いの責務ではなからうかと考えるわけでございます。市長も御承知のように、当市にはなすべき仕事がいふんたくさんございまして、なかなか市民の要望にこたえきれないというのが現状であろうかと思えます。かかるすう勢でございますが故に、前期申し上げましたような行政機構の改革をいたしますために、このさい審議会を作るべきだと、私はかように考えるわけでございます。

さらに、付言して申し上げますならば、過日、市長から三十七年度の決算は黒字であるという御報告をいただいたわけでございますけれども、市民の欲多くの要望をたな上げにいたしておいて、数字上、単に黒字を作ってみましても、それは数字の遊戯であって、市民の側からいたしますならばおおよそナンセンスなことであろうか、かように考えるわけであります。どうか、このさい勇気を振るって行政機構の改革を断行して、事業費増大のために努力をするという決意が市長にあるかどうか、ということをお伺いしたいわけでございます。

時間もございませんので、やる意思あり、ない、という御答弁でけっこうでございますから、勇気ある市長の御答弁を期待するものでございます。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま直ちにこれを踏み行なうということはいかがと感ぜられますが、この行政機構の改革につきましては、やはり一つのと看と見ても、どんないことでもやはりときを見ていたしませんと、無用のまさつ、トラブルを起す、また実問題になりまして市民の方々が、そういうようなお考えの域に達せられたときを避るべきであらう、ですから、なんといえますか、この問題については行き過ぎたり行き過ぎ

なかつたりしないで、中道をもって処理したい、こう考えておりますので、十分熟慮をいたしますが、同時に、もし市民の方々にぜひやるべきだという御世論がありとすれば、なんらかの機会に市民にそのすう勢をしらしめすようなといいますか、会得していただくような方法を講じていくべきでないかと思っております、かなり慎重を期しておるような次才でございます。しかし、ときに英断をもってなきないかという御意見に對しましては、政治は必ずしも沈滞したものではありませんので、あるいはそういう場面を実現するかもしれないと申しますのは、すでに政府が申しておりますように、日本の経済状態からながめましてかなりの改善を加えなければならぬ情勢になっておるように思いますし、ひいてはわが四日市におきましてもそういう機運がきざしてこないとはいえないと思っております、いましばらく時局の推移を静観させていただきたい、こういうふうに考えさせていただいております。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君　いまの御答弁で市民の声を聞かなきやわからぬ、よく聞いて対処したい、かくいう私も市民の代表で申し上げているのであって、議会でこういう声があるかどうかということ、たとえば積極的に市長のほうから自治会また関係方面へおっしゃる意思がないのかどうか。市民、たとえばわれわれ議員がもし五、六名でそういう案を議員提案で出した場合に市長は格好が悪いのやないかというふうに思いますので、かく申し上げる私も市民の代表で申し上げておるのでありますからして、近いうちにやるならやる、やらぬならやらぬというお話でございますので、いつごろまでゆっくりお考えになるのか、その辺がわかりませんので、もう少し明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田村末松君）　暫時、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二分再開

○議長（田村末松君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君）　重ねて日比議員さんの御質問に對して、お答えさせていただきます。

このことにつきましてはつとに考慮をいたしておることでございますので、御趣旨の線に沿いまして部長に調査を命じ、その方向に向って進みたい、こういう意図をもっておりますので、御了承願いたいと思っております。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君　ただいま市長から、私が御質問申し上げた趣旨に沿うような方向でもって努力をいたすという御答弁がございますので、一応了解はいたします。重ねて、くどいようでございますけれども、理事者をとるべき態度は、市民の切なる要望を一つでもたくさんかなえるために、たえず事業費の増大に努力をする誠意と責務があるんだということを十分念頭においていただきまして御善処を願いたい。私がお願い申し上げましたのは、審議会を作ったかどうか、いつごろまでできるのか。作るとすればいつごろまでにお作りになるのだということをお質問申し上げましたけれども、問題が非常に大きゅうございますし、慎重審議しなければならぬ性質のものであるということも十分承知いたしておりますので、このさいは私は私は深追いをせず、いつに市長の良識あるこんこの行動を見守るといふことでもって質問を終りたいと思っております。

○議長（田村末松君）　早川議員。

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 私は、市有財産とくに市営住宅の管理についてお尋ねを申し上げます。

市営住宅といたしましては、午後に終戦後いち早く建ちましたところの古い住宅がございしますが、その市営住宅のどれを見ましても、ほとんどの家がもとの形がなくなり、いに附屬屋が建てられております。この点をどういうふうに管理しておられますか、お尋ね申し上げます。

〔監理課長（杉本治芳君）登壇〕

○監理課長（杉本治芳君） 御答弁申し上げます。

市営住宅の管理問題でございます。増築だけのことと考えて申し上げますと、一応、公営住宅法におきましては、増築は原則として禁じられております。ただし、入居者の要求を全面的に禁止いたしますことは、公営住宅の規模から申し上げますと実情にそぐわない点もございしますので、条例によりまして必要かつ最少限度の要求で、管理上、支障をきたさない場合に限りまして承認をいたしております。承認いたします具体的なものといたしましては、浴室と物置に限るということにいたしております。この面積も一応一、二五坪までということでございますが、例外といたしましては、過密居住者や、長期の療養者のある家庭に限りまして三坪までということにいたしております。ただいま御指摘になりましたように平屋建、とくに木造におきましては過半数が増築をやられておるといふ現状でございます。ですが、この三坪の制限にあてはめますならば、そのうちの大半は許可してもよろしいという現状でございます。ただいまはまだその許可はいたしていないものがほとんどで未届ということになっておりますが、十分、内容を検討いたしました上で、その一つ一つについて対処してまいりたい、かように考えております。

なお、管理上、監理課の住宅係の管理員を補助する意味で住宅管理人制度を設けております。この方々の通報あるいは適切な処置によりまして未然に防止するということは十分処置をとっておるのでございますが、現状は遺憾な

ら申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 監理課長の答弁によりますと、三坪までは許可してあるとおっしゃるのですが、しかしながらその大部分は未届けである。しかし、私が法律を調べますと、民法才二百四十二条に「不動産ノ所有者ハ其不動産ノ従トシテ之ニ附合シタル物ノ所有權ヲ取得ス」こういう法律がございしますが、この点についてどういうふうにお考えになっておりますか、お尋ねをいたします。

〔監理課長（杉本治芳君）登壇〕

○監理課長（杉本治芳君） お答えいたします。

市営住宅におきましては、契約上、個人が増築いたしましたものにつきましては、所有権は個人のものとしたしております。市が所有権を自動的に市のほうへ取るという措置はいたしておりません。

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 市営住宅に関しましては特例法でもあるのでございませうか。民法の規定を排除するような強力な特定法があったら、お教えを願いたい。私がなぜこういうことをお尋ねするかと申しますと、ただいま午起地区におきましては非常に公害問題がやまましゅうございます。そうなつてまいりますと、いきおい、あるいは市民の声にこたえて公害の起こらないような場所に移転するような結果が生ずるのではないかと、それを心配するのです。建ていらっしやる方は、おそらくこういう法律はご存じありませんので、自分のものなりと信じてみえることに間違いないと思えますから、そのときに問題が起こったら困ると思ひまして質問する次才でございますので、その点もう一

度御答弁をお願いします。

〔監理課長(杉本治芳君) 登壇〕

○監理課長(杉本治芳君) 先ほどの私の回答がちょっとほけたように思います。

増築したものはあくまでも増築した者の所有物でございますので、移転にさいしましては、全部自費でもって取りこわして移転するという事にいたしております。

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 民法二百四十二条によりますと、明らかに「不動産ノ所有者ハ」とありますから、不動産の所有者すなわち四日市市でございます。その不動産の従として、付属屋としてこれに「附合シタル物ノ所有權ヲ取得ス」とありますから、四日市市が取得しなければならぬことになっておりますが、こういう規定をなぜ排除されたのか、その点をお尋ねしたいのです。

〔監理課長(杉本治芳君) 登壇〕

○監理課長(杉本治芳君) 増築は認可いたしますまい、本屋から五十センチ以上離して増築をするということにいたしております。付属という解釈で、私もはその住宅の管理者に属するものだという見解はとっておりません。

(早川議員「議長」と呼ぶ)

○議長(田村末松君) 簡単なものなら、自席でよろしい。

○早川和一君 中には五十センチ離れていないのがありますが、この点はどうですか。

○監理課長(杉本治芳君) 許可しますものは、全部簡単に取りこわしのできる構造のもので、本来の建築物を傷つけるというような場合には許可いたさないといいことでございますので、これら簡単にとれるものについて許可して

おるといふ状況でございます。

○早川和一君 さらにお尋ねいたしますが、その許可をするときに、たしかに契約にございますか。

〔監理課長(杉本治芳君) 登壇〕

○監理課長(杉本治芳君) いちばん最初申し上げましたように未許可のものが大半でございます。これの措置につきましても何度も勧告はいたしました。撤去させるといふ方法をとっておるのでございますが、いかなながらほとんど守られていないというのが現状でございます。許可いたしましたものの中にもあとで調査してみますと、許可した以外のものではあったという場合もございますので、これらの措置につきましては非常に苦慮いたしておるところでございます。

〔早川和一君登壇〕

○早川和一君 管理をしてみえる方に非常に悪いんでございますが、どうも管理をしてみえる方においても親方日の丸だ、こういうような觀念が非常に多いように思いますので、その点を十分注意されて先ほど申しのべましたように将来、公害問題でも起こって住宅の移転をいたしますような場合にトラブルの起こらないように十分御留意あらんことを要望いたしましたして、私の質問を終わります。

○議長(田村末松君) 伊藤太郎議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私は、通告をいたしました二問についてお伺いをいたします。

才一問、下水道施設についてでございます。

過般の定例会にも、市長は財政的な基礎としての工場誘致もほゞ予定線に達したから、こんごは内政の充実に努力

をする、すなわち、福祉都市の建設に全力を注ぐ、こうした意味のことをこの席で述べられたことを記憶しております。しごくごもっともなお説でございます。私も哀心からこの市長の大方針に協力を惜しんではならないと強く覚悟をいたした次才でございます。そこで、私は、いろいろな機会に、ちようどわれわれ四日市と同じような都市の現状を視察いたしました。そのたびごとに私が思いを当市のために及ぼすことは、公共下水の完備でございます。ほとんどの都市が公共下水については相当にその巾を広げておる、これは事実でございます。私はまず福祉都市、文化都市の基盤をなすものはこの点にある。この公共下水が完備するところに私は文化都市のペロメーターが置かれておるのやないかと、このように確信するものでございます。当市におきましてもだんだんとその施設は進んではまいりました。しかし、いまだほんの一部分でございまして、公害にあえぐ工場地帯にはまだまだその機運がかもし出されていらないような気がいたすのでございます。南部の工業地帯の市民の者たちは、いずれもこの時期の一日も早からぬことを念願いたしておるわけでございます。わけても南部には下水処理場が着々としてその歩を進められておりまして、目の前にあおりっぱな処理場のでき上っていくのを見ておるわけでありまして、なおかつ、あの工業地帯のし尿の汲み取りと申しますか、清掃につきましては、業者に担当をさせられておるのでありまして、いままでも幾多の苦情が市の理事者にもち込まれてきたのでありますが、なんらそれについての改善の施策がなされていない、こういうのが現状でございます。

さらに、御案内のように南部地区は近代工場が林立をいたしましたして一大壮観であります。しかしながら、それに近接しております民家は、実にその町づくりは旧態依然たるものがあります。しかも、地盤の沈下に伴いまして、どうしても公共下水の施設をまつことは、実に切実なるものがあります。これはいつかの知事の話で聞いたことを私も記憶しております。あのときぼくの子供の時分と現在と町の様相がほとんど変っていない、ということを述懐されたこ

とがあります。日夜公害に苦しんでおりますあの工場地帯、大井の川一体を含めましておそらく六千戸に近いのでありましょう、ぜひともあそこに公共下水が伸びてくることを千秋の思いで待っておりますが、それについてどういような御予定があるのか、どんなに親心をそこに使っておっていただくか、この点についてまずお伺いを申し上げます。次は、体育施設の充実についてでございます。

申すまでもなく、青少年の不良化防止の上からはもちろんのこと、青少年を健全に育成する上からも、こうした点を体育事情から見るとときに、どうしても体育施設をより以上に充実しなければならぬということ、幾多の事例によって痛感いたしておるのでございます。市の中央体育館とでも申しましようか、体育館の施設、さらに総合グラウンド等の建設につきまして、どのような御計画が進められておりますか、この点について承わりたいと思ひます。以上、二点でございます。

〔下水道課長（天野助春君） 登壇〕

○下水道課長（天野助春君） 才一問の下水道施設についてお答えいたします。

御承知のように、四日市市におきましては、昭和二十九年頃から公共下水道を開始いたしましたして、三滝川から阿瀬知川の間、西は近鉄線の少し西の付近まで、戦災復興の地域でございますが、この間の百八十三・五七ヘクタール、人口にいたしまして五万三千人でございしますか、これを才一期の公共下水道の事業といたしまして仕事を進めておるわけでございます。現在までに、これは昭和三十五年に変更いたしました事業費でございますが、全体といたしましては八億七千万円の事業費でございます。これが昭和三十八年度工事を終りますと、七億七千万円の事業が終了することになっております。それと才一期の計画を変更することになりまして、これはいろいろの問題があるわけでございますが、現在、行なっております区域を変更いたしまして、東は北納屋、稲葉町から現在、県の計画課で事業を

進めております都市改造の区域、いわゆる南納屋、南起でございますが、それに浜田、市の都市計画課で計画を進めております、いわゆる西浦の三十万坪の区画整理地域、これを含めました地域を一応こんどの変更の対象にしておりまして、これを入れますと、三百四十ヘクタール、人口にいたしまして約八万人になるわけでございますが、これを變更いたしましたして、昭和四十二年度までに一応完了するということになっております。ただいまのペースで進みますと、四十二年度までに完了する見通しがついております。それから、その終末処理場といたしまして、ガス会社の付近に六千坪ほどの土地を確保いたしましたして、これも三十六年度から工事を進めておるわけでございますが、この用地は、先ほど御質問にありましたように、五万人の処理人口が、こんど變更いたしましたして八万人になる。なお、それに十分な敷地といたしましても余裕がございますして十二万から十三万程度の終末処理ができるという用地を確保しております。

それで、才一期の、現在變更いたしております工事が四十二年度で完了いたしましたして、その後どこをやるかということでございますが、これは橋北地域と、われわれといたしましては塩浜地域に伸びていくという考えをもっております。橋北地域並びに塩浜地域を入れました処理も現在の処理場で十分できるといふ考えをもっております。その間の塩浜地域いわゆる南部地域の排水をどうするかという問題でございますが、これには、いわゆる公共下水でなしに都市排水的な考え方で三十五年ごろから初めておりますいわゆる塩浜地域の排水施設といたしましては、中央クリックにおける排水機の整備、増設、それから雨池川の改修とそれに伴いますポンプの増設、それから、もう一つ雨池川以東でございますが、それから県道の付近、いわゆる海水道神社から北の部分、あの地域はいわゆる老ノ川（本川）の県道の橋がございますが、その付近へ五百ミリのポンプとそれに付設いたしました樋門で排水しておるわけでございますが、これも建設省のほうへ都市下水としてポンプの増設並びに水路の改修を要望しておるわけでございます。い

ゆる公共下水道へ行くまでのその間は、都市排水的な三カ所のポンプ場で解決するというところで進んでおります。

以上でございます。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

体育施設のうちで体育館並びに総合グラウンドについての計画でございますが、私たちが計画を持っておりますのは、御承知のように南部の泊山の開発がされますならば、そこに十年計画で総合グラウンド並びに体育館を作っていたように計画を持っておりますけれども、私たちが最初期待いたしましたようなのは時期的にずれがきまして、聞くところによりますとようやく国との関係もうまいくような状態になってきたということでございますので、最初の計画とはずれがございますけれども、できるならば四十三年の国体の三重県への誘致に一部でも間に合うようにしていただきますれば、この建設につきまして、補助等の関係で多少楽に建設できるのやないかしらんことを期待しております。そのほかにもスポーツ振興審議会等から強い要望があって、ほかの土地にということでございますけれども、現在のところは、その方向でやっていたくようにお願いしております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 才一問につきましては、塩浜地区にも公共下水を予定しておる、こういうような御説明を聞きまして、当該地区の市民は非常に喜ばれることであろうと思えます。あの地区から高花平のほうに移転をされた人が、もとのところへ帰って来られて、ときおり出てこられての話は、いつでもその話題にのぼるのは、あの下水処理場によって非常に文化的な生活ができるような気がするということをお話をそらえて申されるのでございます。なんとかして一年でも早くその方面は解決されますことを強く要望申し上げたいと思うのでございます。過般の政府の公書調査団の団

員の方々もいろいろとあなたの方が切実な訴えをするが、多分市はそれにこたえるだけの施設はしておるのだろう、そういうような意味のお話もあったような次才でございます。何とぞ、この点が一日も早く充実することをとくにお願いを申し上げる次才でございます。

体育施設につきましては、いま教育長から御回答を承わったのでございますが、どうもいまだほど速いような感じがいたします。次から次へと青少年はずいぶん日々張り切った体をもて余しておるような現状でありますので、これまた一日も早くその施設の充実をお願いしたい。私たちが各方面の四日市に見合うような都市を見学しても、どこに行っても堂々たる総合グラウンドを持つておる。二十万都市でグラウンドを持つていないところは、私はまだいままで見出すことができなかったのです。こういう点を十分に御勘案くださって、なんとかこの点の向上をおはかりいただきたい。

なお、こうした青少年を中心にし、しかも国体を目前に迎えて、四日市の眞価をその方面に發揮をすべきこの重大な時期に、行政機構とも関連をして、体育課というようなものを新設する御意思があるのか、この点につきましては市長からひとつ御答弁をお伺いしたいと思います。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君)　さい前機構改革のことについても御質問がございましたが、それらの案件と勘案いたしました御要望に沿うことができればそういうふうにもっていきたいと思っております。

体育施設につきましては、ただいま仰せられましたように、非常に皆さんの御要望もありますし、また二十万都市としましては当然持たなければならぬことだと思っておりますので、極力急ぎたいと、こう考えております。(伊藤太郎君「了解」と呼ぶ)

○議長(田村末松君)　橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　通告をいたしております問題について、簡単に質問いたします。

中小企業の振興対策の問題でございますが、先年にも私は若干の質問を行ないましたが、最近の地域経済といえますか、そういった状況が多少変わってきておるのでないか、こういった前提を踏まえながら見てみたいと思うのです。

つまり、私どもが市政の問題について検討する場合に、何と申しましたもその基本とするのは、やはり市民の皆さんの生活が向上していく、あるいは福祉が増大する、こういったことがいちばん目標に基底としてあるのではないかと、こう思うわけでございます。この一点に向けて市長がいろんな施策をやられているわけですが、それらの中を考えるとみますときに、最近の当市の経済情勢といえますか、その生活基盤につながるものというのは、やはり昭和二十年代と異ってきておる面がある。つまり、海岸線に展開をしております、あるいはまたこれから拡大を流けるとする石油並びに石油化学工業、こういったものが従来とは変った形で住民の生活に直接あるいは間接に影響してきている。ところが、二十一万市民の中でそれらに直結をするという数よりも、地域の中小諸産業、中小ということばがつこう悪ければ、比較的規模の小さいといえますか、そういった事業なりあるいは諸産業に関連をする市民の方のほうが数としては多いのではかろうか、こういう気がするわけです。これは、市の統計を見ましてもそういう数字が出ておるわけですが、従いまして、市の施策の、つまり市民の生活が高まり向上するという重点の置き方の問題でございます。そういうことを見ますと、いわゆる市長に望む基本的な態度は、産業基盤の造成ということばがしばしば使われるわけです。ところが、最近の市長の出しておられる政策というものをつぶさに見てまいると、必ずしもですね、いわゆる生活を高めるといった政策が、若干規模の小さい中小企業との関係については、欠点があるように気がするわ

けです。そういう面で見えてまいりますと、毎年の年度初めに市長が施政方針の中で必ず中小企業対策をやるのだ、こういうことは出てまいっておりますけれども、ことしの六月におきました施政の方針の中でもやはりそのことがことばとしてあったわけですが、それから半年あまりの間に打ち出されてくるいろいろの予算等を振り返ってみても、具体的なものが出ていないのではないか、こういう懸念をするわけです。このことは、単に私だけではなくて、市民のいろんな人の意見を聞く中でも、やはりそういうことが出ております。いまそのことを私が再度機会をとらえてですね、いわゆる二十万市民の大多数が直接、間接に影響を及ぼしてきている、つまり、今日の社会体制は資本を中心にしたしておりますが、当然そこには景気の消長というものがそれぞれの形の中で生活基盤を通してですね、影響してくる。そのことをどうして調整をしていくかということが、やはり私は政治の中における一つの重点に置かなければならぬのじゃないか、こういう気がするわけです。従って、海岸線に並ぶ大資本をもったそういう諸企業、諸産業といったものは、比較的景気変動に対する抵抗力がございませけれども、規模の小さい、資本金の少ないような諸産業は景気変動の波をかぶってくるんだ、そのことを市民の中でどちらのほうがより数を多く占めるかということを見てみた場合、私はやっぱり規模の小さい、資本の小さい諸産業なり職業のほうが多いだろうと思います。そういうことを考えますと、この辺で市長が明確な対策を出されてしかるべきでないか。少なくともことしの年度初めに市長二期目として言明された中小企業の対策を起すのだ、こういう明確なものがあるわけですから、そのことがやはりこの辺りで方策として出されるということが必要だろうと、こういう気がするわけです。今日、先年おられました四日市の中小企業対策振興協議会ですか、そういうものがございませますが、そこらあたりでの討議等も通ずる中で、私も一つの提案を申し上げてみたいわけですが、いわゆるいま置かれております四日市中小企業振興対策協議会、この場というものをさらに広げてですね、もっと地域の全産業を均等に発展させるためには、どういったものが不

足をしておるのか、あるいはどうすればいいの、こういった討議をする場所といたしますか、そういったいわゆる地域の産業を振興するための、もう少し高い立場に立った審議会といたしますか、そういったものを諮問機関として置いておく。その中で、いわゆる市民の中にある学会の衆知というものを集めて、それを基にしながら進めていく、こういうた市政がほしいような気がするわけです。そういった考えに賛同できるかどうかということを経理に一回尋ねてみたい、こうだけでございます。

〔助役(庄司良一君) 登壇〕

○助役(庄司良一君) ただいまの御質問の要旨を、簡単に私から御質問させていただきます。

化学工業を中心として大企業はほとんど繁栄していく、しかもいま景気の変動期であると思われるが、大企業はこれに対する抵抗力はあるが、市民のうちの大多数を占める中小企業者の抵抗力が心配である。これに対して市長としてはどういう考えをもっているかという要旨に解釈してよろしゅうございませ。(橋詰興隆君「はい」と呼ぶ)

市長は、かねがね政策の中で重要案件として中小企業の振興ということをおられるわけでございます。ところで、中小企業対策をいかになすやということは、非常にむずかしい問題でございます。これは、国・県・市を通じて今日なおきめ手がない、この解決について何かないかということを探求しているのが実情ではないかと、私も考えられるわけでございます。本年度の国の予算、さらに来年度の要求せられておる予算におきましても、国は百三十億の予算要求をしておるようでありませ。国の二兆数百億円になる大予算の中で、中小企業行政に国が考えつくのは百三十億ということございませ、決して金をしぶっておると思わないのであります。いかに金を使うかということに苦心、むずかしさがあるのだらうと思うわけでございます。さらに、国の施策を受けております中小企業行政が、副都といったしまして県においてとまっています、市まで流れてきていない、このことも皆御承知おき願いたいと思う

でございます。ところで、中小企業対策はどういうことであるかということでございますが、当初予算におきまして、本市は商工課の中に組みさせていただきました。まず中小工業に対する対策、中小商業に対する対策と大別いたしまして予算を計上させていただいておりますが、工業につきましては、一般的に工業組合の指導、助成、市自らの発意によって行なわしていただいております。とくに、地場産業の最も雄たる、また数の多い万古焼につきましては、貿易一点張りであったものを、内需転換をわれわれは勧告もいたしました。これに極力協力いたしてまいりました。次にその成果を上げております。見本市の開催あるいは販売、拡張についての助成等も行なっております。金属工業につきましては、これを合理化していくためには、従来のままの場合ではどうも十分の合理化は困難であるという考え方から、国の施策によりまして金属団地を造成する、これに對しましてわれわれは猛運動を展開し、これの認可を受け、すでにこれが造成に入っておるといふことも御承知でございます。

商店関係につきましては、これは数限りない問題を持っておりますが、診断あるいは教育あるいは研究、こういうことにつきまして商工会議所と協力いたしまして、さらに連合会とも協力いたしましてどんどん事業をやり、相当成果をあげていると思っております。さらに、市街地の再開発といっておりますが、商店街は現在そのままじやとよくはならない、もっと楽しい人をひっぱりようなものもっていかなきゃならぬ。と申しましても、これも容易にできることではないのです。これも国に四日市は率先してお願いもし運動もいたしまして、今日では防災街区造成法という法律にまでなっておりますが、これを利用いたしまして、もうすでに二カ所の改造事業に取りかかり完成いたしております。

次に、労務対策でございますが、全国的に困っている労務につきましては、市も四日市の職業安定所とも協力し、各組合とも商工会議所とも話し合ひまして、もっぱら九州、四国さらに東北方面にまで四日市の宣伝を中心としたしまして、理解を深めるために人を差し向けまして、大いにこれも運動を続けておるのでございますが、これにつきましての成果は、ここ数年のちに現われてくるのではないかと思っております。

次に、いちばんやりやすい、また最も必要を望まれております金融、融資の関係でございますが、国・県が行なっております制度上の融資、利用についての教育あるいは受け入れ態勢についての指導、こういうことをやっておるのでございますが、市独自の金融委員会、これは任意団体として制度に見合わない融資をやっていることも御承知でございます。

さらに、お話の振興対策協議会をすでに撤回開きまして、何かきめ手がないかということ、いろいろ御検討いただいているということについても御承知のとおりでございます。その他各種調査、貿易については、本年度ジェットロとタイアップいたしましたその組合員となり、あらゆる資料をいただき、これを各方面、工場、商店に流していることも御承知のとおりでございます。施策として申し上げれば限らないことでございますが、振興対策協議会の運営は十分成果をあげるであろうが、こういうものだけでなく、さらにもう一つ大きい、市長のブレーンとしてたとえば顧問会議というようなものを置く意思はあるかないかという御質問が最後にあったようにございますが、これにつきましても、私どもはいま検討中でございます。市長にわずかにこういう話もあるのだ、これからわれわれ検討さしてもらおうというような程度でございます。屋上屋を重ねるといふことでも困りますので、この点につきましては、今日そういう段階であるということ御承知願いたいと思います。

#### 〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いま助役のほうからいろいろと答弁があったわけですが、従来、市がやってきた問題については十分承知をいたしております。いたしておりますが、あえてこういった質問をするのはですね、いわゆる現在、当市の中

に存在する資本と人の知恵といえますか、そういったものがまだまだ十分につかまれている、こういう気がするわけです。それぞれの業種別なりあるいはいろんな会の中で、断片的ではあります、貴重な意見が野にあります。そういったものをさらに四日市市というワタの中で中心地区において知恵を出し合い資本を集めていく、こういったことが考えられてもいいのではないか、そういうことを私はやる時期にきておるのではなからうか、こういった判断を持つので、あえて質問を続けているわけですが、いまございます中小企業対策協議会も、働きは働きとして、これにもけっこう賛意を表するわけですが、さらに広くですね、もうひとつ高い時限に立った知恵の出し合い方あるいは金の集め方、使い方というものが考えられてもいいんじゃないかと、こういった気がするわけです。そのことについては若干検討の余地を残してあるんだと、こういう御答弁でございますが、それはぜひですね、真剣な検討を加えてもらいたいということ、ひとつ要望を申し上げておくわけです。

それから、いま一つの問題は、現在、市の中小企業対策を担当するのは産業部であり、あるいはこれについてはとくに商工課が中心になっておるわけですが、同時にことしの新卒の各企業に対する充足率というものがきわめて低下をしてきている、このことがやはり新規の中小企業者にとっては大きな悩みになっておるし、金の面もありますが、このことを考えてみますと、いわゆる中小企業者のほうから市に問題がもち込まれてくる、従って、それについては一応考えようという対処の仕方が私は従来の対処の仕方であったと思いますが、そういうことでなくて、いまだし市のほうが積極的なかまえ方を、つまり、いまの商工課の仕事を拡大する中で、同時に労働の問題もあわせて検討していくといったことも入れて、いわゆる商工労働といえますか、県が出しておりますようなああいった商工労働費、そういう縦横のつながりをもった、一元化した機構的なものを市の中に置く必要があるのじゃないか。そのことが、つまりは民間の諸業種なりあるいは諸産の方々がほんとうに市に行けば親味の話ができるのだ、そういった思想

あるいは希望というものが出てくるのだろう、こういう気がするわけです。つまり、私の申し上げたいことは、現在いちばん困っておる層の生活基盤をどう確立するか、そのことのためには、いわゆる中小企業者の問題というものをいまだ少し真剣な目で見つめてみるということが必要であろうかと思えます。そういう意味合いで申し上げておられますので、助役でもけっこうでございますから、もう少し前に進んだ市政というものが出しようかどうか、その限界というものを、今日の時点でけっこうでございますから出してもらいたい、こう思うわけです。

これ以上の問題については、担当の委員会でも注目しておりますのでその場で出したいと思えますが、つまり、現在の地域の中にある効率を高め、あるいは人の知恵というものをどういうぐあいに集めて発揮していくか、これについてのお考えというものをいまだ少し出してくれぬか、こういう質問でございます。

〔助役(庄司良一君)登壇〕

○助役(庄司良一君) 御質問のもっと高い時限の何か会議というものの、そういったメンバーについてのお考えについては、先ほど私から申し上げたことで御承知願いたいと思えます。

続いて、労務の問題でございますが、これは、一四日市の事例に限らず、全国的に非常にシビアに現われております。これの充足率、とくに本年度は相当悪いということが考えられるのでございまして、三重県におきましてはおそらく四日市がそういった充足率ということになりますと、各企業体、これについては非常に頭を悩ましておることだらうと思えます。そういうことで、私どもは直接的な効果は期待するほうが無理でございまして、次に四日市というものを理解してもらおう、こういう前提に立ちまして及ぶ限りの宣伝行脚を続けてきたことは御承知のとおりでございます。さらに、われわれは遠くにも目を向けてきたきらいがあるのでございます。三重県といえども県内でどこもかしこも足りないというわけじゃございません、そういうことから南勢方面、中勢方面にも大いに呼びかけてい

うということ、これについても私も私ども行動を開始しております。そういうことから、市が協力するという態勢以上には出られないのでございます。あくまでも人間を現実にはひっばってきてもらうことについては、各企業がみずから行ない、それについての十分な受け入れ態勢を作っていたかなければならないということはおもろんでございます。そういうことについて特別な協力なり指導なり相談相手になってやっているとということでございます。

それから、いろいろ努力はしておるつもりなのでございますが、先ほどのような忘れられた金融の中で、国民金融公庫の支所を四日市にもってきてもらいたい。これは六月の議会でもお話があったかと思うのでございますが、われわれはそののちも努力いたしまして数回、東京にもまいりまして、最近におきましては市長のほか知事までこれについては東京に働きかけておられておりまして、なんとかして来年度の予算に組んでもらいたいという前提で、今日なお努力を続けております。

それから、機構として、労働行政についての窓口を置く意思はないかということでございますが、これにつきましては、かつて議会でそういう御要望があったわけでございます。労務の重大なことは十分承知しておりますけれども、労働行政それ自体は、これもまた御承知のとおり県段階ですべてとまっております。市になんらの権限もきておりません。これで、私もは労務については商工課の中でお世話をさしていただく、当分の間その体制でいきたい、こういうふうにお答え申し上げたと思うんですが、労務課というようなものをここで作っていくことについては、なお検討するものが多くあるという考え方でおりますので、この点も御承知願いたいと思います。

○議長（田村末松君） 休憩いたします。

午後二時八分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時三十分再開

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 もう一度だけ質問をいたします。

去る十四日の日に中小企業対策協議会が開かれて、その場に庄司助役もおいでになっておりまして、そこでいろいろんな問題が出たようでございますが、その中で私、新聞で承知をしただけでございますが、中小企業対策について県の融資制度と歩調を合せて市の融資制度をはかるのだということをお新聞で報道されておりますが、このことをいまいし詳しく聞いておきたいということが一つでございます。

それから、経営の問題について、中小企業団地の造成が、いま機械金属工業をやっておりますが、これが一つの反省をする時期にあるのではないか、こういった気もいたします。先般、この問題が議会で論議をされたときに、成功をするという見通しをするならば、才二、才三の中小企業団地を考えているんだ、こういった方向づけがなされておるわけです。従って、各民間のそれぞれ業種の中で、いま広永でやっておる中小企業の団地の進展の度合について、あるいは成功の見通しというものについては、相当注目をしておるのではないか、こういった空気がございます。従って、雇用関係についてのこれからの団地についてはどういうように考えておられるかということを確認をいたしておきたいという気がするわけです。

以上の二点についてお尋ねをいたしますと同時に、それらの問題を検討する場合に、いわゆる四日市の今日までになってきたいちばん底辺において、地場産業が大きな貢献をしておるのだらうと、こういうように判断をいたしますが、いわゆる地場産業についてはですね、単なる中小企業対策ということではなくって、それを積極的に進めると

いう考え方が出されておると思いますが、またこれらについてもそれぞれの努力をされておりますが、これからこれをどうするかということ、あわせて御答弁願いたい。

以上でございます。

〔商工課長(三輪喜代司君)登壇〕

○商工課長(三輪喜代司君) ただいまの御質問にお答えいたします。

先般の中小企業振興対策協議会において一応、答申案として出されました三重県の制度融資と歩調を合せて本市の融資制度の強化をはかるということからお答えしたいと思います。

昨年度から県は中小企業対策の中でいちばん大きな柱として金融を非常に大きく取り上げてくれるようになってきたわけでございます。これは制度面から申し上げますと、小口資金の融資促進制度、それから中小企業の合理化資金融資制度、それから中小商業者施設改善資金融資制度、それから信用組合融資促進制度、中小企業年末金融対策貸付金制度、この五つの制度を取り上げてきたのでございますが、この中で県のほうからの呼びかけといえますか、これは私たちの立場で秘書課を通じて知事あてに、他府県では県の制度融資そのものが県自体の制度融資として県独自で運営されているのではなくして、その中で市と県は協力いたしまして、資金のワクを広げて貸付者の利便をはかっておる点が相当あるのでございますが、そういうふうな形の融資制度を県当局も考えられたい、ということ、市長会から要望していただいたのでございます。それにこたえまして、県といたしましては三十九年度からはただいま申し上げました制度のうち、小口資金の融資促進制度あるいは中小商業者の施設改善融資制度というふうな小口資金について、市も県と歩調を合せて一緒になって運用をしていくようにしないか。そうすれば、原資のワクもふえると同時に貸付ワクもふえていくということでございます。また、金利その他金融機関との折衝等につきましても、県、市と

もに歩調を合せていくことによって、中小企業者に対して有利な線で貸付ができる、よりいっそう有利な線が求められるのじやないかというふうなこと等から勘案いたしまして、市の現在行っております制度融資の中で、こんな検討いたしましたして、できうるものがあればこの県の制度と一体になって融資のワクを拡大し、中小企業者の利便をはかりたい、こういうふうな観点からこういうことがなされたのでございます。だいたい以上がただいまの御質問の才一点でございます。

才二点は、こんこの団地の進め方いかんということでございますが、現在の中小企業の国が行なっております振興策の中で、私たちが思っております最も適切な最も積極的な、しかもこれが中小企業の合理化、近代化、さらには労務の円滑な供給がはかれるというふうな観点等から見まして、団地の促進ということはいちばん適切な方法であろうと思っておりますが、御承知のようにただいまお話がございましたように八郷地区で行なわれております、本市としては初めての、さらに三重県としては才一番目の四日市の機械金属の工業団地が造成、建設途上でございまして、この二十日にはだいたい整地も終る見通しがついておるのでございます。これについてのこんこの問題でございますが、これは国のほうの施等も考えまして、さらに最近におきましては、御承知とは思いますが、商業界におきましてはスーパーマーケット、あるいは卸商業というふうなものにつきましましての団地化といえますか、協同化、スーパーが進出しまして零細商業あたりの方たちが非常に商売がやりにくくなった場合に、その人たちが集まってスーパーマーケットあるいは共同店舗、こういうようなものをやる場合には、これに対して団地と同じように助成を行なっていくという方針も重視されておりますし、また、その他の卸商業についても商業団地というものも考えられております。従って、才三次産業においてまでそのような施策が講ぜられておる現況でございますので、才二次産業のいわゆる製造業等につきましては、こういうふうな意欲が業界のほうから出てくれば、あるいはその意欲を引き出すよ

うに私たちは指導、協力をしていきたいと思っております。そのときには、やはり今回なされております鉄工団地というようなものと同じような形で協力的な助成措置も講じていただきたい、こういうふうに考えておりますので、どうぞ、よろしく願います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 商工課長の答弁の範囲内については、了解をいたします。

いろいろと問題提起をさしてもらったような気がいたしますが、いずれにしましても地域の経済をどう発展させるか、こういった立場で見えますときに、現在の知恵の集め方、金の集め方、これをさらにですね、積極性をもってやっていたら、いわゆる民間の各業種別の諸団体の中では、それぞれ相当深く問題を考えてみえる方々がたくさんみえます。そういった方々の経験なり抱負というものを一点に集めてもらう、このことがいまいけばんだいじやなかろうかという気がするわけでございます。先ほど助役からそういった問題についても若干の考え方をしておるんだというお話でございますが、さらに深く検討をしていただいて、いちばん市民の生活に直結をしておるといふ規模の比較的小さい、いわゆる中規模、小規模、零細規模の方々がほんとうに生活が向上するその基をですね、どう発展さすかという取り組みについて、先ほど答弁をなさいましたより以上の積極性というものを期待したいと思っております。このことを申し上げて終ります。

○議長（田村末松君） 前川辰男議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 質問が四点ありますが、一点ずつ進めていきたいと思っておりますので、御了承願います。

まず第一の質問は、交通安全都市宣言についてですが、四日市がその宣言をやってからもう一年以上立っておるわけです。ところが、当初において五百万円の前算を出し、その推移を見ておりますというところ、交通事情のさくそうと相まってそれらしい具体的な問題が現われておらない、先ほどの質問の中にも交通問題について北村議員からもありましたように、たえず市内のあらゆるところで市民は危険にさらされておるのが現状であるわけです。それにつきまして市の対策、なるほどいままでの法規上からいえますというところ、市にその所管がなかったためにどこがどう責任を持つということはなかったかと思われませんか、しかし、少なくとも交通安全都市というものを宣言した以上は、積極的にやらなければならぬと思うのです。近ごろ新聞を見ますというところ、学校の通学道路に對しまして交通のほげしいところへ市民の篤志家の方が交通安全標識という旗を寄付しておられる行為が出ております。たいへんけっこうなことだと喜んでおりますがしかし、このような情勢の中では、市民の中から自発的な寄付を仰がなければできませんかあるいは所感というか、このままで進めば来年度の予算編成におきましてもいったんどこが責任をもって対策を立てていくのか、ちょっと私も判断に迷いますし、非常に不安に思うわけです。この点をはっきりしていきたいということが一つと、もう少し具体的に申し上げますれば、たとえばこの市役所の前のロータリーのところ、ここには横断用の歩道の標識もないし、また信号灯、五十メートル道路の交叉点、これにつきましても同じようなものがない、こういうものでいろいろとあるのです。それを計画の問題だとかあるいは県の問題だとかいう前にやはり市民の安全をはかるというのが市の立場ですから、もっと積極的に進める必要があると思っておりますので、その点のお答えをいただきたいと思います。

才二点は税金の問題ですが、これは前回の本会議で質問をいたしました固定資産税の評価がえの問題でございます。九月の答弁としましては、いま国のほうが最終的な決定をしておらないからちょっとわかりかねる、いま作業を進め

ておるところだ、こういう話があったわけです。あれから三カ月たっておりまして、その後の推移、これは市民一般が非常に関心を示しておる税金の問題ですから、推移があれば聞かしていただきたい、こういうふうに考えます。

また、聞くところによりますという、市長会だとかあるいは議長会におきましてもこんどの固定資産税の改定の問題が非常に大きな議題になっておるとも聞いておりますので、市だけではなしに関係方面の考え方なり動きなりというものもあわせてお願いしたいと思います。

それから、次に公害問題でございますが、公害問題は午前中に北村議員から質問がありまして、かなり詳しい対策の答弁がなされたわけですが、私は市のほうがやっておらないということは申しません。たしかに努力はしてもらっておるといふ点はよくわかります。しかし、この公害というのは、答弁の中にもありましたように、これは市や県ではできないのだ、国の段階だ、だんだんこういうふうな問題が大きくなっておる関係上、どうもとても市の力ではできないという形にすりかえられやしないかという心配があるわけです。地域社会の発展に伴って四日市が工業都市になれば、当然それに伴ったところのいろんな諸問題というのが発生するわけですが、これにつきましては、たとえ国が努力しても、地域社会において横を向いておればやはりだめなんであって、県・市・国が一体となって進まなければならぬということと同時に、この対策というのは、出てきたものをどう処置するかという対策だけではだめなわけです。あらゆるところから対策を立てていかなきゃならぬ、ここで申し上げたいことはどういうことかというところ、四日市の石油化学コンビナートの発展というのはもう完成されたのではないわけです。またこんごに大きく完成が待っておるわけです。従って、いままで出ておる公害の問題、それより以上にこれも大きくなるということも予想しなければならぬと思います。もちろんその中には工場側の操作の不十分とかあるいは対策の不十分とかというところがあったら、それらを部分改良すればよくなるということもありますが、根本的にいって生産量がいま以上にふえる

ということとはだれが見てもわかることです。従って、いまを基準にして物事を考えていったのではこれは絶対だめなことであって、もっとも大量の問題に対して大きな取り組みをしなければならぬ、そうしますという、国が抜本的に大きな予算を使ってこれの駆除をするということと同時に、現在の市街地の様相といえますか、状況といえるのをやはり同時に考えてこなければならぬということとは当然出てくると思うんです。で、これは前回あるいは前々回等にも問題が指摘されておったところですが、いわゆる四日市の都市計画においてすでに遅れをとっておる。ところが、遅れをとっておるからだめだということではないはずなんです。これをなんとかして切り抜けていかなければならぬ、それをするにはやはり住宅をどうするか、その公害にはさまれたところの住宅をどうするかということもやはり考えていかなければならぬと思います。もちろんこれをいっぺんに、たとえば塩浜地区なら塩浜地区を一度にどっかに移転させるということとは、だれが考えてもむずかしいことですが、しかし、なんらかの方法はつけていく必要がある。これには、かつてこの議会において現在それが実現しつつある高花平団地というのがあつたわけですが、ああいうふうな開発を、公害を対象として考えていかなければならぬのではないかと思います。たとえば、市営住宅の予定地、毎年百戸あるいは百二十戸というものが計画的に作られておるわけですが、もちろんこれでは住宅政策は十分ではないわけです。もっともって発展させなければならぬ。ところが、もう高花平の開発計画というのは、だいたい三十九年度くらいで終るわけですが、その後どういうふうな開発していくのか、またその開発に公害関係の住宅をどうのせていくのかというものが必要ではないかと考えられます。従って、そういうふうな面のお答えをいただきたい。

それからもう一つは、それと同時に、現在、公害の起こっておる地域におきましても、この四日市の公害というのは目に見えないし、またにおいもいまハンカチで鼻をふさがないければならぬというほどまっつものじやありません。

年々歳々むしばまれていく状態ですから、いま瞬間的に見た場合にはわからないわけです。一方において住宅政策を立てて、そちらのほうに被害を受けている人たちが行きたいといった場合にはあつせんする、けっこうなことなんです。それと同時に、その地域をそのまま放っておいたのではそこが一つのアキができてくる。そうするとまたそこへ勤め先の近いところが便利だからというので家を建てたりあるいはアパートを立てたりすれば悪循環が重なるだけです。従って、そのあと現在の公書の修築地帯に対しては住宅を建てさせないということ、これは用途地域の設定ということもあるわけですから、行政指導によってもっと強力でできるはずで、この点をどう考えておられるのか、この二つをお伺いしたいわけです。

それからもう一つ、先ほども申し上げましたが、四日市のコンビナートはさらにこんご発展していきます。新增設というのがあられるわけです。これは新しい工場がやってくるということでもなしに、現在ある企業がさらに内容をふくらませて、そうして増産をするという体制があるはずで、そういうことになってまいりますと、それをそのまま、これは会社がやることです。市としてはそれに対する権限というものはないかも知れませんが、どういふものをどのように作られるのか、あるいはその場合には公書がふえるから困るではないかというふうなことも出てくると思われますので、そのほうに對する市の助言といえますか、指導というものがなされておられるのか、それをお伺いしたい。

それから、次に、事務の合理化問題という質問を出しておるのですが、これにつきまして、先ほどの日比議員の御質問にもあられるわけですが、関連しますので、とくにたしかめておきたいわけなんです。

日比さんのおっしゃったことは、一口でいえば出張所を廃止してそれを事業費のほうに回せ、こういうふうには私は聞きましたので質問するわけですが、市長はほんとうにそういうことをやるつもりなのか。最後のお答えではそのよ

うに聞こえたわけです。そうだとしますと、私たいへんなことだと思ふんです。なぜかという、現在でも旧村の役場が支所になり人員が若干へり、それからさらに出張所になって減ってきた。そうすると、わかりやすくいえば、そこに住んでおる地域住民は戸籍抄本一つもらいにくるのにもいままでの役場に行つたのでは間に合わないので市役所に来てくると一日過ごすことになるし、事務は合理化されたのかどうかわかりませんが、住民にとってはたいへん不便になるわけです。市民のための市役所が市民のためにならないような結果になるのではないかと、これを私は心配するわけです。

それから、それと同じことですが、最近の近代化に伴いまして事務の合理化ということがよほどのはやりことばのようになっております。ところが、あんがいこれは表面的に取り上げられて、内容的にむしろ逆行しておるといふのがたくさん出ておるのではないかと思われまふ。そのいちばんいい例が実は私も思つてもまことにお気の毒な話ですが、三池の炭坑の爆発あるいは横須賀線の二重衝突事故、これらをよく検討してみますと、合理化政策によりましていままで、たとえば三池の場合なんか炭車の速度二、五倍に引き上げた、そうすると中に入って作業する人は人員が同じかあるいは減らされておるわけなんです。そうすると二倍半の炭車の速度に合せて石炭を掘らなければならぬ。従つてずいぶん中で作業がはげしくなるわけです。そのはげしさに伴って当然炭じんというものが出てくる。炭じんが巻き上つて爆発誘発の原因を作つたということなんです。あるいは横須賀線の問題にしましても、いま東海道線のような貨物ダイヤを持つておるところでは、極端にいえば青の信号で走つておらない、黄色の信号で皆走つておる。黄色の信号というのは皆注意信号ですから時速四十キロくらいで走らなければならぬそうですが、それを八十くらいで飛ばす、従つて、ひとつどっかですまづきか起こればすぐ大きな事故が起るわけです。話がそれましたけれども、

市役所の場合には、そういうすぐ死に係したような問題はないかもわかりませんが、大きな目で見れば、事務を合

理化することによって、市民としては非常に大きなマイナスを受ける、そろばんではじける問題だとすぐそれがどれだけ損したとか得したとか出るんですが、市役所の事務というのはそろばんではじけませんから、直接だけ得したとか損したとかという具体的なものは出てこないかもしれませんが、よく検討をしないとそういう結果が出るのではないかとということをお心配するわけです。また、事務にたずさわる職員の問題にしましても、林部長がこの議場で容弁されたことによるというと、合理化ということと人員整理ということとは別なんだ、市民の窓口として市民にサービスをいかによくするかということが合理化の本旨だということをおいわれたと思えますが、私もそのように思うのです。しかし、実際問題としては、いまだ依然として超勤が非常に多くある、たくさんさんの超勤が行なわれておるし、また一方においては休暇が十分行使されておらない、このような問題が出て労働強化になっておるといふ事実もあるわけです。

まず、質問はこれだけにしておきます。

〔総務課長（天野正春君） 登壇〕

○総務課長（天野正春君） オ一点の交通安全都市宣言についてお答えいたします。

昭和三十六年四月一日に福井県の武生、敦賀市におきまして全国に先がけまして、住民を交通事故から守るために宣言いたしました以来二年有半を過ぎております。その間全国の市町村におきましては現在まで千二百市町村が交通安全都市宣言を行なっております。これにつきましては、交通安全事業につきまして非常に喜ばしいことであります。本市におきましても去る三十七年三月十五日に交通安全都市宣言をいたしまして発足いたしましたのでございますが、ご存じのごとく自動車交通量の激増といえますか、運輸業の広域な交通量によりまして、交通の事故につきましては日々の新聞あるいはニュース、テレビ等で心を傷める者が非常に多いのでございまして、本市におきます交通事故の

内容にいたしましても昨年度を上回っておるような現状でございます。それにつきましていろいろと交通安全都市宣言の中で本市におきましても四日市警察署あるいは富田警察署と連携いたしましたして交通安全審議会を作りまして、本議会におきまして三十七年、三十八年各交通対策といたしまして五百万円の計上を願ったわけでございます。これの配分あるいは事業内容から申し上げますと、四日市警察署管内の交通安全対策といたしまして約三百七十万、富田警察署といたしまして約百万の予算を援助といえますか、補助金的に出してあります。その便途につきましては交通安全機の設置あるいは交通安全の標識、字輩の通学道路というような格好で事業を行なっておりますのでございます。交通安全ということにつきましては、知ることだけでなく身につけなければ交通安全というものについての徹底ができませんので、さいわい今回の地方自治法の改正によりまして、交通安全の保持ということが市の固有業務となっておりますので、現在といたしましては、四日市市役所の中での行ない方といたしましては、総務課で交通安全協議会の事務を担当しておりますので、よく機構の上で検討いたしましたして、はっきりと政策的にも市の業務でございまして、来年度の予算要求を出す課につきましても、現在のところでは四日市警察署あるいは富田警察署の交通課とよく連絡をとりまして、市の総務課においてははっきりと事務的内容的にも明確にうたっていき、市の交通安全に対する施策を講じていきたい、こういうふうに思っております。

〔都市計画課長（長谷川正逸君） 登壇〕

○都市計画課長（長谷川正逸君） オ三点についてお答えをいたします。

御承知のように地域性を再検討いたしましたのが、三十六年の二月十四日でございまして、それをもちまして新しい四日市の将来はかくあるべきだという考えのもとに立案をいたしまして計画の決定がなされたわけです。現在、地域性をきめております面積は五八%が未指定地域、すでに地域がきまっておりますのが四二%、こういうふうな状態

でございます。せっかくの四日市としてりっぱなユニホームをつけたのでございますから、これを簡単に変えるという事は私たちは考えておりません。できるだけそれを守っていききたい、こういう考えでございます。とくに住居地域につきましては御指摘のとおり公費等の問題も出ておりますので十分検討を加えていきたいと思っております。ただしきめられておりますものにつきましては、それはあくまでも確保するという信念を持っております。ただ予定されます未指定地域のうち工業の立地として考えられますところがまだ相当残っておりますが、この部分につきましては、こんご四日市の都市の近代化に備えまして当然とっておくべき地域であると考えております。ただ、ただいま申しましたように住居の問題につきましては十分検討を加えていきたい、こういうふうな考えに立っておりますから、よろしくお願いいたします。

〔税務部長（園浦和巳君）登壇〕

○税務部長（園浦和巳君） 固定資産税の評価がえの問題につきまして、九月の議会において述べた答弁があったが、その後の経過及び市民の関心事であるだけに何か報告することがあったら説明しろということでございますが、評価がえの問題につきましては、毎日のように新聞その他で出されておりますので、お説のように来年度の国の減税という問題とからんでまいりまして、税制調査会あるいは自治、大蔵両省等とだけいませつかく協議、検討を重ねておられるようでございますが、肝心の固定資産税の評価がえの細部の決定がまだなされておりませんので、御心配いただいております市民の皆さんの税金が固定資産税がふえるか減るかという具体的な問題になりますと、またここではお答えができないという状況であります。

なお、市長会及び議長会等でいかなる働きをしたかという御質問でございますが、通常の課税ペースで考えまして、十月の終りごろからこの作業に取りかからなければいけないのに、今日、依然として未決定のままでは困るから、

市長会及び議長会を通じて早くきめるなり国の態度をはっきりしてもらいたいという意見具申、そういう動きはしたのでございます、あるいは経済界から、あるいは一部市町村から評価がえの三十九年度実施を延期したらどうかというふうな意見等があったりいたしまして、今日の時点ではまだ決定されておらないというふうな状況でございます。従いまして、あれ以来担当しております者といたしましてとってまいった措置は、この前申し上げましたような趣旨に沿いまして、近接市町村との均衡を考えながら課税ができますように、改正されましたいろいろの準拠に従いまして鋭意内部事務を進めておるといふふうな状況でございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 才四点についてお答えいたします。

私ども担当しております事務の合理化、いわゆる改善というような問題と機構の整備という問題はイーコルでは考えられない面もございますし、それから、同時に切り離して考えられるものともいえないのでございますが、お尋ねの御趣旨の主として後半についてお答えいたしますと、いわゆる表面的に合理化ということを行いながら、事実の問題といたしましてそこにはかえって逆行するような不合理あるいは問題が多くなるようなことがあるのでないかというふうな御指摘につきましては、われわれも前川さん同様の考え方を持っておりますので、具体的な問題につきましては、現在、事務改善委員会並びにその下で仕事をしております私以下の事務局の職員という立場では、日常の非常にこまかい問題でございますが、現在ではご承知のような戸籍、住民登録その他の一連の窓口事務に関連しましたビジュアルの問題、これを、多少予定より遅れまして、十一月の二十日ごろまでかかったところもございしますが、市内出張所におきましてその作業は完了したのでございます。本年度といたしましては、ご承知のように一冊の簿冊から一つの帳票といいますが、カードに切りかえたのでございますので一世帯ということを考えますと、数枚あるいは数種

のカードが一つの袋の中で整理されておるといふ状態でございますので、従来、住民登録だけ考えますと、住民登録簿という一冊の帳簿に住民登録が行なわれておりましたのが、一枚のカードになって各家庭の封筒の中へ格納された、こういう状況でございますので、問題点といたしましては、たとえば満二才の子供の女の子を市内で一つの名簿としてつくるというような場合に非常に不便を感じるのでございます。袋から一々出しまして二才の子供を見てチエツクして新しく書かねばならないということが起こりますので、御指摘の点からいきますと、一方合理化しながら作業その他では多少労働的には困るような状態になっているという問題がございます。それで本年、少なくともいちばん利用率の多い満五才までの、われわれの事務的にはプラカードやソフトカードというような名目をつけておりますが、それを本年度中に完了いたしましたして、先ほど申し上げましたように市の職員がいちばんよく利用しますという状態の問題は解決していききたい、そういうふうにご考えておられますところが、お説の全般のような問題、いわゆる機構改革の問題になりますと、市長からお答えしとる趣旨によって処理をしていききたいと考えております。といいますのは、事務の内容あるいは職員の配置等を考えますと、本年なんかとくに頭を痛めておりますのは、皆さんこんどの議案で御承知いただき、その前の全員協議会でもすでにお聞きとりたいのであります災害復旧関係の橋梁工事を本年度事業として、せっかく国が補助をつけてくれたから多少無理がありましたけれども、そういう意味で非常に御苦労しました場合に土木部職員の方は、多少のことはわれわれは配慮しておりますけれども、そういう意味で非常に御苦労をおかけしておるといふようなことは承知しながらも、あえてしております。ところが、平常の事態でという面でものを考えますときに、そこに初めて適正配置の問題あるいは出張所の問題等も浮び上ってくると思えます。このことは、市長もお答えしておりますと、従来の機構改革というのは部分的な非常に些細な問題で終りますような場合には、事務改善委員会というような形あるいは関係の議会の皆さん等におはかりしながら簡単な処理をいたしてお

ますが、本日問題になっておるといふ問題につきましては、前にも行ないましたような審議会等を設置いたしましたして、市民の各層の方の御意見を十分聞くと同時に、市役所の合理的な事務推進ということを考えて結論を出して処理していききたい、そう考えておりますので、その辺も御了承いただきたいと思えます。

〔助役(庄司良一君)登壇〕

○助役(庄司良一君) 御質問の才三点について、先ほど都市計画課長から答弁いたしました、なお不備であると思えますので、私が補充いたしておきます。

公書に関連いたしましたして、いよいよ本格的に国が乗り出す体制をとってくれるようだ、しかし、地域社会として、市としての責任及び努力は続ていかなきやならぬ、とくに産業は伸びていくのであるから、新たな会社が加わらなくとも、現在の工場だけでも生産拡充もしていくだろう、現在の環境は決して柔弱的に、施策がされたからといって安心はできないであろう、そういうことから、大きなことで数十億もしくは数百億の金を原資をもって、一括理想的な態勢がとればいいんでありますが、そういうことはいづくしてなかなか無理であろう、ついでには何か受け入れ態勢を市が考えておるか、こういうことのように承わっておるのでございますが、高花平を建設するときにございまして、私もそういつた現在、住宅に困っておられる方のみでなく、できるだけ環境のいい衛生施設のとのった新市街に公書があつて困られる方々についても受け入れたい、こういう趣旨が盛り込まれてははらずでございます、この態度は私も将来とも続ていききたい。この受け入れ態勢については考えておるのでございまして、ただ住宅、宅地等につきましても、なんと申ししましても需要、供給の関係もございまして、御承知のとおり南部丘陵地に対しまして、住宅公社が乗り出してまいりまして、四千戸のここに計画を立て、国の土地についての出資も決定いたしました。早晩これについての着工も行なわれる態勢になっております。桑名市におきましてもかなり大きな住宅開発計画を立て

ております。鈴鹿においても同様であり、近くは菟野町におきましても相当の面積を会社と合同いたしました建設する計画が具体化しております。こういったあいまに立ちまして、四日市としてどうするかということですが、私どもの計算は、これらの計画を見ましてもなおかつ当分の間は建設費で十分の需要があるという判断に立ちまして、私、開発公社の副理事長といたしましても、所員の者に新たな住宅地の建設に踏み切って、直ちに候補地の選択にかかってくれるように指示いたしておりますので、この点そのように御了承願いたいと思います。

それから、せっかくこういった市の受け入れ態勢あるいは国が出資をしてくれました公社の建設が完成しましたついで、現在、公害で困っておられる方々が移動せられたところが空いたところで、また他の者がそこへ住宅を建設しちやなんにもならないじゃないかという御意見でございます。そのような事例がどんどん現われてきて、どんどん新たな環境のいいところへ移っていただければまことにけっこうなことでございますが、その結果、そういう事態が現われる時期がまいましたら、先ほど用途地域の指定はまだ受けたばかりだから、課長から直ちに変更はできぬというような回答でございますが、その時期はその時期として私も再検討を加えていきたいし、またそのような行政指導も行なっていきたいと思っております。

それから、現在の工場が拡張するときに、いちいち市とどういう連絡であるか、あるいは市の助言を聞いておるかというお話でございますが、たまたまここにある大工場というのは、非常に近代科学の先端をいっているといえますか、ここいらの会社の重役諸公は朝起きて新聞を見るのがこわい、こういっているようにございます。というのは、どっか他の会社がわれわれの予想もしないことを計画し、あるいは発明し、あるいは事業家の計画がされているのではないか。それほどのきを削っておる社会のようでございます。従って、事前にわれわれのほうへ計画を話してくるということとは、実際問題としては困難であろうと思っておりますが、具体化してきた場合、かなり実現性が強くなっ

きた場合には、市としてそういったものについてはあらかじめ使途も相談願いたい、こういう申し入れは受け入れてくれるはずでございますが、私も各工場の増産態勢、将来の計画についても、これは商工行政といたしましても資料をとり、これに対応したものの考え方をする必要がありますので、そういう場合には十分相談づくでやっていきたい、こう思っております。

以上でございます。

#### 〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 最初の交通問題でございますけれども、先ほどの総務課長の御答弁によると、だいたい警察と連絡をつけて十分にやっていきたいということ、それから市の固有業務になったから市の総務課でやっていく、こういうお答えだったと思うのですが、ちよっとそこで心配になるのです。といいますのは、ただ警察と連絡をとっていわゆる交通法規の遵守とかあるいは道路の横断の安全とか、こういう対策を立てればいいというだけの問題じゃありません。もっともっと広くあらゆる部分と連携を密にしてやらなければならぬ問題がたくさんある。その一つは、かって私もいったことがあるのですが、たとえば近鉄の駅前あの都市計画道路の上の緑地帯のところかまわず自動車駐車場しておる。これはいったい交通法規を守らないところの自動車の所有者が悪いのか、あるいはほかに原因があるのかということをおもひも考えなきやならぬと思うのです。駐車場が十分あればああいう不ざまな嗜好をしなくても整然とできるはずですし、また整然といけば事故も起らないはず。ところが、残念なことには、四日市にはあの、しかも表玄関である駅前に十分な駐車場できる場所がない、こういうふうなことが出ておる。そうすると、考えてみますと、これはやってくれやけっこうな事なんです、市の総務課がそれじゃ音頭をとって予算を組んでやればできるかという、なかなかそういうもんじやないと思えます。かって、交通対策委員会でも問題を提起したこ

とがあるんですが、あそこにパーキングメーターをつけてきちんとするということと、それから絶対量が少ないのだから、それぞれ休閒地の所有者に連絡をつけまして、そうしてそれを適切な処理で借り受ける、もちろんその土地に建物を建てられるとかあるいは他に利用される場合には、駐車場ですからすぐお返しすることができるだけですから、そういうふうなこともやっていかなきゃならん、ということをしたことがあるんですが、やられておらないように思われるのです。やられておればお答えを願いたい。こういうふうなことを考えていきますと、あながち市の総務課でこうやります、ということではちよっと不安になりますので、その辺のところにつきまして、たとえば土木関係とか都市計画関係、その他のところと連携を密にして、そうして総合的な予算と行政執行をやっていくことについてのお答えを再度お願いしたいと思います。

もう一つつけ加えますれば、昨年の予算からつくられましたところの道路パトロール、補修班です。これは、自動車に乗っておる者はいちばんよく気がつくと思いますが、大きな道路の舗装計画とかあるいは新設計画、拡充計画というののももちろん必要ですが、あのようなきめのこまかい補修ということもたいへん役に立つことです。これはあまり問題が大きくないので忘れ去られておるかもしれないませんが、じっと見ておりまして非常にいい施策ではなかったかというふうに考えております。ああいうものはやはりどんどんやっていく必要があると思うんです。

それから、二度目の税金の問題につきまして、先ほど税務部長のお答えをお伺いしたのですが、市はどういうふうに要求しておるか、要望しておるかということをお聞きしたのです。ただ単に早く解決をしてもらいたい、早く決定をしてもらいたいという要望であったのか、あるいは四日市の場合、固定資産税を動かされたらいいかどうかということ、これは一目瞭然です。つまり、われわれが聞いております塩田では、大規模償却資産が減って土地の税金が上ってくるのではないかと、こういうふうな、これはまあ想像の塩田ですが、されるのですが、これで

は四日市は困るはずですよ。だから、四日市としてはこういうふうにしてもらいたい、あるいはそのほか六億五千万円の固定資産税の配分の限度額というのがあるのですが、これをもっと広げるなり時機に適応した形にもっていくなりという意見があってもいいはずですよ。それらの意見があったのかなかったのかということをお伺いしたい。

それから、工業問題で助役からお答えいただきましたのですが、だいたいお答え願っていたようですが、もうちょっとできれば具体的に方向づけだけでもいただきたいと思います。それは、つまり、こんごの住宅政策に対して工業地域の住民の要望にどのような形でこたえていくのかということなんです。高花平に団地をつくりました。あるいはどこどこに団地をつくりたい、ただ単なる団地をつくるということではなく、このくらいの地域でもってもうかわりたいという場合にあっせんを特別にするとか、あるいはその人たちに優先権を与えようとか融資をするとかいろいろの方法があると思うのです。そういうことが行なわれなければ、これはいくら団地をつくっても、二十万市民を平等に扱っていただくのでは、おそらく需要と供給のバランスはとれないはずですから、抽選でもれたらそれまで、こういうことになってくると思うのです。高花平の場合も同じだと思います。あるいはそれが泊山につくられる四千戸の団地の中の何かは公害地域のの人たちに特別の処置をするのだということならけっこうでございますけれども、その辺のところをお伺いしたい。

それからもう一つ、工場の新造設に対してですが、なるほどそれは四日市におけるところの近代工場というのは日本のトップレベルであって、一四日市市がそれに対してどうこうくちばしを入れる塩田はないかもしれませんが、しかし、われわれはいつもあとから出てきたところ現象に対してとかく大ききわきをするわけです。これからつくられるということがおわかれば、それに対してもっともっと市としては金がなくてもできる限りの力をふりしぼって要求するということは、当然地域社会をあずかるものとしての責務ではないかと思われまます。どうもその点が弱いよう

に思われますので、再度お答えをいただきたいと思います。

それから、合理化問題につきましては、これは総務委員会に所属しておりますので、委員会の中でまたお答えをいただきたいと思いますので、省略いたします。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十三分休憩

午後三時五十二分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

才一点の総務課長のほうからお答えいたしました問題に関連いたしました再質問にお答えいたします。

これは、総務課長の申し上げましたとおり地方自治法の改正によりまして交通対策問題は市の固有の事務の一部に相なりましたので、市といたしましては積極的に処理していきたい、こう考えておりますが、事実、課長の答弁の中には多少不備な点もございましたようでございますけれども、実際、昨年、本年やっておりますことも、単に警察だけをお願いしておるといふ状態ではございません。交通安全協議会、この構成メンバーは皆さん御承知と思えますが、そういうところで慎重に御討議をいただきまして、各方面の御協力をえて、交通安全対策費の使途につきましては考えてやっております。ところが、御指摘の市の交通安全対策費につきましても、予算的な問題になりますと、いま考えておりますような諸支出金の交通安全対策費というような形では、予算的な処理もできませんし、と同時にそれぞれ土

木資あるいは教育費というような所管の費目の中で配慮をしております、われわれといたしましてはそういう横の連絡、それから対外的の連絡の主管を総務課においてやっておるといふ考え方で、先ほど問題になりましたようなことにつきましては、それぞれ担当の部局とよく相談をいたしまして、来年度具体化すべきような問題につきましては逐次具体化していきたい、こう考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（園浦和巳君）登壇〕

○税務部長（園浦和巳君） 評価がえの問題と関連いたしましたして、償却資産等の問題についてお話がございましたのでお答え申し上げます。

四日市のように大規模償却資産の占める率が多い都市が集まりまして協議会を作っておりますが、評価がえの問題と関連いたしましたして、償却資産の評価がえと切り離した負担調整をすべきであるというような問題の提起及び大規模償却資産のもつ都市におきましては、課税源の六億五千万円の制限を徹底あるいは拡大するようにといふような運動を起しておりまして、それによりまして四日市だけではございませんが、協議会でのだいたいの要望の案は人口段階によって六億五千万の制限を拡大していくということでございます。人口二十万の四日市では、その場合十三億五千万円という金額が出ておるわけでございます。なお課税権の制限徹底と関連いたしましたして、税源確保の観点から非常に大きな作用をなす財源補償率百分の才一次適用年度において百分の百八十才二次年度におきまして百分の百六十というふうな補償率がございますが、それをそれぞれ百分の百八十を百分の二百、百六十を百八十というふうにそれぞれ引き上げてもらいたいというふうな要望も議長会あるいはそれぞれのそういった協議会を通じまして、四日市としては要望をいたしております。

〔助役(庄司良一君) 登壇〕

○助役(庄司良一君) 住宅の受け入れ態勢でございますが、市がこんごつくります新たな公営住宅に公害地の方々に優先的に受け入れるということについては、法令的に現在のところ困難でございます。しかしながら、新たに開発していく住宅団地につきまして、これも住宅金融公庫の原資が入って、これを利用して開拓するものについては、困難があるのでございますが、同時に公社みずから資金手当をいたしまして、独自で開発する面につきましては、これはなんらの制約がないのでございますので、こんごはこういった要素は十分取り入れてやっていきたいと思っております。

なお、南部丘陵地帯に建設予定の住宅公団が建設される四千戸につきまして、市といたしましてこの悩みをこれによってもやはり解決したいという気持ちを申し入れてございまして、公団のほうでも理解をされまして、約束を戸数幾らということではできませんが、これについての応分のワケは考えましようということに進んでおりますので、御承知願いたいと思います。

それから、こういってことで住宅を移される方々に対して市は融資をしろということでございますが、この融資はあつせんということに当面考えさしていただきたい、そのように努力いたしたいと思えます。

○議長(坂上議員)

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 才七回追加更正予算を検討いたしますと、総予算が三十七億七千万円、まさに三十八億という、あるいは最終追加をみるならば四十億になろうとされているところでございます。一面、税収入は十九億六千五百万、おそらくこれは最終において二十億を突破することだと思っております。わが四日市が生々発展していることにつきましましては、吏員と同様私も議員といたしましても非常に喜ばしい限りであり、そういうような立場のために全

国各地から本市に盛んに各議員が見学に来られることも、いかに本市がわが国において重きをなしてあるかという証拠でございます。そういう大四日市の、この一被質問の状況を私は午前から拝見しておたのでございますが、この質問に対する市長の答弁が非常に消極的であると思うのでございます。もし、今日のいままでの市長の答弁を録音で市民が聞いたら、いかなる考えを抱くだろうということをお私に懸念するものでございます。一被質問と質疑というものをいまい少し立場をかえて考えてもらいたい。質疑は提案された議題に対する答弁であり、一被質問は一般市政に対して私も議員が市長に伺って質問をする与えられた重要な機会でございます。そういう意味からいまして、私は市長はどの議員の質問に対しても市長としての施策のもとに一つの信念をお述べになり、そして関係の担当の部課長が御答弁なさるのが、私は一般質問の本義と思うのでございます。こういう点につきまして、理事者側においてもよく御検討をお願いいたします。

さて、私はそういう立場から大四日市の大市長である平田市長にいろいろと市政に対する理想をお伺いしたいと思っております。九月の議会のさいに私はこの問題に触れたのでございますが、市長は簡単に御答弁になり、将来、先輩諸氏の英知を集めて考えてみたい、こう御答弁があったのでございます。ことに、九月議会は市長が渡米をなさる前の忙しいときであったので、私はそれで引き下ったのでございますが、私は市長の洋行にさいして一つの要望を述べてみたのでございます。市長は私の要望を申し上げた点からひとつお考えを願いたい。そのとき私は、今日、世界の指導的地位にあるアメリカを訪問されて、あらゆる進んだ文化の肌に触れ、身に接せられた、またわが四日市をあとにして四日市を見たとき四日市の長所、短所はよくわかるのでございます。ひとつ帰朝みやげとして新しい御抱負をお伺いしたい。私は、市長が帰朝されてから、議員に対して何か帰朝報告があるものと楽しんでいただいておりますが、ロングビーチとの提携のことはありましたが、その方面をまだ伺っていないのでございます。そ

ういう立場から大四日市の市長として市政上いかなる抱負いかなる理想図を持っておられるか。市長は才五年を迎えられておるのでございます。そういう立場において具体的な施策があるものなりと私は信ずるのでございます。私も市民の付託を受けた以上は一つの頭に理念、理想を描いて動くのが本体でございます。市長は前期において羽津、富田、海蔵の沖合に二百万坪を埋め立て、大工場を誘致し、北部大開発をやらうというような案、これは私は一つの前期のビジョンであったと思うのでございます。しかし、経済上の関係からそれがうまくいかなかったのはやむをえません。市長は口を開くことに内政に重きを置くというようなことをいわれませんが、内政に重きを置くところの問題としてどこに理想図を描いておられるか。私は一つの理想図を持っている。現在の四日市を見たとき、どうしても文化都市としてあらゆる施設を着々として実現することが現在の本市に課せられた大きな問題であろうと私は信ずるのでございます。私は議員の一人としてはこの点最後まで努力をしたいという決意を持っておるのでございます。ひとつその点について、市長のりっぱなる市政に対する理想図をお示しになり、理事者各位はもちろん、われわれ議員もまた二十万市民も市長のこの施策に協力申し上げて四日市の大発展を期したいと考えておる次第でございますから、ここにお尋ねする次第でございます。

次、才二点といたしましては、私は来年度の予算編成方針に対して各部局長にお尋ねをしたいのでございます。各部局長は市長の負託を受けておのおのその重要な部、局あるいはその責任をお持ちになっていらっしゃる。そういう立場におきまして課員の方々と御相談になり、自分の任期中には、あるいは四日市の発展のためにはこういうようにやりたいという理念をお持ちになっており、その理念を年次計画をもって実行しようというお考えのあることは当然であろうと思ひ、またその責任をお持ちになることが必要である、こう思うのでございます。そういう立場からひとつ各部各局あるいはその一つの大四日市発展のための御計画、来年度においてはこれをやりたい、こういう新方策を

打ち出したい、市民に示したいという問題をお示し願いたい。その御発言に従いましたらまた私の感ずるところをお尋ねし、また所見も申し上げたいと思ひます。御答弁くださる順番は何も私は申し上げません。どうか、この点を間違ひのないようによろしくお願ひを申し上げます。

次、総務部長にはとくにこまかい点について私は申し上げたいと思ひます。それは、何をやるにも財政問題が中心でございますから、これをほかにいたしましたらどんな問題も一つの空想にすぎない、画餅にすぎないのでございます。そういう点において財政部門を預っていらっしゃる部長に対しては、具体的に数項目あげてみたいと思ひます。先刻も申し上げましたように、本市の税の伸びは本市始まって以来の高額になっております。私、さらに昨年度の税収の状態から考え、あるいは他の企業体の立場から考えてみますると、まだ余裕が一億くらいは出るのではないかとというような感じを持っておるのでございますが、こういう見通しにつきまして部長はどういうように本年度の収入をお考えになつておるか。さらに本年度の税収の伸びに対してごんご市の義務経費としてどうしても出さなくてはならぬ金がどれくらいあるか。あるいは国、県等に対する負担金、本年度の会計のうちにおいてどれくらいやらなくちやならないのかというごんごの支出についての数字的状态をお答え願ひたい。

次に、本年度の当初予算以来、三十七億の予算がここに組まれておりますが、予算執行の狀態、とくに投資的経費である事業の進捗狀態、年度末あるいは先に行きまして繰り延べ事業の多く出ないようによに配慮されているか、これは各部門にわたつての問題であります。ひとつ部長におかれましてよく御検討願ひ、これを示し、またごんごのように取り扱うかということをお示しを願ひたいのでございます。

次に、来年度の予算編成方針についてお尋ねしてみたい。これは、申すまでもなく国の予算編成方針というものが

あったり、あるいは地方自治省の地方財政計画というようなものがございしますので、本市独特ではいけないのでございいますけれども、本市の今日の経済状態から来年度を予想し、義務経費さらに事業費をどのように按配していかうというような御配慮を持っておられるか。もちろん先のことでございますから、こまかいことはいえなくても、大方針がわかりますならばひとつお示しを願いたい。これがわかるならば、議員としても市のほうに要望することもよくわかるのではないか。これは非常に重大な問題だと思いますから、十分多面的にお考えを願って、なるべく具体的に御答弁を願いたいのでございます。

次、地方自治法の改正がいよいよ来年度から実施されるようになっております。この地方自治法の改正に伴いまして、担当されている予算編成上にかなる変化を及ぼすものか、これもすでに御検討になっておると思うのでございしますが、これは、来年度の予算書を見てから私もがあつというのではないけませんから、予備知識といたしまして十分お示しを願いたい。それに対してわれわれ議員としては慎重に考えていかなければならぬところ思うのでございまず。こういう立場から部長には具体的に質問項目をお尋ねしたいのでございます。

先刻申し上げましたように各部長、各局長あるいは所長、順序はいつでもよろしゅうございますから、せひ、なるべく具体的にお示し願うならばたいへんけっこうだと思ひます。

以上、お尋ね申し上げます。

○議長（田村末松君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前十時からお願いいたしたいと思います。本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十四分散会

昭和三十八年十二月十七日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

昭和三十八年十二月四日 日市市議会定例会議事速記録 才三号

○昭和三十八年十二月十七日（火曜日）午前十時八分開議

○出席議員（三十八名）

坂	宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	伊	酒	米
上	崎	木	藤	積	川	野	田	井	垣	谷		藤	井	田
長	春	愛	太	政	辰		久	妙		祐	安	宗	昌	好
十														
郎	吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	一	一	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

○欠席議員（一名）

○議案説明のため出席したもの（五十一名）

市助 助 市  
 助 役 役 長  
 入 役 役 長  
 務 長 長 長  
 務 長 長 長  
 総 務 部 長  
 税 務 部 長  
 産 業 部 長  
 市 長  
 平 田 佐 矩 君  
 二 宮 力 君  
 庄 司 良 一 君  
 川 崎 祐 男 君  
 林 義 祐 男 君  
 園 和 己 君  
 市 善 雄 君

北 村 与 市 君  
 谷 口 專 九 君  
 訓 覇 也 男 君  
 味 阿 一 郎 君  
 山 本 栄 一 郎 君  
 増 山 英 一 郎 君  
 渡 部 権 太 郎 君

田 村 末 松 君  
 中 島 忠 勝 君  
 野 崎 貞 芳 君  
 日 比 義 平 君  
 荒 木 武 治 君  
 矢 田 繁 郎 君  
 伊 藤 泰 一 君  
 須 藤 總 太 郎 君  
 大 島 武 雄 君  
 前 川 宗 雄 君  
 加 藤 定 男 君  
 早 川 和 一 君  
 山 中 忠 一 君  
 高 橋 伊 祐 君  
 笠 田 七 衛 君  
 服 部 昌 弘 君  
 橋 詰 興 隆 君  
 永 田 利 一 君



○市議事事務局（五名）

水道局長	岩野見齋君
技術部長	山本文雄君
總務課長	滝本伝之助君
業務課長	小林正君
工務課長	加藤弘君
擴張課長	美濃部博美君
教育委員長	杉浦西太郎君
教育長	山本軍一君
總務課長	小林義喜君
学校教育課長	伊藤正男君
社会教育課長	西尾勇君

事務局長	菊地英也君
議事係長	川原田裕君
調査係長	小坂靖君
主事	坂會紀久君

主 事 佐 藤 正 俊 君

○議事日程 才三号

昭和三十八年十二月十七日（火曜日）午前十時

才一 一般質問

才二 議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正

予算……………質疑：委員会付託

才三 議案才一四〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院

費歳入歳出才三回追加予算……………

才四 議案才一四一号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出

才二回追加更正予算……………

才五 議案才一四二号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費

歳入歳出才一回追加更正予算……………

才六 議案才一四三号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳

入歳出才一回追加更正予算……………

才七 議案才一四四号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳

入歳出予算……………

才八 議案才一四五号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加

才九	議案才一四六号	起債について……………	質疑・委員会付託
才一〇	議案才一四七号	起債条件更正について……………	〃
才一一	議案才一四八号	起債について……………	〃
才一二	議案才一四九号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	〃
才一三	議案才一五〇号	四日市市営魚市場特別会計条例の制定について……………	〃
才一四	議案才一五一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
才一五	議案才一五二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃
才一六	議案才一五三号	市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認について……………	〃
才一七	議案才一五四号	四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について……………	〃
才一八	議案才一五五号	消防用施設の取得について……………	〃
才一九	議案才一五六号	市有地の交換について……………	〃
才二〇	議案才一五七号	予特外義務負担契約について……………	〃
才二一	議案才一五八号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二二	議案才一五九号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二三	議案才一六〇号	工事請負契約の締結について……………	〃

才二四	議案才一六一号	市道路線認定について……………	質疑、委員会付託
才二五	議案才一六二号	工事請負契約の締結について……………	議案説明・質疑・委員会付託
才二六	議案才一六三号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二七	議案才一六四号	工事請負契約の締結について……………	〃
才二八	議案才一六五号	工事請負契約の締結について……………	〃

○本日の会議に付した事件

才一	一般質問	
才二	議案才一三九号	昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算
才三	議案才一四〇号	昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算
才四	議案才一四一号	昭和三十八年度四日市市特別会計運輸事業費歳出才二回追加更正予算
才五	議案才一四二号	昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算
才六	議案才一四三号	昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算
才七	議案才一四四号	昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算
才八	議案才一四五号	昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
才九	議案才一四六号	起債について
才一〇	議案才一四七号	起債条件更正について
才一一	議案才一四八号	起債について

- 才二二 議案才一四九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 才二三 議案才一五〇号 四日市市営魚市場特別会計条例の制定について
- 才二四 議案才一五一号 四日市市国民健康保険の一部改正について
- 才二五 議案才一五二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 才二六 議案才一五三号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認について
- 才二七 議案才一五四号 四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について
- 才二八 議案才一五五号 消防用施設の取得について
- 才二九 議案才一五六号 市有地の交換について
- 才三〇 議案才一五七号 予算外義務負担契約について
- 才三一 議案才一五八号 工事請負契約の締結について
- 才三二 議案才一五九号 工事請負契約の締結について
- 才三三 議案才一六〇号 工事請負契約の締結について
- 才三四 議案才一六一号 市道路線認定について
- 才三五 議案才一六二号 工事請負契約の締結について
- 才三六 議案才一六三号 工事請負契約の締結について
- 才三七 議案才一六四号 工事請負契約の締結について
- 才三八 議案才一六五号 工事請負契約の締結について

○議長(田村末松君) ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才三号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。  
なお、本日の議事説明者として清掃才一課長の出席を要求いたしましたから、御了承願います。

○議長(田村末松君) それでは、日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

坂上議員。

○坂上長十郎君 簡単ですから、自席から――。

きのう最終の時間に、広般にわたって質問事項をお尋ねしたのでございますが、私も昨日考えておりまして、御答弁の方法につきましてお願いいたしたのでございます。これは御抱負を承わりたいのでありますから

まず各部局長にいろいろ御答弁を願うようにしたのでございますが、これは御抱負を承わりたいのでありますからそういう意味でひとつお考えを願って御答弁を願いたい。

御答弁の順序につきまして、まず市長に才一問を、次の才二点につきましては、私が続いて御答弁に応じて才二次才三次の再質問をしたい関係から、私、きのうは自由と申し上げましたが、まことに恐れ入りますが、順序を申し上げますから、そのように御答弁願いたいと思えます。

まず最初に土木部長、続いて開発方面、続いて産業、厚生、衛生それから消防、水道、教育、そして最後にだいいいな問題、具体的に申し上げますので総務部長にお願い申し上げます。その他の方にもお願いしたいのですが、時間のつごうもございまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 坂上議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 昨日の坂上議員の御要望に対して、お答え申し上げたいと存じます。

すでに四日市市が持てる抱負というものは、あらゆる方面におきまして一つの基礎づけがいたされておるのでございます。従いまして、各般にわたっております基礎づけられておるものを実現いたしまするのには、市が独自で決定いたすものもございますけれども、おおむね県あるいは国の手順をへていかなければならぬものばかりでございます。従いまして、関係しております部門におきまして懸案になっておるようなことを打開いたしまして、これらの各般の情勢がそなわって行くときに四日市の姿が現われてくるんじゃないかと思っております。いちいち繰り返して申してもよろしいんですが、なぜそういうものが今日なおかつ行なわれないかということとは、これは少しく行政あるいはこの政治の面におきまして御経験のある方は御存じであられようと思っております。これが、一例を申し上げますと、泊の団地を造成するに当りまして、すでにことを計画いたし、議会の方々の御協賛をえまして、その進路を大きく取り上げて進んでまいりましたが、ようやくたどりま住宅公園によって開発せられるというようなことができてきた、これは五年もかかっておる。しかも、五年もかかってようやく緒についたといえまするか順序がついてきただけのことでございます。また仕事にはなかなかかかっておりません。いわんや海上における大なる問題も、港湾関係におきます四日市の提案を申し述べており、さらに百メートル道路を作つて鶴岡地を大きく造成したい、また近くは名四国道の完通をはかりたい、七十メートル道路を建設したい。最近起こりましたいわゆる国道一号線の狭隘から起こつてきました問題に付随いたしまして、名阪国道の建設、ここにUターンをこしらえインターチェンジをこしらえなきやならぬ、あるいはその他四救国道だとか、湯の山を通り越して滋賀県へ抜けて

八日市に大きく展開せられておるところのインターチェンジとの結びつきとか、各般の問題がことごとく提起せられておるのでございますけれども、これらの問題を一つ一つ克服いたしまして、そのときに現われてくるのが四日市の姿でないかと思っております。これは、ただ単なる計画ではございません。実現させるために今日まで皆様とともに苦勞しておる件なでありまして、これらのことをおよそ総見いたしていただきますならば、四日市のだいたいの構想というものがここに現われてくるだろうと思ひます。

さらに、ひるがえりまして内部的にいろいろのものを具備していかなきやならぬ。たとえば運動場をこしらえるとか諸般の会館をこしらえるとか、その他文化の面のみならず、最近の公害問題の克服とかいうような問題はことごとくもうすでに世上にのつておる問題なんでございます。で、これにまず全力を注ぐことが何よりも肝要であろう、いわゆる自分の立つておる地盤というものをよく見定めて、こいつをひとつ実現せしめるということが必要なことではなからうかと思ひます。

さらに、もう少し目を広くいたしますれば、この問題もすでに提案せられております問題でございますけれどもわれわれが周辺の都市と手をつないで、なんらかの形式で広域的な開発をはかりたいということにつきましては、もう申し上げるまでもなく市長は市長のそれぞれの会合をもち、議長は議長の会合をもち、また外郎であるところの会議所については会議所のいろいろの御会合をもつていただいて、それぞれ働きかけておるのでございますが、かかる問題は御承知のとおり容易ならざる大問題でございますので、せつかくその機運の醸成につとめておるといふのがいまの状態でございますが、これらの問題につきましても、最近、各地の情勢をながめてみますと、もはやどこの区域におきましても、単独的な発達、開発ということよりも、やはり広域的な、総合的な発達のほうがいいという傾向に進められつつあることは事実でございますが、それを踏み切ることにつきましては政治上の

機構もあり、また地方地方の利害得失もありまして、これは容易ならざることだろうと存するのであります。

さらにまた大きくは、われわれに直接または間接に影響して行くでありますよう三県合併論というようなものが片方では起こっており、片方では近畿整備というような大きな問題がわれわれに臨んでおる。そうして、県としても大きな一つの帰すうというものを見つけていただかなければならぬというふうになって、いまや何か動かなければならぬような澎湃たる空気がみなぎっておることは、これは事実であります。旧来のとおりでは満足できないというのが今日の交遷しつつかある情勢に対処したところのいき方であらうと思つたのであります。これらのことにつきましてつとに賢明なる議員諸君といろいろ御高見を拝聴しつつか静かに思いを練つてそのときの至るのを待つておるのでございますが、知事にいたしましたし市長にいたしましたし、また市会におかれましても県会におかれましても、昨年をもつて一応の段階をみておるのでございまして、こんごの四年間におきまする市政あるいは県との連絡におきましてこれはお互いに十分なる成果をおさめるように小さな私を捨て、大同について物事を完成していかなきやならぬと思つたのでございます。

従いまして、これらのことをやる上におきましても、いつも考えることなんでしょうけれども、非常に重要な点というのは、外から見ては非常にわかりにくくて、物の種というものが非常にいろいろなものにおおわれておつて、そしてその真中におるように、たとえば泊の団地のごときでも、われわれは市の力によって、市の考えによってやりたいというのが理念であります。県におかれましても国におかれましても、なかなかまかせつきりということには相なりません。すなわち公団にやらしめる、整地については県に手伝ってもらふ、市はその外郭を受け持つ、そして四日市市の中に公団が働くところの大きな団地ができる、こういうふうな性格が変つてきておるのであります。これは、あくまでもわれわれの考えを通そうとすると、ややともすると実現しないという心配があります。従いまし

て、いささかわれわれが後退いたしましたしその線を出したのであります。かりに市がやっておる場合を考えますならば、こんごの公害問題につきまして、できる限り多くの住宅というものを丘陵地帯へもつていきたいということにわれわれの計算する原価と、またそういう機関による原価との間には私は多分の差があるだろうと思つてあります。市の場合におきましては、これは市のためにやらねばならぬことだと考えますときには、利害を非常に遠いところにおいて、市民の幸不幸というところに基礎をおいてやりたいというのが私の理念であります。しかしながら、一応ただいまのような線にのつてまいりますと、ある程度まで規制を受けざるをえないということでありまして、百パーセント市の理念とは違つてまいります。そういうような点につきましても、やはり今日の政治機構、経済機構その他各般の構成の上からながめまして、やむをえざる処置いたしましたし、こういふふうに変遷をきたしてきておるのでございしますが、しかし、四日市としてどうしても貫かなければならぬ、何年かかってもこれは四日市の市民のために貫かなければならぬということにつきましては、信念を変えないようにいきたいものだと思つておるのでございます。

ただいま申し上げましたような事情を総合していただきますると同時に、近くはいろいろの会館等の問題につきましても、審議会等を設けていただきました。そして四日市が十年、二十年、三十年たつてであろうところの立場も御研究願つて、そうしてよく調和のとれた、財政とも勘案し、やれるような方途を見つけていただいで進んでいきたいというふうにも構想をめぐらしまして、近くお願い申し上げたいと存じておるような次でございまして。従いましておよその皆様方のお考えというものがおりとまりくださいますことと存じますが、手近かな、来年度におきましての考え方といたしましては、およそ日本のいま歩んでおる情勢から判断しまして、また政府がおおむねこうとるよりほかに方法がないのだというふうな落着くような点がほぼ皆様のお頭にもできつつあると思つたので、

四日市もその線を著しくされる、あるいはそれを飛び越えて高いところに立ってやるということは、非常に困難が伴わないように思いますので、ある意味におきましては、大いなる線におきましては、その規範の中に入って物事をしていたほうが穏当でないかと思っておりますのでございますが、しかし、四日市といたしましてはむげに悲観的に物事を見る必要はない。同時に、飛び上った仮設線を作ってやる年でもないと思えます。すなわち中道をえたような行き方のほうが、私は四日市のためにとるべき策でないかと考えておるような次才でございます。この点につきましては、悲観的でもなければ、無性やたらに楽観的態度でもございませぬ。きわめて慎重を期した、そうして堅実な歩みの上に立った、よそと比較すればやや張り合いのある施策の面が踏み出されるのではないかと、こう考えておりますので、まことに世の中の移り変りはげしゅうでございます。ことに自由貿易の線、また最近にアメリカがとってまいりました線が日本の財界、経済界あるいは政治の面に及ぼす線が非常に鋭敏でございますので、実は部内に向いまして、ここが自分の計画を立ててやたらにしゃべることは相ならぬぞと命令しておるのであります。

やはり市の大方針を立ててから、その大方針に準拠して考えるべきであって、自分の理想、自分の考えというようなものを部内の者がやたらに発言すべきでないとは私は戒めておるのであります。この点につきましては、市の責任者としてとっておる態度でございますので、誤解のないようお願い申し上げますと存じます。

市長が坂上議員に対してお答え申し上げる範囲につきましては、おおむねかような点で御判断をいただくのが最も四日市のために適当であろうと考えますので、御答弁申し上げた次才でございます。どうぞ、御了承いただきたいと思ひます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 御指名によりまして、土木関係の来年度の重点的な考え方ということでお答えさしてい

ただくわけでございますが、先ほども市長が申しましたように、われわれは事務をお預りしておる段階として、市長の方針に沿ってものを処理し考えていくということでございますので、その点、御了承願います。従って、ただいまから私が説明をさせていただこうとするのは、非常に事務的な線で割り切ったことになろうかと思ひます。

私がお預かりしております部課は四課でございますが、まず最初に土木課の関係でございます。

土木課につきましては、市長の方針に従いまして舗装の整備、路面の整備ということに重点を置いて数年来予算をいただいておりますのでございますが、さいわいにいたしまして舗装の普及度においては非常に目に見えるものが現れてきたのではないかとというふうに考えております。ただ、いままではざっくりばらんに申しまして若干地域的な点を考えた総花的なきらいがあったんじゃないかと反省をしておるわけでございます。すなわち、いままでかなり飛石的なことをやっておるのを、逐次、系統的につないでいきたい、重点的にいきたい、こういう考え方をしております。舗装につきましては、来年度も財政の許す限り御配慮を願いたいと考えております。

土木課の継続的な大きな問題といたしましては、追分から石原のほうにまいます幹線道路の整備でございますが、数年来舗装が逐次進捗いたしましたして、来年度におきましては、一応二十三号線から石原住宅付近までは全部つながる見通しができると思ひます。

来年度の主なる重点的な仕事といたしましては、近鉄並びに工場引込線の立体交差の工事でございますが、本年度におきまして障害的な問題をほとんど解決をつけまして、来年度は仕事にかかりたい、来年より二カ年の予定をもって立体交差を完成したい予定でございます。これにつきまして、現在、国のほうといろいろ連絡をしております。

次に、例年非常に大きな土木課の仕事のウェイトを占めております災害復旧工事でございますが、この問題につきましては、さいわいここ二年、大きな災害の発生をみなかったということ、並びにこのたびの追加予算をお願いして

ります災害復旧費の追加につきまして御了承をうれば、これでほとんどいままでの災害復旧は終わってしまうという状態でございます。このほとんどと申しますのは、本年度の長雨等によりまして若干小災害が出ておりました、これにつきまして、来年度である程度処置をさせていただきたいと思えます。従って、年々五十万、八千万、本年度は追加をお願いできれば一億を越すわけでございますが、こういう大きな災害復旧費が一ケタなり二ケタ下った格好で来年度は措置ができるのじやないか、こういうふうにご考えております。また、当面予算の問題とは関係ございませんが、大きな問題として名阪国道の予定線が本年度中に一つの計画として答えが出てくるのではないかと予想をいたしております。従って、内陸部と申しますか、丘陵地帯に対する地区の道路の改良の要望等をいろいろ承わっておりますが、この点につきましては、名阪国道というものの構想を考へまして、それにマッチした考え方をしたいということから、いままで悪いことには言を左右にしたこともございましたが、そういう意味もございまして、名阪国道の答えが出ればわれわれとして真剣に、市の土木課の関連道路を検討したい、しかるのち適当な措置を考慮させていただきます。と考へております。土木課といたしましては、大きな問題は以上でございます。

次に、下水課でございますが、下水課の問題といたしましては、先日の御質問にもございましたように二十九年度以来、約六億程度の仕事をさせていただきました。来年度をもちまして一応計画の最終年度になっておりますが、三滝川から阿瀬知川に及びます百八十余ヘクタールの地域の間接工事といたしましては、一応終りたい、こういうふうにご考えております。本年度の仕事が終了すると、約八〇〇近い進捗率を見るのでありまして、この点につきましては昨日下水課長が説明させていただきました。従って、その残工事を来年度でできるならばほとんど解決つけたいという意気込みを持っております。この公共下水道の中で一つ大きな問題は、名四国道の関係でございます。御案内のように国鉄の駅東が県施工の都市改造で行なわれておりますが、この都市改造と申しますのは、大きな目的は、一つの名四国道の完通という問題でございます。それに関連いたしましたして、名四国道の予定線に非常にたくさんのお家がございまして、この問題を三十八年と三十九年で必らず問題の解決をつけますということを、県の課長、部長等の責任者が本省ではっきり言明いたしております。従って、それに見合せて国のほうも名四国道の計画を立てるようによ望しておる次才でございます。そういった状況から考へまして、下水道を来年度、名四の関連としてほとんど完成のころまでもっていかないと、名四国道の舗装等に非常に影響が出てくる、支障をきたすということで、公共事業の事業額から見れば、来年度は名四国道の予定線に非常に重点的に注入させていただきたい、こういうふうにご考えております。従って、関連的に土地改造の港中学校付近の新しく開発された付近にも下水管の布設を考へさせていただきますと考へております。

なお、新しい問題といたしまして、先ほど市長からの御説明にも関係いたしますが、泊の住宅公園の開発に關係いたしましたして、いろいろ公団と事務的な打ち合せを進めておりますが、下水工事につきましては、市が施工することになるのではないかと、こういうふうにご考えております。この公団の下水につきましては、田地の区域内の下水道工事、主として管の布設工事でございますが、これにつきましては、県が行ないます整地工事の一部として国の補助金と公団の金を県から委託されるような格好で仕事が行なわれるのじやないか、こういうふうにご考えております。この公団の下水につきましては、また処理場につきましては、公団のみならず将来の四郷地区と申しますか、鹿化川地区の将来の計画を勘案した位置と将来の拡張を考へた規模のものを考へておきたいというふうにご考えておりますが、この工事につきましては、公団と市が接半的な負担をやらざるをえない。やらざるをえないと申しますのは、全国的にそういう扱い方をやっておりますので、そういう予想を立てております。それで、公団の進捗状況から考へまして、このたびの市会で二千四百万ほどの県からの委託金を御審議願うことになっておりますが、これによって先ほど申しました公団

関係の下水道の計画、調査をいっさいやりたい。なお、二千万程度をもって処理場の用地の問題をできるだけ解決をつけたい、こういう考え方でございますが、来年度におきましては、処理場の事業の一部着工をしたいというふうな事務的には考えるわけでございます。公団は四十一年まで整地を行なうというふうになっておりますが、公団の性格上、四十一年まで学屋を建てないんだというふうにはわれわれ考えられませんが、それまでに受け入れ態勢をするためには、来年度くらいから処理場のほうもいたさないと間に合わない時期が来るんじゃないか、こういう判断をしております。

次の問題といたしましては、都市下水道の問題でございますが、先ほど説明いたしました公共下水道の対象以外の市街地につきましては、都市下水道の工事をもって逐次排水の問題を解決つけさしていただきたいと思っております。この中で大きな問題といたしましては、本年度富洲原のポンプ場の増強を終わりましたら、今年度から着工しております富田のポンプ場の完成と申しますか、これを来年度の目標に考えさしていただきたいと考えております。で、富田のポンプ場といままでやっております雨池川の改修という問題でございます。これを引き続き進めさしていただきたいこの点につきましては、下水道課長が議会開会の当日欠席をさしていただきましたのは、この点につきましては本省といろいろ打ち合せに出張を命じたわけでございますが、国におきましても四日市の排水状況をよく御了承くださいまして、非常に協力的な態度で説明を聞いてもらったという報告を受けております。

この市街地の排水につきましては、ただいま申しました二件の対象以外の地区におきましても非常に状況が悪いということを十分承知しておりますので、予算の使い方については十分の検討をいたしまして、十分効果の上る仕事をやりたいと考えております。

次に、都市計画課の問題でございますが、都市計画につきましては、まず大きな問題といたしましては、西浦の区画整理の着工ということでございます。これにつきましては、現在、書類は県にございますが、来年度はぜひ着工まで進めたい、こういうふうに考えております。

他の仕事につきましては、継続的にやっております子酉。八王子線、千才町。小生線の工事の継続でございますが千才町。小生線につきましては、本年度をもって国道までの用地買収が全部完了いたします。来年度から本格的な街路工事に着工したいと思っております。その重点といたしましては、国鉄の立体交差に着工したい、こう考えております。子酉。八王子線につきましては、塩浜の県道から国道一号线までの間をできるだけ早く用地買収を完了したいと考えておりますが、本年度の状況といたしましては、県道から雨池川までほとんど解決ついたという程度でございます。まだ相当問題が残っております。これを逐次、解決をつけたいと考えております。

なお、先ほど下水のところでも申しました泊山の公団の田地開発に関連いたしました。子酉。八王子線が非常に関係があるのですが、国道から西のほうに向いまして小林町の坂までの間の子酉。八王子線でございますが、これにつきましては県管をもってやっていたかのように話を進めております。すなわち、市のやっておる子酉。八王子線と県にやっていたか子酉。八王子線で、窓口を二つにすることによって事業の進捗をはかりたい、こういう考えから県のほうにお願いしておる次才でございますが、これはだいたい県の事務当局の御了承をえております。

都市計画といたしましては、その他に一つ大きな問題を考えております。これは市内の緑化という問題でございますが、予算的な問題でなしに、これをPRあるいは市民的な運動として展開していきたい。同時に予算の問題もございしますが、必ずしも予算がどれだけなくてはできないんだという感覚を脱しまして、そういう感覚から検討したいと思っております。

最後に、港湾課の問題でございますが、港湾課につきましては御案内のように、市の港湾課の直接管理しておりますのは磯津漁港のみでございます。この磯津漁港につきましては、本年度の工事をもちまして災害復旧工事は百パーセント完了することになります。こんどの問題といたしましては、漁港整備五カ年計画に現在の水揚場の延長、泊地の浚渫等の計画を出しておりますが、一応、来年度としては五カ年計画の当初年度として非常に望みがうすいという見通しでございます。磯津漁港の問題は、いままでの計画が一応一段落をいたしましたので、新しい計画にはいるわけでございますが、若干来年度は足踏み的な傾向が見られるのではないかと、これは本省との打ち合わせの結果そういう予想を立てております。

港湾課の一つの問題といたしまして四日市港の管理の問題がございますが、この点につきましては開発局の調査等との連絡によりまして、将来機構の改革によりそれに対処できる研究を進めていきたい、こういうふうにご考えております。

〔開発局開発部長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局開発部長（鬼頭鉄郎君） 開発局の方向といたしましては、ただいま市長が述べられたとおりでございます。これ以上述べますことはまずいという点もございしますが、それではあまり味気ないと思っております。二、三、開発局の将来に關します考え方を述べてみたいと思っております。

ただいま市長なり土木部長が述べました南部丘陵地の開発問題あるいは道路、鉄道あるいは港湾の問題、諸会館の問題等はすでにお聞きのとおりでございますので、これは申し上げることを避けます。

ただ、私たちが将来考えておりますことは、四日市の総合開発構想のアフターケアのことを考えておるわけでございます。御存じのとおり四日市の総合開発計画は、昭和三十六年にでき上ったものでございまして、その後、

経済界その他の変動によりましてこのアフターケアは必要なことと相なっておるわけでございます。その要点を申し上げますと、一つは国のほうの考え方が四日市自体ということより、これは先ほど市長が申し述べましたように広域行政の点から検討してみなきやならない、こういう考え方がおるわけでございます。従いまして、一つは内陸部の再検討、これはお隣りの桑名あるいは鈴鹿その他の面を含めました内陸部の検討、いま一つは、先ほどから説明がございました名阪国道が内陸部を通りますので、内陸地帯の開発につきましていろいろと検討してみたいということでございます。いま一つは、ニュータウンの検討等もやってみたい、こう考えておるわけでございます。

簡単にございますが、終らしていただきます。

〔産業部長（市川善雄君）登壇〕

○産業部長（市川善雄君） 産業部門の重点計画について、御説明申し上げます。

この点につきましては、中小企業の振興、近代化という問題につきましては、昨日の橋詰議員の御質問に対する担当助役並びに課長からなる御説明を申し上げてありますので、本日は主として農林課関係と耕地課関係につきまして御答弁申し上げたいと思っております。

昨年度から引き続きしております農業構造改善の事業、この問題と、それから農業の主産地育成の事業、こういった問題につきましては、本年、来年も続いて重点的に実施いたしたい。

それから、本年度の当初予算で、予算はわずかでございますが、農産物の流通改善の問題、この問題は本年度は三万六千円をいただきまして調査を委託しておるわけでございますが、この問題はさらに来年度も引き続きまして、もう少し掘り下げて検討をいたしまして、将来、四日市に生鮮食料品の中央卸売市場といったものがつくられていいものかどうかというような点まで掘り下げて、それを目途として研究を続けていくということを考えておるのでござ

います。

次に、農協の合併も本年、推進をするという意味で予算化をしてもらったのでございますが、この問題につきましては、市の農政と営農指導という面から非常に密接な関係もございます。しかし、合併問題につきましては農協自体の問題でございますが、そういった一本化という意味から、さらに方向づけについて検討をしていきたい、こういうぐあいに考えておるのでございます。

次は、と場の整備、拡充という問題でございますが、これにつきましては、新聞面でいろいろ報道されましたとおり、牛肉の対米輸出という問題が相当具体化せんとする傾向にあるのでございます。四日市が対米輸出の指定を受けるといふことになりますと、一つの基準がございますので、その設置基準に合うように整備拡充するという問題でございますが、この問題につきましては、将来、いわゆる酪農とならんで飼育牛、肉牛の増産というものにも関連性があるものとして、そういった場合には県の畜産課、県ともよく連絡いたしまして、十分これを検討するとともにそういった方面まで乗り出さなければならぬ、そういうぐあいに考えておるのでございます。

その次には、遠洋漁業基地の整備問題でございます。この問題につきましては、この議会にも御審議を煩わすことになっておるのでございますが、それは漁舎の増設問題でございます。現在、三重県の遠洋漁業基地整備促進協議会におきまして、すでに埋め立てられました五万二千坪の土地をどういうぐあいに利用するかというのが非常に大きな問題になっておるのでございます。

この結論もまだ出ておりませんが、これが結論をえまするというと、市といたしましては本格的な漁舎の建設というのを始めなければならぬと思うのでございます。これにつきましては、相当長年月を要するのでございますが、そういった場合には永年の計画を立てる、その計画に基づいて着々目的達成に努力しなければならぬと思うのでございます。

次に、耕地関係でございますが、従来やってきました土地改良の事業は続けていかなければならぬ問題でございますが、現在、考えられておりますのは、遠洋物九万トン、沿海物三千トン、計九万三千トンというのが将来の大目標になっておるのでございますが、こういったことと取り組むことは相当長年月を要することと思われるのでございます。

次に、耕地関係でございますが、従来やってきました土地改良の事業は続けていかなければならぬ問題でございますが、とくに低利融資事業、農林中金から農協または土地改良区が融資を受けて、というのは年三分五厘、三年すえ置き十五年償還という非常に有利な条件の融資がございます。そういったものを活用いたしまして、土地改良には重点的に力を入れていかなければならぬ問題であるというぐあいに考えておるのでございます。

以上がいまの時点に立っているいろいろなやり方と思うておることであり、将来これがだんだん発展していくというところといったようなところまでいくということが想像されるのでありますが、現在、中小企業の近代化とか農業の近代化というものにつきましては、革新的近代化とかいうようなことばを使つて、近代化についても革新的とか画期的とかいうことばを使つておるのが最近の新聞紙上ですが、こういった問題が議会において正式にきまりましたあかつきには、それとよくならみ合せまして、四日市の事情に即した手を打つていかなければならぬということが想像されるのでございますが、現在のところまだはつきりしておりませんので、そういうことがはつきりしてまいりましたならば、それに向つて市の方針を実現していく、こういうぐあいに考えておる次才であります。

以上、まことに簡単でございますけれども、申し上げまして御答弁とさせていただきます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔厚生部長（村木喜代次君）登壇〕

○厚生部長（村木喜代次君） 厚生部の所管といたしまして来年度以降、重点的に推進してまいりたいと考えております事務につきまして、概要をお答えいたします。

まず民生課の関係でございますが、四点につきまして実施いたしたいと考えておるわけでございます。

その一つといたしましては、保育所の整備、充実でございます。保育所につきましては、ここ二、三年来入所希望者がふえてまいりまして、市といたしまして昭和三十六年度百十人の収容定員をふやし、また三十七年度には三十人、それから水沢には六十人の定員の保育所を新設しておるわけでございます。また、本年度には十人をふやしまして、新しく富田に九十人定員の保育園を新設中でございます。本年度以降におきましても、入所希望者は相当多うございますと推定されますので、これが対策といたしまして新開地あるいは密集地域につきましては新設を、その他増改築等によりまして、この保育園の入所難に対する措置を考えてまいりたいと思っております。

それから、次に、才二点といたしましては、社会福祉センターの構想の実現化でございますが、南部丘陵地帯の泊山、寿楽園の隣接地に一万坪、このうちに寿楽園を含めました社会福祉センターを考えておるわけでございますが、この構想につきましてはすでに御承知のとおりでございます。現在でございます希望の家、乳児院を移転させましてそこに老人福祉施設といたしまして軽老人ホーム、それから精薄児通園施設、主として職業補導施設を重点といたしました精薄児通園施設を、その他保育所等を集めまして、総合的な管理、運営を行ないたいという構想でございます。現在のところその敷地の確保に努めておるような状態でございます。

次に、児童遊園、児童館の増設でございますが、児童遊園につきましては、児童の健全育成の一助といたしまして昭和三十五年度から毎年度、国の補助をえまして一カ所ずつ設置してまいりまして、こんどもこれにつきましては、一カ所ずつを国の補助をえまして設置していきたい考え方でございます。それ以外に各地におきまして児童遊園地の新設あるいは修繕等に対しましては助成措置をもちまして続けてまいりたいと思っております。また、児童館につきましては、本年度初めて各部に設置することとなりまして、現在、建設中でございますが、これにつきましても漸次、現在の児童館の運用状況を見きわめた上におきまして、こんども毎年度重点地区に設置するようにいたしたいと考えております。

それから、もう一つは仮設住宅の対策でございますが、昭和三十四年、伊勢湾台風によりまして仮設住宅を当初三百七戸建設されました、その後二年間の契約期間も経過いたし市有財産になっておるわけでございますが、その後自力によって移転あるいは払い下げ等の措置によりまして現在、二百三十戸になっておるわけでございますが、この中には、当初、契約者がだいたい百世帯、それから被契約者といいますが、百世帯あるわけでございますが、これの解消対策といえますか、それにつきましては、現在のところ不良住宅地区改良法に基づく住宅の申請をいたしておるわけでございますが、漸次、これも年次的に解消の方向へもつていきたいと考えておる次第でございます。

民生関係につきましては、以上の四点につきまして重点的に進めたいという考え方でおるわけでございます。次に、年金、保険の関係でございますが、これにつきましては、国の施策が漸次実施されてまいります。それに従いまして、本市といたしましても事務の改善等加えまして、市民の福祉の増進のために努めたいと考えておる次第でございます。

次に、補導センターの関係といたしましては、青少年対策につきまして、現在の補導センターの機構を十分活用い

たしまして、次の四点につきまして重点的に行ないたいと考えておるわけでございます。

それは、現在の地域組織をもっと充実すること、それから継続補導についても強化していく。それから補導者の研修を密にする、それから青少協の活動を強化していくこと、これらを重点的に取り上げて進めてまいりたいと思っております。

それから、福祉事務所関係といたしましては、従来の福祉四項目、これを推進することを初めといたしまして、本年八月発足いたしました老人福祉法の活動を活発に押し進めてまいりたいと考えております。

以上、厚生部の関係につきまして、来年度以降の考え方について申し上げます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 衛生部門について、お答えを申し上げます。

衛生部門といたしましては、モットーといたしまして環境衛生の向上ということに尽きると思えます。そういうモットーで進みたいと思えます。最も広い意味の環境衛生の中には下水、水道の専門部分がありますことは当然でございます。

それで、まず項目といたしましては、予防接種の適正な運用をはかりたい。

次に、公害につきましては、昨日も申し上げたとおりようやく国の段階の措置に至りましたので、国との連携を密にして、さらに、同時に市行政執行内部におきましては、六月に発足しております市内の公害問題協議会にはかつて縦横の連携を公害担当課で、苦情受付の窓口である衛生部におきまして、各部に連絡いたして、円滑な施策面を充実したいのでございます。

ごみにつきましては、コンテナ方式の拡充、それから尿尿の部門におきましては、海洋投棄の施設、下水処理場

への投入施設というものを継続的に事業といたしまして来年も続行していきたいということでございます。

その他の問題につきましては、これらの問題は、ことに清掃計画につきましては、長期計画を一応作ってございませぬが、本年度において作っていただきました南部清掃センターの施設の竣工、及び海洋投棄と下水処理場施設への完成ということと相まちなして、長期計画の再検討をはかりたい。従いまして、これには人員、機材の増強ということが必要でございますが、これにつきましてはいろいろと財務面との折衝がございしますので、確定次才お答え申し上げます。

さらに、これら全般を通じまして、衛生部門におきましては住民の協力態勢ということが絶対必要でございますので、これにつきましても協力態勢の方策につきましても具体化をしたい、こういうふうを考えております。

以上、簡単にございますが、終わります。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） 消防の将来の重点目標といたしましては、発展する本市の形態にふさわしいような消防力の三つの要素であります人員、機材それから水利というものを整備すべきものは整備し、拡充すべきものは拡充してまいりたいと存じます。

なお、消防職員及び団員の資質向上をはかるために教養訓練を充実していきたい。

それからもう一つは、災害は鎮圧よりも予防を先決といたしますので、予防行政の強化をはかってまいりたいと存じます。

これらの具体的なことをどうするかということにつきましては、まだ予算の折衝も終っておりませんので、それがきまりましたら、さらに御報告を申し上げたいと存じます。

〔水道局長（岩野見齊君）登壇〕

○水道局長（岩野見齊君） 水道局の三十九年度の計画を申し上げます。

才一には、きのう部長から申し上げました朝明水源の開発に着手して、ぜひ汚染の心配のない水を市内に送れるように配管したいと考えております。そして、できればその方面で配水機の築造にも一部着手したいと考えております。才二には、三滝水源を強化いたします。これは主として水源の拡張であります。三滝水源を強化して、夏期におきます中央部の吸収を円滑にしていきたいと考えております。

才三には、内部水源におきまして、泊山の住宅団地が開発せられますので、この給水に必要な施設を来年度から進めていきたい、かように考えております。

才一、才二の、すなわち大矢知と朝明水源と三滝水源の工事の実施につきましては、少なくとも本年度以上の資金が必要なんですから、これは全部起債でまかなうより仕方がございませんので、この確保につきましては、本年同様、議会におかれましては全面的な御協力をお願いしたいと考えております。

才三の泊山団地の開発に伴なう水道施設につきましては、来年度は約一億四、五千万円の経費が必要だと考えられるのでございますが、これにつきましては、公団の資金をもって実施していきたい、かように考えております。

この三つが水道局におきまして来年度の主な実施計画でございますが、このほかに水道局といたしましては、昭和四十二年以降の需要増加に対応するための長期的な将来計画の検討、調査に着手しなければならない時期が来ると考えられますので、この長期計画の樹立についての構想を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 教育委員会の関係を申し上げます。

来年度も含めまして将来取り上げるべき問題としまして、その才一は、施設整備十カ年計画を遂行していきたい、これはもう御承知のことだと思っておりますので、説明を省きます。

才二は、幼稚園も含めまして施設設備の整備並びに充実をしていきたい、このことは総合教育計画にのっとりまして、現在その施設設備の基準の作成を、現場の方々の協力をえまして着手しておりますので、それに伴ってこまかい計画を立てていくようにしています。

才三番目には、教職員の研修組織の検討をし直すということ、その充実をしていくということでございますがこれは現在、研修組織を各部門にわたりまして検討をしております。

才四番目には、特殊教育の充実でございますが、これは教育総合計画にも指摘されていますように、非常にたくさんな未開発の部面もついています、啓もうの問題を合せまして充実していく必要があるということでございます。

その次は、定時制も含めまして後期中等教育の拡充でございますが、とくに青年学校の樹立をしていきたいということでございます。

次には、体育施設の充実をしていきたいと思うこの六項目でございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 答えいたします。

総務部所管事項につきましては、事務改善の推進あるいは住居表示の推進、あるいは総務課で広範に処理しております問題の推進、これを広く考えますと、市全体の行政効率の向上並びにその統制というようなことにつきまして、従来同様の態度で処理していきたい、こういう考えでおります。

つきまして、昨日、具体的に五点の御質問がございましたので、それについて答えられる範囲について、簡単に答えたいと思います。

才一点の本年度税収の見通しはどうかというお尋ねでございますが、坂上議員もおっしゃいましたように、われわれ当初、非常に心配をしておりましたが、新しい工場の進出並びに旧来の工場の設備の拡張というようことがさいわいにして本年は私は思わざる幸福だというような形に九月の決算あるいはその後、税務部と話し合つて考えたような状態でございます。現在、予想いたしておりますのは、二十億を一千万円か二千万円上回る程度に最終的になるんではないか、こういう見通しを立てております。坂上さんがおっしゃるような一億くらいあるだろうということについては、われわれはそうは考えられない、こういうふうにご考慮しております。ところが、水道局長からもお願いいたしましたように、本年とくに、現在における予算の更正支出を御覧いただきましたらわかりますように、いわゆる税外収入、起債、補助金というような形のもので、非常に皆さんの御協力、御指導によりましてありましたためにこうしたばう大な予算が計上できたというような結果に相なっておりますので、来年度も同様、御指導をいただきたい、こう考えております。

それから、才二点の本年度考えられる事務的経費についてはどうかという問題でございますが、これは今回国会で問題になっております公務員の給与ベースの引き上げというような問題にからみましました本市関係の分、これがちよと申し上げました将来予想できる税と対応するような状態で、現在ぎりぎりのところで考えておるといふ状況でございます。これに要する費用は、約六千万円と考えております。この六千万円の内容といたしましては、給与ベースの改定に伴うものが約三十五万ないし七百万でございます。それから、その他のものはプラスアルファその他で夏の冬等に御心配いただく結果になるものという考え方でございます。

それから、この義務的経費の考え方につきましては、日比議員の御質問あるいは御意見の中にございましたように市民の方々の御要望の実現というようなことを考えましたら、これは計算上非常にばう大なものになる。ところが、坂上さん御指摘の県の負担金というようなものについてどうかとおっしゃいますので、その点だけを申し上げます。だいたい予想と申しますか、本年度の経費として県に支払わねばならないと予定される負担金、これは既決の予算以外のものを申し上げます。

だいたい港湾負担金におきまして約一億くらい、それから駅裏の都市改良に関連した都市計画の負担金が七千万円あまり予想される。それからいま一つは、これはほとんど市の投資的経費と考えても間違いのないと思つておるような中へ入ると思ひますけれども、土木出張所所管の道路その他土木事業の負担金、これがだいたい関係当局と話し合つておりますのでは、現在着手されておる分がだいたい三千万円余でございます。年度末までに着手されるであろうというのが、だいたい同額くらいあるということでございますので申し上げます。そのまま算術的に合せますと二億三千万ないし四千万ということに相なるかと思ひます。それに約六千万の人員費を合せましただけではどうしても本年度の義務的経費でございますが、申し上げましたように財源的に考えられませんが、支払い繰り延べというような形で処理していきたい、こう考えております。

その次の予算執行の状況でございますが、私たちが現在資料的に調べておりますのは、毎月末ぐらいにだいたいのことを見ておりますので、十一月三十日現在、総体的に見ますと、歳入におきましてだいたい五七％、それから歳出におきまして四九％というような実情でございます。総経費のパーセンテージで申しますと――。ところが、これも最初の日に早川議員から御指導いただきましたような考え方で、なるべく事業繰り越しというような形にならないような配慮をしていただきたいということで、各部署にはその事業の促進方をわれわれからは申し上げております。

ども、概略を申し上げますと、たとえて申し上げますと市役所費で昨年度繰り越しました税務署関係の七千万円のいわゆる建設費関係、おそらくこれは来年の七月くらいまでになるから二、三兆は繰り越さねばならないのではないかと、いような考え方をしております。

それから、土木費では災害復旧関係が、これは本年度の補助起債事業として認められておりますので、相なるべくは今議会で契約にすることは御提出しておりますが、年度区分的には出納閉鎖までにはできるといふ確信をもって契約をしていきたい。ところが、具体的な問題になりますと、一部事業繰り越しというような形の面もないことはないのじやなかるうか、こう思っております。

それから、社会労働関係で、先ほど厚生部長からおっしゃいました児童館の問題とか共同浴場の問題等が、いろいろ建設現場の整備あるいは地元との話し合いの進展というようにすることで伸びていくようなところが起きてくると、これは私が予想いたしております。

それから、産業経済費の中で、御案内のような構造改善事業の経費が非常にほう大でございます。その中でも育成場なんかもこんどの議会で契約を出しておりますが、これは、あるいはあの土地が冬期寒冷、俗に凍てるといいますが、そういうようなことで技術的に心配をしておるといふようなことがございます。だいたい概略的にはそういう形でございますので、事業繰り越しというのは、今回お願いしております教育費における高花平小学校、富洲原中学校の体育館、これなんかは私としては当然繰り越さないとできない形になっておりますので、そういうものを含まれて予算執行の最終的な段階は、三十七年度の最終段階よりはあるいはいい結果になると思っておりますけれども、同じような状態で事業繰り越しが行なわれる、こう考えております。これは、だいたい市の職員の現実の努力の状態なんかを御覧いただき、工事の実態なんかを御想像いただきましても、別に特殊なことで遅れておるといいますより新しい事

態のために急に計画した、それから、特殊な事態で起こっておる状態というのは、地元の方の御協力体制の完全が期しえられなかったというようなことで起こっておる面がございます。

それから、来年度予算編成方針につきましては、先ほど市長の御答弁で御了承いただけたかと思っております。

われわれが事務的に部局にこの二十日までに来年度予算について御提出をいただきたい、こうお願いしておる総務部長的な見解も市長と同様でございます。ただ、私が具体的に申し上げますと、来年度は、いま申し上げましたような人件費の増高の平年度化ということを考えますと、これはだいたい十月の時点で三千五百万ないし三千七百万という申し上げ方をいたしておりますので、年間通じますと、いわゆるベースアップだけで七千万ないし七千五百万くらいの経費がふえている。それに普通の昇給というように行なわれてまいりますので、人件費の問題、それで、諸物価の高騰による物件費の増高ということが一つ考えられます。それから、いま一つは税務部長からも申し上げておりますように、国の企図しております税制改革の問題は、本市のごとき大規模償却資産から入りますところの税収をほとんど税の主体に考えております市にとりましては、今回の税制改革は非常に痛手を受ける改革でございます。でございますので、特殊な運動あるいは皆さんの御協力をえまして、国にその趣旨等を徹底させて、そして本市が従来受けてきました一つの特権といつてもいいような歳入面につきましては、これが後退することのないような配慮は皆さんとともにわれわれ大いにいたしたいと思っておりますけれども、国の考えております各団体間の財源の均等化という考え方、それは申し上げましたらすかつわかつていただけたかと思っております。というところは、四日市のような特殊な税収の多いような市をなくしたい、国からいいましたら。そしてあるそのほかの、たとえば、具体的に申し上げますと、Aという市は非常にそういう点では財政的に楽だ、Bという市は財政的に貧弱だという場合に、同じような状態にしまして、そしてそのアンバランスを交付税その他によって処理するというのがいまの考え方でございますけれども、

これをまだ上回って、われわれのような不交付団体でありながら交付税をもらって処理されておるところより余裕があるところはおもちゃよと下げてでも、いわゆる国の行政一般から考えましたら、全国的同一水準というような形で処理していきたいという気持ち、これは、国という立場でお考えになるということについては、私は賛成はできませんけれどもよくわかるのでございます。皆さんも御同様かと思いますが、そういう点を考え合せますと、市長の考えておられますように、中道健全という考え方で処理していきたい、こう考えております。

それから、才五点の地方自治法の改正に伴う予算上あるいはその他の事務的な処理という問題でございますが、今回の地方自治法の改正の要点は、皆さん御承知のように財務、会計制度の整理というところが重点でございます。それで、直接関連します財務関係の具体的なこまかい問題につきましては、いま財務規則等を考えておりますので、そういう点がきまりましたら、皆さんにもはっきりおわかりいただけたらと思いますけれども、その具体的な要点だけを申し上げます。

で、来年度、私どもが事業繰り越し等をしたくないという考え方でおりますのは、予算編成の基本的な考え方が変わるのでございます。どう変わるかといいますと、経費はすべて目的別に整理をする、わかりやすくいたしますとそういうふうな予算編成を行ない、というのが改正の基本的な考え方でございます。それを具体的に申し上げますと、たとえば土木費のうちで道路橋梁費といったものを考えましたときに、現在では道路橋梁費として事業費だけが計上されております。ところが、来年からはそれに要する人件費も道路橋梁費であるのだ、いわゆる総体予算主義といえます必要経費を目的別に分類するということが基本的な考え方でございます。これらにつきましては、四日市という都市が置かれておる、われわれからいいますと大四日市と申しますか、都市の形態からいいましたら中都市と大都市の間のような、あるいは中都市の上位に位するような、いうならば過渡的な一つの性格を固定するには非常にむずか

しい市でございます。ですから、名古屋市ぐらいの規模になったときには、そういうような形になっても非常に形がとりやすい。ところが、私が申し上げておる意味は、たとえば、人件費といいますが、職員給料、土木の街路関係にかりに十六人おっていただく、そうすると、来年の予算を、十六人の経費として出張旅費とか超過勤務とかそういうものを計上してあります。ところが、七月という時点でいわゆる移動が行なわれた、そうなりますと、その経費は多く要する場合もありますし、少なくなる場合もあります。市全体からいいますと、移動を行なうとすぐそういうような予算の更正を行なわねばならない。ですから、来年の予算におきましては、そういった場合にはそういう措置を取りうるような考え方で御了解をいただいでいく、これも一つの具体的な問題になるのでございます。と同時に、こまかく細分すればするほどある経費につきましては予算上経常の技術的に節減できない、こういう問題が起こってまいります。その辺にも非常に苦慮いたしますので、来年の事業費等につきましては、私が考えておりますのは、過渡的な経費等につきましては、私が考えておりますのは、過渡的な時期でございますので、市長の御趣旨を十分生かしながら、健全という建て前からいいますと、本年度より下回るような考え方でいかないとつじつまが合わないような結果になる、そういうような見通しを立てておりますので、その辺も、さいわいの機会でございますので一応念頭に置いていただけたらありがたい、こう考えております。

そのほか、収入役業務あるいは会計業務、あるいは財産管理の問題というようなことが財務会計制度の中へ入ってまいります。具体的には三月議会におきまして具体的な資料それから条例、規則の改正というようなことを合せまして御了解をえたい。ときには、一月の臨時会が決算の審議について想定されますので、とくに急ぎます分につきましては、そういったときにでも一つ条例等の形で御了解をえて処理していかねばならないということもござります。非常に簡単でございますして、要をえておらないと思いますが、五点の具体的問題については以上でございます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時四分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 広範にわたりまして質問いたしましたところ、市長初め各部局長から適切な御答弁をえて私は非常に満足しておりますのでございます。個々にわたりますと、多少いろいろ問題があるのでございますが、まず最初、各部局長からの御答弁の問題に対しまして一、二お尋ねしたいこと、御要望申し上げたいことがございますから、それを申し上げまして、のちほど市長にいろいろとさらにお願ひしたいのでございます。

最初、城井部長から伺いました土木方面の御事業に關しまして非常な構想をもつていらつしやるということ、まことに私は意をえたものでございまして、おそらく議員の皆さんの常任委員以外の方もいろいろ御了解になったものだろうと思っております。

続いて鬼頭開発部長のほうからでございますが、またその考え方は非常に私は満足するものでございます。ただここに一つお尋ねしたいのでございますが、これは開発のほうに属するのか、私は所管がわからないのでお尋ねするのでございます。それは、道路の整備計画というものを、市の大きな循環機関に類するとするならば、神経系統に属するものは通信機関でございます。その点におきまして、わが四日市の発展の中心は南部にあるのでございますが、南部の電話局の開発が非常に遅れておることでございます。敷地はすでに三十七年度の終りに志積議員の努力

によってある程度解決したように伺い、直ちに工事にかかつて、来年度の半ばごろにはあれができて、南部の開発に非常に貢献するものだ聞いていたのでございますが、不幸にしてその予算計上がされてないのでございます。すぐる六月の港振興会の総会の議事を見ますと、この四日市電話局の塩浜分室の促進の請願が出ておるのでございするが、市当局として担当はどなたか存じませんが、どういような手配をされるか、将来どのようにやろうとしていらつしやるか、もしこれが開発の部内であるならば、ひとつ御答弁を願いたい、こう思うのでございます。

次に、産業部門でございますが、部長からいろいろと適切な御答弁があったのでございます。中小企業あるいは農村振興の問題は、国民全体から見まして所得格差の是正という大きな問題でございます。従って、これは中央におきましても、こんど施策が出てくるものだと思うのでございますが、この施策に従いまして適切な処置を講ぜられたい。ことに、世界の経済界におきましては、自由化の波がわが国に押し寄せてくるのでございます。このときに当たりまして中小企業及び農村方面の経済状態をいかに上手に施策を解決するかということは、こんどの緊急問題であろうかと思うのでございます。そういう点につきましては、中央の施策に従い、科学的な調査をして進んでもらいたいことをひとつ要望するものであります。

次に、厚生、衛生に關しましては、これもまた御答弁によって私は満足するものでございます。しかし、これもまた私の担当部門でございますので、また、こまかいことにつきましては委員会においてお尋ねもし、また御要望も申し上げたいと思っております。

消防関係におきましては、これもまた非常に適切な御答弁があったのでございますが、私は消防長の最後にいわれました予防行政、防災行政に重きを置くという発言のあったことに対して非常にわが意をえたのでございます。こんごこの火災の季節に臨むのでございますが、あらゆる機関、広報機関を利用して市民にこれが徹底方をお願いしたい

聞くところによりますと、火災発生の率は、わが国は欧米諸国に比べて少ないのであります。ところが、この火災の災害が大きい。どこにこういう問題が起こるかと申しますと、これは諸外国におきましては、初期防災、あるいは建築問題の關係から小規模である。わが国においては学屋の關係等からいきまして、一たび火災が起こりますと、大きい問題となって災害の金額がふえるのでございますから、こういう点はひとつ十分御配慮をお願いいたしますを希望申し上げます。

水道行政に関しましても、これまた適切な御答弁があったのでございますが、一、二ここで希望を申し上げたいのは、今日わが四日市におきまして水道の普及率がどのようになっておるか、いまだ進んでいない地区の水道行政に御配慮願いたい。

また、上水道と簡易水道では、これは設備の上に違いがあるのでございますが、料金問題におきましてもなんかのひとつ御配慮を願いたい。いわゆる採算のとれた水道行政といえますか、こういう面に御留意を願ひまして、市民生活の向上に一段と御配慮を願いたい。水の利用度は、その市民生活の文化の度合いを示すというぐらいでございますから、この点、局長におきましては、最善の努力をお願いしたいと思っております。

次に、教育行政の問題でございしますが、その示された問題に対しましては同感でございますが、ただ私の一番心配いたしましたのは、才一番にお答えになった教育整備十カ年計画が不幸にして本年度十分にいかなかったということでございます。去る九月の議会におきまして私が質問したときに、杉浦教育委員長は切々とここで御発言になり、私もきのうこれを拝読して襟を正すものがあるのでございますが、これがどうしていかなかったのか。きのうの市長の言を借りますと、世論を盛り上げてくれ、すると、杉浦教育委員長のことはがこの世論の上につてなかつたのだろうか。逆にいくと反対の論が起っているのだろうかという疑いを私は生ずるものでございます。こういう点につき

まして、とくと御配慮を願いたい。

次に、才三としてあげられた教職員の研修をあげられたことは、非常にだいいであります。教育は人にあるということ、私は自分で過去をふり返って信ずるものでございます。もちろん設備も必要でございますが、要は人にある。その教職員の研修に重点を置くということを、教育総合計画の立場に立ってお考えになっていらつしやることに對しては、私は満腔の敬意を表しますから、どうか、この点について十分な御配慮を願いたい。あるいは後期中等教育の充実のごときも、これまた現在の青少年指導の上において重大な問題であろうと思っております。

最後に、体育振興の問題でございしますが、きのう伊藤太郎議員の質問に對するお答えからいきますと、その施設の上において将来非常に心配するところがある。泊山地区のスポーツセンターの建設の計画が相当の長時間を要するという状態にあるときに、どのような方法でやろうとしておられるのか。また、体育振興の指導者の問題でございますが、承るところによると、社会教育においては、地区において体育指導員の任命をされたそうでございます。まことにけっこうでございますが、これを統轄する体育課なるものがなくては、その実が上げられないのでございます。この点につきまして、きのう伊藤議員も申された。私は、これで三度目でございます。どうか、四日市の立場からいきまして、体育課を一日も早く創設されまして、真の体育振興の有終の美をあげられるように特別な御配慮を賜りたいのでございます。

次に、財政問題につきまして、いろいろと詳しい答弁を承ったのでございますが、ただ一つ部長のお答えの中で私の申し上げたのがことばが足らなかったのか、多少食い違ったように思いますので、これはひとつここで是正したいと思ひます。

本年度のこんごの税収入の伸びにつきまして、私は一億円ということばを使ったのでございますが、これは税収入

の伸び並びに特別会計から繰り入れられるところのことを予想する金、いわゆる税外収入のことを含めまして一億円と申し上げたのでございますから、この点をひとつ御了承を願っておきたい。

ただ一つ御要望を申し上げますことは、今年度の予算執行の状況につきまして、御答弁があったのでございます。こんどの努力によって繰り越し事業を最少限に食い止めたいというふうなお考えであること、非常にけっこうでございますが、ぜひそのようにお進めを願いたい。また、来年度の予算編成においてもそういうことの起こらないように特別な御配慮を賜わりたいことをお願いいたします。

以上、ひとつ質問を申し上げますが、最後に、市長の御答弁に対して発言したいと思えます。

市長の答弁を静かに伺っておりますと、私の質問いたしました事項と多少食い違いがあるのでございますが、これは私も了といたします。その中におきまして、市のやる仕事の中には単独の事業がある。これを市において財政の許す範囲でできる。ところが県・国その他の関係のある事業に対しては思うように進んでいない、この点についていろいろと市長が御心配になっておられたのでございます。その点において私も同感でございますが、単独事業におきましては、先ほど申し上げますように財源さえ許せばできるのでございますが、県・国等の関係のあるものに対しては、これは県・国と市との折衝関係を円滑にすること、また、あらゆる機関を通じまして、市長の言を借るならば本市に必要なところの事業ならば、全市の世論としてこれを県あるいは国に反映せしめることが重大であると思うのでございます。

この市と県・国との関係をいかに円滑に円滑にやるかということが、政治の要諦であろうと思うのでございます。この点、現場におきましてどのように進んでいるか、私は多少疑問を持たざるをえない節があるのでござい

す。そういう立場から、一、二お願いしたいことを市長にお尋ねいたします。

まず、私は交通上から見たところの道路行政でございます。きのう北村議員も質問され、部長がそれに答えられ、市長ものちほどお答えになっておりますが、私はこの問題につきまして、昨年十二月の本会議において名四国道開通を前にして質問を申し上げ、要望をしたのでございます。現在、浜田地区から南部における国道一号線の交通量は非常に増大しております。名四国道の完遂、いま問題にされようとするところの名阪国道ができるまでここ二三年間どうするかということが一番大きな問題であろうと思うのでございます。自動車の増加による交通があるいは一兩年したならば、この国道一号線は飽和の状態になるのではないか、こういう立場におきまして、県・国との関係があるのでございますが、とくとひとつお考えになりました、これが促進運動になんらかの方法がないかということとを私はお尋ねするのであります。新聞紙上によりますと、政府においてはガソリン料を一五％上げるといふことが出ております。これは国税であり、目的税として引き上げられるようでございますが、本市には昭和石油とか大協というこの国税に吸い上げられるところの産業が非常に大きなものがある。このために国に納める国税というものは私は数量はわかりませんが、ばく大なものだろうと思うのであります。そしてその結果、問題になっておる公害という問題が残っておりますのでございます。こういう点をどのように調和、解決していく道があるか。何かこんどの処する道がございましたら、ひとつ御答弁を願いたいと思うのでございます。

次に、私が各部署、所長の所見をお伺いしたときに、市長は権限においてその発言の内容に御制約を加えられたのでございます。これも私はその意味はよくわかります。ただここに一つお願いしたいことがございます。予算的措置に関するものに対しては、市長の許可なくしてはできないのでございますが、市長が信頼して任命された部長、課長の所見を十分お聞き入れになる御態度をぜひお願いいたします。五十数名の部長、課長はすぐれたスタッフ

でございます。ブレインでございます。この多くのブレインをお持ちになっていらっしゃることは、市長の幸福であると思うのでございますが、このブレインをいかに生かして実際政治の上に運営するということが非常に重大な問題であろうと思うのでございます。私は、かつてこの席上で名古屋の都市計画が全国において模範的に優秀であったことを申し上げて、関係のお方に御再考をわずらわしたのでございます。これは申すまでもなく戦災復興事業としての市長が田淵機関という優秀なスタッフ、ブレインを登用され、これを信頼されてやられた結果、今日、東京、大阪のまねることのできない結果をえておるのでございます。その事情は毎日新聞の夕刊に「新しい競」と題しまして、日本人の記録として出ております。すでに読みになっていらっしゃる方もございましょうが、私も昨夜夕刊を手にして、その内容、田淵機関が都市計画に対して若い課長級とほんとうに和気あいあいの中で話し合っている記事を見まして、なるほどこれあるかなと感じたのでございます。どうかひとつこういう場面ににつきまして十分御検討になりました、本市の発展のために、市長にぜひひとつ大英断をお願いしたいと思うのでございます。

なお、きのうの日比議員の質問に対して、正しき世論の盛り上りということをお話になったのでございますが、その御発言の意味に対しては、私も同感でございますが、私は世論の盛り上り方がどのようになっているか。四日市全体からながめたときに、これが公平にいつてきたところの問題であるかということをよくお見分けを願いたいのでございます。はなはだ同僚議員のことばを借りて失礼でございますが、先輩の中島議員がつねに市政の運営上において強く市に迫るもののほうから市政が運用され、正直に静かにしとるところにはそれが回ってこないというような意味の発言をときどき伺いまして、これまたむべなるかなと感じ、過去の議会の様子を見たとき、はたしてこれが四日市全体を通じての世論なりやと思わざるをえないものもあつたかのごとき節があるのでございます。この点におきまして、私は正しき世論の把握ということについて御留意願いたい。こういう意味において六月の議会に世論調査のこ

とも一応ここで発言申し上げたのでございます。最近、市においてやっつけやっつけ、きのうの中山部長の発言であつたかと思ひますが、モニター制を採用されておるかのような方向を承わつておるのでございます。このモニター制を地方公共団体において早くとつたのは、私の記憶では東京都だという気がするのでございます。昭和三十六年からこれを採用する。私は三十八年の東京都のモニター制度の任命の状態あるいはそのモニターの選択の問題及びその運営の問題もよく調査研究して材料を持つておるのでございますが、本市におけるモニター制は、どういふような方向でおやりになつておるか、これも一度担当の方々でありましたら、これは二宮助役がよく知つていらっしゃる方も存じませんから、本市におけるモニター制の状況をひとつお示しを願ひたい。これは、世論を知る上の一の方法でございます。まことにけっこうでございます。ただ適切な方法をもつておやりになつてほしいと思うから私はお伺いするのでございます。そういう立場で将来の、市長はじめ各部長の御答弁に対して希望を申し上げたのでございます。

いま申し上げました二、三の点につきまして、簡単によろしゅうございますから、御答弁を願ひたいと思ひます。

〔開発局開発部長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局開発部長（鬼頭鉄郎君） たいだいまの御質問のちの、電話事情についてお答えいたします。

たいだいま坂上議員がおっしゃいましたように、三十七年度におきまして志積議員の御努力によりまして土地の入手ができたわけでございます。そこで三十八年度中に塩浜分局が着工予定でございましたところ、たまたま直通電話制を全国にひかれ、とくに四日市もそうでございますが、それがために使用者の電話使用方法が上手になりました点かこの収入が一年間に十数億の減少と相なつたような模様でございます。そこで、当局といたしましては、建築費が減収によりまして補われないう点で、三十八年度着工が見送られたというように承わっております。

なお、ただいまの目標といたしましては、当局は昭和三十九年の下半期に着工するというような模様でございます。この電報電話局の塩浜分局あるいはすでに土地の買収は終わっております。四郷分局の建設につきましては、庄司助役はじめ私たち地元の四日市市在任の関係方面、あるいは津の関係方面、名古屋の電報電話局の局長あるいは建設部長には再三陳情をしておるわけでございます。

なお、東京方面におきましては、山手代議士が郵政省の関係者でございました関係上、私にまかしておけということでお願いをしておるわけでありますが、いろいろと事情もございしますので、こんごひとつ市会との関係の皆様との御協力を願ひまして、一刻も早く電話事情の緩和に努力したいと思っております。

それから、塩浜分局の電話局の場所が決定いたしましたため、四日市の電報電話局から線を引きまして、百数十本の電話の増加は見られたわけでございます。

なお、現在、電報電話局といたしましては、四日市と鈴鹿市との連絡線を川尻を経まして送るという状態でございます。これも地元の関係の議員さんその他の御協力をえまして、この四月におきましては、その連絡線から約百本内外の四日市に引きます電話線を出していただくということをお願いしておりますが、この点もあわせて皆様の協力をえまして、実施をしていただきたいと存じておる次第でございます。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） モニターにつきましてお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

戦後、英米流の行政の仕方につきまして、多数を相手とする場合にとくに公聴というような制度とか、モニターというような制度が取り入れられました。本市としましては、市政の多角的な方面としまして広報という事務があります。この面におきましては最も適切であると考えましたので、モニターの制度を運用することにいたしました。これ

は、一面におきまして市と市民という多数人との接触をはかることによりまして、浸透、徹底を期する一つの方面であります。同時にまた市政のあり方、公共団体の暮らし方という面におきまして、一つの態度でありまして、われわれの生活でいいますならば、論語にいうところの「日に三たび顧みる」ということにもふさわしいものでありまして、このモニターによりまして市政当業者はその結果をよく振り返り、分析、診断をするというような効用を果したと考えるような問題でございます。かような点におきまして広報の面でこれを活用しておりますが、制度上なお日浅くして、こんごいつそうこの面の運用をはかる必要があると考えておる次第であります。

○坂上長十郎君 市長、ございませぬか。ございませぬなら、ございませぬで……（「議長」と呼ぶ者あり）

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 国道問題につきましてはお説のとおりでございますが、さい前も申し上げましたように一号国道線につきましても現在悩んでおることにつきましては、申し上げましたとおり河野大臣から非常な好意ある発言がございまして、拭きしたいというのでございしますが、これは県の事情とばかりいきませんが、地元負担金はたえられないので、いま申し上げたような姑息なことになっております。

そこで、国のほうとしましては名四国道の効果を見て、そしてやりたい。もう少し名四国道の効果を見たいということをおたびたびいわれますのでございしますが、しかし、その名四国道の効果といたしましたところが、海岸をよけてまわります。こちらへ入ってきましては、日永地区のほうのところは一本にしばらくおられる。ですからどうしても国鉄の駅の東側のところを早くやらなきゃならぬ。これを三十九年度いっぱいくらいにひとつやりあげてくれとっておりますが、これは市費の負担が非常に重うございまして、大まかに見まして国が五割、市が四割、県が一割を負担してくれるのでありますが、いままでの関係もあり、また困難な問題でございします。県とのかね

合いも多いのでございますから、ただいま県のほうの御事業としてお願いしておる。これを極力急ぎまして、そしてできる限り名四国道の機能を發揮せしめていく、そうすると、南のほうから名四国道に沿うということで、これに二つ御意見がありますことは御承知のとおりで、四日市市内でどっかに連絡しようということ、これを延長してもらって鈴鹿でどっかと結びつけようという意見がございますのですが、最近鈴鹿へ行つて、それを海岸線にもつていって南勢へ行く線にするのだというような、県全体としてはそういうような議論も出てきておるのでございますがわれわれがいま悩んでおることは、南勢へ行く車よりもこれはもちろん京・大阪のほうへまゐります線が重いのでございませうから、それに重点を置かなければならぬと、私はこう思うておるのでございますが、これに對しまして国のほうとしてもいろいろお考えがあり、名四国道とのかね合いもあるということでございますが、四日市自体としましては、さしづめは計画の線にのっておりまするようなことを、少なくとも四日市市内だけは早くやっていたきたいということを建設省に強く要望をいたしまして、これはひとつせひ皆様方の御希望に沿うように努力さしていただきたいと、こう思つております。

それから、ガソリン税のことでございますが、これは國のほうの処置いたしますことでございますので、どうにもしようがございませぬが、お説のとおりガソリンを製造する工場そのものは四日市に大きなウエイトが置かれてくる将来も事業量を拡張してもいいという政府の方針になっておるのでございますので、そういうものに対する悪影響を四日市も受けておるので、特別にそれらのことも勘案をして、四日市がいま悩んでおるような問題については、政府の特別な配慮を加えていただきたいということをお願いしておるのであります。

それから、庁内の問題でございますが、議論がいろいろ出ますという、なかなかこれはむずかしいことでございますので、やはり庁内のいわゆる調整、意見をとりまとめたものを市の意見といたしまして発表するほうがよろしいと思います。この辺は他意ないことでございませぬので、御了承願いたいと思ひます。

それからもう一つ、ちよつとお答え申しておかなければならぬと思ひますのは、ややともするというと、市のほうに強く要請したものが先に実現して、おとなしいものがあと回しになるのじやないかという御議論がございましたがこれは私の受け取り方が違つておるかも知れませんが、こういうふうに響きました。決してそういうことは、私は市の理事者としていたしておらぬつもりでございます。このよしあしはいろいろ判断の仕方もございます。それからその事業の重要さといひますか、予算を先へ使つていく、優先的に使つていくということにつきましても、なかなか一つことに問題があると思ひますが、しかしまた地元のほうの議員さんが非常な熱意をこめられたお話を承わりますとごもつともな点もあり、いろいろのことを勘案いたしましたして、きわめて市の理事者といひましては公平な立場からやつておるつもりでございますが、強くいわれるとそのほうに耳を傾けやしないかといわれますと、ただいま御質問になりました市会議員さんあたりからの御発言も市のほうには強く響いておりますので、これはいろいろの意味におきまして市の理事者は公正な立場をとつておるものである、一生懸命になつて不公平のないようにやらしていただいております、こういうふうには御善意にひとつ御解釈を願ひたいと思ひます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 いろいろと御答弁願つたのでございますが、ひとつ最後にお願いしておきます。

来年度の事業の行き方に対しましてですね、できる限りいろいろの事業が出てまいります。緊急度の大なるものから全体的、大局的に見きわめまして、市民の納得するような予算編成に、各部、局、課長の御善処方を切に願ひたいしまして、私の質問を打ち切ります。

○議長(田村末松君) 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 わが四日市も日をますごとに大発展を続けておるわけでありませんが、その途上におきましてたびたび議会においても質問されている内容であります。通告いたしてあります三点について関係の係から御答弁を願いたい、このように思います。

今回の本会議におきましても、いろいろと公害問題については論じられてまいりましたが、その中において、あるいはそのほかにお尋ねしたいことがありますので、お願いいたします。

先般、政府から公害問題についてわが四日市に調査にきたわけでございますが、その結果というものについて、調査以後、どのように公害問題に対しての具体的な進め方をしておられるだろうか、これを一つお尋ねいたします。

さらに、その三日間におきましては、聞くところによりますと、その調査の期間だけは公害に関するような、そういう害を及ぼすような作業はしなかったようにいわれております。この点についても市長はこういうようなことを知っておられるのか、おられないか、この点についてはとくに市長に御返答をお願いいたします。

さらに、才三点に入りましたは、先般、教育民生におきまして、いまだ決定いたしておりませんが、三重大あるいは三重大に委託されてこの公害問題についての調査であります。その調査の報告を市民に公けに発表して、現在わが市としてはこのように真心をもって調査あるいはその防止に当たっているのである、このように発表していただきたいのですが、ある係の方に伺いますと、この調査したことは公けにできない、このようなことを漏らしておられます。このような二段がまえといえますか、そのようなことがわが市において行なわれていたのなら、私たちが代表してここに集まっている議員といたしましてもまことに暗い感じを受けるわけであります。何事をもってその

ように、形だけはいっぱいしておるけれども、腹の中では笑っておる、あるいはだいたいなことを隠しているというように、そのように受け取らざるをえなくなってくる。まことにごまかし合いの議会である、このようにも考えられるわけですが、こういう点のないように、明確に一つお願いいたします。

さらに医師会から請願あるいは陳情の問題が出ておりましたが、それも現在まだ徹底しておりませんが、では、そのようなことを延期されておるにかわって、わが市民病院においてはこの公害問題あるいはその他の公害によって人身あるいはその他の面において害を及ぼすような調査をしておられるかどうか、この点をひとつ関係の方から御答弁を願いたい。

さらに、公害問題においては、われわれ人身だけでは無いと思うのであります。あらゆるもの、作物あるいはその他いろいろあると思いますが、そのような農業関係あるいは住宅にいたしましてもそういう場合あるいはその他の面において非常に損害をこうむっておるところを聞いておりますが、そのような調査をされておられるかどうか。また、それをされておられたならば、それを回答していただきたい。

さらに、騒音の問題で、先般の議会にも申し上げたのであります。北納屋あるいは浜田の小学校あるいは三浜の小学校等においては非常に騒音で先生のいうことが聞こえないときがある。このような苦情を聞いて先般もお願いしたわけでありましたが、その後調査をされたかどうか。されたならば、どのような手を打って防止に当たっておられるか。また、害があるかないかという報告をひとつお願いしたいと思っております。

次に、道路舗装及び整備の問題であります。市長の施政方針の中にもありましたように、大きく伸びゆく町づくり、とうたわれておりますが、わが四日市においてもその他の都市、市町村におきましても、大きく発展していく上においては、道路の拡充といえますか、それが非常に大きな問題になってくると思うのでございますが、現在、わが

四日市にいたしましたとしても、非常に道路の点については着々進められておるように聞いておりますけれども、とくに農道の関係におきましては、非常にまだ立ち遅れている感じを受けるわけであります。政府においても農業基本法の問題を取り上げて、あらゆる面から農業の発展あるいは生活の充実をはかっておられますが、わが四日市におきましてその一端である農業の発展をする場合においての道路の整備、これをただ整備あるいはその他だけでなくて、舗装をやっていくべきではないかというようにも考えております。その点についてどのようなお考えか、お伺いいたします。

また、市道においてもお話が先般の議会においてありましたが、早急に車の通るところは全部舗装していくんだ、このような回答をえて私も喜んだわけでありますが、それ以上ならそのような手を打たれていないような気もいたします。しかしながら、あるところにおいては一部分、もつとこまで延ばしたらよさそうなものであるけれども、途中でその舗装が切れておる、これはどういう理由でなされたか知りませんが、そのような箇所がわが四日市において数十カ所あります。こういう点についてはどのようなお考え、あるいはそれ以後、工事を進めていく上にはどのようにしていくべきか、こういうお考えがありましたならば、ひとつお答え願いたいと思います。

それから、ほかの都市のことで聞いたわけでありますが、道路を舗装する場合、あるいは整備する場合におきましても、地元の負担というものが相当かかっている。たとえば、百万円の予算でやるわけでありますが、その何分の一かは各家庭から負担額として出されておる、こういうところの市もたくさんあります。わが四日市においてはそのようなことがあるかないか。もしあるならば何パーセントを各家庭が出しておるのか、この点をお伺いいたします。

次に、教育並びに厚生の問題であります。まず私たち議員のほうからの考え方を、まことに僭越であります。申し上げたいと思っております。

話によりますと、忘年会をやられるというように聞いておりますが、それも公けの金を使ってやるということはまことに遺憾であると、私はこのように考えるわけであります。このような、まず私たち議員から、市民の汗とあぶらのところから徴収されたあらゆる金を、そのようにむだに使っては相ならぬ、このように私は思うわけであります。さらに、それとあわせて市当局の理事者の方々もそのように御配慮願いたい、これが市民全般の大きな声であります。これを知りながらも行なうということは、まことに不届千万であると私は考えるものであります。こういう点についてもとくに市長はよく監督され、監視をしていただきたい、このようにお願いする次第であります。

教育の問題についてであります。教育基本法の中に、才四条ですが、「(義務教育)国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」このようにはっきりとわかれております。さらに憲法の中においては義務教育は無償である、このように叫ばれておるにもかかわらず、国においてもまた市においてもまだ一年生しか表現されておらない、さらに、今回、新聞などを見ますと、三年生までやれるのではないかという見通しが出ておるようでありますが、このように憲法に定められておるのをわかっておられるのか、わからないで、国に進言しておってもできないものであるか、この点についていささか疑問に思うわけでありますが、憲法に定められておるとおり他の市はできなくとも、わが四日市だけは義務教育は無償でやれるのである、このように私は叫びたいのでありますし、さらに市民の方々の声といたしましても当然である、憲法に定められておるから当然である、こういう声が大半であります。この予算という点については、三十九年度において予算を出せるか出せないか、これを一つお願いいたします。

さらに、教育長のほうから先にも御答弁があったのでございますが、来年度は学校の整備、教育の整備、そういうものを行っていききたいというお話でありましたが、いろいろ各市からわが四日市に調査にまいりましても、学校の内容を見るにいたしましても全部そろっているというような学校は一つもないわけでありまして、とくに机、子供の

成長が大きく変化しておる今日、机の整理も行なわれていない、このような現状であります。来年度においてそのようなものはいっさい取りかえてから、子供の教育のために処置していただきたい、このように考えるわけでありませう。その点についてもお願いしたいことと、さらに、子供が学校から帰って、いわゆる習い屋というところへ行かなくては進学できないという現在の段階になっております。いろいろ学歴側の中に入って聞いてみますと、PTAの金を相当額とられる、あるいは税金もとられる、そのほかに習い屋へやらなければならぬ、非常に生活は苦しい、こういう声も大半聞いております。習い屋へやらなければならぬ教育方法、ここに私は大きな問題があると思うんです。もっと、先にも教育長のほうから教職員の研修ということについてお話がありましたので、私も非常にその点について賛成するものでございますが、そういうふうな考え方でこんご進めていただきたいと思っております。さらに、ことしの夏であります、ある子供が少し目を悪くして、プールに泳ぎに行きたい、このようにいったところが、先生は断った。それで子供は悲しくて医者に行つて直してもらった。その医者の診断証明をもつてきてもさらにその子供をプールに入れなかったという事実が二、三あります。こういう点についても一部の子供をこのように戒めるといいますか、そういう点について偏ばな教育者を徹底的に追及していただきたいと思ひます。

さらに、明るく住みよい町づくりと市長も仰せになっているとおあり、そのように私たちもほんとうにこれから大きく成長していく、しかもこんご日本を背負つていかなければならぬとお子供に對しての教育、これをさらに強化していただきたい、このように思ひますが、その点についての考え方をひとつ御返答願ひたい。

それから、これは教育になりますのか厚生になりますか、この点ちよつとはつきりわかりませんが、幼稚園の、あるいは保育園の子供を預けるわけでありませうが、それも大半は最近屋間奥さんが働きに行つてゐる場合が多いわけでありませう。子供を朝に夕にさそいに行かなければならぬ。あるいは時間も制限されているというふうなところも

だいお出ております。この点について、私はよく考えていかなければならぬ問題であると思ひますが、自動車なりあるいはそのほかの面において全部その各家庭に迎ひに行き、あるいは一カ所へ集まつてそこへ迎ひに行くとか、あるいは送つて行くというようなことをしたならば、まだ家庭の中も充実されていくのではないか、生活もある程度楽になつていくのではないかと、このように考えますが、その点についてどうお考えか、お願ひいたします。

それと、養老院あるいは身体障害者の件であります、なかなか生活の上においては苦しいわけでありませうし、たいへんなところも重々知つておりますが、市のほうとしても当然やられてゐると思ひますが、正月においてならぬか心慰めどいいますか、そういうものをやられてゐるかどうか、その点についてお願ひいたします。

以上のような点について、公害問題あるいは道路の問題、あるいは教育あるいは厚生等の問題においても、先般市長が海外視察をされて、その結果といひますか、そういうものを今回、昭和三十九年度の予算の中にどのように実現されていくか、どのようにわが四日市をいくらかでも向上させていくか、こういう点について市長にお願ひしたい、このように思ひます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後二時休憩

午後二時十七分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 才一部門の公害関係にことについて、お答え申し上げます。

才一番の特別調査団の結果ということでございますが、きのう長く申し上げましたとおり、今回の四日市地区大気汚染特別調査会の調査団の派遣は、四日市地区のばい煙等の排せつに関する法律の地域指定を前提とした排せつ基準設定のための調査でございます。先般の四日間の行動は、既設の資料の点検と現場を見るということでございます。実質討議はあさって十九日から始まるというので、結果は現在われわれはわかりませんというのが実態でございます。きのういい落していましたが、一応、会長は三月までには出したい。と申しますことは、一応の指定期日を四月というふうに通産、厚生両省では考えておるようでございますので、時期的にはそういう状態でございます。

次に、工場より調査団が来たときに操作をしたんじやないかということでございますが、当日、工場視察は二日間にわたって行なわれたわけでございますが、その日は非常に天気の良い日でございまして、風が少し強く、しかもその風も海のほうへ向いておりましたし、湿度も非常に乾燥しておりました。六月や七月のような悪い状態ではございませんでした。そういう加減で、一般市民の人はいまごろ来てもピンとこないというような批評がございました。が、工場の一部操作があったかどうかということにつきましては、私は状況説明として当然市長に申し上げてございますが、一行に随行いたしておりましたのは、私だけでございまして、私がついておりました点について、市長に代ってお答え申し上げます。

工場の操作のことについてでございますが、一つの工場で、しかも一製造部門において工場内のストライキによって一部門とまっておりますことは事実でございますが、とくに調査団のために煙を少なくするか、あるいは燃焼を変えるような傾向は見られなかった、通常のような操業だということであったということをお願い申し上げます。

それから、いろんな公害調査の発表を二重操作しているのではないかと、これにつきましては、これは、市の方針として確実であり、また一般に公表すべきものは公表するという態度を最近とっておりまして、御覽

になったと思えますが、十二月の初めに「公害一年」というような特集号を広報のほうでされております。そういうのもその一つの現われでございます。ただ一部分、いろんな調査の段階における中間的な調査あるいは検討が行なわれることがあります。しかし、それはいずれ名古屋大学あるいは三重大学へ委託しておるうちの、われわれが事件が起きたときの必要上、中間でも知りたいというので摘出的にもってくる資料が大半でございますので、委託責任者の正式の発表につきましては、毎年雑誌にして発行いたしたい、その調査の段階におきましては、学者あるいは資料提供先から非常に検討する余地がある。あるいは不確実だということでストップしておいてもらいたいということの場面があるということをお願い申し上げます。

それから次に、市民病院あたしでやっておるかということでございますが、私のほうでは市民病院に特別調査委託をしてございませんで、報告はもらっておりません。

そのほかに、先般の議会で申し上げたと思いますが、三重県の県立三重大学医学部の公衆衛生学教室が文部省の補助金をもらいまして亜硫酸ガス及び硫黄化合物の影響に関する疫学的調査というものを昨年度実施しております。この結果につきましては公表されておりませんが、これは文部省へ委託費の調査結果として報告されております。この報告も大気汚染特別調査団の地元に関する資料として提出されておることをつけ加えておきます。

それから、その他の調査といたしまして、県の衛生研究所がやりました調査で、四日市地区における大気汚染調査報告というものを衛生研究所が厚生省の試験研究費と、それから文部省の機関研究費という国庫補助のもとにある特定の時間、ある特定の場所でガス採取調査をやっております。この調査につきましては、これは研究費の成果として厚生省及び文部省に試験報告されております。これにつきましては、これも特別調査団の地元資料として提出されております。しかし、これにつきましては相当の責任ある社の説明がございませんで、調査団への一資料として出さ

れておることをつけ加えておきますが、私が現在で聞いた調査団のうちでは、その実測地とかいふことでこれはさらに検討する余地があるということをごいまして、こういう問題につきまして十九日あたりから実質的な論議がされると思います。そういった調査がごいまして。

もし市民病院あたしで、病院の内部の問題としてあれば、市民病院の担当者から説明していただければけっこうだと思います。

それから次に、農作物の調査について考えたことがあるかということをごいしますが、この点につきまして一週間ばかり前に部内の公害問題連絡協議会におきまして農作物の調査をばつぱり開始する必要があるということをおかれ確認いたしましたして、一応担当いたしましたしましては農林課にやってもらいたいということを議題に上げました。その具体的方策については、農林課のほうで考えてもらい、さらに部内の連絡問題協議会の議を経て市長に助言をするという形をとっていききたいと思います。

それから、小学校の騒音について調査しとるかということをごいしますが、現在把握した状態では、浜田小学校で新館のロビーで六十五ホーンから七十ホーン、運動場で七十ホーンから八十五ホーン、三浜小学校の講堂で六十五ホーンから六十八ホーン、それから納屋の小学校で六十二ホーンから七十二ホーン、こういう実測値がとっております。以上で終わります。

〔市立病院事務長（松野蕙亮君）登壇〕

○市立病院事務長（松野蕙亮君） 市立病院で公害問題を調査したことがあるかどうかという御質問でございますが私は公害ということは、市立病院と関係のない問題と考えております。従いまして、これまで公害問題について調査をしたこともございませぬし、将来、病院独自で調査する考えはもっておりません。ただし、国・県・市それ

ぞれの調査審議会あるいは担当部門がございしますので、それらの機関から患者の方々についての診断の結果等の要請がございすれば、その結果について申し上げることはやぶさかではないと考えております。

なお、当院の院長は、県・市合同の大気汚染対策審議会の一委員として活躍をされておられることをつけ加えておきます。

以上でございます。

〔土木課長（杉本義広君）登壇〕

○土木課長（杉本義広君） 舗装につきまして、お答え申し上げます。

先ほど土木部長が御説明申し上げましたとおり、土木課といたしましては、オ一の重点事業として舗装を行なっておるわけでございます。現在までに約六十万平方メートルほど行なってきたのでございます。三十八年度の事業といたしましては、すでに予算を御審議願っておる五千四百万円の事は発注いたしまして、現在、工事が多うございまして、来年の一月下旬完了を目途として進めつてございます。御質問の市内の舗装が点々として切れているじやないかということでございますが、これらは年間十教本を取り上げさせていただいております。そのうち五路線ないし六路線程度を当該年度に完了するような事業計画を進めておるのでございます。

オ三点の、地元負担並びに寄付金の問題でございますが、当市といたしましては、特殊な事情、おもに会社関係でございますが、いままですて寄付金をいたいただいて仕事をした例はございますが、各個人から地元負担金並びに寄付金をいいただいて仕事をしたということはございません。

それから、一番目の農道整備の問題につきましては、これは耕地課の所管でございますので、私は省略させていただきます。

以上でございます。

〔耕地課長（奥村仁人君）登壇〕

○耕地課長（奥村仁人君） ただいまの農道の整備、舗装につきまして、お答えをいたします。

現在、国・県を通じまして農道の舗装を認めておりますのは、県営事業のみでございます。これも畑地を対象にいたしました、県が事業主体となりまして施工する事業でございますが、国費が三〇％、県費二〇％、残り五〇％が地元負担、こういうことになっております。この県営事業の採択基準としましては、巾員が四メートル以上、延長千メートル以上、事業費で約一千万以上という事業でございます。その受益する町歩は二十町以上、大規模を対象にしております。そのほかの団体営とか県単の事業につきましては、国・県を通じまして舗装は認めておりません。もちろん市の単独の土地改良事業につきましてもまだ舗装をやったところはございません。将来、この農道の整備、舗装ということにつきましては、営農の近代化とか経営規模の改善とかというような観点から、土地改良事業としまして農道の整備、区画整備事業というものを、受益の関係者だけでなくして、市の開発の一環の事業として前進させていきたいと思っておりますが、農道の整備舗装につきましては、土地基盤の整備という観点から、まず各地区から申請の出ております農道の整備を完了いたしまして、その後には舗装までもっていききたいと、私は考えております。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 教育問題について、お答えいたします。

才一問の、主として教科書の無償の問題と解釈しておりますのでございますが、教科書を来年度予算で全部無償にする意思があるかないかということだと思っておりますが、三年生までは御指摘のように来年は無償の見当がついたようでございますが、六年生まででございますと、なお四日市といたしましては七百万くらいのものがいります。私たちとしま

しては、来年度はこれを無償にしていこうという考えは、現在のところ持っておりません。

その次の、学校校具整備のうちで、とくに机、腰かけについてでございますが、御指摘のように非常に悪いものがございますので、これは計画を立てて来年度から整備をしていきたいと思っております。

その次の、習い屋の問題でございますが、これは御指摘いただきましたように私たちといたしましても非常に頭の痛い問題でございます。これは現在の教育問題のうちで一つのひずみが出た部門だと思っております。ただ単に進学できないために習い屋へ行くということだけではないと思えます。これは、父兄のいまの学校教育に対する信用の問題があると思えます。この問題が基盤になりまして、社会における生存競争というものがこれに加わりまして、習い屋という一つのものをここに出かけたのやないかしらんと思っております。ただ進学だけの問題に限りますと、四日市地区で公立の学校におきましては本年度八五％入学しておりますし、私立も加えますと九八％の入学でございますので、学校を選ばなければほとんど入っております。しかし、これは自分の希望する学校に行くためには特別に勉強しなければならぬことも加わりまして、この習い屋の問題がますます複雑になっていくということでございます。これは簡単にこの問題を割り切ることができないような社会事情もございまして、私たちがしましては、学校自体でこういう教育を受けなくてもできるような方向に考えていく必要があると思っております。

プールにおける眼病の問題でございますが、これは非常にやかましくいいませんと伝染病でございます。ほかの者が迷惑をするということで、きつい取り扱いはした例を御指摘になったのだと思えます。しかし、眼病が道ったという医者の証明がありますれば、これは当然入れていいことだと思えますので、この点は、御指摘いただきましたことにつきましては、学校のほうに指導をいたしたいと思えます。

学校の問題につきましては、設備のみならず内容の面につきましても非常にいろいろの問題で当面しておるこ

とがたくさんでございます。教育総合計画で指摘された内容の問題もでございますので、現在、その問題について現場の人々の協力をいただきまして、私たちとしては検討しておる段階でございます。しばらく御猶予をいただきたいと思っております。

〔民生課長（村山了君）登壇〕

○民生課長（村山了君） 保育園の通園バスの件について、お答えいたします。

保育園に通園バスを一台ずつ備えて子供を保育園に通園さす場合に、それを利用したらいいじやないか、これは非常にけっこうなことと思います。しかし、私たち現在の段階では、保育園というところは生活の場でございまして、以前保育園を建てた当時と現在とでは非常に社会の経済状態が変ってまいりました。一例を上げますというと、その当時はテレビがいらなかったのが、いまは各家庭にテレビがございしますので、テレビがいるとか、あるいはまたそのほかいろいろものがだんだん社会の経済の進展に従って必要になってまいりますので、そういったものを充足してやらなければならないとか、あるいはまた建物が古くなってくるから改築してやらなきゃならないとか、あるいは増築しなければいけない、あるいは新築しなければいけないというような問題がありますので、バスの問題は、これらの問題が解決した以後に考えるべき問題ではないかというふうに思っておりますので、ただいまのところではまだ通園バスを使おうというふうな計画は持っておりません。

それともう一つ、普通保育園を作るときに私たちが考えるのは、通園距離を八百メートルをもってほしい理想としております。従いまして、半経八百メートルの距離の中に保育園を作るのを理想としておりますが、これをもし通園バスで各家庭をぐるぐる回って運ぼうと思いますと、だいたい通園バスの普通の定員は六十名でございますが、保育園の場合、百二、三十名から百四、五十名おりますので、二回ないし三回のバスを行ったり来たりさせなくちゃならない。

従いまして、これにかかる時間がだいたい一時間から一時間半、従って、朝八時に出まして九時半ごろまでかかるわけでございます。そのバスを利用しようと思いますと、各家庭ではその時間まで待つていなければいけないということが起こってくるわけでございます。まあ共かせぎの家庭でございまして、朝起きて子供と一緒にご飯を食べて、母親はその子供をまず保育園へ連れてそれから職場へ飛び出していくというのが普通でございまして、ただいま申し上げたような時間がかかるとするならば、なかなかバスを待つていて、バスに子供を乗せて送って、それから出かけるということがむずかしくなっているのじやないかと思っておりますので、スクール・バスについては十分研究してみたいと思っております。

それから、養老院の正月は楽しく送られているだろうかという点でございまして、一例を上げますと、正月、養老院においてはだいたい出される食事は、いわゆるお祝い用として出されるのが一人平均二百円程度かけております。それから、その日、福引だとかいろいろな行事が行なわれるわけで、その他公費として小づかい銭として支給される金額が全部で三百五十円ほどになっております。そのほか見舞金いろいろ合せて、小づかい銭はだいたい七、八百円になっているのが毎年の通例でございまして、私たちはその程度のことと、まあ事足りりというのはどうかと思っておりますが、だいたいそれで満足していただいているのじやないかというふうに考えております。

○大島武雄君 市長にも答弁をお願いしたいのですが……

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 先般、国のほうから調査団がまいられまして、知事と御一緒に御一行とお話し申し上げたのですが、今回は国の命令をもってこちらへ派遣されてきたのであるから、自分のほうの思うとおりにやらしてほしい、できるだけひとつ御便宜を与えていただきたいたいということでございます。これは国の独自の立場からおやりになる

という御発言でございました。もっぱら調査をするのだということでもございました。それから二日間の御調査につきましては、それぞれお係の方がおきめになられまして、市からは担当の者が出るというようなふうで御調査に相なったのでございますが、二日間にわたっている御調査願いましたので、重ねて知事とともにその労を謝しまして、早く御調査になった結果についてなんらかの結びをつけていただき、御当局にできるだけすみやかに御対策を講じていただけるような方途にひとつ御尽力をお願いしたいということを申し上げまして、知事とともに懇願いたしましたような次才でございます。これはそのとおり御報告を申し上げておきます。

それから、アメリカへ行ったことについて何か市政の上に反映することがあるか、こういうような御質問でございましたが、御承知のとおり親善都市のことにつきましては、漸次実を結んでいきたいと申し上げておることはいままでのとおりでございますが、アメリカの国情と日本の国情が大いに異なるところもございしますが、しかし参考になるようなことはよくかみしめてみまして、市政の上になんらかのお役に立つように自分の頭を練ってみたいと、こう考えております。

それから、これは私の聞きぞこないかもしれませんが、公害の調査に對しまして、ただいま承わっておりますと、何かわれわれが調査の過程において、なんといいますか、傍観的あるいは心の中であらうかというふうな御発言があったように思いますが、私もうっかりしておりましたが、いやしくも公害問題につきましては、御承知のとおり全市をあげて心配をいたしておることでございまして、行き届く行き届かないは別問題としまして、皆さんが真心もつて事件の処理に当たりたいということを考えておつていただきまするし、理事者といたしましてもひとしお心を痛めておる問題でございますので、どうか、われわれ四日市市民間におきましては、あまりなんといいますか、一生懸命にやっておるが行き届かないからといってそれを非ばうするというと少し過激なことばになりますますが、そのようなこと

とにつきましましては、どうかできうる限り御慎重にひとつ御発言をお願いしたいと思います。われわれは全市民一致協力いたしましたこの問題に当たりたい、こう誠心誠意考えておるのでございますから、どうかひとつ誤解のないようお願いいたしますと思っております。

#### 〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　いまるる御返答をいただきましたのですが、最後に市長がいわれましたその点については、事実私が聞いたことでもございまして、市長の誤解のないようにひとつお願いしたいと思いますと思っております。

公害問題については、いま市民病院の方からいわれたのですが、調査していかない、する必要なし、必要なしとか関係ないというように発言されたのでありますが、これは私はまことに遺憾である、このように考えるわけです。これは市民病院に關係するものか、あるいは衛生部長がこれを指示してさせるものか知りませんが、前の教育民生委員会のように、いまだかつて結論は出ておりませんが、そのように請願あるいは陳情のときに、まず報告する前に、これは現在、討論すべき問題ではないということを発表されたから、医師会の陳情を出されたということについて、私は非常に遺憾に思っておるわけですが、そういうことであれば、市民病院になぜ調査をさせなかったかという点で、私はひとつその見解をお伺いしたいと思いますと思うのです。

それから次に、騒音の件であります。あの大気汚染の報告から見ますと、現在発表された浜田にしても、あるいは三浜またその他のところにおいても、だいたい四十五までは私たちは文句はいえない、文句はいえないというか、そう感じないけれども、四十五パーセント以上は相当害を及ぼす、このような報告は出されておるわけですが、それをやるかに上回って六十以上のホーンが出ている。こういうことがわかりながら、なんら具体的な方針というか進み方をしておらないという点について、これも私は非常に遺憾である。なぜ進めないかということの理由をひとつお

伺いたい。

さらに、次には道路の問題ですが、これも大気汚染のあの報告から考えてみますと、これは、道路を着工する場合、新しく道路をつくる場合の点ですが、これも騒音の防止をよく考えてやっていただきたいということこれは要望であります。

その次に、お答えにされましたが、地区の方々の要求のおったところからやられるという点、これは非常にけっこうであります。もっと市全体から考えて、あるいは市を大きく発展していくためには、まずどういう部面からやればいいかなきやならないか、そういう点も考えてみえると思えますが、その地区の要求のおったところからやってくるきまずと、ばんそうこの貼ってあるように非常に市がきたない状態である。これではよそから視察旅行にやってくる方々が口をそろえてそういうことをいわれておる。これを是正していかなければならないと、このように考えておるわけあります。土土課のほうではどのようなお考えでこんど進めていかれるか。

才三点に、教育、厚生の問題であります。あらゆる議会においても憲法あるいはその他の法律に従って今日まできておるわけあります。この無償の問題を考えていないということについては、非常に私は遺憾に思います。市で国からの指示がなければできないというのであれば、わが四日市からそういう問題を持ち出して、そして政府に当然憲法に定められたことを実行させるべきではないか、そのように考えております。そのような行動といえますか態度といえますか、というものを示していただいてもいいのかどうか、この点についてお伺いいたします。

さらに、学校教員を信用してほしいということでもあります。私たちがも師匠と弟子という関係からすれば当然信用していくわけあります。その中において、全般のことではないので、ある一部分の先生の件であります。そういうところは問題視しているからいえるわけあります。非常に生活の差別をしながら指導してある、あるいは子供に当たっておる。父兄が気持ちよくいろいろ先生に話をしたりするからその子供をかかわる。あるいは、私たちは生活が苦しいためにおまり先生につき合えないし、上手なこともない、そういうようなところの子供が多いわけあります。非常に変な見方をされている先生がおられる。こういう点については非常に信用しがたいわけあります。そういう点について、先の教育長の、来年度の教職員の研修会というのがもたれて、まことに私は喜んでおるわけですが、さらにここで強く要望しておくわけあります。

それから、幼稚園のスクール・バスの件であります。八百メートルを半径としてやっておる。現在四日市において八百メートルを中心にしてやっていますと、相当な交差点が必要となります。その交差点において、あるPTAの婦人の方が、つねに道路横断のところを立ててやっておる。この経費は全部PTAのほうから出しておるわけあります。そういう父兄の負担というものが最近非常に多い。こういう点について、これは父兄負担を減少していきやいけない、そういうふうにご考慮しておるわけあります。さらに最近テレビとかそういうものが多くなってきて、する必要がないんじゃないかという御意見を賜ったのであります。当然生活をしていく上においては高度な生活を望むわけあります。そういうためにいろいろお互いに働いて生活をしていかなければならない段階にありまして、さらにそういうことを考えていただければいいと思えますが、どうしてもできないとなればやむをえません。

私たちはほんとうに市長の方針からいけば、当然そういう、これからの教育をほんとうに、基本的に、人間の成長の基本であるという教育の面について、うんと力を入れて、本腰を入れていかなければならない段階であると思えます。いささかわが四日市においては、そういう教育の方面、あるいは厚生の方面において非常に劣っております。この点については、四日市が非常に発展が遅れている。こんど大きく四日市は文化の面で発展しなければならぬとい

うことも、何回かこの議会の場所をえまして申し上げておるわけがありますが、そのような意味のことはおっしゃっておりますが、なかなか実現に乏しいわけであります。ですから、市長は、ここで発言するのは非常にうまいとかどうかわかりませんが、非常にきれいなことばで私たちに納得させようとしているわけでありますが、その実現が不可能である、こういうことは私は非常に遺憾に考えとるわけであります。来年度の予算を組むに当たりまして文化の施設あるいはあらゆる文化の方向に進めていくべきであり、また先般のロングビーチの市長に私が質問した当時は席も離されて市長もよく御存じだと思いますが、長年の市のムードが必要である、歴史も必要であといわれておりますが、現在の四日市の段階においては早急に必要なければなりません、この点について市長はどのようにこんど具体的に進めていかれるか、この点お願いいたします。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 市民病院になぜ調査をさせなかったかということですが、少し誤解があるようでございますので、釈明いたしたいと思います。

現在の市の機構上、衛生部長は病院長及び病院の事務長に指揮権はございません。病院長は事務長とともに医療業務の担当機関ということになっております。

それで、衛生部で衛生の範ちゆうに入りますけれども、衛生部長としてはその指揮下に入っておらないことをまず申し上げておきます。

それで、調査という問題は、事務長のことでは無関係だ、必要がないという発言でございますが、事実においてはそのとおりだと思います。しかしながら、現在の段階におきましては、市といたしましては公害対策委員会の議を経まして、人体に及ぼす影響ということにつきましては、年間五十万回程度の委託費で名古屋大学に調査を頼んでお

ります。それで、聞き方によってはあるいは誤解を生ずるかと思いますが、市立病院で大きな研究機関あるいはそれだけの余力があればよそへ頼まなくてもいいということがいえるのでございますが、病院の態勢では人員、器材という点から、しかも広範囲に、しかも長い年月の調査を要するという事で名古屋大学のほうへお願いしたということでございます。

それから一部塩浜の病院あたしでいろいろのことがされておりますが、これは先ほどもちよつと触れましたが、別途のルートによりまして、文部省は文部省なりのことで全国の大学病院に委託調査とすることをやっております。その関係で、むしろ学者系列の関係で塩浜病院は三重大学の傘下にございますので、あの病院を使うということが現実に起きておるわけでございます。それで、病院の関係でなぜ使わなかったかということは、いまの段階ではそういう事情で名古屋大学に委託中の調査でありということでございます。将来につきましては、だんだん調査も個別的、臨床的になりますと、医師会あるいはそういった方面を利用することが予想されますが、現段階では頼んでない、必要があれば、市といたしまして医療機関でございますが、付属して合せてこれからお願いしたいということもございませうが、現在のところは頼んでないということでございます。

それから、騒音の問題につきまして、六月のときに私に質問がございまして、納屋の小学校で計ったことがあるかということでございますが、私はそのときにまだないということをおし上げ、調べさしていただくということで、その結果をいま御報告申し上げたのでございまして、騒音そのものの性質からいえば、一般的にいましていささか高いという傾向がございませうが、それにつきまして調査の事実を報告申し上げたにとどまりました。学校の騒音問題につきましては、学校管理主管者である校長あるいは教育委員会のほうで、苦情の形なりあるいは対策の形なりで提起されてはかった実態のものが、かれこれ管理主体面までおかしていることは差し控えたわけでございます。

〔土木課長（杉本義広君）登壇〕

○土木課長（杉本義広君） 舗装の計画に地元の意向を聞いてやっちなかんといいことの御質問でございますが、資料といたしましては、一応舗装計画は三原則と申し上げますか、路線の性格、それから交通量、路面の状況という三つの点に重点を直しまして考えまして一応取り上げておりまして、特殊の場合、地元の御意見を聞くこともございますけれども、そういうことは市道の場合は行なっておりませんから、御了承願いたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） アメリカから帰って、これをなんか取り入れて、いわゆる四日市の文化面に大いに利用する考えはないかというふうに承わったのでありますが、さい前も申し上げましたように、非常に参考になることもございますが、一かし何をいいましても国情を異にしておりますので、それをすぐに受け入れるというわけにもいきません。日本には日本のある程度まで行き方があるだろうと思えます。従いまして、将来かれらの上におきまして四日市のもって益するようなことがあると思うようなこと、あるいは好影響があると思うようなことにつきましては、将来、皆様方にも御報告申し上げて進みたいと思えますが、いまこれこれの問題を持つかとおっしゃっていただきますと、わずか三週間の間にたくさんの方件をもちまして訪問しましたのですが、軽はずみなことを申し上げて、四日市の市長は非常なおちよこちよいだというようなことでもいきませんので、十分ひとつこの点につきましては勘案、よく考慮いたしまして、ひとつかれらのもっているところのよい面につきましてはお取り上げ方というようなことについて、後日お願い申し上げたい、こういうふうにお答え申し上げさせていただきますと思います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いろいろ御答弁、まことにありがとうございます。

ただし、公害の場合の中の騒音の件について、学校のほうの関係の学校長あるいは教育長、教育委員長はこういうことをお知りで、これらの対策をやられているかどうか。あるいは必要なしとするか、あるいは必要であると御研究になっていらっしゃるかどうか、この点お答え願いたいと思います。

それから、先の無償の件でございますが、これもお尋ねしたのですが、なんら返事がありませんので、その点ひとつ御返事願いたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 騒音の問題について、お答えいたします。あとの教科書の問題については、委員長からお答えいたします。

騒音の問題につきましては、私、先の議会で御答弁いたしましたように、浜田につきましては、隣の緑地に木を植えてもらいたいということ、基本的には道路の整備を早くしてもらって、車を分散してもらいたいことを申し上げましたが、これらにつきましても、これは公害対策の一貫として、市の全体の中で取り上げていただきたいと思っております。

それから三浜につきましては、これはいままでよりも、子西・八王子線が付き、名四が付きますと、いっそう騒音の問題が問題になってきますので、名四につきましては、名四国道の出張所に行きまして、騒音の問題については、特別にお願いしてきてあります。

以上でございます。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 教科書無償の問題について、お答えいたします。

この問題は、簡単に教育委員会だけとして解釈できないような性質をもっているかと、私、考えております。と申しますのは、憲法の「義務教育は無償とする」という条文の解釈の問題がこれからんでおるわけでございまして、この問題につきまして、従来の憲法についての学説は、無償の範囲がどの範囲であるかということについては、理論的な解釈はございましたけれども、現実の問題として行なわれてまいりましたことからは、具体的に申しますと授業料を減免する、そういう程度で最近まで実際の問題として行なわれてきておったわけであります。この法規の解釈と申しますか、取り扱いと申しますか、これを統一しておりますのは、文部省のほうでこれを教育して指導いたしておるわけであります。最近になりまして、池田内閣になってからだと思いますが、教科書無償問題が出てまいりまして、これが教科書の国定問題とからんで相当政治的な色彩を帯びてきておるわけでありまして、この点につきましては皆様も御承知のとおりであります。前回の国会で一年生だけ教科書を無償にするという法案が通ったということ、今議会でも最近三年生まで云々というふうなことでございまして、教科書というものが、日本におきましては戦前からもうございしますが、国定教科書であったというふうなことがらも、歴史的にこの問題の解釈にも相当プラスの面でもマイナスの面でも影響を及ぼしておるといふふうに考えられておるようでございます。従って、この問題の、無償の問題とからんで、こんど、いま盛んにいわれております福祉国家的な考えからいきますれば、教科書のみならず、その他の、たとえば給食の問題であるとか、あるいは学用品の問題であるとか、あらゆる義務教育について必要な経費は無償とするというふうなところにはいかなければならぬのかと思えますけれども、現在のところではまだそのような一般のムードも要望もまだわき上っていないのではないかと、たとえわき上ることがあっても予算の面、あるいは費用の面で相当チェックされることがあるんではないかというふうに考えられておるわけでありまして、従って、当教育委員会といたしましての、現在教科書は三年生まででございますが、近く六年生まで無償になるといふ

うな空気があるようでございます。そのやさきに四日市だけが、国費でもって無償にしてやるという空気になっておるのに、それはいらぬのだ、四日市だけで、おれのところは議会でもって予算を出して無償にするというふうなこともいかがかと考えておりますので、その辺のところこんどの成り行きを見て考えてみたいというふうに考えております。

簡単でございますけれども、この辺で――。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後三時二十七分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 一つ落したわけですが、道路の件について、先に三原則によってそういうふうなことはないと言われまして、事実数カ所において一通り歩くところでもすでに一日に何人しか歩かないというところでもやられておるし、相当数歩いておるところでもやられてない。そういうところがあるわけで御質問したわけですが、そういうことは断じてないといわれればけっこうでございますが、こんごそういうことのないように御配慮していただきたい、このように要望しておきます。

さらに、教育委員長がちよっと誤解されたようなことをいわれたようですが、国の補助をえられなくて市でそういうようなことはやれないと、そんなような方をされたように思いますが、そうでなくて、国がされていなくても

わが四日市としては国に要望し、さらに四日市でできないか。さらに国に要望することができるか、するかしないかということについてお尋ねしたわけですが、その点、するかしないかという点だけ御返答いただければ、私の質問は終りたいと思います。

〔教育委員長(杉浦西太郎君)登壇〕

○教育委員長(杉浦西太郎君) ちよつと質問がわかりませんので、大島議員にお尋ねするのですが、教科書無償ということ、四日市教育委員会のほうで国のほうに要望するか、こういうお尋ねでございますか。

この問題はなかなかむずかしい問題でございます。現在のところ委員会としては国まで出かけていって要望するとか、あるいは陳情に行くということは考えておりません。

簡単でございますが、お答えいたします。

○大島武雄君 終わります。

○議長(田村末松君) 喜多野議員。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 時間もだいぶ迫っておりますので、簡単に問題を集約して御質問いたします。(拍手)

まず才一点としまして、労働会館の建設の問題でございますが、本件につきましては、三十七年度開発調査費として百万程度予算に計上されておいて、現在事業繰り越しになっておるものでございます。この調査費の問題の、いままで捨ておかれた経過及びこんごどのようにそれを運用し、こんご発展させていくかという問題につきまして、開発部門から御答弁をいただきます。

なお、才二点といたしまして、教育財政の問題につきましては、種々大島議員等が申し上げましたが、私が一言申し上げておきたい問題は、教科書の問題もさることながら、実際の十カ年計画の校舎の建設等で各学校の子弟の皆さん、市民の皆さんが非常に学校が建設されて喜ばれておる。そのあとにいろいろ付随する施設、そういうことのために一般市民の皆さんに均等割の寄付を仰がなければならないというようなことになりまして、それがかえって学校建設費だということが、父兄として及び一般の市民の方に喜ばれるのじやなくて、逆に憎悪の感を与えるということになりますと、せっかく大きな教育の大綱をもって一般の市民、父兄に対してほんとうに喜ばれる市政を行なっていくということが逆効果になっていくという問題が各所に出ております。こういうような問題につきましては、やはり教育の担当者としては相当注意していかなければならない、こんごの一つの行政の面ではないか、このように考えております。こういうような点について、種々次期の予算化には考えておるといような御答弁もいただいておりますので、こういう問題については、ただ提起をするのみにしておいてとどめておきたい、このように考えております。

以上でございます。

〔開発局企画室長(阿南輝彦君)登壇〕

○開発局企画室長(阿南輝彦君) ただいま御指摘のことにつきましては、昭和三十七年度の当初予算に重要施策調査費として百万円計上いたしまして、市長も当初予算の施政方針の中にも、四日市の市政の成長発展に伴なう、また見合った産業、労働、文化等の活動を振興するために総合的に計画を立てていきたい、そういう御説明がございましてその後その進め方につきまして、開発局としていろいろ作業を進めてまいりましたのでございますが、事務的には市内の該当する現況施設の現況、その使用状況、それからこんごいろいろ考えられる用地の調査あるいは全国の都市、あるいは府県等に対して照会等の調査をやりまして、一方この計画を進めるために審議会を作る方針を立てまして、そのための部長会等も再三やっておりますのでございますが、ことしの年始め、だいたい準備が整ったところに御存じのよう

な選挙に入ってまいりましたので、一応新年度からやるということで、議会にもおはかりをして事業繰り越しをしてまいりました。その後再三検討を、部長会を開きましてやっております。たいへん遅れて申しわけないのですが、新年早々もう一度部長会を開いて発足することになっております。審議会の構成としては、議会のほうからの代表も入っていただき、産業、労働、文化各界、各層の代表の方々並びに学識経験者、理事者も加わりまして進めていきたい、そういうことになっております。

○議長（田村末松君） 教育長の答弁いりますか。

○喜多野等君 べつにかまいません。

○議長（田村末松君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 すでにいい古されました三割自治ということばも、ようよう四日市でも聞きなれるようになってまいりました。先ほどの市長のことばの中にもあったように思いますが、続きます高度成長政策の直撃弾を受けておりますのは、多数の市民だと思えます。市長は内政の充実ということについて公約をされ、それに対してこの市民たちはさすがに市長であるということであたいへん期待をしておたわけでございますが、その後十億近くの追加がございましてもなかなかそれが市長の政策が市民に浸透するというようには受け取れないような現状でございます。それほどどさように中央の政策によりまして地方自治体の市民としては被害を受けているという現状でございます。病根ここまで至りますと、なかなか市長が政策を転換して対処しようとしても至らないというところまできているわけであります。深くわれわれは地方自治体の責任として、もう少し地味にきめこまかく対処していかなければならぬのではないかと思います。さしあたって緊急にやらなければならないこと、あるいはやればきわめて行政効果

の上るようなこと等につきまして御質問をいたしたいと思えます。

行政事務の問題でございますけれども、もともと地方行政は地味なものでございます。御承知のように戸籍あるいは地籍といったものが基本の事務でございますが、そういったものがいま混乱をしているという実情をちよっと申し上げてみたいと思えますが、たとえば土地の登記の未処理の件数につきましては、去年やことし始まったわけではございませんけれども、合併当初から持ちこしております件数が約五千件弱、ことし一年でも千件近くの未処理がありそうでございます。で、これらは基本的なきわめてだじな問題でございますけれども、こういうような状態ではないか。となつたら果てるか。というよりますます未処理の問題がふえていくような状況にあるわけでございます。一筆三千万とすれば二千万近くの金もかかるかといわれておりますが、こういった地味な、しかもきわめて基本的にだいたいな問題が見すごされているということでございます。あるいは人事の問題におきましても消費的経費、投資的経費という名目のもとに消費的経費を少なくして、投資的経費を多くすることが市民の仕合せにつながるかのような印象を受けるわけでございますが、中央官僚が技術的にちよっと使いましたそういうことばの響きがたいへん問題を大きくしていると思うわけでございます。先ほど林部長は義務的経費ということばを使っておりますが、私はそれが正しいと思うわけでございます。消費的経費は浪費的経費ではないわけで、人員を減らし人に対する経費を節減することが、公共団体におきましては、直接市民に対してのサービスを低下させ、行政水準を低下させることになることは火を見るより明らかでございます。職員の数におきましても、これほどの多くの事業量になり、予算を使ってみましても年々定数をふやされません数はきわめて少ないわけでございます。ちよっと調べましたところによりますと、当然、健康上必要としてとらなければならぬ年次休暇の使用率を見ますと、全体で五七％がまだ残っておるわけでございます。極端な例を申し上げますと、ある出張所におきましては、百二十日の合計の年次休暇があるにもかかわらず、

あと年末までに残されているのが百三日でございます。わずか十七日しか使用しておりません。このことはきわめて事務が多忙であるという一つの証拠になろうと思えます。人間が一万五千人から一万人になる、逆に生産量は八千トンから一万五千トンになる。能率が一月十四トンから四十二・七トンとなり、災害の死亡率が年二・三人から十六人になったという、これは御承知の三池炭坑の発表でございます。先ほども申し上げましたように、このことを進めていきますと、直接このような事故が起こらないにしても市民にそれだけのサービスを低下させていくということは、きわめて明瞭でございます。そういった意味で、ただ単に職員が楽になるとか数をふやして楽をさせるとかいうことではなくて、合理化の面につきまして、人間がふえればふえるほど人間の数がふえていくのだという、そのことを市当局においても十分御認識になつていられると思えますが、その辺のことについても十分御見解をお聞きしたいと思っております。

なお、公共団体におきましては、人間が仕事をしていくわけでございますが、その機構のほう大に対して人間の養成、幹部の養成ということについても計画的になされていくかどうか。しかも非常に仕事が忙しいので、それは実質的には人事の移動によって養成していくとすれば、人事の移動こそが最も公正な人事効果に基づいてなされなければならぬと思うわけでございますが、その辺についても内部はもちろんのこと、外部のほうにも問題があったということについては、きわめて長い時間かかると思いますが、行政水準が低下していくことは、識者の憂うるところでございます。

さらに、人事の八割までは採用によるわけでございますが、ある高等学校で聞き取りましたところによりますと、ことしは四日市の市役所は一流の会社なみにいつも卒業生を推選していた。しかし、ことしはどうしようかと思っていたが、ことしの採用についてはきわめていい生徒をそのままとっていた。これで四日市も人事採用について力を入れなければならぬ点がたくさんあると思うわけでございます。

問題は機構が大きくなりまして、仕事が多分化されてきます。しかも上級官庁との関係、法律などがございまして、こういう場合に分化されていきますと、どこかで統合をするという運営をしていかないとばらばらになるわけでございますが、その辺のところは少し問題があるのではないかと思えます。いま事務が停滞と混乱を重ねておりますが、市長の公約どおり内政の充実はず元からということでございますが、その根本策として担当の助役から、しかも先ほど坂上議員からも御質問、御意見があったようでございますが、たとえば部長会を定例に開くとか、課長会議を開くというようなことでけっこうでございますから、根本策について担当の助役についてお伺いしたいと思います。

次に、厚生行政の関係でございますが、身心障害者の対策でございます。身心障害者は死ぬまで身心障害者であるという運命をもっているわけですが、とくに肢体障害者のほうは交通戦争によつてますます増加していきましますし、中年で職業を変えることについては困難な問題もあるわけでございます。あるいは心の障害者のほうではなかなか反社会的な問題が種々起つております。凶悪犯あるいは親子殺しの悲劇も新聞紙上ににぎわすところがございます。これは、自分の力ではどうにもならないことでございます。なんらか社会の責任として処置しなければならぬと思えます。さいわいに市長も不幸な子やこういう人たちにお会いになると、大へん感銘をしてお感じなされると思います。さいわいもおられるわけですが、これに対する処置を緊急に何とかしたいと思っております。職業補導など施策としてはあるうと思えますが、なお職業訓練などすればこの人手の足りないところで十分間に合つて、社会復帰ができて一人前の市民として生きていけるわけでございますが、そういったよう

なことを緊急にひとつお考えになられるかどうか、御処置いただけるかどうか伺いしたいと思います。

もう一点、さらに重傷者でございます。生まれたまま身動きできない、学校も行けない、小さな子供から小。中学校の年令に至るまでたくさん、社会からは隠されておりますが、一軒のうちにこういった身動きならない子供がいるというような家庭は、これは悲劇のどん底でございます。そういった人たちが社会的に職業生活をする上におきましてもきわめて障害になっているわけでございますが、これは収容施設を作るよりほか手はないと思うわけでございますが、この辺につきましても将来の見通し、お気持ちを聞かせたいと思っております。

次に、児童福祉法でございますが、これにつきましては、この前の議会におきましても保育園と幼稚園の関係でなにか対策を講ずるという答弁がございましたけれども、とくに児童福祉法の対象者について、幼稚園だけじゃない地区では全然この問題が見ずござれておんわけでございます。このことについても機構の運用と関係あるわけでございますが、教育委員会当局と厚生関係当局とがこの問題で話し合ったかどうか、話し合っておれば聞かせたいと思いますし、話し合っていない方向に行くかということについてひとつ聞かせをいただきたいと思っております。もうすでに保育園の入所が始まっているわけでございます。時期を失していると思っておりますが、いまからでもよろしゅうございませうから、お願いをいたしたいと思います。

次に、衛生行政でございます。

少し詳しく実情をお聞きいただきたいと思いますが、すでに日本の病気としての結核がなくなったということが一般的にいわれておりますけれども、死亡率はたいへん低くなりましたが、患者はふえております。要治療者が日本全体で約三百万といわれております。三割でございます。四日市の保健所管内におきまして把握しているのが約五千人そのうちで開放性の菌を出しているものは約四百人を把握しているということでございます。これは先ほど高度成長

経済の直撃弾を受けていると申し上げましたが、きわめて貧困な家庭に多い、病気を持つておる率が、これも全国の平均でございますけれども、二万円の世帯と八千円以下の収入の世帯とを比べますと、八千円以下の収入の世帯は二万円の世帯に比べて三ないし四倍の有病率でございますし、発病率からいきまして大企業の従業員の発病率が〇。二ないし〇。四、小企業、零細企業では一ないし一。五、低所得者では一ないし二というような数字が出されております。さらに、少し数字的な具体的なことは省きますけれども、ある六十世帯の貧困保護家庭のうちで三分の一が結核患者であるということをお聞きしておるわけでございます。市長の近くの北部地区においてそういった実情があるわけでございます。さらに、日本の戦後の事情で変りましたことの一つは、高令者の患者がふえているということでございます。五十五才以上の高令者の患者がふえている。この人たちは無自覚であるし、衛生観念も乏しいので、ほうりばなしになっております。その人たちが開放性で菌を出している。夫婦は共かせぎで勤めに行っている。年寄りがいるからというので保育所へ入れる基準にもならないといった例があるとすれば、その年寄り、老人の結核は乳幼児に直ちに感染をするわけでございます。もう少し例をたくさんもっておりますが、時間の関係で省きたいと思っております。

さらに、大気汚染の問題ともからみまして、四日市としては緊急にこれに対処しなければならぬと思うのでございますが、二十万都市でございますから、保健所を設置するかどうかという問題でございます。保健所を設置する必要がありますと思いますが、早急にはできないとするならば、少なくとも保健婦を置いて予防衛生をやってはどうかという問題でございます。これは静かにしめやかに近寄ってくるわれわれの人ごとでない問題でございますが、なんとかひとつ保健婦を置いて予防衛生をやるということについて緊急に御処置をいただきたいと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、清掃関係でございますが、いちばん初め申し上げました合理化との問題ともからみまして、とくにコンテナ方式を採用せられ、清掃センターを作った才一清掃関係におきまして多大の効果をあげておられるというお話を聞き、さらに才二におきましても終末処理の計画があらわれるようでございますが、行政効果が上つてまいりましたところ、都市の近代化に伴ないまして清掃区域の拡大をひとつお願いをしたいと思うのですが、そのような御用意があられるかどうかをお伺いしたい。とくに詳しくひとつ担当の課長からこれをお願いしたいと思います。

次に、教育行政でございますが、教育財政の問題につきましては、種々御答弁をいただいたわけでございますが、たつた一つ建物をよくすることもだいいでございますが、設備関係で旧市内、新市内など非常に学校のアンバランスがございます。このことは、直ちにいまいる子供の能力、つまり教育効果にたいへん影響のあることでございます。同じ市民の子弟としてこういうアンバランスができることは好ましくないと考えますが、備品関係、設備関係を早く整備することがないかと思っておりますが、それもやっぱり寄付しなければいけないのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

次に、特殊学級の問題でございますけれども、とくに中学校におきましては、進学でかり立てられておりますが、進学しない子供たちが不良化しているのは、おながち子供やその家庭、親たちだけの責任ではないと思えます。「テレビはナショナル」というあの大きな広告のうちの下に、中学三年の女の子が男の子とパンパン遊びをしているという例がいつこの間もございましたけれども、それも緊急でございますが、しかし、まだなんとかすればなんとかなる問題だと思えますが、特殊児童の問題については、教育長の抱負にもありませんたけれども、とくに中学校の特殊教育については十分ひとつ処置をいただきたい、このことは、頭の知能の遅れておる子供だけの問題ではなくて、回りの多くの親たちが心配している学級教養の問題にきわめて大きな影響があるわけでございますので、少なくとも各学校

に一つずつくらいは早急につくる必要があると思うわけでございます。いま浜田中学校に中学校の特殊学級ができております、これは定員十五名に教員が一名になっておりますけれども、中学校にあるならばそれを助け合つてできますが、それが小学校にあるために助け合うことができないような仕組みでございますが、その辺の処置についても早急に直ちに人員を、県でなければ市でもってでも市は処置をすべきであると思えますが、それもつけ加えてひとつ教育長の御答弁をいただきたいと思えます。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 最初に行政機構とその運営の問題について、お答えいたしたいと思います。

いろいろお話を伺いましたのでございますが、要は、市の事務が非常に多種類であり、複雑であるので混乱を起しやすい、よってこれを合理化することが必要である。機構が大きくなり、分化が行なわれるにつれて統合が必要であるかどうか、こういう御趣旨だと思います。この点につきましては、市長はかねがね市役所一家という表現をもちいましてその真の結束を求めておられます。これは、要するに内容におきまして志気を振作しまして、新興の意気に燃える事務員を養成したい。それを庁風としたいというお考えだと思います。このことは、外から見ます場合におきまして市の一つのよい評判となり人気を生むわけでありまして、そこに市の信用が生まれ、わが市の地位の向上があると思えます。かような状況にありますというところ、ここに人材が集りまして、行政機構の運営はいつそう充実し、妙味をうることで考えております。

次に、衛生行政のうち、保健所の現在の地位につきまして保健婦の問題がございました。保育所は、仰せのとおりわが市におきましては、市自体で考えうる立場にあります。なお、県におかれまして基準の充実をまだ不十分とされておりますので、すみやかに基準に合うような充実をはかっていたいただきたいということによって、現在、進んでお

ります。

それらの充実をえましたのちにおきまして、県営のものを市営にするかどうかという問題が生まれけると信じております。

その他の問題につきましては、別の方から御答弁をいただきたい。

〔民生課長（村山了君）登壇〕

○民生課長（村山了君） 身体障害者及び身心障害者の現状は、非常にその家庭においてもまた社会問題としても非常に問題がありまして、早急になんらかの対策を立てなければならぬことは各方面からも叫ばれておるのでありますが、先ほど訓覇議員がおっしゃったようにその必要性をだれしも感じて、なんとかしなければならぬと感じておりながらも、国あるいはまた都道府県でもその対策が十分でない。従いまして、なかなか市としてもそこまで手が届かないというのが現状でございます。とくに精神の発達が非常に遅れて、そのために家庭が非常に暗くなっているという例は四日市にも多々ございまして、おそらく三十数件、非常に重度の精神薄弱児がいて、家庭がそのために非常に暗い生活をお見えになっていることが考えられるわけですけれども、これらの重度の精神薄弱児あるいはまた身体障害児あるいはおとなの精神薄弱者あるいは身体障害者等含めた施設を経営いたしますということになりますと、非常に高度の技術とばく大な経費がかかりますので、なかなか国も県も踏み切れないのではないかと思います。国や県においても踏み切れないのを市が単独で踏み切ろうとすれば相当なことを研究し、覚悟しなければいけないわけですけれども、これは重大な問題でありますけれども、直ちにこうするあつするという対策はいますぐ考えられるということは、ちよつとむずかしいんじゃないかと思ひます。しかし、放つとけないということは現実の問題でございます。して、われわれ民生行政を担当するものとしてはいっそうの努力をいたしたいと思ひております。

それから、保育園と幼稚園の関係でございますが、本年保育園と幼稚園との入園につきまして、厚生省、文部省それぞれ担当局長からその運営についての指針が出たわけでございますが、その指針をつぶさに検討いたしますと、実際の、現実の状態といろいろかけ離れている点がございまして、この点については関係者はいろいろ研究を進めておりますが、いずれもう少し具体的な案があれば、その運営について根本的な検討を加えていきたいと思ひます。ただ、保育園といたしましては、私も担当する者として、今日までやってまいりました保育園のあり方プラス幼稚園のあり方、これを強化いたしますので、職員の質をいっそう向上しなければいけないことに着目いたしました。これ、保育園において事業をなさそうとするものは、幼稚園の資格をもっていなければいけないということをおる程度義務づけていきたい。従つて、職員の採用あるいはまた訓練については、保育園の保母であると同時に幼稚園の保母としての資格をかねるといふことに重点を置いていきたいというふうに考えておりますし、また運営もその線に沿っていくわけでありませう。

ただ、教育委員会と幼稚園との関連をどうもつていくかという点は、まだ具体的な線が出ておりませんので、これ十分検討していきたいと思ひております。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 教育関係のお答えをいたします。

才一点の、設備関係について学校間にアンバランスがあるということでございますが、御指摘のように私たちもこれを認めておりますので、早く整備をしていきたい、こう考えております。

その次に、特殊学級の問題でございますが、先にもお答えいたしましたように、この問題につきましては、私たちがいたしましたも、まだ十分に研究の面でもそれから施設の面でもやってきていませんので、これからひとつ十分に

を入れていきたいと思っておりますが、とくに浜田の小学校に付設しています中部中学校の特殊学級につきましては現在十三名でございますが、御指摘のように一人の職員がやっております、私としては県のほうへ人員を増していただくように強い要望もっておりますけれども、現在まだ一人でございますので、これは来年度とくに要望いたしました、人数をふやしていくようにして、中学校における特殊学級の一つでも、十分といきまされども、少し欲のあるような特殊学級にしていきたいと、こう思っております。

〔清掃才一課長（山北彰君）登壇〕

○清掃才一課長（山北彰君） お答えいたします。

訓覇議員の御質問の要旨は、合理化との関連においてコンテナ集取と南部清掃センターの状況を説明し、あわせて清掃区域を拡大する意思があるかどうかということを担当課長から詳しく説明せよということでございますので、まずコンテナ集取とそれから南部清掃センターの状況を簡単に御説明を申し上げます、合理化との関連における考え方というものを申し上げます、特掃区域を拡大することができるかどうかという点について、所管の範囲でお答え申し上げます。

コンテナ集取をやっておりますのは、現在クレーン車一台でやっております。いまのごみの出方から考えまして一日百六十トンの排出量に対しましては、過去五カ年間の実績から推計すると、車が三十台と作業員が九十人、終末処理要員が二十四名、計百十四名が必要になってくるという計算が出てくるようでございますけれども、現在お預りいたしておりますのは、車輛二十四両と終末処理要員を含めて、欠勤者も含めて九十名の職員でございます。ずっと計算いたしました、実績の平均の八〇％で作業を進めておるわけでございます。これは集取方法といたしましてコンテナ集取をやってきたこと、あるいは作業の改善をやってきたことなど、それから終末処理施設を昨年と本年と九

千二百万円の予算をいただきまして南部清掃センターを整備したというような原因がございまして、節減されてきたところでございます。そのコンテナ集取の節減されますものを金額で現わしますと、現在一軒ずつ歩いて個別集取をやっておりますが、一週間に一回とかあるいは実情に応じて青息吐息をやっているわけでございますが、こういう状況とコンテナ集取で毎日あるいは一日二回集めて歩いておる集取の仕方と比較しまして、一車あたり約二百万円程度が節減されております。なお、もし一週間いっぺんでなく、毎日個別集取をやっていた場合、これは実際、実施は不可能でございますが、少しやるとすればだいたい現在の六倍の車輛がいるだろう、経費については五倍ぐらいいるんじゃないかと想像いたしております。従いまして、毎日集めるということで市民の皆さんからたいへん喜ばれまして、また御協力をいただきまして、またそれに従事しております職員も非常に誇りをもって作業をいたしております。

経済面では、先ほど申し上げましたように相当な説明がなされておるわけであります。

さらに南部清掃センターは、去る十月の十五日に竣工をいたしまして、遂次、試験だきから操業いたしておりますが、在来のは作業員一人当たりの焼却量が一人当たり五トンでございましたが、南部清掃センターにおきましては一人当たり十五トン焼却しております。まあざっといいますと人間十人が節約された、妙ないい方でおしかりを受けるかわかりませんが、そういった状況でございます。

そのほかに、非常に清潔な作業である、あるいは安全な作業である反面、動力費等、多少在来のに比べて経費がかかりますけれども、近代的な炉ができたわけでございます。これは市政方針演説で御説明申し上げましたように、最も近代的な炉を作り、コンテナ集取を拡充することによって画期的な清掃の作業を進めたいということのごく一部が実現したわけでございます。

以上がコンテナと南部清掃センターの状況でございますが、これと合理化をどう考えているか。訓覇議員が冒頭に三池の例を引いて申されましたが、このコンテナ集取といえますのは、明らかにいわゆる合理化そのものであります。私もそう思っております。ただ、三池の例を引かれましたけれども、合理化の成果がどこへ行っておるかという点で、三池の合理化と当市におけるコンテナの合理化とは大きな違いがあるのではないかと考えております。コンテナ集取を当初当市で考えまして、これを市長に申し上げて決裁をいたしたときに、これは市民の皆さんから絶大な御協力をいただかないとできないし、また職員もそのつもりになって働かないと、一月一日、一日休むだけで働かなければならぬのだから、相当腹もくくつてやらんらぬと思いますが、市民の皆さんもまた働く諸君たちも、合理化の成果がどういふふうに使われるかということで、必らずや賛成してくれるはずであるし、また御協力をえられるはずであるということを見解として申し上げます、市長のそういう合理化の成果を正しく活用していくんだという御了解をえまして、研究に入つたわけでございます。

先ほどいちはん最初に申し上げましたように、現況に必要な車両の八〇%をやっておるのだ、じゃ二〇%はどういうところへ行くのかということになるわけでございますが、南部清掃センターを作るにつきましては、昨年と本年と四千数百万円という市費をいただいておりますし、なおおと整備に引き続き幾ばくかお願いしなければならぬと思いますが、合理化との関連につきましては、そういったようなことで、私は正しい意味での合理化をしておるのだというふうに考えておるわけでございます。

さらに、しからはそういう合理化された成果で、清掃区域を拡大する意思があるかどうかということでございますが、これは、一般の議会におきましても部長から余裕があればそういうふうにもっていききたいのだ、というふうに答えがあったと記憶いたしておりますが、まことに現段階といたしまして、担当課長としてまことに申しにくいのでございませぬけれども、南部センターの建設とか、いろんなところへ多額の市費をいただいております、集取面に十分なことを、市民の皆さんにサービスさしていただくことができなかったというのはまことに申しわけないと思うのでございますが、こんごとも、南部センターができたからといって、四日市の終末処理施設は将来万々才だということにも相なっておりませんので、施設の整備と合せて、過去二年間考えてみますと、車が一台ふえて人が三人ばかりふえたという状況の中で切り切つてまいりましたけれども、これも限度があると思っております、こんごはそういう面につきましてもいっそう力を尽していきたいと思っております。清掃区域を拡大するかどうか、具体的にどうするのだといわれましても、すぐにお答え申し上げますが、できるだけ要望に沿っていききたいというふうに考えておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

〔清掃才二課長（荒木三郎君）登壇〕

○清掃才二課長（荒木三郎君） お答えいたします。

清掃才二課担当をいたしております屎尿の集取並びに終末処理場の、現在、今議会にも追加をお願いしておりますが、まず終末処理場の完成の暁において、その余力でもって清掃区域外の集取もできるかどうかのお尋ねでございますが、現在、清掃地域内で集取いたしております量としては、年間五万三千円、九百九十九リッターでございます、一日平均いたしますと百五十キロリッターを集取いたしております。その終末処理ですが、現在のところほとんど全部農村関係ということも、化学肥料等の使用によって考えられませんので、ほとんど全部海洋投棄にもっていつております。従いまして、終末処理場が下水処理場のほうで終末処理をいたすとしても、ただ海洋投棄から処理場へ持つていくということだけでございますので、一般家庭の集取と終末処理ということと別に考えられますので、終末処理ができたから一般集取の余力ができて、その器材をもって、区域外のところまで集取できるかどうかということにつき

ましては、これは車両並びに人員の強化をはからなければ区域外のところまでいけないというような状況でございます。従いまして、現在の状況でございますと、清掃区域外の、六月議会でも部長から御説明申し上げましたように、河原田の一部、あるいは桜地区、市外地を形成いたしております地区なんかにおきましては、一応なんかの出勤によりまして、運用の面におきまして考えておる、そういう次才でございます。先ほど才一課長から申し上げました特掃地域帯の拡大ということにつきましては、私からもいつということにつきましては部長から御説明申し上げたとおりでございます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 要望だけ申し上げて、質問を打ち切りたいと思います。

たんばに一軒家が建ちますと、二つの部と五つか六つばかりの課が集って協議をしなければ解決できぬような現状が四日市ではいっぱいございます。これにつきましては、たとえば開発部が市長の特命事項を処理するというだけであるならば無理でございましょう。助役の答弁では不満足でございますが、どうかひとつ部長あるいは課長を定例的にお聞きになって、円滑な運営をなされるようにお願いをいたしたいと思います。

さらに、身心障害者の問題につきましては、要望も出ることでございますから、身心障害者の福祉センターのようなものをなんとかお作りいただくようにひとつ御計画と御準備をいたしたいと思います。

なお、保育園と幼稚園の問題につきましては、文部省がどういまいましようと思生省がどういまいましようとも四日市民民におきましては、児童福祉法の適用を受けられない地域があるわけでございますから、早急に厚生関係と教育委員会関係が早急に協議をせられて、これに対する処置をお立ていただきたいと思うわけでございます。

衛生行政につきましては、保健所、県への要望もけっこうでございますが、たとえば国民健康保険におきましては

保健婦を置きますれば三分の一の国庫補助があるわけでございますから、少なくとも五、六名の保健婦が市独自で置かれて、これも鈴鹿、亀山、松阪には置いておるわけでございますから、さっそく予防衛生にとりかかっていたかどうかにお願いをいたしたいと思います。

なお、水道におきましては、ただ要望といたしましては工業用水が脈々と通っておりますのに、人間が飲む水が設備が不完全のために濁ってくるということにつきましては、どうかこの点を、市民の権利意識が高まっておりますが、上に設備が十分でなかったということを市民に訴えていただいて、どこに原因を以ているか、われわれは何に協力しなければならぬかを訴えていただきたく思ったわけでございます。三割自治と申しましたたいへん困難な時期に遭遇しておると思います。地味でしみたれた話になると思いますが、どうか、市長がこんど当選されたときに、内政の充実ということを公約せられ、市民の心の底にしみ通っていく、十日の見るところ、十指の指すところ、たしかに平田市長の識見に感服をしたわけでございますから、この年末を送るに当たりまして、どうかあたたかい思いやりのある市政にしてください。政治的には市の政治に頼るはかないわけでありまして、少なくとも市民の期待にこたえられて、政治に対する不信感が起こらないようにお願いをして、質問を打ち切りたいと思います。

○議長（田村末松君） 志積議員は通告を取り消されましたから、御了承願います。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

午後四時三十九分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才二、議案才百三十九号、昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算ないし日程才十九、議案才百五十六号市有地の交換についての十八議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 百三十九号関係で、三点ばかり質問をいたします。

まず歳入の面ですが、昨日から理事者の答弁の中にも全体的な傾向というのは出ておりましたので、重複を避けまして、その中の一つの問題について質問したいと思います。

まず税収の動向でございますが、これは昨年もことしの当初におきましても伸びという点については、非常に樂觀を許さない報告がなされておるわけでありますが、その中の、とくに大規模償却資産の問題ですが、三百四十九条関係でもって市から県のほうに移管される分というのが欲しいという傾向を示していくのか、それについてお伺いしたいわけです。

これは、ことし並びに来年の問題も含んでお答えいただきたいのですが、もちろん現在の評価の仕方によってやるとした場合の話です。三十六年・三十七年を見てもみますとすると、やはりこの固定資産の伸びというのはきわめて少ないわけです。こういうようにまだまだまた事業の伸び、それから追加の問題もございしますが、それに対しまして、この財源の方向というものをお伺いしたいと思います。

それから、才二点の問題は、五款の二項にありますところの汚物手数料が追加になっております。この追加の量ですが、約一七％ばかり追加になっておるといふことです。これはいっただいどういふところから出てきたのか。また私

はこういうことではないと思うんですが、先ほどから合理化の問題を取り上げておりましたが、非常に作業の密度をふやして、それで出てきたとしたらやはり問題が残るのではないかと思われまますので、念のために質問をするわけですから、三番目としましては、歳出のほうの四款の土木費中にありますところの新三滝橋架設工事費というのが出ておるわけですが、これに伴ったところの久保田・追分線というものはいっただいどういふ計画で使用できるようになるのか、お伺いしたいわけです。

いろいろと予算の関係がありまして、いっぺんにできないことはわかりますけれども、小出しの予算をやるために、あちらもこちらも手をつけておって、なかなかそれが使用されるまで時間がかかる。それではこれだけの予算を死なしてしまうのではないかと思われまますので、この予算を審議する上におきまして、この久保田・追分線というのがいっただいどういふ生かされるのか、この見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

〔税務課長（平井清三君）登壇〕

○税務課長（平井清三君） ただいま御質問のございました大規模償却資産の問題について、御説明申し上げます。

大規模償却資産の特例というのは、一つの納税義務者が所有いたします償却資産で、その価格の合計が人口段階によって定めます一定の限度額をこえる場合におきましては、その限度額を課税標準として課税するものでございます。しかし本市の場合を申し上げますと、人口三万以上の市であります場合には、一億六億五千万円が限度であります。しかしその価格の十分の二が六億五千万を越えるものにつきましては、その価格の十分の二を限度額とすることになっております。それによりまして大規模償却資産と申しますのは、東洋紡・石原産業・大協石油・東海ガス化成・モンサント化成・平田紡績・富士電・中部電・三菱化成・昭和石油・三菱油化・日本合成ゴム・味の素の十三社が指定になっております。

それで、この大規模資産の特例のもう一つの特別措置としまして新設の特例がございます。これは一つの納税義務者が所有する償却資産で、新たに建設された一つの工場に供するものの資産のうちで、その新設分がこの六億五千万先ほど申しました限度額を超過する場合には、同一工場でございますけれども別の工場、別の納税義務者として取り扱うという規定でございます。この場合には六年間を限りましてそれぞれの特例を受けるわけでございます。たとえば、東洋紡の場合には富田とか三重製絨工場とか塩浜工場の三工場でございますが、これは合算して計上します。しかし、三菱油化の例をとりますと、昭和三十五年に建設された塩浜の工場と三十七年に増築された芳香族の工場と、昨年建設されました川尻の工場、この工場はそれぞれ各別の納税義務者として、三工場分として計上するわけであります。

このような課税限度額に特例がございまして、前年の地方交付税の算定に使用します基準財政需要額と基準財政収入額との割り合いによりまして、建設後才一、才二年度におきましてはその割り合いの百分の百八十まで、それから才三年度と才四年度分につきましては百分の百六十まで、才五年、六年につきましては百分の百四十まで、この限度まで市に課税権があることになっております。それ以上上回る場合は、県税に移行するわけでございます。それで、昭和三十八年度の場合を例に申し上げますと、昭和三十七年の基準財政需要額が七億六千五百五十七万九千円、それから収入額が十一億四千九百四十八万二千円でございますので、建設才一年度と才二年度に当たる、いわゆる才一次資産につきましては、その課税限度は百八十六億まででございます。それから才三年目と才四年目のいわゆる才二次資産につきましては、百三十九億、それから才五年、六年の才三次資産につきましては、二十八億まで市が課税できる、こういうことになりますので、各会社別に申しますと、三菱油化の川尻工場と味の素、これはことしから課税することになりましたので、この資産につきましては、全部償却いたします。それから、昨年市が課税することになりました三菱油化の芳香族、それから三重火力の四号発電機、これらの一次資産につきましては全額市が課税

いたします。

それから、二次資産でございます合成ゴムとか三菱化成の増設分とか三菱油化、こういったものもことは全部課税いたします。しかし、三次資産でございます三重火力の三号機、これにつきましては六億五千万円の限度額だけ市が課税いたします。それから昭和石油につきましては、二割だけが市の課税でございます。これは六億五千万円の限度を越えておりますので二割、ちょうど十三億二千万になります。それが市が課税する限度でございます。それから東海ガス化成とそれから中部電力の二号機、これも六億五千万円が限度でございます。こういったような特例計算がございまして。

これが昭和三十七年度におきましては、この基準需要額と収入額との比率が非常に大きかったために、才二次資産が課税限度だけ市に課税することができまして、それ以上のものが県に移行した、そういった関係で昭和三十七年度の大規模償却資産の市税収入が非常に少なくて、昭和三十八年度は非常に伸びてきた、元へ戻った、こういう形になっておるのでございます。で、本年度の限度額でございますと、県がこれらを全部含めまして約百七十二億が県の課税額、市は二百八十八億の課税額になっております。

〔土木課長（杉本義広君）登壇〕

○土木課長（杉本義広君） 新三滝橋に関連しまして久保田・追分線の開通時期につきまして御説明申し上げます。

日永の旧海軍道路から以北、八幡の県道、平津・菰野線までの間で、延長といたしまして千五百五十メートルでございますので、工業用水の二期工事と競合いたしました。道路計画を立てまして、すでに用地の一部を残しまして十メートルないし九メートルの道路地を確保したのであります。三滝川以南につきましては、東伊倉の宅地面を除きまして全部用地確保をして、そうして当初におきまして新天白橋・新鹿化橋・鉄砲川の橋を御審議願ひまして、現在、発注で

きる段階になったのでございます。工業用水の埋管の残土を利用いたしまして、すでに暫定の断面ではございますが道路の形状を保っております。新天白橋。新鹿化橋ができますと、一応車馬の通行ができることになるのであります。新三滝橋につきましては、四日市。菰野線から四日市。員弁線に通ずる間の連絡道路になるわけなのでございます。これも才三期の、もうすでに県工業用水は工事を発注してございますが、この工事による残土を利用いたしまして、九メートル程度の中の道路の形ができることになっております。それですので、三滝川の現在工業用水の水管橋がございまして、これに隣接したところに橋をかけて、一応、暫定の格好ではございますが、車馬の通行のできるようにする計画でございます。

〔清掃才二課長（荒木三郎君）登壇〕

○清掃才二課長（荒木三郎君） 才四款使用料及び手数料のうち汚物取扱手数料三百八十六万円の追加についてお答え申し上げます。

当初、三万四千五百キロリッターをお願いいたしておいたのですが、これにつきましては、基準作業計画量を平年なりに押えましたこと、それから都市進展によります対象作業場をきわめて内輪に見てまいりましたこと等によるのでございますが、その後、汚物の処理場の激増は、人口の増加等によりまして、本年の九月現在ですすでに昨年度の集取量と対照いたしますと十二％の増加を示しております。従いまして、作業能率の向上と特掃区域外の処理、先ほど訓覇議員にもお答えいたしましたとおり河原田あるいは桜等の特掃区域外の汲み取り、これにたいたい一世帯四・七人といたしまして百世帯分を見ただけでございます。その内訳といたしましてはたいたい三万四千五百キロリッターの一二％、これが四千四百四十キロリッター、これに對します料金といたしましては十五リッター十円の割り合いで二百七十六万円、それから特掃地区外の百世帯分、一カ年分で千六百五十キロリッター相当分百十万

円、合せて三百八十六万円をお願いしておる次才でございます。

以上でございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ます才一点の質問ですが、三百四十九条の三項と五項の説明はよくわかりましたが、ことしの場合には基準財政需要額と基準収入額との関係がさいわいうまくいったのでというふうなことからいのですが、これはあまり根本的に大きな変動があるのではないように思うんです。従って、三百四十九条の五項の問題なんかは年々変わってくると思います。そうしますと、来年度の場合にはいったどの程度になっていくのか、だいたい横ばいをしていくのか。それよりも新設工場の分が多いからふえるのか、その辺の傾向をお願いしたいと思つたわけです。わかりましたらお願いします。わからなければよろしいです。

それから、才二点の汚物取扱手数料の点は、ちよつと説明がよくわからないのですが、当初に三万四千五百キロリッターと見積つたけれども足りない。私が質問したのは一七％収入がふえておるのはいったいどういう形でふやしているのか。都市の発展とともに汚物の取り扱いがふえるというのは、これはだれがみてわかっていることなどで、それをどう消化していくのか。職員の労働強化によって消化していくのか。あるいはそのほかに別の形でやるのか、そのところをお伺いしたかったわけでありまして、もし最初の予定が非常に甘かったのだといわれますと、私どもとして当初予算を審議した審議の仕方が不十分じゃなかったかという気がするわけで、そのところの解明をお願いしたい。

それから、土木費の問題ですが、なるほどここに提案されております三滝橋は新設するわけですから使えるわけですが、この工業用水の路線の購入をやりましたのはもうかなりになるわけです。ところが、まだ全体に使えないわけ

ですが、この橋は使えても全体に使えなければなんにもならないので、その辺のところ、市としても金を出しておるのですから、一日も早く市民の用に供するという必要があると思いますので、全体を使うのはいいけどどのくらいの時期になるのか。どういう計画でもってこの橋をかけていけるのか。先ほどの説明にもありましたように、あと四つか五つの橋があると思います。これをどういう計画で作っていくのか、その辺のところをお伺いしたかったわけですから、重ねて質問します。

〔土木課長（杉本義広君）登壇〕

○土木課長（杉本義広君） 橋としましては、先ほどお説のとおりまだ新海蔵橋、新山ノ一色橋の二橋残っておりますでございますが、それができますと、一応三重地区内の路線につきましては共用が開始できるわけなんです。三滝川以南につきましては新天白、新鹿化川の架設が終了すると、一応共用が開始できるわけなんです。ただ、暫定断面と私が申し上げましたのは、それは道路のホームエーションがある程度低いということでございまして、交通には支障はないということでございます。

以上でございます。

〔税務課長（平井清三君）登壇〕

○税務課長（平井清三君） 昨年度の基準財政需要額がうまくいったというふうなふうに申し上げましたが、昭和三十六年度の基準財政需要額は六億三千四百二十九万五千円でございましたが、昭和三十七年度は七億六千五百五十七万九千円、約一億三千万円程度伸びております。これは各対象額がそれぞれのなんといたしますか、行政水準の引き上げ等によりまして引き上げられた結果、こういった結果が出てきたのでございます。それに比べまして基準財政収入額は三十六年度が十一億七千万、それに対して収入額が十一億四千九百万、こういうことになっております。しかし

この計算をやります場合には、この大規模償却資産の特例また新設の特例がなかったものとして計算した場合による先ほど申しました財源補償率との差額を算定いたしますので、三十七年度はこのような伸び方といたしますか、二次資産も全部市で課税できるということになったのであります。

そして、三十九年度、来年度はどうなるかということでございますが、来年度の大規模償却資産の課税額につきましては、現在、調査中でございますので、だいたいどれくらいになるかということは、いまここで数字を申し上げることはできません。

〔清掃才二課長（荒木三郎君）登壇〕

○清掃才二課長（荒木三郎君） お答えいたします。

今回、三百八十六万の追加をお願いいたしておる分のごんごんというぐあいにして集取するかという件でございますが、もちろん労働強化、そういうことも御指摘になっておりますのですが、私といたしましては、本年一月機構改革によりまして、当初市長説明にもございましたように、器材、車両、人員の整備それらを勘案いたしまして、九月までやってまいりましたところ、一二％の汲み取りの増加をいたしておる。こういうような現状からいたしまして、こんごも車両の破損あるいは人員の欠員等につきましても、それぞれ増強、買いかえ等もお願いいたしました。整備の充実をはかって、こんごもその増強する分について対処していきたい、かよう考えておる次才であります。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 先ほど土木課長から説明さしていただきましたが、前川さんのほうからサインがありますので、やむをえず立たしていただきました。（笑声）

新三滝橋につきましましては、工業用水道路と別途に橋そのものが三滝川の左岸と右岸を連絡する、商業高等学校に非

常に近い道の橋梁である、あるいは野田川のように神田町という新しい部落と申すか町が一つできたというような環境から、私たちが考えております工業用水道路とは別途に地区から、あるいは学校から橋の架設が要望されたのでございます。ちようどそれと合致いたしますのでございますが、たまたま本年度の会計年度中なら、工業用水から予算に計上してございますが六百万円の補償金が出せるという話し合いもできましたので、このたび追加させていただきます。ぜひかけさしていただきたいと考えたわけでございます。

この道路の全般につきましては、先ほど課長が申しましたようにあと二橋かけますと一応橋らしきものが全部かかったことになりまして、みな木橋でございますが、一応かかったことになりました。で、道路のほうは、先ほどから説明しておりますように工業用水の残土によって一応の形はできておりますが、高さ、巾、非常に不完全なものでございます。で、このあとの十メートル前後の完成の工事につきましては、本年度政府において審議されます新五カ年計画に非常に産業の関連において重要性のある道路だという説明を認めてくれまして、新五カ年計画に組み入れていただける予定をしておりますので、その線にのった国の補助金を期待して仕事を進めていきたいと考えております。

○前川辰男君 自席でお願いします。

いまの説明でわかりました。で、土木の関係ですが、せっかくここへ橋をかけられるのですから、やはり前々から予定をしておった工業用水の水管の上の道路というのは活用できるようにしっかり計画を立てていただきたい。たまたま補償金が出るから思いつきみたいにするのだというのでなしに、これを機会にやはり計画的にやっていたいただきたいということを要望して終ります。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 議案の才百三十九号の中に海屋中学、高等学校体育館の補助金ですが、これは教育委員長も詳しくそ

の面については御存じであります。特定の宗教に公金を支出することはできないという条例もあるわけでありまして、その条例を詳しくおぼえておりませんが、これを教育委員長はわかりであってこういうように予算を組まれたのであるか、その点ひとつ御返答願いたいと思います。

次に、議案の才百五十二号につきまして、水道料金の二十四すつの値上げであります。わずか三千円の増収でありますので、これは当然現在のままですえ置きにすべきであると考えますが、どうしてもわすかの金をとらなければいけないか。三千円の金額を市から補助、ポンプの手当というものを出せないか、そういう点ひとつお願いいたします。さらに、才三においては、議案の才百五十六号、市有地の交換の点であります。ここにも書いてあります。久保田木材所に現在市が貸付中とありますが、この貸し付けについては幾らで貸し付けなされていたか、その点お願いいたします。

〔教育委員長(杉浦酉太郎君)登壇〕

○教育委員長(杉浦酉太郎君) お尋ねの才百五十六号議案は、当教育委員会の予算ではございません。全然委員会は関係ございませんので、市のほうへお尋ねいただきたい。簡単にお答え申し上げます。

〔水道局総務課長(滝伝之助君)登壇〕

○水道局総務課長(滝伝之助君) 簡易水道の三千円の追加でございますが、非常に金額が小さいので御不審と思えます。

簡易水道は、収入と収益とほとんどにいたしました。利益金が生じた場合には村に返しております。たまたま鹿間の簡易水道におきましては、毎年足らぬので地元のほうからもってきていただくことになっております。今回、鹿間の簡易水道の組合から要望がございまして、ポンプマンの手当が月三千円しか出ないのでポンプの世話するのがいや

だという声がありまして、なんとかポンプマンの手当を上げてほしい、こういうことになりまして、では幾らにしたらよいのか、月六千円にしたってもらいたい、こういうことで、その六千円にいたします三十円だけを水道料金に加算してほしいということで、この収入を村の要望によりまして増加したわけでございます。

〔総務課長（天野正春君）登壇〕

○総務課長（天野正春君） 大島議員の才一点の、海星高等学校及び中学校に対する体育館の助成金につきまして、三百万円、宗教法人だからどうかというようなお尋ねがございますが、海星高等学校あるいは中学校にいたしまして、御存じのように所定の学校教育法によります学校でございますので、市といたしましては、市長説明のとおり五カ年くらいの間で千五百万円を援助いたしたいということをお願いいたしておりますので、御了承願いたいと思いません。

〔財務課長（伊藤涼一君）登壇〕

○財務課長（伊藤涼一君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました市有地の交換に対しまして、市は幾らでその土地を貸しておったかということでございますが、本件は千才町・小生線と道路築造に關しましてその土地を市が取得するために、市から久保村木材工業所に貸し付けております市有地との交換でございます。本件は非常に古いときから貸し付けを行なっておったものであります。地代の値上げの關係で、昭和二十四年以来、市と久保村木材との意見が合わずに滞納になっておったものでございますが、この地代につきましては、昭和二十四年からこの千才町・小生線が、工事ができました昭和三十三年までの間の滞納があつたのでございますが、これにつきましては、この間に毎年地代が變つておりまして、この地代は地代家賃統制令を基礎にして計算したものでございまして、昭和二十四年から昭和三十三年までの間におき

ましては非常に變つてまいっております。この昭和二十四年度におきましては、総面積に対して一万八千五百六十八円四十六銭、こういうふうな価格で貸し付けを行なつたのでございますが、昭和三十二年度におきましては五万三千九百六十四銭、こういう価格に變化をしております。なお、昭和三十三年におきましては、途中でこの小生線の工事が始まりました關係上、市が久保村木材から提供を受ける土地と、市が貸し付けを行なっております土地とを双方が使つておるといふ關係におきまして、三十三年度で地代の要求を打ち切つておりますので、三十三年度には期間計算の結果、四万二千六百四十一銭、こういうふうな額になっております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 才一点の体育館の件であります。これは、前にもちよつと伺つたのであります。学校法人として届けたからそれを採用する、そういうようにいわれましたが、あらゆるものを勉強してきますと、そういうことであつても宗教をやつておるところの学校には貸しては相ならぬといふふうに解釈されるところもあります。その点でこれは取り下げるべきである、このように思います。

さらに、そういう場合においてもなおさらこれを断行なされるかどうか、その御意思があるかどうか、お伺いいたします。

それから、才二点の三千円の件であります。これは財政がなくてこういうふうな地元から要求があつてもやるべきであるかどうか。当然、地元としても水道料金は上げたくないのが本心であつて、どうしてもポンプの番の手当のやむをえずの値上げと、そのように感じるわけでありまして、あとの足りない分の三千円はどうしても出せないものかどうか。この手当をやることには私は賛成であります。二十円ずつの増収をどうしてもとらなければできません。ないものかどうか、これをもう一度お尋ねいたします。

それから、才三点の件でありますが、まあいろいろお互いに使っておるからというところで相当額の安いところで貸しておるわけですが、これはもう一度詳しく私も調べてみたい、それ以後また質問をさせていただきます。

以上、二点をお伺いいたします。

〔総務課長（天野正春君）登壇〕

○総務課長（天野正春君） 海星高等学校の三百万円につきましては、御存じのように学稼の中で教育上礼拝場もございしますが、日常教育をいたしております家庭の中で強制的に礼拝するというような、強制的な趣旨の教育をやっておりますので、現在の段階といたしましては、私たちといたしましてはこの三百万円、トータルいたしまして千五百万円の補助金の申請が出ておりますが、五カ年くらいの長期間において援助をしていきたい、こういうぐあいに考えております。

〔水道局総務課長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局総務課長（滝伝之助君） 説明不足で申しわけございません。

簡易水道の費用に上水道の費用から収入の足らぬ分をもっていくようなことはいたしません。と申しますのは、上水道はあくまでも上水道の加入者の給水者からいただく料金で、企業的に運営されるようにきめられております。簡易水道の場合は、衛生的な面から出発しまして、その簡易水道個々について収支とんとなるように経営をいたしておりますので、各簡易水道から余剰のものをいたしておりますし、また足りない経費について上水道のほうから補給するようなことはいたしておりません。そこで、今回、条例を改正いたしましたのは、鹿間の簡易水道でございます。鹿間の簡易水道につきましては、実は年々きめられました条例から上ります収入では不足を生じておるのでございます。これは村のほうで経費いっばいだけのもつということになっておりまして、いつも決算期におきまして

は頂戴しておるわけでございます。そこで、先ほどポンプマンの収入のことを申し上げましたけれども、この経費面につきましては、ひとつ台風がきますと非常に上ります。あるいはなにかのつごうで非常に水を使われますと、逆に経費のほうは浮いてくるような場合が出てまいりますので、一年間の経費はだいたいこのくらいであろうけれども、それより多くなったり少なくなったりいたします。この場合に、現在で収支とんのように予算上に組んでおりますが、こんどポンプマンの手当改正によります経費につきましては出る場所がございます。同じくそれだけのものが経費が足りなくなってきたからもつと出るならば、毎月出たほうがいいじゃないかといわれまして、ではどういふふうにしてもらったらいいかというのを逆算していきますと、ちようどこの条例で一人から三人までを二百四十円あるいは四人から六人までを二百六十円、七人以上二百八十円、それから特殊な計量線をもっておるものだけは二百円である、こういうふうに変更してもらったりますことしの運営費いっばいの経費になるであろう、こういうことで改正したわけでございます。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 才一点の件であります。これは当然委員会付託になりますので、そこで当然問題として取り上げられると思いますが、よくよく考えていただいて、そして断行なされるならなされる、そのように御配慮を願いたいと思います。

さらに、水道の値上げの件であります。一部そういうところを開始いたしますと、おれのところもおれのところもと、このように上っていくのではないかといい気配もいたします。それで、その足りない分の予算はとれないものかどうか。どうしても法によってまかなわなければいけないのであれば、これは仕方がないと思いますが、わずかの金でありますので、市からの補助はどうしてもとれないか、その点で質問したわけであり。その有無を御

返事願って私の質問は終ります。

〔水道局総務課長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局総務課長（滝伝之助君） 簡易水道の収入でございますが、料金の値上りということに非常に御懸念のようでございますが、私のほうもできれば料金の値上りはいたさうございませぬ。けれども、簡易水道というのは出発のときから上水道と全然性格が異なっております。で、簡易水道は、私のほうで経営いたしますのに収支とんとんをおくまで原則といたしておりますが、もしもこの簡易水道の運営につきましましてはだいたどこにおいても欠損になつてくるのであります。と申しますのは、減価償却費を全然見ておらなくて、生の経費だけをもらつておるような状況でございます。では、減価償却をしたら幾らくらいになるかと申しますと、一立方について六十円から七十円くらいこれより上つてまいります。そういうような損をするものを引き受けておるんじゃないかということになっておりますが、これは出発のときに、建設費あるいは補助金、こういうもので先に補われておるわけでありまして、上水道の場合には、補助金とかそういうものは全然ございません。あくまでも企業債、借金によって運営していく、こういうことになっております。簡易水道はその点あくまで損費を生ずるものでございます。それがために補助金が建設の当時に国家から補助されておる、こういうふうにお考え願いますと、いま、現在やつております料金で収支がとんとんになるように運営していいんじゃないかと思ひます。

それから、万が一この収入で利益を生じた場合、私のほうで長く預つております簡易水道の中には利益を生ずるのがたくさんございます。この場合に、決算後村の組合にお渡ししております。損費を生じた場合には、村からそれをもってきていただく、こういうことになってきておりますし、またこの簡易水道関係では、内部の簡易水道が鹿間の簡易水道へ水を送っているわけでもありませんし、鹿間の簡易水道の利益を他村のものが受け取るわけではございませぬ。

せんで、その範囲における収支をとんとんにいたしておるわけでございます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 教育費について、教育長にお伺ひいたします。

教員住宅三百二十一万円が計上されてございますが、適切であろうと思ひます。これに関連いたしまして、政策事項になると思ひますので、この席でお尋ねをいたしたいのでございますが、四日市全体の教員の年令がやや高令になつてきておるのは事実でございます。この伸びゆく四日市の教育の効果を現わすためには、もう少し若い教員を入れるということがだいじであろうと思ひますが、一かしながら、御承知のような住宅事情でございまして、その辺が困難ではないかと思ひますが、これに対して、教員の住宅についてなんらか対処せられるような御方針があるかどうか、お伺ひしたいと思います。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

僻すうの地における教員住宅を現在お願ひしとるのでございますけれども、御指摘のように教員全体についてはだいたい二割くらいの者が住宅を必要としとることでございますし、四日市市はよそから入ってくる教員が非常に多うございまして、これらの人々に対する住宅を供給しなければならぬという事情にあります。なお、いま新設の配当は県の方針で僻すう地に回されておりますけれども、先に御指摘のように私たちの計算によりますと、平均年令三十七才ということでございまして、新しい者を入れる必要に迫られております。その意味におきまして、教員住宅を全体として考えなければならぬという時期に来ておりますので、私たちとしましては、共済会からなんらかの方法で借り入れまして、ここに抜本的な住宅対策として、アパートのようなものを考えていきたいという構想を持っております。

す。これにつきましては、県の共済のほうでも好意的に考えてくれました。約二カ年かかって一億くらいのものであったら融資してもいいということでございます。これは、まだ事務的な段階としましてはたくさん手続きがいりますけれども、私たちの構想としてはそういう方針をもって進んでいきたいと、現在、思っております。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 歳出才九款の保健衛生費の十一項四目についてお尋ねいたします。

先日の市長の議案説明の中に、尿処理費では新正地区に決定しておったが、こんどいろいろ種々検討の結果、場所を隣接地にかえるという御説明がありました。当時、三十六年ごろだったと思いますが、この尿処理場じやなしに、下水処理場のできる当時に、この問題につきまして地元の家は下水処理場に敷地は提供しますが、投入場についてはぜひ近くにおかないようにしていただきたいということを固く要望し、また、市の理事者の方は、そのときには公聴会なり説明会を開いて御了解をうるということを聞いておったのでありますが、こんどほんとうに藪から棒のような話でさっぱりわかりませんので、検討の結果変えたという内容について御説明いただきたいと思ひます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 御説明申し上げたいと思ひます。

この下水処理場を利用して尿尿の投入をはかるということにつきましては、下水処理場と下水施設の整備と関連した問題でございます。一卸、当初の概略計画といたしましては、日永の国道筋に二千石の貯溜槽がございますが、あの近辺から下水処理場の方向へ西から東へ延長約二百メートルのパイプでいけるというような構想で、当初は日永の現在の橋のもとにあります二千石の通称新正貯溜槽といっておるところへ新しく土地を買い増し、また投入の装置及びこまかくして圧送する装置をするということでもございましたが、その後さらに下水の技術者に検討を加え

ていただきました結果、当初のもくろみではとうてい二百メートルのパイプでは間に合わない、つまるところ場合を処理いたしますと最低二本はいる。しかも圧送のためのポンプ容量は倍加を要する。しかも川を越すことについて河川の問題が起るといふ純技術的問題が起きてきました。それで、あそこに投下施設する総施設額、それから河川、あの川は県管理でございますして護岸堤防も県が管理してあるのでございますが、そういう技術上の難点がきたところへ、ちようどあの河川の堤防を県が高潮対策で直す、現在着工中でございますが、直すという情報もあり、そういうさいに、だいたいことしの夏ごろでございますが、そういうことが判明いたしましたのと同時に、最近に至りまして、あの付近一体について、あの付近と申しますと貯溜槽のあるところでございますが、議会でも議論されたようにほかの用地に使われる、それには障害になるというような事態も起つてまいりました。それで、技術上の再検討とそれから公費の節約ということで、しかも地形といたしますと、一応、現在の下水処理場の西側にあります現所有者は大脇石油でございますが、線路にはさまれた三角地帯は将来死地になるという立地条件と、それから現所有者の大脇石油の使用用途を問合せて、いささか問題があるうと思ひましたが、以上の三点から、極端な詭弁になるかもしませんが、圧送パイプを短くしてあそこまで持つていったほうがいいだろう、しかも進入道路につきましては、県が河川堤防を高潮対策によってやった場合には、市単独費といたしましては車の待避工事さえやればいけるというふうなことから考えましてやったわけでございます。

ただ一つの問題点は、九月の議会におはかりいたしましたわけでございますが、鉄道の下をくぐるということにつきましては、一応鉄道当局との問題がございまして、開発部門あたしの応援をえまして鉄道当局の設計をもちまして、最近、工法についても認可がまいったという状況で、そういう点からああいうふうに急遽決定したということでございます。

ただわれわれといたしましては、あの下水処理場の用地買収並びにそれに関連いたしましたして、付近住民の方が非常に関心を持たれておるといふことは、おぼろげながら想像いたしておったのでございますが、そういう目まぐるしい情勢の変化に幻惑されまして、地籍の問題はともかくといたしまして、あの付近の方々の環境の悪化ということにつきまして十分注意を払う必要があったということを申し上げたいと思ひます。

以上が、ここに交えた理由でございます。

#### 〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 私どもは市の施設に對しましてできる限り御協力を申し上げるということは、申し上げるまでもありませんが、すでに海洋投棄ということで大井の川の橋の下に投入場ができたのでありますが、これも実は当時、いろいろと問題があったのでありますけれども、海洋投棄は永久性のものではないというので、暫定的であればやむをえぬじやないかということに納めておったわけです。ところが、このたびまたそろそろこういう問題が出てまいりました。ところが、川一つ越して北側にはたくさんアパート、住宅が林立しておりますので、そういう関係から皆さんに非常に迷惑をかけるという点が多々ございますので、ただいまの御説明よくわかったのであります。市民の福利のためになされることがかえって関係市民だけが非常に迷惑をするというようなことは、これは許されなと思ひますので、ついでには、実施前にせひ被害地区の住民と十分にひとつお話し合いをいただきまして、ただ説明するだけでなく、十分地元の要望も聞いていただいて善処されることをとくにお願ひするわけでございますが、なお、これは担当の委員会におきましても御審議いただくとと思ひますので、できる限り遺憾のないように、十分御審議いただきますようくれぐれもお願ひいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○議長(田村末松君) 本日の会議は、議事のつごうによりこれを午後八時まで延長いたします。

#### 橋詰議員。

#### 〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 議案才百五十六号について、質問をいたします。

た。か前年だと思ひますが、同様な議案が上程をされて、それが総務委員会の審議過程の中で撤回をされた、こういう経過をおぼえておるわけでありますが、その当時の審議と、今回上程されております議案が同一のものかどうかつまり撤回をされた当時の障害というものがなくなった形になっているのかどうか、このことをまず尋ねたいと思ひます。

なお、先ほど議席に配布されました請願、陳情一覧表によりますと、陳情才三十九号で当時の関係者から払い下げをしてほしい、こういつた陳情が出ていたわけでありませう。そうしますと、これと合せてみますときに、当時の障害はなくなっていないのじやないか、こういつた気がするわけでございます。つまり、議会が審議過程の中で障害があるという点で論議をした。そのことを理事者のほうで認められて撤回をされたということを当時承わっているわけですが、そのことが同一の内容をもって再び提案されるということは、議会の一つの筋として了解に苦しむ、こういつた気がいたしますので、御説明のほどを願ひたいと思ひます。

#### 〔財務課長(伊藤涼一君)登壇〕

○財務課長(伊藤涼一君) 本件につきましては、ただいま御指摘のありましたように昨年の六月提案いたしました取り下げたものでございますが、本件につきましては、その後、当初、用地買収の担当でありました都市計画課、土木部とともに各久保村木材、庄友林業というような関係者と折衝を重ねておったのでございますが、なかなか業者の間にもむずかしい問題がございまして困難なのでございますが、本件はすでに昭和三十四年から千才町、小生線とい

しまして道路としてすでに共用を開始しておること等もございすし、それから、その市有地は古くから久保村木材に貸しております。ところが、その後北半分を住友林業に当時売り渡されて、その中の市有地につきましては市へならお届け出もなく、そういうふうな処理がなされたという点からいたしまして、市がこの問題につきまして、現在の久保村木材から住友林業への転借を認めるということは法律上も非常に困難な問題を含んでいる。こういうような点もございまして、その後のいろいろ交渉を重ねておったのでございすますが、すでに道路用地も道路として久保村木材が使用されて久しくなりますので、交換の相手方であります久保村木材の社長であります久保村清高氏から、このおとの処理につきましては、久保村氏が責任をもって円滑に解決する、こういうような念書を市のほうへいただきました。そうしてこの交換を提案申し上げた次でございまして、この前から比べて障害がなくなっているかとの御質問でございすますが、これはやはりこの当事者であります久保村木材の誠意を信頼いたしました。その後におきましても円満に解決するという久保村氏の気持ちを念書としていただきましたので、それを信頼して現在使用されている道路でありますので、今回御提案申し上げます、こういうようなわけでありますので、よろしく御審議賜りたいと思ひます。

「橋詰興隆君登壇」

○橋詰興隆君　いまの課長の説明は事務的には了解するわけでございすますが、議会の立場になりますと、当時障害があったということですね、いわゆる時間をかけてなくするという前提で撤回をされると、そのことが議会と理事者との間で了解されたから撤回されたのだ、こういうことになると思ひます。ところが、一年以年たつてもそれが解消されていない。ただそれが念書だけで誠意があるだろうという期待感でいくなれば、これはやっぱり当時議会と理事者との間で了解された、そのことが履行されてなかった、こういう理解ができると思ひます。こういうことを考えますと、陳情が、日付を見ますとことしの十二月十六日になっているわけですね。そうしたらいったいこの間に当

事者間にどういふことがあったかということが出てくるわけです。いまここでそのことを問題にしようと思ひませぬけれども、やはり理事者の立場としては、議会の審議過程の中で出てきた問題についてはなくする、障害があればなくするという約束をしたわけでございすから、それをまず取り除いてもらう、このことをやはりやってもらう必要があるのではないか、私はこういうことを勧告したいわけでございすますが、ことに当事者の一方というのは市においても良識のある階層に属する人々でございすので、十分の話し合いを、市が中に入つても、あるいは市が両者の事情をよくわかつている方で両者にもがはいえる、そういう方が私はあると思ひます。そのことをやはり市の立場として進めてもらう、そのことがいまとなればだいいじやないか、こういう気がするわけでございす。従つて、いまま少し時間を費やしてもらつて、当事者間の争いが議会の中へ持ち込まれない、そのことのための努力をしてもらうことが先決であつて、単に事務的に交換をすればいいのだ、こういう考え方はやめてもらいたい。それくらいであれば、はなばだ　越でございすけれども、撤回をしていただくのがいぢばんよいのではないか、こういうような気がいたしますので、あらためて担当の助役さんあたりの意見も賜つておきたいと思ひます。

○議長（田村末松君）　暫時、休憩いたします。

午後五時五十三分休憩

午後六時十七分再開

○議長（田村末松君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

「総務部長（林義男君）登壇」

○総務課長（林義男君）　橋詰議員の御提案事項につきまして、私どもといたしましては、従来数年にわたつて事務

的な進歩その他が遅れておりましたのを、私、総務部長になりまして三年間、種々関係者と話を進めてまいりまして御指摘のような懸案事項が解決してはいないかという心配があまりのようでございますが、一方の方の御希望の要点も十分承知しております。それから、もう一方の方のお考え方も十分承知をいたしております。あるいは総務課長から関連してお答えしたのではないかと思えますけれども、責任をもって円満に処理するということをはっきりいっておりますので、私どもとしましては鋭意その趣旨に沿いまして解決を確実にいたしたい、こう考えておりますので、皆さんの慎重な御審議によりまして本問題を処理していきたい、こういう考えでおります。

どうぞ、よろしく願います。

○橋詰興隆君 それぞれ答弁があったわけですが、私の一番の基本になっておりますのは、いわゆる議会の審議する立場といえますか、そういったものが侵かされているような気がするわけです。従ってそのことについては、先般、総務委員会の審議があるわけですが、あらためて委員会の付託にしたいと思いますので、従って、総務委員会の中でいわゆる議会の審議というものが尊重されるのだということを確立を願いたい。このことを総務委員会の方をお願いして終りたいと思います。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 少しのどを痛めておりますので、お聞き苦しい点もあると思えますが、一言質問をさせていただきます。先ほどの海星学園に対する千五百万円の補助金の問題でございますが、これを二点について御答弁を願いたいと思っております。

一つは人情に、一つは法的に申し上げたいことは、実は学校法人の名のもとに海星学園は設立をされておりますけれども、根本にはキリスト教の教えを遵奉しておる学校であるということも証拠をもって申し上げたいわけでございます。で、学校法人といえどもその奥には悪魔のつめがかくされておるということを断ずることは、キリスト教徒が日本に原子爆弾を二度にわたって落した、そのことを思い出されて私の申し上げることをお聞き願いたいと思えます。

キリスト教であるならば慈善団体として世界中に行きわたっておる宗教であるにかかわらず、なぜ市議会から血と汗とあぶらでもって納めた税金をそこに補助しなければならぬか、これは人情的に申し上げてそうでございます。法的に申し上げれば、憲法の違反にもなるし、また地方自治法の違反にもなるんじゃないか。この時点から申し上げるわけでございます。どうか、その点をよろしく御審議くださって、御当局において、また総務委員会においても申し上げた時点について御審議をくだすって、いまは三百万円でございますけれども、五年にわたって一千五百万円という金額になるわけでございます。一千五百万円をどうせ使うなれば、海星学園のみならず教育のほうに回してもらいたいと要望いたす次第でございます。

いま申し上げることは、公明政治連盟及び公明会の名のもとに私は申し上げることでございますから、よろしく願います。

○議長（田村末松君） 答弁いりませんか。（酒井昌一君「けっこうです」と呼ぶ）

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 議案の才百三十九号中の九款、保健衛生費の問題であります。

ここに才三項の賠償及び償還金であります。額は小さく九万三百六十円でございますが、この内訳を見ますと、自動車交通事故による賠償金四件、こうあります。私は交通事故という問題はなかなかむずかしい問題で、避けられぬことがあります。しかし、四日市は去年の三月十五日に交通安全都市を宣言しております。最近見ておられますと、市の

車は非常に暴走しております。市役所の車はよう走るやないかと聞きます。こういうことはさい前総体質問の中で衛生担当の清掃課の人がいいましたように、非常に事務量がふえている、仕事がふえたが車はふえないということを聞きました。こういうこともあると思いますが、私はまず市の車は一步譲って暴走せずに順序よく仕事をしてもらいたい、これは市民の声として市の車は暴走しておる、横着やないかという声を聞くのですが、これは事務の上からどうしてもこうせんならぬのか、それとも運転手が未熟であるのか、こういうことを、最近ちよいちよい予算の中に賠償金とか損害金として出ておりますので、こういうことについてどういう方法でこうなるのか、もう少し監督ができないのか、また事故はどういう事故であつたかということ、簡単でよろしいからお答え願いたいと思います。

〔清掃才二課長（荒木三郎君）登壇〕

○清掃才二課長（荒木三郎君） お答えいたします。

交通事故によります賠償金の九万三百五十一円の内訳でございますが、先ほど藤谷議員が申されましたように、私もといたしましては、先ほど申されました四日市といたしまして交通安全都市宣言ということもございませぬ、そういうような関係からたえず運転手、作業員にも注意はいたしておるのでございますが、ここに四件の事故を起してしまつてまことに申しわけないと思つております。その対策といたしましては、たえず運転手なりあるいは作業員、それぞれ従事者に対して十分交通法規を遵守いたしまして、先ほど申されたように暴走とかそういうような点について十分注意はいたしておるのでございますが、このうちの内訳を申し上げますと、一万五千円の七月十日の事故でございますが、これは私どもの車庫に現在三十台保有しておりますが、その作業出発前にいろいろ操作いたしておりますときに、個人の車両がたまたまとまつておりますところに突き当ててドアを破損いたしました。こういうことでございます。それからあの二件につきましては、これは国道一号线で七月十五日に桑名タクシー、朝日町の上

田鉄工のその貨物自動車、これは三重事故でございますが、その当時、国道一号线日永地内で一号线の工事作業中であつたので、それを手前で停車いたしますときに、その前の車が急にとまったということで、後続いたしておりました私どもの車がたまたまスリッパいたしまして追突、その反動でもつてまた前の車に突き当たつた、こういうようなことでございます。

次に、七月十六日に続いてでございますが、五千円、これは伊勢冷蔵の車でございますが、これは曙町の海洋投業施設にまいりますさいに、私どもの車が左折するときに、信号もございませぬので、双方不注意ということの判定は下されておりますが、たまたまこれはやむをえなかつた。相手のほうの車が私どもの車より小さいもので、バンパーを破損したというようなことで、双方不注意ということで、この損害を一万五千円でございましたのですが、相手の車二万円、私のはうの車五千円、こういうことでございます。そういうような内容で九万三百五十一円の賠償金をお願いしておるような次才でございます。

○藤谷祐一君 説明を聞きまして、最も交通の頻繁なときでこういうことは避けられないと思いますが、さいわい人体に影響なく、人命にも損傷がなかつたのでけっこうでございますが、事務量がオーバーしてどうしても走らんならぬということにつきましては、別の問題から考えてみたいのですが、ただ単に運転手の気持ちだけならよく認識して市役所という看板を掲げておる以上は、市の車としての態度をもつて仕事をしてもらいたい、こういうことを要望する次才でございます。

○議長（田村末松君） 他に御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案才百三十九号ないし議案才百五十六号を、関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十、議案才百五十七号予算外義務負担契約についてないし日程才二十四、議案才百六十一号市道路報認定についての五議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶものあり）

御質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

よって議案才百五十七号ないし議案才百六十一号を関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十五、議案才百六十二号工事請負契約の締結についてないし日程才二十八、議案才百六十五号工事請負契約の締結についての四議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について、御説明申し上げます。

議案才百六十二号の請負契約案は、市内中村地内、山城地内、小牧地内の橋梁復旧工事を指名競争入札に付しましたところ、小角橋橋梁工事につきましては、七百四十万円で三重郡川越町南福崎、松岡建設株式会社に、六丁橋橋梁上部工事につきましては、七百二十万円で名古屋市中村区区井町二の二四、日本ビーエスコンクリート株式会社名古屋営業所に、六丁橋橋梁下部工事につきましては、六百二十万円で三重郡朝日町小向、株式会社矢野組に、千栗橋橋

梁工事のうち才一工区につきましては、六百二十万円で市内松寺町株式会社中村組に、同才二工区につきましては、五百七十万円で市内稲葉町一二九七、中日本建設株式会社に、同才三工区につきましては、七百五十万円で名古屋市中区南外堀町一〇の二、ビーエスコンクリート株式会社名古屋事務所それぞれ落札いたしましたので請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百六十三号は、千才町。小生線街路築造工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ六百七十万円で市内浜田一二四五、生川建設株式会社に落札いたしましたので請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百六十四号は、雨池川水路築造工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、才二工区につきましては、一千百八十五万円で市内塩浜二六〇二、株式会社河北組に、才四工区につきましては七百二十五万円で名古屋市熱田区五番町五の一八、大阪土木工業株式会社名古屋支店に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百六十五号は、水沢地内に建設する乳牛育成場新築工事請負契約案でありまして、指名競争入札の結果、八百七十万円で市内塩浜二六〇二、株式会社河北組に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 まことに浅はかな考え方で質問するわけですが、この議案の中において一つの橋梁をするにも

二つの会社あるいは三つの工場、あるいは請負のところであるわけですが、どうしても一括をして請負契約ができないか、その点について質問いたします。

「土木課長（杉本義広君）登壇」

○土木課長（杉本義広君） お答えいたします。

御指摘の件ごもっともでございます。担当者いたしましたとしても、一帳簿内で三業者入りすると非常に管理の面においてめんどうなことになりますのでありますが、本件につきましては、すでに三月の年度末も間近かに迫っております関係上、非常に工期を急ぎましてこのような処置をとったのでございます。とくに、さいわいに干栗橋等につきましては、右岸、左岸好つごうに取付道路がございまして、材料の搬入等につきましても両業者のふくそうすることということがございますので、そういうところに限って工区を下部工におきましては二業者、それから上部工、こういうふうに三つに区分したのでございます。

以上でございます。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 これはまことにしろうとの考え方で申しわけないと思いますが、工事をするにも、下の工事を終わってすぐ上をやるといふように、一緒にやるわけにいかないのです、一つの誠負のところでもけっこうじゃないかと思えます。

さらに、工事を進めるにいたしましても早急にということでありましたが、あらゆる問題はそこに決定されることは全部急ぎの問題であります。この点だけが、今回だけが急ぐ問題ではないと思えますので、そこになんらかの疑いを生じた、といえはしかられるかもしれませんが、そういう感を抱かずにはいられないというような、ことばのあやで申しわけありませんが、感じるわけです。事務に要します経費にいたしましても、そのように何か所か分けられてやれば統制のとれない点もあると思えます。また不備な点もあると思えます。また問題が起きたときには、この分はだれの責任でありここはだれであるというような問題も生じてくるかと思われれます。そういう点におきまして、当然委員会に付託されますので、問題も討論されると思えますが、そういう点の絶対起らないように責任をもって仕事に当たっていただきたいということ、質問を終わります。

○議長（田村末松君） 他に御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案才百六十二号ないし議案才百六十五号を関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います

付託議案 一覧表（昭和三十八年十二月定例会）

◎総務委員会

議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算中

歳入全般

歳出才 二款 市役所費

才 八款 社会及び労働施設費の中 才一六項 公会堂費

才一三款 開発調査費

才一四款 選挙費

才一五款 公債費

才一六款 諸支出金

議案才一四六号 起債について

議案才一四七号 起債条件更正について

議案才一四九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案才一五三号 市の区域内に於たに土地を生じたことの確認について

議案才一五五号 消防用施設の取得について

議案才一五六号 市有地の交換について

◎教育民生委員会

議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算中

歳出才七款 教育費

才八款 社会及び労働施設費の中 才七項 精神薄弱者福祉費 才一一項 養護施設費から才一三

項 養老施設費まで

才九款 保健衛生費

議案才一四〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算

議案才一四二号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算

議案才一五一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案才一五四号 四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について

議案才一五七号 予算外義務負担契約について

◎産業経済委員会

議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算中

歳出才一一款 産業経済費

議案才一四一号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算

議案才一四四号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算

議案才一四八号 起債について

議案才一五〇号 四日市市営魚市場特別会計条例の制定について

議案才一六五号 工事請負契約の締結について

◎建設委員会

議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算中

才四款 土木費

才五款 都市計画費

才六款 港湾費

才八款 社会及び労働施設費の中 才一九項 公営住宅費 才二〇項 失業対策費

才一〇款 都市下水路費

議案才一四三号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算

議案才一四五号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算

- 議案才一五二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 議案才一五八号 工事請負契約の締結について
- 議案才一五九号 工事請負契約の締結について
- 議案才一六〇号 工事請負契約の締結について
- 議案才一六一号 市道路線認定について
- 議案才一六二号 工事請負契約の締結について
- 議案才一六三号 工事請負契約の締結について
- 議案才一六四号 工事請負契約の締結について

○議長（田村末松君） 次に、受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしましたとおりであります。それぞれ一覽表記載の關係常任委員会に付託いたします。

請願、陳情一覽表

昭和三十八年十二月定例会付託

番号	件	名	
請願才一三号	県道尾平垂坂東富田線道路舗装工事について	建設	付託委員会
請願才一四号	県立理科教育センターへの進入道路新設について	建設	

請願才一五号	勤労者の生活を守るための講演について	総務	
陳情才三四号	国鉄塩浜駅の蒸気機関車による煤煙の公害について	教育民生	
陳情才三五号	中部中学校体育館の建設について	教育民生	
陳情才三六号	四日市遠洋漁業基地に宿泊休養施設の設置について	産業経済	
陳情才三七号	中央工業高校汚水処理について	建設	
陳情才三八号	羽津地区に幼稚園設置について	教育民生	
陳情才三九号	市有地の払下げについて	総務	

○議長（田村末松君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。次会は、来る二十三日午前十時に会議を開きます。本日は、これをもって散会いたします。

午後六時四十二分散会

昭和三十一年十二月二十三日

四日市市議会定例会会議録(第四号)

四日市市議会

昭和二十八年四月日市市議定会定例会議事速記録 才四号

○昭和二十八年十二月二十三日（月曜日）午前十時五分開議

○出席議員（三十八名）

坂	宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	米
上	崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	田
長	春	愛	太	政	辰	久	妙		祐	安	与	宗	好	
十	吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	兼
郎	吉	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	記

○議案説明のため出席した者(四十七名)

市助 市長 市田 佐矩 市田 良一 川崎 祐男 林 義男 園 和己 市川 善雄 厚産 部長 生業 部長 部 部長

○欠席議員(一名)

谷口 訓也 味岡 一 山本 米一 増山 英一 渡部 権太郎 酒井 昌一

田村 末松 中島 忠勝 野崎 貞芳 日比 義平 荒木 武治 矢田 繁一郎 伊藤 泰一 須藤 総太郎 大島 武雄 前川 宗男 加藤 定男 早川 和一 山中 忠一 高山 伊祐 笠橋 七衛 服部 昌弘 橋詰 昌隆 永田 利一郎

衛生部長 中山英郎君  
 建設部長 白峰久駿君  
 開発局開発部長 鬼頭鉄郎君  
 人事課長 佐々木晃精君  
 會計課長 小林清君  
 總務課長 天野正春君  
 財務課長 伊藤涼一君  
 市民課長 喜田喜重郎君  
 稅務課長 平井清三君  
 徵收課長 新山篤君  
 商工課長 三輪喜代司君  
 農林課長 芝田敬太郎君  
 耕地課長 奧村仁人君  
 事業課長 森市郎君  
 民生課長 村山了君  
 保險課長 川口崑君  
 社会福祉事務所長 西川敏郎君  
 清掃才二課長 荒木三郎君

土木課長 杉本義広君  
 都市計画課長 長谷川正逸君  
 下水道課長 天野助春君  
 港灣課長 上杉勇君  
 監理課長 杉本治芳君  
 失業対策事務所長 小西忠臣君  
 開発局企画室長 阿南輝彦君  
 開発局開発室長 六田猶裕君

消防課長 竹内鉄雄君  
 總務課長 黒田八二郎君

市立病院事務長 松野蕙亮君  
 副事務長 田中正一郎君

水道局長 岩野見齊君  
 技術部長 山本文雄君  
 總務課長 滝君

○市議会事務局（五名）

業務課長	小 林 正 君
工業課長	加 藤 弘 君
擴張課長	美 濃 部 博 美 君
教 育 長	山 本 軍 一 君
總務課長	小 林 義 喜 君
学校教育課長	伊 藤 正 男 君
社会教育課長	西 尾 勇 君
事 務 局 長	菊 地 英 也 君
議 事 係 長	川 原 田 裕 君
調 査 係 長	小 坂 靖 君
主 事	坂 倉 紀 久 君
主 事	佐 藤 正 俊 君

○議事日程 才四号

昭和三十八年十二月二十三日（月曜日）午前十時開議

- 才一 議案才一三九号 昭和三十八年度四日市市歳入歳入才七回追加更正予算：……………委員長報告：質疑、討論、議決
- 才二 議案才一四〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算：……………
- 才三 議案才一四一号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算：……………
- 才四 議案才一四二号 昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算：……………
- 才五 議案才一四三号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費才一回追加更正予算：……………
- 才六 議案才一四四号 昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算：……………
- 才七 議案才一四五号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算：……………
- 才八 議案才一四六号 起債について……………
- 才九 議案才一四七号 起債条件更正について……………
- 才一〇 議案才一四八号 起債について……………
- 才一一 議案才一四九号 四日市市委員会の報酬及び費用弁償……………

才二二	議案才一五〇号	四日市市當魚市場特別全計条例の制定について……………	委員長報告	質疑、討論、議決
才二三	議案才一五一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃	〃
才一四	議案才一五二号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	〃	〃
才一五	議案才一五三号	市の区域内におらたに土地を生じたことの確認について……………	〃	〃
才一六	議案才一五四号	四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について……………	〃	〃
才一七	議案才一五五号	消防用施設の取得について……………	〃	〃
才一八	議案才一五六号	市有地の交換について……………	〃	〃
才一九	議案才一五七号	予算外義務負担契約について……………	〃	〃
才二〇	議案才一五八号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二一	議案才一五九号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二二	議案才一六〇号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二三	議案才一六一号	市道路線認定について……………	〃	〃
才二四	議案才一六二号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃

才二五	議案才一六三号	工事請負契約の締結について……………	委員長報告	質疑、討論、議決
才二六	議案才一六四号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二七	議案才一六五号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二八	議案才一六六号	工事請負契約の締結について……………	〃	〃
才二九	議案才一八号	孤野伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について……………	議案説明	質疑、討論、議決
才三〇	委員会報告才一〇号	陳情書審査結果報告……………	採否決定	
才三一	委員会報告才一一号	陳情書審査結果報告……………	〃	
才三二	委員会報告才一二号	請願書等審査結果報告……………	〃	

○本日の会議に付した事件

才一	議案才一三九号	昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算
才二	議案才一四〇号	昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才三回追加予算
才三	議案才一四一号	昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳出才二回追加更正予算
才四	議案才一四二号	昭和三十八年度四日市市特別会計国民健康保険費歳入歳出才一回追加更正予算
才五	議案才一四三号	昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算
才六	議案才一四四号	昭和三十八年度四日市市特別会計市當魚市場費歳入歳出
才七	議案才一四五号	昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算
才八	議案才一四六号	起債について

- 才九 議案才一四七号 起債条件更正について
- 才一〇 議案才一四八号 起債について
- 才一一 議案才一四九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 才一二 議案才一五〇号 四日市市営魚市場特別会計条例の制定について
- 才一三 議案才一五一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才一四 議案才一五二号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 才一五 議案才一五三号 市の区域内におらたに土地を生じたことの確認について
- 才一六 議案才一五四号 四日市市立小学校の設置と同分校の廃止について
- 才一七 議案才一五五号 消防用施設の取得について
- 才一八 議案才一五六号 市有地の交換について
- 才一九 議案才一五七号 予算外義務負担契約について
- 才二〇 議案才一五八号 工事請負契約の締結について
- 才二一 議案才一五九号 工事請負契約の締結について
- 才二二 議案才一六〇号 工事請負契約の締結について
- 才二三 議案才一六一号 市道路線認定について
- 才二四 議案才一六二号 工事請負契約の締結について
- 才二五 議案才一六三号 工事請負契約の締結について
- 才二六 議案才一六四号 工事請負契約の締結について

- 才二七 議案才一六五号 工事請負契約の締結について
- 才二八 議案才一六六号 工事請負契約の締結について
- 才二九 議案才一六七号 孤野伝染病隔院病舎組合議会議員選挙について
- 才三〇 委員会報告才一〇号 陳情書審査結果報告
- 才三一 委員会報告才一一号 陳情書審査結果報告
- 才三二 委員会報告才一二号 請願書等審査結果報告

○議長(田村末松君) ただいまから、本日の会議を開きます。  
出席議員は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才四号によりとり進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。  
なお、議事説明者中、二宮助役、土木部長及び教育委員長が欠席いたしましたから御了承願います。

○議長(田村末松君) それでは、日程才一、議案才百三十九号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正算ないし日程才十八、議案才百五十六号市有地の交換についての十八議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。  
まず、総務委員長にお願いいたします。

総務委員長。

〔総務委員長(高橋伊祐君)登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 総務委員会に付託になりました関係議案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

付託になりました七議案、すなわち議案才百三十九号の關係部分、議案才百四十六号、才百四十七号、才百四十九号、才百五十三号、才百五十五号及び才百五十六号の各議案につきましては、いずれもやむをえないものと認めまして、原案を承認いたしました。

以下審査にあたりまして、意見なり希望のありました点につきまして申し上げます。

まず、市役所費におきましては、自動車購入費百二十万円の追加と、庁用器具費二百万円の減額につきまして質疑があつたのでありますが、この際議会用自動車を増す考えはないか、運転手の勤務状態について考慮する考えはないか。また、庁用器具の中では保管、配置場所がかんばしくないと思われるが、相当価格も高額なものであり、従事する職員の健康上からも検討してもらいたいという意見があつたのであります。

これに対しまして、自動車につきましては、車両を増やすのではなく、現在使用している車は配置がえをして引き続き使用し、六十一年型トヨペット一台を廃車する予定で、集中管理という点からも車両配置については、役所の中で操作することにし、議会で使用する場合にも必要に応じて役所全体の車を使用してもらおうという考えでいきたい。運転手の勤務上の問題については、とかく職人的な考えでいる職員もあり、近年は次才によくなつてきてはいるが、一段と公務員としての自覚を持つよう研修をはかりたい。また、庁舎器具の問題については、配置場所に余裕がなく苦慮している状況なので、いずれ余裕ができたならば考慮したいという答弁があつたのであります。

次に、公会堂費では、使用料の徴収状況並びに長椅子など、器具の破損がひどい点について質疑があり、これに對しまして、公用あるいは公益上の会合などで使用する場合が多く、これらの場合は使用料の減免または軽減の処置が

とられることになるし、長椅子などの器具については、使用できるうちは使用したいという考えで、徐々に新しい形式のものに入れかえ整備をしていきたい旨説明がありました。

次に、開発調査費であります。北伊勢地盤沈下調査等負担金の更正減額は、事業費総額三千二百万円を県・市並びに關係会社の三者で各三分の一を、昭和三十七年から三十九年まで三カ年において負担するものであります。補町が加入いたしましたして七割を負担することになりました關係で、三十七、八両年度の本市の負担分がそれだけ減せられたためであります。

選挙費では、衆議院議員選挙、最高裁判官国民審査と歳入の国庫負担金との差額五十六万二千八百四十円の市費持ち出しについて質疑があり、これは本市が二級地となつていたので、選挙については百割負担されるが、審査の場合は九十五割だけ負担される点と、今回は比較的短期間に準備をしなくてはならなかつた關係で、職員の時間外勤務手当が増加したのと、他の市町村に比べてとくに選挙人名簿の調製を入念に行なつたためであるという説明があり、これを了いたしました。

次に、公債費につきましては、別段意見はなく、諸支出金におきましては、住居表示方法につきまして、もう少し明確によくわかるよう考えてほしいという意見があり、これに對して各町内においては徹底したが、才三者に對してはまだ不十分の点もあるので検討したい旨の答弁がありました。

また、有線放送設備費の補助金五百万円は、国庫補助対象の事業費一億七千万円に對する十七割、約三千万円を数年間にわたつて助成するものであります。

次いで、海星学園体育館建設費に對する補助金であります。過般の本会議で酒井、大島両議員から公金の支出は憲法違反でないかとの御質疑がありました。地方自治法才二百三十条の規定との關係では、行政実例によりまして

も、公の支配に属し補助金を支出することができると解されるのであり、かつ私学振興の点からもやむをえないもので、また市の義務的な経費を圧迫してまで補助はしたくないのであるが、従来における他の私立学校への補助の点も考慮してなされたものでありまして、当委員会といたしましては、財政の許す限り早急に助成を完了されるよう理事者に要望いたしましたして、これを承認したのであります。

なお、先にも述べました地方自治法第二百三十条の宗教団体等に対する公金の支出禁止に関する規定は、憲法第十九条の公の財産の支出、使用の制限事項を確認的に規定しているにとどまり、特別の存在意義も認められず、かえって解釈上疑義を生ずるおそれもあったので、今回の地方自治法の改正で削除されることになりましたことを申し添えます。

次に、歳入につきましては、市税のこんごの見通しとして、だいたい二十億三千万円ないし四千万円を予測しており、この差は収納率によって生ずる点もある旨説明があり、市税以外の各款では使用料及び手数料の公会堂使用料、また国庫支出金の衆議院議員選挙、最高裁判官国民審査費負担金について質疑ありました点は、歳出において述べたとおりであります。

次に、議案才百四十六号及び才百四十七号は、予算に関連した起債の別案であり、議案才百四十九号の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についても、いずれも別段意見はなかったのであります。

次に、議案才百五十三号は日本板硝子(株)四日市工場のオ一棧橋で、課税に関係するのでありますが、いままで手続きされなかった点について質疑がありましたが、それは届出がなかったことと、確認をするうえで現在になったという説明があつてこれを了としたのであります。

次に、議案才百五十五号の消防用施設の取得については、山の手国有住宅地域の消防用施設として大変有効なものであり、貯水量は四十立方メートル以上で、大きなものは百立方メートルのものもあるのであります、こんごさくの補修の必要がありますが、これは明年度予算で措置したいという説明があつたのであります。

次に、議案才百五十六号の市有地の交換についてであります。本案の審査にあたりましては、歳入の過年度市有土地賃地料三十九万五千七百七十円と、歳出の都市計画費街路費におきます土地購入費三十四万五千三百四十円に連が、また、昨年撤回されたという懸案の問題でありますので、慎重に審査を進めたのであります。とくに論議されました点は、土地評価の問題、賃地料滞納の問題、及び久保村木材工業所と住友林業株式会社との間に無断で市有地の賃貸借が黙約されていたことなどあります。

理事者は、土地の価格の点については、従来の子西・八王子線買収の例にない適正評価したものであり、賃地料滞納の点については、賃借料の話合いが解決しないまま今日に至つたもので、市有財産の管理に遺憾な点のあつたことは認められるが、都市計画道路として千才町・小生線の築造は必要かくべからざるものです。完成したのもあり、また、現実の問題として市有地を久保村木材工業所と住友林業株式会社との間に、いわゆる又貸しがなされていたことが紛争の原因を生じているので、久保村清高氏から市に対して「田満にこれが解決をはかります」という念書が提出されていることでもあるので、本件の交換はやむをえないという結論に至つたのであります。

なお、当委員会といたしましては、理事者は責任をもつて田満にこれが処理をはかれるよう、また、市有地の管理については万全を期されるよう、強く要望いたしましたして、本案を承認いたしました次才であります。

以上、当委員会の審査結果の御報告といたします。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

教育民生委員長。

〔教育民生委員長（矢田繁郎君）登壇〕

○教育民生委員長（矢田繁郎君） 教育民生委員会に御付託になりました議案才百三十九号中関係部分、議案才百四十号、議案才百四十二号、議案才百五十一号並びに議案才百五十四号について、当委員会における審査の経過と結果につきまして、その大要を御報告申し上げます。

まず、議案才百三十九号、昭和三十八年度四日市市歳入歳出才七回追加更正予算中関係項目から御説明申します。才七款教育費でございますが、教育委員会費におきましては、今回、水沢地区に教職員住宅を設置するための工事費、土地購入費が計上されたものでありますが、建設後における管理の状況及びこんどの教職員住宅の建設計画についてただしましたところ、管理については教職員の異動に伴う管理に万全を期している。またこんどの教職員住宅の建設については、市内一カ所に集中した建物を考えており、財政事情を勘案の上建設したいという理事者の説明を了いたしましたのであります。

中学校費におきましては、学校敷地借上料の契約更新による増額分が計上されたものであります。

校舎建設費につきましては、今回国庫補助の確定いたしました高花平小学校並びに富洲原中学校屋内体育館の建設費のほか、来年度改築の予定になっております富田中学校並びに海蔵小学校の調査委託料が計上されているのであります。

そのほか、指導研修費におきましては、国語研究発表会に対する補助金、体育振興費におきましては県民体育大会派遣旅費、公民館費におきましては保々、小牧地区の子供会育成のための諸経費等が計上されているのであります。

以上、教育費につきましては、原案どおり承認いたしましたのであります。次の諸点について強く要望いたしました次

であります。

すなわち、才一点といたしましては、体育振興につきましては社会教育の重点的政策として市内に広く体育施設を建設して青少年の育成に資するため教育委員会に体育課を設置されたいということであり、

次に、義務教育の備品の充実について施策を講じ、備品の均等化についても十分調査研究されたいという二点でございます。

次に、才八款、社会及び労働施設費中の関係部分であります。精神薄弱者福祉費におきましては事務費、養護施設費につきましては建物修繕料、乳児院費におきましては乳児医療費、養老施設費につきましては単価改定による土地借上料等がそれぞれ追加計上されているのでありまして、必要やむをえないものと認めて、異議なく原案どおり承認いたしました。

才九款保健衛生費におきましては、体育施設費におきましては、市営プールの時間延長による水道使用料が計上されているのであります。

次に、環境衛生費におきましては、公共用水域の水質の保全に関する法律に基づき行なわれます基礎調査のための協議会負担金が追加計上されたものであります。調査の対象外である水温についても調査されるよう理事者の善処方を要望いたしました。

屎尿処理費におきましては、屎尿投入施設工事費と単価増に伴う船舶借上料及び交通事故による四件の賠償金が計上されているのであります。論議の中心となりましたのは屎尿投入施設の建設についてであります。

今回提案されておりますのは、当初計画されていた新正地内国道沿いの位置を下水処理場の隣接地に変更しようとするものでございます。しかし、下水処理場を現在地に建設された当時において、市は、屎尿投入施設はかならず国

道以西に建設するという確約を付近住民とされたということを聞き及んでいるのでありますが、それにもかかわらず今回突如としてその位置を変更され、また施設付近住民に対してなんらの事情説明も話し合いもされなく本予算を計上されたという点であります。

本問題に関しては、付近住民との協力的体制を整えた上で計上すべきであって、このような措置は納得できないという強い意見も出されたのでありますが、当初計画の位置からパイプ圧送することは技術的に困難であり、下水処理場隣接地に用地を求めることができ、輸送道路についても見通しを得ることができたこと、付近住民との話し合いについても下水処理場建設にかかる財源上の問題から早急に投入槽の建設を余儀なくされているので、積極的に取り組み十分に協力をえられるよう努力したいという理事者の説明があったのであります。

よって、当委員会といたしましては、本予算の執行は、付近住民との話し合いを積極的に行ない、その解決をまっからすること。こんご増大する屎尿処理問題に対して的確なる将来計画を樹立し、下水処理場に隣接の投入槽の施設はこんご増強しないこと。この二つの条件を付して原案を承認いたしました。

議案才百四十号は、昭和三十八年度本市特別会計市立四日市病院費才三回追加予算案であります。

今回の追加は、病院の利用増及び新薬の使用認可拡大に伴う原材料費、地方公営企業法の一部改正に伴い明年度から財務関係規定が本会計に適用されることに要する諸経費並びにすでに県より認可を受けております二百十六床の増床計画のための基礎調査費等が追加計上されているのであります。

歳入におきましては、使用料増収分、前年度繰越金をもって収支の均衡がはかられており、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百四十二号は、昭和三十八年度本市特別会計国民健康保険才一回追加更正予算案であります。

本事業は、開始以来、順調な歩みを経て、その徴収率において好成绩を納めておりますが、今回の追加は、関係法律の改正により引き上げられずした療養給付並びに医療費の地域差撤廃に伴ないまして療養諸費、助成諸費をそれぞれ追加しようとするものであります。

財源といたしましては、保険料の増加、国庫補助及び負担金並びに前年度繰越金をもって収支の均衡をはかられたものであります。別段異議なく原案どおり承認いたしました。

議案才百五十一号、本市国民健康保険法等の一部改正案は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に従いまして本市国民健康保険の保険料について所要の改正を行なうものであります。

今回の改正の主な点は、保険料の賦課総額の限度を百分の八十から百分の七十五以内に引き下げたこと、低所得被保険者の減額措置を講じたこと等でありまして、低所得被保険者の減額措置に該当する世帯は約六千五百世帯、金額にして約七百七十万程度と推定され、その金額については、全額交付されるという理事者の説明を了いたしました。原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百五十四号、四日市市立小学校の設置と同分校の廃止につきましては、今回の追加予算に計上されております高花平小学校の建設に伴ないまして、同分校を廃止し、独立の小学校として設置しようとするものであります。別段異議はなかったのであります。来春の開校に当りできる限り校区全児童の収容に努力されるよう理事者に要望いたしました。原案どおり承認いたしました。

以上、教育民生委員会の審査結果報告を終わります。

なにとぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

建設委員長。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） 当委員会に付託になりました議案才百三十九号中関係部分並びに議案才百四十三号、百四十五号及び百五十二号につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案を承認いたしましたので、以下その経過を御報告申し上げます。

まず議案才百三十九号中関係各款における今回の追加更正の主なもの、国庫補助等の決定いたしました土木災害復旧工事費、千歳町。小生線等にかかる都市計画街路築造工事費、新三滝橋の架設事業費並びに国直轄事業四日市港改修費負担金、県公共事業の都市計画事業費負担金及び四日市港改修費負担金等の追加更正でありまして、やむをえないものと認めただけであります。次の諸点につきましては、とくに理事者に対して要望も付した次才でございます。土木費におきましては、災害復旧工事にかかる橋梁復旧等については、とくに工期を厳守し、交通遮断等により市民が長期にわたって難じゅうすることのないよう配慮すること。

道路の整備については、道路整備五カ年計画により実施されておりますが、市内において土地取得が相当以前に完了されている路線でいまだ整備されていない箇所を見受けまますので、せっかく市民の協力を生かし早急に整備に着手せられるよう要望をいたしました。

都市計画費におきましては、工事請負費において多額の更正減額がなされておりますが、これは本年度国庫補助助当によるもので、やむをえないとは思いますが、当委員会としてはむしろ増額してでも強力に街路事業の推進をはかるよう理事者に申し入れた次才であります。

なお千歳町。小生線の道路敷取得のための土地購入費につきましては、とくに現地をつぶさに視察し、総務部長の

出席をもとめて、その経緯について詳細聴取し、慎重に検討を加えたのでありますが、先ほど総務委員長から本問題についてはるる御報告がありましたので省略させていただきますが、当委員会といたしましては、公共道路事業用地取得のための経費としてやむをえないものと認めた次才であります。

港湾費につきましては、とくに港湾事業費負担金においては、このような負担に対して県は、市の自主性を認めているのか、またこの負担額は妥当なものかどうかとただしたのでありますが、県に対して市としての要望事項は申し入れ、具体化されておるのであって、その自主性は認められている。また負担額については、関係当局と話し合いを進め決定されたものであるという説明を了いたしましたのであります。

失業対策費におきましては、法の改正等によりその扱ひも異なっておりますが、とくに就労問題等については監督指導を十分にし、有効適切な措置を講じて市民に喜ばれる失業対策事業となるよう強く要望いたしました次才であります。

都市下水道費につきましては、別段異議がなかったのですが、既設下水管等の施設についてのその管理が不十分であるように見受けまますので、完全に効力が発揮できるよう格段の配慮を要望いたしました。

次に、議案才百四十三号昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出才一回追加更正予算であります。今回の追加更正は南部丘陵地の開発に伴ない県委託事業として行なう住宅団地開発に伴なう下水処理場建設用地買収費及び泊山排水区設計並びに同終末処理場設計委託料その他でありまして、使用料及び県委託金を財源として収支の均衡がはかられておりますので、別段異議なく原案を承認いたしましたのでありますが、現在工事中の市内の公共下水道の事業遂行にあたって市民に迷惑を及ぼしている状況が認められますので、こんごの事業の遂行に当たってはそういうことのないよう十分考慮の上、円滑なる事業の推進をはかられるよう要望をいたしました次才であります。

議案才百四十五号は、昭和三十八年度四日市市水道事業会計才二回追加更正予算案でありまして、収支的支出における動力費の減額につきましては、水源の開発に伴ない補助水源の使用を必要としないためにこれに要する電力が不要となったものであり、また資本的支出における水道拡張費の節の科目の組みかえにつきましては、昭和三十九年度予定工事を建設省の指示により本年度に繰り上げ施行するための経費でありまして、いずれもやむをえないものと認めて原案を承認いたしましたのでありますが、水道事業の現況とその打開策並びに将来計畫について理事者の見解をただしましたところ、才二期拡張工事完了による日量七万五千トンの給水能力は、現在昭和四十二年までとされておるが給水量が増加すれば昭和四十一年において能力いっぱいとなるので、将来計畫については鋭意立案中であって、財源及び水源について検討を加えて市民の要望にこたえられるよう最善の努力をいたしたいという説明があり、これを了とし、理事者はもとより関係者の一致協力を願ひ、四日市市水道事業の推進を強力にはかるよう要望いたしましたのであります。

次に、議案才百五十二号であります。これは本市簡易水道のうち小林及び鹿間簡易水道の料金でありまして、それぞれ地元使用者の希望によるもので、別段異議なく原案を承認した次才であります。

以上をもちまして、当委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（田村末松君） 次に、産業経済委員長にお願いいたします。

産業経済委員長。

〔産業経済委員長（鈴木愛次君）登壇〕

○産業経済委員長（鈴木愛次君） 産業経済委員会に付託になりました関係議案について、慎重に審査いたしました

経過と結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案才百三十九号の一般会計才七回追加更正予算中才十一款産業経済費について申し上げます。

産業経済費におきます今回の追加は、農業委員会費におきます農家台帳再補正に要する経費、農業労働力調整協議会運営費等二十五万四千余円、酪農経営合理化のため麦作から飼料作物への転換助長のための事業費補助、特産肉の生産、販買拡張のためつくられました三重県特産肉協分会担金と、事業の性格上、一般会計と区分して一月より特別会計として運営されます魚市場費の組みかえによります遠洋漁業基地費減額八十七万五千五百十円及び国。県のそれを割当決定によります土地改良事業費の追加並びに更正減額、全市域にわたり地元より要請のありました市単土地改良事業費の追加三百十三万円、また中小企業振興のため着手されております機械金属工業団地造成を推進するにあたり、道路、排水路等公共的な性格をもつ費用に対する補助金五百万円。

中小企業金融対策としてとられております経営を合理化するための設備資金融資貸付金五百万円及び三重県信用保証協会への出捐金二百七十五万円が主なものでございまして、産業経済費は今回千二百八十九万三千八百七十円の追加となっております。

才七項耕地事業費につきまして、市営土地改良事業におきます国費の減額がなされているのはどうかとただしましたところ、予算化は担当者の事前聞きとりによるも単年度としては新規事業を取り上げるため、施工年次延びによる減額となったという理事者の説明を了としたのであります。土地改良事業の工事施工については、できる限り単年度で完成されるよう要望いたしました。

また、市単土地改良事業の地元負担につきましても、三十七年度に三割から五割に引き上げられてはおりますが、他都市の実情もよく調査のうえ、逐次年次計畫にでもより負担軽減の検討をこられた要望いたしました。

才八項商工業奨励費におきましては、中小企業者に対し設備近代化資金融資のため市内銀行に一千万円預託し、金融対策として中小企業の振興がはかられておりますが、十一月末現在、申し込みが七十一件四千四百五十八万円にのぼっており、うち貸付金は五十五件、三千四百五十六万円となっておりますので、今回五百万円を追加して申込額に対処しようとするもので、融資限度は、十万円から七十万円であり、金融情勢が悪化しつつある現状を勘案して融資ワクをさらに拡大するよう強く要望するとともに歩積みについては、とくに金融機関に対しこれをしないよう理事者において検討を加えらるべく要望いたしました次第でございます。

なお、三重県信用保証協会への出捐金二百七十五万円についてただしましたところ、これは、同協会が中小企業者の保証をするにつきまして、その保証基金となるもので、県下各市より出捐されており、本市の出捐金は今回の分も含めて八百三十五万円となりますが、現在、協会の補償債務残高は十七億五千七百四十万円で、そのうち本市の中小企業者が保証を受けております額は五億一千六百七十三万余円で、総額に対し三〇％に当たっているという理事者の説明を了としたのであります。

以上、産業経済費各項いずれもやむをえないものと思料いたしましたして、原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百四十一号昭和三十八年度四日市市特別会計競争事業費歳出才二回追加更正予算は、人事異動による職員給与関係経費が更正されたものでございまして、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百四十四号、昭和三十八年度四日市市特別会計市営魚市場費歳入歳出予算について申し上げます。今回、魚舎建設に伴ないまして市営魚市場運営の基本を確立するため、本年度才四、四半期から特別会計が設定されたものでありまして、予算総額三十八万六千三百四十円の財源といたしましては、市場使用料、一般会計繰入金及び市債をもってまかなうというものでありまして、一般会計からの繰入金三百三十三万五千七百八十円につきまして

は、市営魚市場における魚舎建設資金の起債残額、既設魚舎建設資金の元利償還金並びに業務費の一部にあてられるもので、建設途上における本会計におきましてはやむをえないものと認めたのであります。

歳出につきましては、総額のうち八百一十一万一千七百六十円が新設改良費と既設魚舎の元利償還金にあてられるもので、将来収益をうる投資的経費と思われのでありまして、やむをえないものと認め、原案どおり承認いたしました。

なお、市営魚市場における現状をながめますと、こんご確固たる運営方針を定めることが必要と認めますので、審査に当りましてとくに論議の中心となりました諸点について簡単に申し上げます。

まず、市場開設以来約二カ年を経過した今日、入港船は逐次増加しているものの、昭和三十七年度における遠洋漁船の入港実績は、年間三十七隻という状態でありまして、これは三重県が主体となつて行なっている遠洋漁業基地整備促進計画が円滑に進められていないため、基地として必要な施設の整備が遅れ、県内はじめ四国、九州の遠洋漁船を誘致することが困難であったことが原因の一つになっています。しかしながら、本年度に入りましてから県におきましても積極的に計画を推進し、基地周辺の航路浚渫も一部完了するとともに五万二千坪の埋立地につきましても土地配分が考えられていられるもので、これらの諸計画が完成されれば名古屋、大阪、神戸の大消費地を控えている本市場は、健全な発展をとげるものと思われされます。

次に、遠洋漁船の誘致と仲買人の育成であります。漁船誘致の積極的な施策として報償費を計上いたしまして、入港漁船に報償物品を交付するとともに、県内並びに四国の現状において漁業協同組合員と誘致懇談会を開催しているものであります。現在のごとく遠用魚類の水揚げ場が沿岸魚類と同一せり場を使用している関係から、遠洋漁船の待機時間が長いことも漁船誘致を阻害する原因の一つにあげられており、今回魚舎建設によりこの問題は解決す

るものと認められたものであります。

仲買人の育成につきましては、毎年、先進市場におきまして研修会を委託開催し、資質の向上をはかっているものであります。

以上、市営魚市場のこんごの見通し、漁船誘致、仲買人の育成につきまして慎重に審議いたしましたところ、それぞれの計畫が進められているものであります。この市営魚市場はさる昭和三十二年、不振をかこつ湾内漁業対策と地元産業の育成をはかるため、旧富州原港を中心とする遠用漁業基地造成を計畫し、その一環として建設されたもので、当時市議会におきましても中部経済圏で重要な地位を占める四日市市の現状からこの計畫に賛同し、特別委員会を組織する等、強力に推進し、昭和三十七年市場開設の運びとなったのであります。港灣施設、基地施設につきましては、その後いっこうに進展せず、漁船入港に欠くことのできない航路浚渫、防潮堤の築造、岸壁の改修その他遠洋漁業基地として必要な給油、冷蔵、加工施設の誘致と先進基地に設けられている船員の宿泊施設の早期実現を早急に進めるとともに、魚舎建設を機会に使用料基準についても十分検討するよう強く要望した次第であります。

次に、議案才百四十八号起債について及び議案才百五十号四日市市営魚市場特別会計条例の制定につきましては、両議案とも議案才百四十四号に関連いたしました関係議案の審査報告といたします。

以上、当委員会に御付託になりました関係議案の審査報告といたします。

よろしく御審議のうえ、御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 以上で、各委員長の報告は、終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時二十分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員長の報告に対しまして、御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 総務委員長に二つお尋ねいたします。

一つは、海星中学の件であります。現在、報告によりますと、やむをえない理由という、慎重審議、このように報告をえました。その点についてであります。海星中学はご存じのように宗教団体でありますし、そこに学科としてその宗教を教えていたかどうかということをお調べになったうえでの決定かどうか。その点について、一つお伺いいたします。

次に、市有財産の交換の件であります。三十四年度以降において今日まで四万四千二百二十一円という賃借代をもらっているというふうに聞いたわけですが、現在の土地の価格あるいはその他のいろいろの面から、その賃借代が妥当であったかどうか。あるいはその坪数において、現在の土地価格のその点から、借用している価格、その点について当然問題となったかどうかと思えます。その点の報告もちょっとなかったように思われますので、そのお調べになったことをお答え願いたい、このように思います。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） この問題に対しましては、総務部長より御返答さしてもらいます。

○大島武雄君 総務委員長に質問したのであります。総務委員長じゃありませんか。

○総務委員長（高橋伊祐君） この問題は、われわれよりも総務部長がよく知っておりますから、総務部長からお願  
いいたします。

○議長（田村末松君） それでよろしいか。

○大島武雄君 当然そこで問題になっただろうと思われまので、その結果をお願いしたい。こういうわけでありま  
す。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 才一点の海星中学で宗教に関する学科をやっておるかどうか、というお尋ねでございます  
が、この問題につきましては、すでに議会でも御発言があり、それに関連しましてわれわれ事務的にも調査をいたし  
ました結果、お尋ねのような問題はございませんので、総務委員会におきましては、この点については議題にはなり  
ませんでしたから、そういうことはつけ加えて御報告いたします。才一点でございます。

それから、才二点につきましては、四万なにがしとおっしゃいましたが、われわれの今回の提案でお願いしており  
ますのは、昭和二十四年から三十三年に至る間の地代家賃統制令に規定いたします貸地料三十九万余を敷入として考  
えております。

それから、都市計畫費におきます用地買収費としての三十四万なにがしにつきましては、約二八・七八坪に該当す  
る、まあ坪数的に申し上げますと、分でございます。この単価は、一万二千円と計算いたしております。一万二千  
円の単価計算の基礎につきましては、委員長報告にもございましたように、従来の子酉。八王子線の用地買収にかか  
わる単価を基準として考えたものでございまして、この点は総務委員会で非常に詳しく御論議もいただきまして、御  
了解をえ、総務委員会のみに関りませんと建設委員会にも建設委員長から御報告がありましたとおりでございます。

以上でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 総務委員長にお尋ねをいたします。

報告を受けました議案才百五十六号、市有地の交換についてでございます。先日、私のほうから総務委員会の慎重  
な御審議をお願い申し上げたわけでございますが、その結果、先ほどの報告について二、三疑義がございますので、  
明らかに納得できるように御説明のほどをお願いしたいと思います。

まず一つは、本件については昨年原案が今回出されておると同様な内容をもって提案をされ、それが総務委員会の  
審議の過程において理事者のほうから可決する条件が整っていないと、こういう形で撤回をされたわけでございます。  
その後、一年半ほどの間に再び上程をされるという前提の中には、当然当時の可決を阻害しておった条件というもの  
が解消されたという前提がなければ可決されることはありえないのじゃないか。これが議会としての筋じゃないかと、  
こういう気がするわけです。

その点で、先ほどの御報告を承っておりますと、つまり久保村木材のほうで円満解決をするという念書が一本入っ  
ておるんだと、こういう報告でございますけれども、いわゆる一年半前においても久保村木材のほうからは、円満解  
決をするという意思表示はあったと聞いております。従って、それが単に文書になっただけということならばです  
ね、当然これは当時の状況と今回とはどれほどの違いがあるかといえば、本質的には変りはないのじゃないか。つま  
り、陳情がことしの十二月十六日現在で片いっぽうの関係者から私のほうに払い下げてくれと、こういったものが出  
ております。これはのちほど陳情であると思えますけれども、その関係しておる複数の納税者がそれぞれの利害をも  
っておるといふことが解決されなければですね、本件について、解決することは議会としてはですね、再度提案

されている問題でございますので、若干、議会の審議をするという基本の姿勢については問題があるんじゃないかなろうかと、まあこういう気がするわけです。従って、この点については総務委員会がどう判断されたのかということをつ承っておきたい。

それから、円満解決をするということですね、理事者に強く要望したと、こういうことでございますけれども、いわゆる円満解決ということはですね、どういう内容をもつのか、つまり原案のような形でいった場合には当然払い下げを受ける、土地の交換の相手になる久保村木材のほうに現在係争中である、紛争を起しておる相手方である住友林業との間に十分な話し合いをして、あと議会の議決というものにひびが入らないことをするんだとの前提で、念書が入られたんだらうと、まあこういう気がするわけです。従って、その円満解決という内容がですね、どんなものかということが必要ですね、私はこの件については、単なることばの上だけの円満解決になるんじゃないかと、まあこういう懸念がするわけでございます。従って、その円満解決という内容は、どういう内容をもつものか、このことが二点目に確認したいわけでございます。

それから、従来、久保村木材なり住友林業なりが、この議会に対していろいろ陳情を出してきておる。とくに住友林業については、再三にわたる陳情が出ております。そのことが、今日、現在でなお解決されていない。で、もしかりにですね、久保村木材のほうで十分な誠意を尽した方向をとったとしてもですね、今日出されておる状況の中では、いわゆる裁判ということもありうるんじゃないかと、まあこういうことも懸念されるわけです。従って、そういったことまでですね、つまり議会で議決をしたと、その結果に対してですね、その結果に対して納税しておる複数の市民間に紛争が生じた、それが議会の議決に対してどう影響してくるか、そこらあたりについてはですね、どのように判断されたのかということ、お三点に聞いておきたいと思っております。

以上、さし当って三つの点について、ぜひお答えいただきたいと思っております。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） この問題に対しましても、総務部長より答弁さしていただきます。

○橋詰興隆君 私の尋ねた件については、いずれも議会人としての解釈という問題でございますので、総務委員会の正式の回答をいただきたいと思っております。

かならずしも委員長でなければならぬという気もいたしませんので、どなたでも、ほかの方でもけっこうですからぜひ総務委員会の見解を聞いておきたいと思っております。

○議長（田村末松君） 高橋さん、いろいろ審議せられた総務委員会の態度、それを説明せられて、詳細は総務部長からということでございますか。この件は、慎重に審議せられたわけですね。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 他人名儀の土地が入っておったが、その点が解決したのでございまして、また、円満解決するという念書が理事者のほうに入っておったということを知り、理事者のほうからその答弁があったのでございします。

住友林業のほうからは直接相手方ではないので、われわれはそれに対しては存じておらぬのでございます。

以上でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 私が質問申し上げたことについて、御答弁いただいたわけでございますが、私の主観的なことで申し上げるならば、きわめて不満足なお答えだと、たいへん失礼でございますけれども、そういったいい方をせざるをえ

ないと思います。少なくとも慎重審議をされたという以上、私が質問申し上げたことに対してですね、あるいは相当なことでお答え願いたいということを再度お願いしたいわけでございます。

つまり才一点の問題はですね、先ほど申し上げましたように、昨年に本件と同じような形で議案が出てきたわけです。これに対して当時総務委員会のほうではいろいろと疑義が出て、その過程の中で理事者のほうで引っ込められた、撤回されたわけでございます。従ってですね、その撤回をされたということは、つまり議会の立場でいうならばですね、いかなれば可決をする条件が整っていなかったんだと、こういうことになると思うんです。従って今回そういった条件が、可決できる条件が整ったのかどうかということを見てみれば、私はこれは整っていないんじゃないかと、まあこういう気がするわけです。そこらあたりのところをですね、まず基本の問題として、議会の審議をする基本的な姿勢として御答弁を願いたいと、こういうことでございます。

その上に立ってですね、それに立って本件を見た場合には、いわゆる念書が入ったということですね、その念書とということがいってどれほどの内容をもつのかということ、つまり可決するだけの条件として適合するんかどうかということが、当然疑問になってくるわけです。この点についてはですね、昨年の審議においてもやはり総務委員会の席上においては、円満解決するんだという久保村木材の言明もあったということもあるわけです。そうするならばですね、そうするならばそれは単にいわゆる文書になったというだけであって、そのあとですね、そのあと一年半の間に解決されていないと、しかも関係当事者間の紛争というものは激しくなっているということが現実にあるわけです。そうするならばですね、そうするならばいったい今回入った円満解決するというその念書の意味合いというものをどういうように理解すればいいのかと、そういったことが生ずるわけです。従ってそこらあたりが、阻害された条件がなくなったという判断に念書がなるかどうかということが、きわめて疑問になってくるんじゃないかと、これが二つ

目の問題です。

三つ目の問題はですね、これは、いわゆる円満解決するということはですね、久保村木材の土地の中にある市有地については、これは久保村さんに渡しましょうと、住友林業の中の土地についてはですね、これは住友さんのほうに渡しましょうと、こういう内容なのか、あるいはもっと違った円満解決の内容をもつのかということですね、ここらあたりとそこらあたりはどういうことになってくるのかと、つまり円満解決の内容が総務委員会の解釈としてはどういうことになるのかということですね。

まず、この三つの問題についてお尋ねしたいし、重ねてもう一つ、四つ目の問題を出しますけれども、それは、強く円満解決を要望したということですね、このことは、この本件が議決されたのちにおいてですね、理事者が執行する場合の絶対的な前提条件なのかどうか、円満に解決されると、その解決された上で具体的な執行をしていくんだと、こういうことなのかどうか、これをあわせてですね、この四つについてぜひ御答弁願いたいわけでございます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時八分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 先ほど橋詰議員のお尋ねに対しまして、総務委員会の審査の状況についてお答えをいたします。

土地評価の件につきましては、従来の子酉。八王子線買収の例にならって適正に評価されたものであることを承り

ましたのと社会的地位にある久保村氏から円満に解決をはかりますという念書が提出されていることでもありますので、これを信じて理事者も将来両者間に紛争が起らないということで、市が責任をもって解決をいたしたいという答弁がありましたので、当委員会といたしましても、これを了承いたしましたような次才でございますから、悪しからず御了承願います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 大要再三しつこく申し上げて、恐縮をするわけでございますが、問題が問題でございますので、その点まず許していただきたいと思えます。

いまの委員長答弁で、おおよその内容については、理解をいたしたいと思うわけでございます。そこで、改めてですね、一点だけ残っておりますのでお尋ねしたいんですが、円満解決するという念書が入っておると、その円満解決をするということはですね、つまり理事者に強く要望したことはですね、これは原案を可決するいわゆる付帯条件ということになっておるのかどうか、あるいは単に希望だけなのかどうかですね。そこらあたりをですね、もう一つだけ尋ねておきたいわけです。つまり私は、ここまで総務委員会の方々が御検討なさったことに対して、とかくいう気はないんですが、あと議会が議決をしたということがですね、あと問題になってはいかんだらうと、まあこういういった気持ちから申し上げております。役って、のちほど本件が議決をされて効力を発し、それが理事者のほうで執行する場合にですね、それがいわゆる要望したということがですね、軽い意味なのか、それとも原案を通す前提条件として要望しているのかどうかと、ここらあたりをもう一回念を押しておきたいわけでございます。

〔総務委員長（高橋伊助君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊助君） お答えいたします。

この件につきましては、理事者に強く要望いたしましたして、円満解決をはかっていたかどうかというわけでも総務部長にお願いいたしました。

以上でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 総務部長にお尋ねいたします。

先ほど来、総務委員長のほうから御答弁を伺っておりますと、本件についての総務委員会の結論が原案を可決するということをなさっていただいたわけですが、同時に久保村木材のほうから払い下げを受けるという前提の中で、現在紛争が起きている相手方との間に円満解決するのだという念書、つまり約束が入っております。従って、このことをきわめて総務委員会としては重要な問題だと、こういう見方の上で原案が可決されていると、そうしますと、そのことを議決されたのちに執行する段階において円満解決をするということが、つまり議決の要件、つまり前提条件としてあるんじゃないかと、こういう理解をするわけです。従って、円満解決をするということを要望されたそれを受けた理事者側としてはですね、それをどの程度までに理解しておるか、あるいはその円満解決という方法、内容それらがですね、現在の時点の中でどういう方向がおおよそ見通せるのかと、こういうことも現在持ち合せがあるならば聞かしてもらいたいと思えます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

本件につきましては、橋詰議員のお尋ねもございますが、皆さんともに御心配をいただいております。こういうふうには私は考えておりますので、いまお尋ねの件について現在考えておりますこと、それから従来やってきましたこと、

それから委員会が終りましたから今日までにやっておりますことなどを御報告申し上げたいと思います。

橋詰議員は、紛争あるいは係争というおことばをお使いでございしますが、われわれは係争あるいは紛争という事態は毛頭ないと考えております。といいますのは、この件の概略の考え方は今さら申し上げるまでもございせんが、両者がですね、係争をしておられる、あるいは紛争をしておられるという問題はございせん。といいますのは、従来、数回にわたりますして、昨年御提案申し上げるまでに到達しておられるという問題はございせん。だからできたならば市から直接払いでありましたので住友林業ということばを使いますが――では自分の所有にしたい、だからできたならば市から直接払いを受けようようにしていただきたらありがたい、こういう考え方がございまして、現在、四日市製紙になっておるようございしますが、その考え方は今日も続いておるのでございします。たまたま市といたしまして従来のおきさつあるいは法的な解釈から考えまして、久保村さんと払い下げということばをお使いでございしますが、提案申し上げておりますように交換をしたいという考え方に立っております、まだ紛争あるいは係争という問題は付随しておらないことをまずオ一に申し上げたいのでございします。

でございしますので、実際の状況から考えて、自分ところに直接払い下げていただきたいということをも再三陳情あるいは請願というような形でされております。でございしますから、久保村さんからいただいておられます念書にもはっきりそういう条件を上げまして、請願の趣旨もありますので、それに従って円満に解決していくというようにしますという念書に相なっております。でございしますから、住友林業の御希望の点はですね、久保村さん自身も確認されておる、こういうふうには私たちは考えております。

そこで、委員会は建設委員会も同様でございしましたが、その辺のところを非常に御心配いただきまして、できたら今日、きょうの今日でございしますが、きょうまでに住友林業なんかとも話し合って一つの結論を出したらどうだというふうなお話もございましたが、いろいろの関係で私はその場合確約ができませんでしたが、実は一昨日、住友林業の本社からできたらすぐに来ていただいて話し合いたいということも、こちらから申し入れておりましたが、向こうも午後三時半ごろに向うから会ってくれというようなことがありまして、私、所用がございましたので六時から約二時間ほど財務課長、財務課長補佐と私と三人でいろいろお話をいたしました。そのときにおいでいただいたのは住友林業本社顧問弁護士の中中さんという方と、本社の総務課の係長のお二人がおいでになりました、それに四日市製紙の津山氏が一緒においでになったのでございします。それで、市の今回提案申し上げている状況をつぶさに申し上げましたところ、非常に平たいことばでいいますと本職の方でございしますのか、非常にまっすぐに御理解をいただいたように拝見いたしました。といいますのは、市の考え方としてはそれは当然である、だから住友林業としてはこういうさうに自分の所有に帰したいという希望を強く申し述べておるのに過ぎないのだという、こういう点を確認されたのでございします。

それで、改めて議会で議決を経られましたあと、御努力をいただきたい、御協力をいただきたい、こういうような申し出がございまして、これにつきまして、私は部長就任以来、非常に大きないい方でございしますが、三カ年間でいうことを念頭に置きながら、御希望を聞きながらやっておりますので、おっしゃるやうにわれわれとしてはできるだけの努力をいたしますと、ところがこの問題は両者ですね、といいますのは会社対会社という考え方は非常に私はスムーズな考えが通じておると信じております。ところが、事実、仕事をなさる、といいますか、話に行かれるある特定の個人のような形でですね、非常に話が進みにくいような条件があるかのように見受けられておりますので、本日、議決いただきましたら早急に、あすにでも御両者にお寄りいただきまして、皆さんの御趣旨のあるところ、われわれの考えているところは十分申し伝えて、その線に従って円満解決もっていききたい。ところが、

先ほどいいましたように、住友林業本社との問題ですとスムーズにいくように見受けられる面がございますので、その取り扱い方は慎重を期していきたい。

それから、この執行につきましては、御案内のようにそう簡単に処理できるものではないと思います。といひますのは、いわゆる登記その他の手続等も付随いたしますから、そういったことから考えますと、できましたらそういう期間を考え合せながら処理したい、こう思っております。

ただここで、総務委員長から責任をもって、というようなおことばがありますが、その辺につきましては、われわれ公共団体の職員あるいは市長の名において行なうこととございますけれども、その責任をもってという内容につきましては、これは御賢察いただけるものと考えております。

でございますから、お尋ねの要点を簡単に申し上げますならば、一応具体的な手がかり、それからもの考え方、それから処理の方法等につきましても一つの確信、あるいはルールといえますか、そういうものについては、私自身は持つておるつもりであります。

以上でございます。

#### 〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 詳しく説明を聞いたわけですが、いずれにしてもこの種の問題が議会上に上程されると、こういった場合の扱い方の問題としてこんご十分気をつけてもらいたい。つまりいったん出したものを撤回をするということがある意味合いでは否決をしたと同じような効果が出るんだろうと思います。で、そのことがやはり今回、私、休憩中にいろいろ他の先輩議員さん等にも聞いてみても、私と同じような懸念を持つておられる方も多数見えるわけです。そのことも総務部長は十分理解しておるようでございますので、これからの問題としてですね、土地管理の問題

従って財産管理上の問題にもひっかかっておりますし、同時に問題が出た場合の処理の仕方、つまり前回から一年半ほどたってもなおかつ一方から逆に問題が出てくる、陳情が出てくるといったようなことのないような努力というのがあってしかるべきじゃなからうか、こういう気がするわけです。

それから、私、紛争あるいは係争ということばを使いましたが、これは何も法律上の意味合いではなくて、現に違ったものから陳情が出ているということなので、法律上の問題じゃないということをおし上げておきます。

さらに、先ほど円満な解決を見るべく努力しているのだと、こういった報告がありましたし、また、これからについても総務委員会の審議の内容というものを尊重しながら事に当っていくんだと、こういった意味合いのことばがございます。従いまして、これからの執行に当ってはですね、議決されたのちの執行に当っては総務委員会で、あるいは建設委員会で論議なさってもらったその基礎をですね、十分まあ認識してもらって、問題のちほど残らないと、こういうことを期待いたして終わりたいと思えます。

総務委員会並びに皆さん方に大変時間を取りまして恐縮でございますが、以上で私の質問を終わります。

○議長（田村末松君） 他に御質問、御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の採決を行ないます。

議案才百三十九号ないし議案才百五十六号の十八議案を、一括採決いたします。

これら十八件は、各委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才百三十九号ないし議案才百五十六号は、原案のとおり

可決されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才十九、議案才百五十七号予算外義務負担契約についてないし日程才二十七、議案才百六十五号工事情請負契約の締結についての九議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、教育民生委員長にお願いたします。

教育民生委員長。

〔教育民生委員長（矢田繁郎君）登壇〕

○教育民生委員長（矢田繁郎君） 教育民生委員会に御付託になりました議案才百五十七号に対する審査の結果について御報告申し上げます。

議案才百五十七号は、市内水沢地内に建設されます教職員住宅にかかる公立学校共済組合三重支部長との間の予算外義務負担契約案でありまして、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、建設委員長にお願ひいたします。

建設委員長。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） 当委員会に付託されました議案の審査結果について御報告いたします。

議案才百五十八号、百五十九号及び百六十号は、磯津漁港B護岸災害復旧工事、四日市市中部地内才二工区下水管

渠工事、日永処理場築造工事を指名競争入札により落札した業者とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであり、議案才百六十二号、百六十三号及び百六十四号につきましては、市内中村地内、山城地内、小牧地内の橋梁復旧工事、千歳町。小生線街路築造工事を指名競争入札により落札した業者とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

以上、七議案につきましては慎重に審査を行ないました結果、いずれも原案を承認したのであります。但し、工事契約の指名競争入札に際しては、業者の指名選考について疑惑をもたれないよう厳格適正に行ない、また契約業者に対する工期の厳守等についても監督指導の強化をはかるよう強く要望いたしました次第でございます。

どうか、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田村末松君） 次に、産業経済委員長にお願ひいたします。

産業経済委員長。

〔産業経済委員長（鈴木愛次君）登壇〕

○産業経済委員長（鈴木愛次君） 産業経済委員会に付託になりました議案才百六十五号、工事情請負契約の締結について御報告申し上げます。

本案は、九月定例会において議決をみた国の施策に沿って実施されております農業構造改善事業として取り上げられました水沢地内に建設する乳牛育成市場新築工事情請負契約案でありまして、指名競争入札によって落札した河北組と請負契約を締結しようとするもので、別段、異議なく原案を承認いたしました。

はなはだ簡単ではございますが、産業経済委員会の審査結果報告といたします。

よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（田村末松君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。各委員長の報告に対しまして、御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

御質疑、御意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の採決を行ないます。

議案才百五十七号ないし議案才百六十五号の九議案を一括採決いたします。

これら九議案は、各委員長の報告どおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才百五十七号ないし議案才百六十五号は、原案どおり可決されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十八、議案才百六十六号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百六十六号は、高花平小学校増築工事並びに富洲原中学校体育館新築工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付しましたところ、高花平小学校増築工事につきましては、千七百二十万円で市内北条町一番八号、福竜建設産業合資会社にそれぞれ落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 これはお伺いしたいことですが、工事の契約あるいは監督についての点であります。市民病院を建設したその会社といえますか、その請け負いされた点についていろいろ工事後、非常にその修理しなければならぬ、そのような問題も相当起きているように聞いております。そういうような点について、監督の不十分ではないか、このように思いますが、今までのような監督の仕方では常に工事費、修繕費なんか計上されてくると思えますが、その点について再度、強力な監督、指導を望むわけであります。その段階においてどのような、こんごそういう事態の起らないようにしていけるのか、その点お尋ねいたします。

〔建設委員長（白峰久駿君）登壇〕

○建設部長（白峰久駿君） 大島議員の契約並びに監督について不十分ではないかと、こういう御質問に対しましてお答えいたします。

工事の業者の指名入札につきましては、過去の実績とかあるいは技術陣営とか、器材の充実と<sup>か</sup>いろいろ手持ち工事の状態とか、あらゆる面を調査いたしまして、主管部長とよく相談いたしましたして工事を契約しておりますので、病院につきましては、そういうことはあまり聞いておりませんが、こんごもしもそういうようなことの起らないように十分、主管課を監督いたしまして、こんご御期待に沿うように努力いたします。（大島武雄君「了解」と呼ぶ）

○議長（田村末松君） 他にありませんか。（「なし」と呼ぶものあり）

他に御質疑、御意見ありませんので、本案につきましては直ちに採決いたしたいと思えますが、これに御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。  
議案才百六十六号を採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才百六十六号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十九、選挙才八号<sup>抜</sup>野伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、明十二月二十四日任期が満ちますので、それがための一般選挙であります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

<sup>抜</sup>野伝染病隔離病舎組合議会議員に

坂上長十郎君、中島忠勝君、矢田繁郎君、訓 覇也男君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました四名を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって坂上長十郎君、中島忠勝君、矢田繁郎君、訓覇也男君の四名が、<sup>抜</sup>野伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三十、委員会報告才十号ないし日程才三十二、委員会報告才十二号の三件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。

別段、御質疑、御意見もありませんので、本件を委員長の報告どおり決定いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって委員会報告才十号ないし才十二号は、委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願 陳情 番号	件 名	委員会	採 否
一〇	陳情才三九号	市有地の払下げについて	総務	採 否
	陳情才二六号	四日市医師会員の公衆衛生活動に対する助成について	教育	採 否
	陳情才二八号	公害の人体に対する影響の研究に対する助成について	民生	採 否
	陳情才三三号	国鉄塩浜駅煤煙防止について	民生	採 否

二	陳情才三四号	国鉄塩浜駅の蒸気機関車による煤塵の公害について	民教 生 育	
	陳情才三五号	中部中学校体育館の建設について	〃	
	陳情才三八号	羽津地区に幼稚園設置について	〃	
	請願才一三号	県道尾平垂坂東富田線道路舗装工事について	建 設	
	請願才一四号	県立理科教育センターへの進入道路新設について	〃	
陳情才三一号	諏訪栄町内東映通りの舗装工事について	〃	採 択	

○議長(田村末松君) なお、総務、教育民生、産業経済、建設の各委員長から、目下委員会において審議中の事  
件についてお手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なしと呼ぶものあり」〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査に付するこ  
とに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十  
八条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願才一五号 勤労者の生活を守るための請願について

二、理 由 調査研究のため

昭和三十八年十二月二十三日

四日市市議会議長 田 村 末 松 殿

総務委員長 高 橋 伊 祐

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中も継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条  
の規定により申し出ます。

一、事 件

請願才一一号 四日市市内から一万円以下の労働者をなくするところについて

陳情才二三号 青少年の野外活動施設設置にともなう助成について

二、理 由 調査研究のため

昭和三十八年十二月二十三日

教育民生委員長 矢田繁郎

四日市市議會議長 田村末松殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才三二号 農業共済事業の市へ移譲について

陳情才三六号 四日市遠洋漁業基地に宿泊休養施設の設置について

二、理由

昭和三十八年十二月二十三日

産業経済委員長 鈴木愛次

四日市市議會議長 田村末松

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十

八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才三七号 中央工業高校汚水処理について

二、理由

昭和三十八年十二月二十三日

建設委員長 山中忠一

四日市市議會議長 田村末松殿

○議長(田村末松君) 次に、監査委員より例月出納検査の結果報告について、報告才三十五号ないし才四十三号の九件がまいてっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによって御了承をお願いいたします。以上をもちまして本定例会の議事については全部終了いたしました。これをもちまして会議を閉じ、三月定例会を閉会いたします。

午後一時四十八分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議會議長 田村末松  
署名議員 志積政一

署  
名  
議  
員  
錄  
木  
愛  
次